

令和 4 年

第 3 回定例会
決算審査特別委員会会議録

令和 4 年 9 月 15 日

）

令和 4 年 9 月 20 日

田 上 町 議 会

令和4年第3回定例会
決算審査特別委員会会議録
(第1日)

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年9月15日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君 | 9番 | 椿一春君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君 | 12番 | 池井豊君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------------|------|--------|------|
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 保健福祉課長 | 田中國明 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | 庶務防災係長 | 今井俊 |
| 町民課長
会計管理者 | 本間秀之 | 保健師長 | 三本智子 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺明
- 書記 板屋越麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社
- 9 本日の会議に付した事件
- 認定第1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中
歳入

歳 出 1 款 議会費
 2 款 総務費
 3 款 民生費（1 項 1 目、2 項 3 目）
 4 款 衛生費
 9 款 消防費
 1 1 款 公債費
 1 2 款 予備費

認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

午前9時00分 開 会

委員長（藤田直一君） それでは、時間が参りましたので、これより始めさせていただきますと思います。

おはようございます。本日から3日間、令和3年度の歳入歳出決算についての決算審査特別委員会をこれより開催をいたします。委員の皆様方におかれましては、よろしく審査のほどお願い申し上げます。

委員の出欠状況でございます。本日の出席13名であります。なお、熊倉委員より遅れてくるといふ報告が来ております。傍聴につきましては、三條新聞社、新潟日报社より傍聴の申出がありました。許可をいたしましたので、ご報告いたします。

それでは、議長、挨拶をお願いします。

議長（小嶋謙一君） 改めまして、おはようございます。先ほど委員長も申されましたように、本日から3日間、決算審査特別委員会が開催されます。中身においては、皆さん一通り目は通してきているとは思いますが、この決算というのはこの次の予算審査に向かつての一つの布石になる大事な審査でございます。委員の皆さんもその点心得て、ひとつ審議のほどよろしくお願いいたします。また、執行の皆さんには大変ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

委員長（藤田直一君） これから審査に入りますが、この特別委員会に付託された議案は、認定第1号から認定第8号までの8案件であります。日程につきましては、配付済みの日程表に従って進めてまいりたいと思います。また、先ほど追加資料として決算説明参考資料、それから町税収入の状況資料、それからオミクロン株対応ワクチン接種に向けた接種券の配布等についての資料が出されております。

決算審査に当たりまして、私から皆様をお願いをしておきたいと思っております。質疑、意見は趣旨を明確にし、簡素に発言をお願いいたします。資料の提出を求める場合や総括質疑として町長に答弁を求める場合は、その旨を明確にさせていただきたいと思っております。また、総括質疑をされる方は、内容を所定の用紙にまとめ、本日の審査報告前までに委員長に提出して下さるようお願いをいたします。

それでは、これより決算の概要並びに一般会計歳入の全般について、説明をお願いをいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めて、おはようございます。それでは、今日か

ら決算審査特別委員会ということですが、よろしく願いいたします。

それではまず、先ほど委員長からお話いただきました、本日お配りいたしました令和3年度決算説明参考資料、一般会計総務課ということで、これは毎年この場で報告をさせていただいておりますが、これをまず皆様方に説明をさせていただいた後で主要施策の全般的な部分、それから歳入の決算書のほうに説明を移らさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それではまず、決算説明参考資料1ページ目をお開きいただきたいと思います。こちら令和2年度ということになっておりますけれども、例年の資料でございます。町村の普通会計の決算収支ということで、まず積立金の残高でございます。財政調整基金の残高、それから積立金全体の合計、それから地方債の現在高ということでそれぞれ載せさせていただいているところでございます。令和2年度でございますので、財調は田上町は6番目ということで8億4,867万3,000円、基金全体は14億2,632万8,000円、人口1人当たりで見ますと12万5,000円ということになってございます。地方債につきましては46億3,570万8,000円ということで、1人当たり40万7,000円という形になっているところでございます。

2ページ目につきましては、今ほど申し上げた部分をグラフで示させていただいたといった内容でございます。

それから、めくっていただきまして、3ページでございますが、令和3年度の不納欠損額ということで、一般会計、特別会計のそれぞれ税、料等の関係をご載せさせていただいているところでございます。金額、人数、理由等をそちらのほうに記載させていただいているところでございます。これからそれぞれの決算の歳入のところで説明もあろうかと思っておりますが、こちらの部分、これを見て、また参考にしていただければなというふうに思っております。

それから、4ページ目でございますが、令和3年度で予備費を充用させていただいた、一般会計のみでございますが、そちらの一覧になってございます。令和3年度におきましては全部で25件、金額といたしまして289万2,000円を予備費から充用させていただいたという内容になってございます。

それから、めくっていただきまして、5ページ目でございますが、人口及び自然増減、社会増減の推移ということで、こちらのほうも今の町の状況ということで載せさせていただいております。今までであればこの後に町全体での少子化とか、そういった部分の資料もおつけしていたところでございますが、今回新たに施政方針における主要事業成果一覧ということで、また別に資料を作成させていただいて、

皆様方にお配りしておりますので、そちらと重複するものですから、そちらのほう今回こちらのほうから、資料から抜かさせていただきましたので、お願いいたします。

それから、最後になりますが、新型コロナウイルス、令和3年度における事業費及び財源内訳ということで、一覧でつけさせていただいております。1番から始まりまして19番までのそれぞれの事業、令和3年度で取り組んできた事業の一覧でございます。表の見方といたしましては、事業名、決算額、それに対する財源内訳という形になってございます。一部、下の米印でありますけれども、一般財源がマイナスというふうなものが表記されているかと思いますが、こちらにつきましては令和3年度で捉えますと、いわゆる歳入より歳出が少ない過剰的な扱いになって、当然それについては令和4年度返還をするということで、今回の議会においても一部そういう部分、返還の歳出予算を組まさせていただいておりますので、その部分、令和3年度の実績プラス令和4年度の返還あるいは追加交付、そういった形で右のほうに欄を設けさせていただきました。そういたしますと、一番右側の返還金、追加交付を含めた一般財源といたしましては1,070万9,000円、これが最終的に今回令和3年度でやった新型コロナウイルスに対する一般財源の持ち出しというふうな形で見ていただければいいかなと思います。こちらの表につきましては、また歳出のほうで新型コロナウイルスの款の説明があるかと思いますが、その際にまたこの資料も参考に見ていただければなというふうに思っておりますので、お願いをしたいと思います。

まず、この参考資料ということでの説明を終わらせていただきまして、続きまして主要施策の成果の説明書を御覧いただければと思います。あと、決算書のほうもここを見てくださいということで私のほうで話を順次分かりやすく説明するつもりでございますので、その辺もお手元に決算書も出していただけて見ていただければと思います。

それでは、主要施策の成果の説明書の1ページ目をお開きいただければと思います。令和3年度の決算の状況でございます。令和3年度一般会計の決算の概要につきましては、特に令和3年度については第5次の総合計画に基づいて事業を実施し、除雪車の更新、あるいは子育て支援センターの新規立ち上げ等を実施してまいりました。また、新たに10年後の町の姿を見据えた第6次総合計画の策定も併せて実施をしてまいりました。それから、新型コロナウイルスの感染対策におきましては、令和2年度に引き続きまして、国の臨時交付金を活用しながら、様々な事業を議会

とも、皆様方とも議論をしながら施策に取り組んできたところでございますし、新たにワクチン接種事業にも取り組みをさせていただいたところでございます。

決算規模でございますが、令和3年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額といたしまして54億8,581万1,000円、歳出総額が53億256万9,000円でございます。対前年度、令和2年度と比較をいたしますと、歳入では18億5,747万4,000円、歳出では17億6,892万2,000円、それぞれ25.3%、25%と減額となっております。これらの内容につきましては、特に新型コロナウイルスの関係もありますけれども、特別定額給付金の実施をいたしました。その関係で11億5,300万円ほど令和2年度では歳入歳出予算を計上いたしました。それから、道の駅関係で事業が終わりましたので、こちらの関係で9億1,400万円ほど、令和2年度事業が完了したということで、その部分が大きな影響になっております。

2番目の決算収支でございますが、令和3年度の一般会計歳入歳出差引額は1億8,324万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源117万7,000円を差し引いた実質収支につきましては、1億8,206万5,000円の黒字という形になります。

それでは、決算書でその部分を若干説明いたしますが、まず歳入総額につきましては、決算書の7ページをお開きいただきますと、歳入合計の収入済額、決算書は円単位になっておりますので、54億8,581万579円、これが歳入総額になりますし、歳出のほうは11ページ、支出済額で53億256万8,471円、歳入歳出差引残額が1億8,324万2,108円ということで、こちらが今ほど申し上げた主要施策の部分の歳入歳出差引額になります。

それから、翌年度に繰り越すべき財源ということですが、こちらが決算書の198ページをお願いしたいのですが、こちらに実質収支に関する調書ということで、今ほど申し上げた部分が載せてございます。歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、それから翌年度に繰り越すべき財源ということで、繰越明許費繰越額ということで117万7,000円、これが主要施策に書かれている翌年度に繰り越すべき財源になります。下の備考欄にありますとおり、令和3年度から令和4年度に繰越しをお願いした部分、これにつきましては6月の議会に繰越計算書ということで皆様方に議会で報告をさせていただきましたが、令和3年度から令和4年度におきましては6件の繰越明許をさせていただきました。マイナンバーの関係、それから新型コロナウイルスの関係ですけれども、住民税の非課税世帯の臨時給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、それからまん延防止の関係での事業、それから農地費の関係で県営圃場整備、あるいはストックマネジメントの県への負担金、それから土木費におきま

して、工事の関係で繰越しをさせていただきました。そちらには特定財源として国県で9,525万9,000円、一部地方債2,120万円、それを差し引きました一般財源に当たる117万7,000円、これを翌年度に繰り越すという形になりますので、これを差し引いた分が主要施策で申しあげました1億8,206万5,000円の黒字という形になりますので、お願いしたいと思えます。

それで、この部分、少しこの主要施策の表の4ページ目を見ていただきたいと思いますのですが、今ほど申しあげました決算収支の状況ということで、1番のところに令和3年度、私が申しあげた数字が載せてございます。そういたしますと、単年度収支につきましては、令和3年度と令和2年度の実質収支の比較になりますので、単年度収支といたしましては8,252万円の赤字という形になっております。その隣に実質単年度収支ということで書かれておりますが、こちらは単年度収支に財政調整基金の令和3年度中の積立額をプラスし、取崩しを控除するという事で全体の単年度収支を出す計算式になっているのですけれども、令和3年度におきましては財政調整基金の積立てを5億9,723万8,000円、これから歳入のほう若干説明しますが、交付税が非常に入ってきたという部分もありまして、財政調整基金を積立てができたということで、取崩しはゼロでありました。この辺は、決算書の206、207ページのところをお開きいただきますと、基金の状況ということで載せてございます。一番上の財政調整基金ということで令和2年度末が8億3,166万6,000円、決算年度ということで増ということで5億9,724万7,000円、取崩しの減はありませんでしたので、そういたしますと令和3年度末財政調整基金の残高は14億2,891万3,000円になります。積立ての内訳が備考欄に書かれており、元金、それから利子という形で令和3年度は財政調整基金のほうに積立てをすることができたという内容になってございます。

主要施策の表に戻ると4ページに、決算額の推移ということの下のところに基金の状況ということで載せてございます。財政調整基金、減債基金ということで、令和3年度合計いたしますと19億7,885万3,000円という結果になります。ちなみに、財政調整基金につきましては既に令和4年度で取崩し、あるいはこの9月議会におきましても、令和3年度の前ほどの実質収支の2分の1を積立てするという処理をさせていただいております。そういたしますと、今現在ですが、令和4年度末残高見込みといたしましては10億7,900万円ほどになる見込みでございます。10億7,900万円ほどになる見込みになっております。

主要施策の1ページ目に戻りますが、今度は歳入の状況ということで、そちらの

ほう載せてございます。概要、それから主な歳入の部分が載せてございます。これにつきましては、後ほどまた決算の歳入のところで説明をさせていただきますので、私のほうで主な部分だけ説明いたしますので、皆様方、すみませんが、主要施策の5ページをお開きいただけますでしょうか。そこで歳入の状況ということで、令和元年度から令和3年度までそれぞれ歳入の決算、それから構成比、増減率ということで載せさせていただいておりますので、その部分で少し後で説明するのと重複するかもしれませんが、私のほうで少しポイントになる部分だけ説明をさせていただきたいと思います。まず、1番の町税でございますが、10億5,041万2,000円ということで、令和2年度に比較をいたしますと3,828万4,000円、3.5%の減という状況ですが、特に固定資産税は4,563万3,000円、9.1%の減という形になっているのですが、こちらにつきましては新型コロナウイルスの関係で、歳入でいうところの10番のところに地方特例交付金というのがあるかと思うのですが、このところで令和3年度、新型コロナウイルス感染対策、これの措置といたしまして中小企業の償却資産、事業用家屋について固定資産税を減免するというので、固定資産税は減額になるのですけれども、その部分については国の施策ということで、100%この地方特例交付金のほうで措置をするということで、その部分に該当するのが3,544万1,000円、この地方特例交付金のほうで措置をされているといった内容でございます。

それから、地方消費税交付金につきましては2億6,316万8,000円、8.1%ということで、消費税が非常に増えてきているという部分もありまして、そちらの部分、市町村に交付される部分が8.1%増額という形になってございます。

それから、11番、地方交付税です。21億359万9,000円ということで、令和2年度と比較をいたしますと2億2,390万1,000円、11.9%の大幅な増でございます。内訳といたしましては、普通交付税で令和2年度と比較をいたしますと2億7,628万7,000円、15.9%の増でございます。交付税につきましては、8月に当初算定を行ったわけですが、その後令和2年度の国税の決算に基づきまして、さらに交付がされるということで再算定を行った結果、当初と再算定の結果で1億100万円ほど交付税が増えました。そういうことで、ここ数年ありませんでしたが、20億円を超えるような状況になりました。内訳の中で特別交付税もありますが、特別交付税は8,464万8,000円ということで、こちらにつきましては令和2年度と比較をいたしますと5,238万8,000円、37.4%こちらは減になります。令和2年度におきましては降雪、雪の関係でかなりの経費がかかったということで、特別交付税がその部分

増えたということで、令和3年度もそれなりに雪は降ったのですけれども、令和2年度と比較するとそこまで行かなかったということで、特別交付税はこの部分大きく減額をしておりますが、今ほど申し上げた普通交付税がかなり増えているので、全体的に金額が増えているという内容でございます。

それから、主要施策のほう戻っていただきまして、15番、国庫支出金、こちらにつきましては8億3,259万6,000円。先ほど冒頭私申し上げたとおり、特別定額給付金、それから道の駅、それからGIGAスクールの関係、そういった部分を令和2年度実施をいたしました。それに対する国庫補助金の受入れがございましたので、それがなくなったということで大きく減額をしているところでございます。

16番、県支出金3億1,537万7,000円ですが、こちらにつきましては特に令和3年度衆議院議員の選挙、それから新型コロナウイルスの関係でのまん延防止、そういった部分の経費等で増額になってございます。

それから、19番、繰入金ですが、3,940万9,000円。令和2年度におきましては、財政調整基金からの繰入金を9,687万円ほど繰入れをいたしましたし、道の駅等整備が全て終わりましたので、生涯学習センター建設基金を廃止するに伴いまして全額繰入れをいたしましたので、その部分がなくなったということで大きく減額をしているところでございます。

それから、22の町債です。1億9,380万1,000円。こちらもちづくり拠点整備の事業終了、それから防災行政無線、それらに関係する起債、それらが皆減というか、なくなりましたので、大きく金額が減っているといったような状況でございます。

それから、続きまして歳出の状況に移りますが、同じように主要施策の7ページ、7番で目的別歳出の状況ということで、こちらの表でポイントになる部分だけ説明をさせていただきます。歳入と若干説明が重複しますが、お願いをいたします。まず、総務費につきましては、こちらにつきましては道の駅関係の事業等が終了したことに伴いまして、大きく減額をしているところでございます。

それから、衛生費につきましては、同じく新型コロナウイルスの関係、新型コロナウイルスの施策の関係、特に特別定額給付金で大きく金額が減ってきているということになります。

それから、9款の消防費ですが、こちらについても防災行政無線、こちらの整備が終了したということで減額になってございます。

それから、教育費につきましてもGIGAスクール等の関係、そういう部分の整備が終わりましたので、そちらの部分が大きく減額しているというところでござい

ます。

それから、公債費につきましては、当初予算の際に説明させていただきましたが、大きな事業として庁舎の建設あるいは湯っ多里館の関係の償還が終わったということで、公債費が減少しているという内容になってございます。

続きまして、その下の性質別経費の状況でございますが、こちらにつきましても、4番の扶助費につきましては、新型コロナウイルスの関係の子育て世帯への臨時特別給付金あるいは住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、これらが性質別で見ますと扶助費に入るということで、令和2年度と比較をいたしますと大きく増えているという状況でございます。

5番の補助費等につきましては61.5%、こちらにつきましては特別定額給付金、こちらの部分がこの項目に入る関係がありまして大きく減少しております。

それから、公債費は先ほど申し上げた内容でございます。

9番の積立金につきましては、先ほど来言っています財政調整基金の積立てを行いましたので、増額しております。

それから、11番の普通建設事業ですが、補助事業、単独事業ということで、道の駅あるいは防災行政無線の関係、これらの経費が終了しましたので、ここが大きく減少しているといったような状況でございます。

それでは、めくっていただきまして、8ページをお願いいたします。町債の現在高になりますが、令和3年度の状況といたしまして、町債の現在高といたしましては44億6,871万9,000円ということになってございます。令和3年度は、償還額を3億6,079万1,000円償還いたしました。借入れを1億9,380万1,000円ということで、この部分、償還のほうが上回っているということから残高が減少しているというところが現状でございます。ここの部分で特に大きい部分だけ、ポイントだけを説明いたします。まず、1番の公共事業等債の関係につきましては、特に交流会館、地域学習センター、道の駅、これらの関係、それから道路の関係の起債の借入れがこちらのほうに含まれているところでございます。

それから、学校教育施設、こちらにつきましては空調設備あるいはGIGAスクール等の情報通信等のものがこちらのほうに含まれるという内容になってございます。

それから、8番の一般単独事業債ですが、こちらにつきましては防災行政無線、それから道路の関係がこちらのほうに含まれるという内容になってございます。

それから、財源対策債になりますけれども、こちらにつきましては起債の充当率、

それに合わせて交付税措置が変わってくる関係がありまして、公共事業等債、1番とも重複するのですけれども、交流会館関係、地域学習センター、道の駅、道路等の関係で交付税措置が変わってくるということで、内訳がこういうふうに変わっているということでございます。

それから、12番、臨時財政対策債、令和3年度では22億9,031万7,000円ということで、全体の構成比で見ますと51.3%、ほぼ半分が臨財債の借入れをしているというようなのが現状でございます。

それから、その下は今ほど申し上げた残高と、それから公債費の推移ということでそちらの表を載せさせていただいたところでございます。

それから、9ページでございますが、こちらにつきましては今後の償還予定になってございます。こちらについては、あくまでも令和3年度末現在の借入れということで見ただけであればと思います。令和3年度、令和4年度、令和5年度ぐらいまでは金額は増えていきますけれども、またその後償還が減るといような見込みになってございます。

それから、10ページ目でございますが、起債の償還の最終年度ということで、先ほど申し上げました、今まで大きかった庁舎の建設とか湯っ多里館の関係は既に終了いたしまして、今後大きい部分が令和10年度、令和11年度あたりにはある程度終わるような部分がこちらのほうに見ただけであればお分かりになるかなというふうに思っております。

それで、最後に財政指数の状況ということで、主要施策の4ページをお願いいたします。財政指数の状況ということで、それぞれ載せさせていただいております。実質収支比率から始まりまして財政力指数ということで、実質収支につきましては5.1%ということで、こちらは実質収支額を標準財政規模で割って出すような仕組みになっております。標準財政規模につきましては、計算上交付税を計算に含めるという部分もありますので、そういった部分で率が大きく変わってくるという部分です。

経常収支比率につきましても79.3%ということで、前年度、令和2年度と比較いたしますと7.3%と大きく減額をしておりますが、同様にこれは経常一般財源収入に含める、交付税はその中に含まれますので、それに対して経常の一般歳出がどの程度あるかという割合で計算する関係がありますので、交付税が非常に増えたということでこの辺の率が下がったというふうなことでございます。

それから、実質公債費比率、下から3番目ですが、8.2%でございます。これは、

公債費の率がどの程度を占めているかという形になってくるのですけれども、こちらにつきましても公債費が減ってきているという状況でありますので、率が減っているというような状況でございます。

それから、将来負担比率につきましても30.6%ということで、こちらも計算上、交付税ですとか、あるいは基金等の残高の計算のところに含める関係がございまして、率が大きく変わってきているというのが現状でございます。特に財政指数の状況は町のそれぞれの、公債費は別ですけれども、交付税等の数字によって大きく影響するというような状況でございます。

主要施策の関係について、主なものは以上で説明終わらせてもらいまして、これから決算書のほうの説明に入りますが、その前に1点だけ、財産の関係については大きく令和3年度は動きはございませんでしたが、206、207ページで、先ほど基金の部分、財政調整基金の説明をさせていただきましたが、そのほかの基金ということで大きく変わった部分だけ私のほうで説明をさせていただきます。これは、またそれぞれの会計で説明があろうかと思っておりますけれども、国民健康保険財政調整基金ということで、こちらにつきましては元金の積立てが900万円、それから取崩しが909万円という状況でございました。それから、訪問介護については元金が277万1,000円の積立てをいたしました。それから、介護給付費準備基金につきましては3,300万円の積立てをし、処分としては1,382万9,000円ということになってございます。ちなみに、国保と介護についてはひし形、黒いのが載せてございますが、こちらについては剰余金処分という形で令和2年度の歳計剰余金処分を行った基金の積立てという状況になっておりますので、お願いいたします。

それでは、決算書の歳入の説明に入りますので、まず町税のほうから説明をさせていただきますので、お願いいたします。

町民課長（本間秀之君） おはようございます。それでは、歳入のほう、町税のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、決算書の12ページをお開きいただきたいと思っております。あとそれから、本日皆様のお手元のほうに町民課の追加資料といたしまして、町税収入の状況ということで過去5年間の収納状況について提出しておりますので、それらも参考にいただければと思っております。

令和3年度の町税全体の決算額といたしましては、収入済額10億5,041万1,667円ということでございまして、令和2年度との比較で3,828万4,083円、率にして3.5%の減ということになってございます。令和3年度におきましても新型コロナウイルス感染症の影響がどれほどあるかということで注視していたところでございました

けれども、結果といたしまして、詳細はそれぞれの税目のところで説明させていただきますけれども、町税全体としては新型コロナウイルス感染症の影響よりも、人口減少など現役世代人口の減少によるところが大きいのではないかなというように考えているところでございます。

それで、滞納繰越分を含みます収納率に関しましても、令和2年度の97.3%に対しまして、令和3年度は98.3%ということになりました。これにつきましては、町民や企業の皆様、それぞれなかなか大変な中でも頑張っていたいただいた結果、収納率が向上したのではないかなということで、感謝申し上げるところでございます。

それでは、1款1項1目の、まず町民税の個人の関係になります。現年分の収入済額といたしましては4億1,997万9,989円ということでございまして、令和2年度と比較いたしまして約880万円、率にして2.1%ほど減少しているということになっております。その減額の要因といたしましては、主なものは納税義務者数の減ということで、当初賦課の段階で令和2年度と比較いたしまして約90人が減少しているということになってございます。これは、給与収入がある現役世代が定年を迎えるなどの理由で減少したということで町民課としては分析しております。また、昨年決算委員会において高橋委員からご指摘があった個人の所得状況について、コロナの影響等あったのですけれども、町民課のほうでもその部分について注目して分析してみましたけれども、町民課のできる分析の中では令和3年度におきましては、税制改正の影響もございましたけれども、納税義務者数が減っているにもかかわらず、給与を含めて所得はちょっと増えているというような状況でございましたので、新型コロナウイルス感染症による収入減少の影響は町税上はほとんどなかったのではないかなというふうに分析しております。ただ、これは全体として見た場合であって、個人での影響ということになりますと大小様々あると思われまして、内容についても様々あると思われまして、それら全て分析しようとする、個人の申告書なり全部個別に分析する必要がありまして、一応時間的に、人的に不可能な部分があったので、そこまではできていないということに関しましてはご了承いただきたいと思っております。

次に、2目法人の関係でございます。収入済額3,705万1,700円ということでございまして、令和2年度と比較しまして5万円弱、率にして0.1%の減ということで、ほぼ同額ということになりました。法人につきましても個人と同様、新型コロナウイルス感染症の影響は税額上は確認できなかったということになっております。ちなみに、令和3年度における法人税の課税事業所数としては264事業所で、令和2

年度よりも13件減少しているのですけれども、これは令和3年度における修正申告等の件数が減少したことが原因となっておりまして、特に町内の事業所数に変化があったということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2項1目固定資産税の関係でございます。固定資産税収入済額4億5,201万1,800円ということございまして、ここは令和2年度と比較いたしますと4,446万円、率にして9%の減という状況でございます。これにつきましては、まず土地につきましては下落修正に伴い約590万円の減ということで、田上町は83の状況類似地区があるわけですけれども、そのうち80地点で下落していたという状況でございます。それから、家屋につきましては、先ほど総務課長のほうからもちよつと触れましたけれども、新型コロナウイルス対策ということで実施した事業用家屋に係る減免、それから評価替に伴いまして約3,200万円の減というふうな状況になってございます。それからあと、償却資産ですけれども、償却資産につきましてもコロナ特例により減免されまして約920万円の減というような状況ございまして、収納率といたしましては98.9%ということになっております。

それから、3項1目軽自動車税の関係でございます。収入済額4,277万円ということございまして、軽自動車税は約112万円、率にして2.7%増えているというような状況でございます。内容といたしましては、旧税率課税のものがマイナス260台、それから標準税率の適用が230台の増、それから乗用の重課税のものが40台の増、それから貨物の重課税の台数が20台増ということになっております。収納率に関しましては99.4%ということございまして。

次に、その下の2目環境性能割ということございまして、令和2年度に対しましては18万円ほど減額となっております。原因といたしましては、対象となった台数が令和2年度67台から令和3年度は7台減少の60台ということになったことによるものでございます。

それから、4項1目町たばこ税の関係です。6,756万8,123円ということございまして、こちらは対前年度と比較いたしますと808万円ほど、率にして13.6%ほど増額となっているような状況でございます。これにつきましては、要因といたしましては売上げ本数が増ということございまして、令和2年度と比較すると59万5,000本ほど増えているというような状況でございます。これにつきましては、令和2年度11月に道の駅にオープンしたコンビニエンスストアの売上げが大きく影響していると考えられます。

それから、5項入湯税の関係でございます。これにつきましては、収入済額が

2,188万4,100円ということでございまして、対令和2年度で553万6,650円増えているということではありますが、要因といたしましては湯っ多里館の入れ込み客数が新型コロナウイルス前までとはいかないまでも、約3万5,000人の増となっております。しかし、旅館関係に関しましては、令和2年度から同程度の微増というふうな状況でございまして、まだまだ厳しい状況は変わらないのではないかなというふうな状況でありますので、よろしく申し上げます。

簡単ですが、私の説明終わらせていただきます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、町税以外になりますが、先ほど私がちょっと説明を飛ばしましたけれども、主要施策の1ページのところに、3番のところの歳入の状況ということで文章でこちら書かれておりますので、この辺も少し一緒に見ながらお願いをしたいと思います。先ほどの部分と重複する部分がありますが、特に大きい部分をポイント的にお話をさせていただければと思います。

まず、決算書でいうと16、17ページのところでありますが、7款地方消費税交付金につきましては、先ほど申し上げたとおり、令和2年度と比較をいたしますと1,966万6,000円ということで、これは皆さんが支払う消費税は一旦国に行って、それを関係する部分は地方にということで、消費税が増えているということが要因かなというふうに捉えております。

それから、10款地方特例交付金でございまして、2目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、先ほど申し上げました固定資産税の関係ですが、減額した部分をこちらのほうで、国のほうで100%交付金として交付されるということで、これは令和3年度新規という形でお願いしたいと思います。

決算書18ページ、19ページお願いいたします。地方交付税でございまして、先ほど申し上げましたとおりに、令和2年度と比較をいたしますと2億2,390万1,000円ということで非常に大きく増えております。普通交付税は20億1,593万8,000円ということで、20億円を超えたということで、これは先ほど申し上げましたとおりに当初の交付決定から増額しているという中で、臨時経済対策費ということで国の補正に伴う部分での負担額、あるいは臨時財政対策償還基金費ということで令和3年度に発行する臨財債の元利償還分を面倒見るよということで、後ほど起債のほうで説明いたしますが、この措置された部分を臨時財政対策債、令和3年度借入れ分から差引きをして借入れをしたという形でございまして、お願いしたいと思います。

それから、決算書の22、23ページをお願いいたします。15款国庫支出金でございまして、1項1目民生費国庫負担金ですが、この中では特に令和2年度と比較して

大きくなっている部分については、2節児童福祉費負担金の関係で子どものための教育・保育ということで、これは広域入所とか、そういう部分での国からの負担になりますが、人数が増えたという部分での増額でございます。

それから、2目衛生費国庫負担金でございますが、2節新型コロナワクチン接種事業負担金ということで、こちらの部分が新規という形で7,000万円、新規でございます。

それから、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のところで当初予算、補正額、その隣に継続費及び繰越しということで1,069万6,000円、令和2年度から令和3年度に繰越しをした部分の財源がここに含まれ、1節総務管理費補助金の中の備考の説明のところに社会保障・税番号システム、それから都市構造再編、これは道の駅の関係ですけれども、令和2年度から繰越しをした部分の経費がこちらのほうに含まれておりますので、お願いいたします。逆に収入未済のところでは357万5,000円ということで、こちらは令和4年度へ繰越しをする財源になります。これも同じくマイナンバー関係の補助金になります。

それから、決算書24、25ページをお願いいたします。3目衛生費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては特に2節新型コロナウイルス対策事業補助金ということで、令和3年度4億4,102万6,603円になっておりますが、令和2年度にはここで特別定額給付金ということで12億円ぐらいでしょうか、事務費も含めて経費が入っておりましたので、これが減額、なくなっているという部分ですし、あとは地方創生臨時交付金ということで令和3年度は1億369万4,000円ですが、令和2年度につきましては2億7,235万5,000円ということで、この部分が大きく減少しております。一方で、その下ですか、新型コロナウイルスワクチン、そこから下の部分は令和3年度で新規にやった部分、それから一部、すみません、繰越し明許ということで新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、これが令和2年度から令和3年度に繰越しをした部分がこちらのほうに計上されているといったのが主な内容になってございます。

あわせて、この2節のところの収入未済で3,661万7,397円、これにつきましては令和4年度に繰越しをいたします子育て世帯への臨時特別給付金あるいは住民税非課税世帯等の臨時特別給付金の関係を令和4年度に繰越しをするということでここで収入未済という形で数字が載せてございます。

それから、めくっていただきまして26、27ページになりますが、6目教育費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては先ほどちょっとご説明いたしました

が、令和2年度におきましては食堂棟の空調あるいはGIGAスクール等の関係はこちらのほうで受入れをしたということで金額が大きく減額をしております。一部、4節教育対策事業費補助金120万円が、新型コロナウイルスの関係での保健衛生費、学校等への保健衛生用品等ということで120万円、令和2年度から令和3年度に繰越しをした部分でございます。

それから、16款県支出金ですが、1項1目民生費県負担金については先ほど国庫負担金でも説明した内容と同様になってございます。

それから、めくっていただいて30、31ページですが、衛生費県補助金、2節新型コロナウイルス感染症拡大防止、これはまん延防止の関係の補助金の受入れ、それから3節が新型コロナウイルス対策事業補助金ということでの灯油、それからPCRの関係の補助金をこちらのほうで受入れをしている部分でございます。2節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金については、収入未済のところにあるとおり1,188万6,000円、これを令和4年度のほうに繰越しをしているというような内容になってございます。

それから、決算書32、33ページでございますが、3項委託金、1目総務費委託金につきましては3節選挙費ということで、令和3年度は衆議院議員の選挙があったということで受入れをいたしましたし、4節統計調査費委託金につきましては、令和2年度におきましては国勢調査を実施したということで、こちらが約400万円ほど比較をいたしますと減となっているところでございます。

それから、4目県貸付金につきましては産育、これは貸付けの関係、産業振興のほうで見直しをしている部分で、金額を減額した関係でこちらの減額となっているというような状況でございます。

それから、17款財産収入ですが、めくっていただいて34、35ページの財産売払収入の不動産売払いで、令和2年度におきましては新潟五泉間瀬線の関係で防火水槽の移転があったということで、こちら令和2年度では570万円ほど歳入がありましたが、こちらが減になっております。

それから、18款寄附金、1項2目指定寄附金でございますが、こちらにつきましてはふるさと納税の関係でございますが、金額的には700万円ほど令和2年度と比較をすると増えております。件数も346件増えているというような状況でございます。

それから、19款繰入金です。1項特別会計繰入金、それぞれの特別会計からの繰入れでございますけれども、令和2年度の実績等に伴いまして、介護保険からは

930万円ほど、それから36、37ページに行きますと、6目下水道ということで、消費税の還付金があったということで繰入れをしているところでございます。

それから、2項基金繰入金でございますが、こちらについては先ほど基金のところで説明いたしました財政調整基金の繰入金がゼロ、それから令和2年度におきましては生涯学習センターの基金を廃止したということで約7,000万円ほど取崩しをいたしましたので、その部分が減となっております。

それから、20款繰越金、1項1目繰越金につきましては、通常の繰越金以外に明許繰越しですとか逡次繰越しということでの財源ということで、令和2年度から令和3年度に持ってきている部分の事業費の一般財源相当分になりますので、お願いいたします。

それから、21款諸収入ですが、決算書の38、39ページのところでございますが、まず2目商工費貸付金元利収入ということで、先ほど産育の関係でもお話ししましたが、それぞれ産業振興のほうで資金の貸付けの金額を減額するというところで、こちらそれぞれ令和2年度と比較すると減額という形になっておりますし、4項受託事業収入、令和2年度におきましては道の駅関係での工事の受託、そういう部分がございますので、それらがトータルで約6,700万円ほどありましたが、それが減額になっているという部分がありますし、1目衛生費受託事業収入の中の1節保健衛生費受託事業収入ということで、備考欄のところにあります高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業ということで、これ後期高齢から委託を受けて保健福祉課のほうで事業をやっていくということで、これが令和3年度新規になります。これが570万円になります。

それからあとは、5項雑入、2目雑入の部分では、40ページ、41ページのところになるのですが、令和2年度におきましては、先ほど防火水槽の移設ということでこちら令和2年度1,200万円ほど計上がありましたし、道の駅の関係で電気自動車の充電を整備する補助金が400万円ほどありましたので、それが減額になっているというような部分がありますし、一方で道の駅関係でいうと41ページの一番下、道の駅電気自動車充電設備、道の駅の充電設備を使用した場合の金額、これが令和3年度に新たに計上されているという部分ですし、めくっていただきまして、一番上は道の駅物販スペース、ローソンの電気料相当を受入れしている部分でございます。

それから、最後になります、22款町債になります。こちらにつきましては、令和2年度と比較をいたしますと、道の駅、それから防災無線、それから食堂棟の空

調、合計いたしますと令和2年度4億180万円ほどの起債の借入れがありましたが、それが令和3年度ございませんで、減額、対前年度と比較をすると減になっておりますし、先ほど若干交付税のところでお話をいたしました、4目臨時財政対策債、こちらにつきましては1億2,450万1,000円の借入れをいたしましたということですが、国から交付税の算定上も臨時財政対策債の発行可能額が1億7,148万9,000円という形で来ました。交付税が追加措置されたときに、そのうちの一部を償還に充てるといふ部分で金額が4,698万8,000円来ました。これ本来の趣旨からいくと基金を積んで、そこで償還に充てるといふことなのかなということでもありましたが、それをするよりも借入れを減らしたほうがいいたろうということで、県のほうにも確認したらそれでも支障がないということですので、その部分を差し引きました1億2,450万1,000円を起債の借入れをしたというような状況でございます。

歳入の説明は以上でございます。

委員長（藤田直一君） 説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

12番（池井 豊君） 説明が不十分と言ったらいいか、ちょっと2つ指摘します。1つはいつも言っている、あれだけ一般質問でふるさと納税、大勢の人がやっているのですが、増加した件数だけぽろっと言われた、346件も増えましたということだけではなくて、全体の分析というか、前年度、前々年度との比較表とか詳細件数をしっかりと資料にして出してもらいたいと思いますが、委員長、取り計らいお願いいたします。

それから、これどういうふうに出してもらっているか分からないのですけれども、今回新規事業でこの年度変わったのは道の駅です。道の駅が我が田上町にとって効果的だったのか、あんまり効果的でないのかとか、ちゃんとした分析をやっぱり議会ではしなければならぬと思っています。今の説明を聞いてみると、たばこが健康志向をやめている中、たばこ税が800万円も増えているということは、多分道の駅ができたことによって1,000万円ぐらいのたばこ税を生んでいるのだらうと思いますし、あと充電設備が幾らとか出ていますけれども、道の駅関係の、道の駅ができたことによって町の財政に与える影響、これちょっと難しいですよね。コンビニの売上げに対してとか直売所の売上げに対して町の収入がどうなっているかというのを出すというのは非常に難しいのですけれども、道の駅ができたことによってどういう効果があったか、または非常に難しいのですけれども、そこに出品している、農産物を出荷している農家が売上げが増えたことによって個人町民税が増えたと

か、そこら辺まで出せるかどうかで非常に難しいのですけれども、売上金は分かりますよね。または、直売所の売上げ規模がこれだけでしたとか、コンビニの売上げ規模はこれだけでしたとか、それはやっぱり町としてしっかり見ていかなければならないと思いますので、平たく言うと道の駅ができたことによる経済波及効果みたいなものをまとめたものを提示していただきたいと思いますが、2点、委員長、取り計らいよろしくお願いします。

政策推進室長（堀内 誠君） 今ふるさと納税の関係というふうな形、件数、金額、寄附金等に関しまして、その推移等を主要施策のほうの歳出のほうのところで掲載をしているところでございます。こちら13ページのところになりますけれども、こちら年度ごとの件数、寄附額というふうな形で入れさせていただいております。また、それらの評価というふうな形で、今回、先週皆さんのほうにもお配りをさせていただきました施政方針における主要事業成果一覧というふうなところにも、ふるさと納税というふうな形で町の評価といたしまして……

（何事か声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） 施政方針における主要事業成果一覧ということで、先週議会の一般質問のときにお配りを、棚入れをさせていただいたものの1ページ目になりますかね、こちらの資料になります。

（何事か声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） すみません。今、施政方針における主要事業成果一覧の1ページ目にも2段目のところにふるさと納税というふうな形で、こちらのほう、町の評価等も記載をさせていただいたところでございます。令和3年度につきましては、ポータルサイトの増加と、または新規返礼品事業者の参入等によりまして寄附金額が増加となったというふうなことで、少なからず自主財源の増加を図ることができた。引き続き多くの方の目に触れるようにポータルサイトを利用し、寄附を募っていくというふうなことで町のほうの評価としても書かせていただいたところでございます。一応実績のほうとしましては、このような形になっているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

また、道の駅の関係というふうな形でございます。そこら辺の取りまとめができていないというふうな形もありました。税の増加の部分とか、出荷者の売上げというふうな形になると個人ごとというふうな形にもなります。道の駅の直売所の売上げというのは、ご報告はいただいているところなのですが、ローソンの部分の売上げに関しては、事業所の関係というふうな形もあって、売上げまではこちら

のほうに報告が来ていなかったというふうな状況でございます。

委員長（藤田直一君） 今堀内室長の説明がありましたが、池井委員、ふるさと納税の資料提出については理解しましたか。

（はいの声あり）

委員長（藤田直一君） では、道の駅の売上げ等の分析については、ローソンは出してくれるのですか、室長。

政策推進室長（堀内 誠君） 報告のほうはいつも産業振興課のほうに来ておりまして、私が聞いている範囲では、ローソンの売上げの部分は公表できないというふうなことで産業振興課のほうには報告が入っているというふうなことで私は聞いております。

委員長（藤田直一君） 池井委員、ローソンのほうは公表できないにしても、それ以外の売上げ等についてはある程度の分析した内訳が必要だということでもいいのですか。

（何事か声あり）

12番（池井 豊君） あと、町民課になるかもしれませんが、ローソンに関しては町に納税している部分というものというのはいずれないのでしょうか。売上げ、所得税云々、たしかお店の本拠が南区というふうには聞いているのですけれども、町に対する恩恵はないのでしょうか。そこら辺もちょっと調べて、町に対する恩恵があるかどうか。町に対する税収、または売上げ規模と経済波及効果があるかどうかというところを調べて聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

委員長（藤田直一君） 今の池井委員の提案ですが、窓口が産業振興課になっているわけですから、資料につきましては産業振興課のほうを窓口として出してもらったほうがいいのか、それとも政策推進室のほうで出されるのか。取りあえず協議をしていただいて、ちょっと休憩の後に返答いただけますか。

今の池井委員の質問につきましては、休憩明けに回答をお願いします。

ほかにありますか。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 休憩しますか、先。

それでは、休憩をさせていただきます。

午前10時16分 休 憩

午前10時30分 再 開

委員長（藤田直一君） それでは、再開いたします。

先ほど池井委員のほうから提案がありました件につきまして。

政策推進室長（堀内 誠君） 今ちょっと産業振興課のほうとも確認を取ってきたのですが、道の駅の直売所とイトインの関係の売上げ関係等をまとめた資料、また組合等からそういった部分で毎月報告が来ているというふうな形でありますので、その辺をまとめたものを資料をお出しさせていただくというふうな形にさせていただきますので、明日の恐らく産業振興課のところで出すのだろうとは思いますが、そのような形で提出をさせていただければと思っております。

また、税の関係というふうな形で今町民課のほうにも確認したのですが、そちらのほう業者のほう特定がというか、出せないような状況だというふうな形でありましたので、その部分はちょっと難しいというふうな形になります。

道の駅の売上げ関係と収支の関係、その辺の資料に関しましては、産業振興課のほうでお出しするというふうな形にさせていただければと思っております。

委員長（藤田直一君） では、それで池井委員、よろしいですか。

（はいの声あり）

2番（小野澤健一君） 2つ、3つ、軽いのか重いのをちょっと質問させてもらいます。

まず、町民課のほうから説明があった町税の収入の状況の中で、私はちょっと見て思ったのがあります。町税の中の法人の考え方です。前年度と比べて5万円ぐらいしか減っていないのだと。新型コロナウイルスの影響はあまりないというふうな言い方を課長言われましたが、私は違うと思う。要は新型コロナウイルスの前と比べてみてどれだけ復元しているかというふうな見方をしないと私は駄目だと思うのです。一般質問でも私調べさせて、あるいは資料も頂いた中で、均等割と法人税割がほぼ同じぐらいの状況と。景気に左右されないのは均等割の部分、それから景気に左右されるのは法人税割の部分だと。例えば法人のこの部分、今年度と新型コロナウイルスが始まる、大体平成30年ぐらいを比べると400万円、500万円やっぱり落ちているわけです。単純に考えて、均等割が毎年同じだということを考えれば、法人税は8.4%たしか掛けるのではなかったかな。それを割り返すと5,000万円ぐらい企業収益が落ちているという話。だから、そういうふうな考え方をすれば、決して新型コロナウイルスの影響を企業は受けていないというのは私は違うと思うので、これについて私の考えに間違いがあるかないか、これ再度お聞きをしたいのが1つ。

それから、非常に資料が多くて、あっち見たりこっち見たり、主要施策の成果の

説明書の9ページに町債年度別償還予定状況と、こう書いてあります。これはこれでいいのでしょうかけれども、議員の皆さん方どう思っているか、あるいは町のほうでどう思っているかなのですけれども、減債基金の投入の時期とか、こういったものがあればここにやっぱり明記すべきだろうと私は思うのです。今ある5億円は、手をつけずにやるとこうなるのですよというのはよく分かるけれども、どのタイミングで減債基金を執行側としては投入したいのだというのがもしあれば、こういうところにやはり載せていただきたい。これなぜかというと、8ページのほうの町債残高と公債費の推移という、これ見ますと、単純に町債の残高を公債費、いわゆる返済金で割った年限を時系列に見ていくと年々増えているのです。平成29年度、8.7年、それが令和3年度になると11.9年になる。これは、いろいろ借入れの中で、返済猶予という1年とか2年利息だけ払えばいいというものがあるからこういう現象になっているのかどうか分かりませんが、やはりこの年限が増えてくるといのは、要は借入金に対して返済金が少ないというか、そういう状況があるのではないのかなという気がするのですが、これについての見解をお聞かせいただきたい。これ2点目。

それから、3点目なのですが、これは総括質疑ということでさせていただきます。議会初日に監査委員からの決算に関する意見書ということで配られて、その中を拝見しました。不用額が多いという指摘は毎年監査委員のほうでしてあります。本来であれば予算というのは補正予算、こういったものを繰り返す中でほぼ決算と同じ数字になるのが私普通だろうと思うのです。予算の執行によって事業や施策が実行されるということを考えると、不用額の多さというのは本来やるべき事業や施策の実効性を損ねているのではないのかと、こういう気がいたします。やみくもに無駄遣いをしろと言うつもりはありませんけれども、不用額のタイムリーな把握、裏返せば予算執行のタイムリーな把握、こういったものをもっとすれば、さらなる事業あるいは施策の展開によって行政サービスの拡充であるとか拡大、これが図られるのではないかと、いわゆる資金効率というような考え方です。不用額の把握というのは、事業や施策の進捗管理の徹底、これは当然前提になるわけですから、これは実施されれば執行側がよく言われるPDCAを通じて事業や施策の実効性、こういったものも高まるのではないかと、こう思っております。そういったところから予算執行管理は具体的にどのような形でやっているのか、これ非常に興味がありますので、こういったものをお聞きしたいし。それから、今ほど申し上げたように毎年監査委員からの指摘を受けて、多少なりとも金額は減っているのでしょうかけれども、

こういった具体的に改善してきていることがあるのかないのか。そして、今日はご不在ですけども、町長として具体的に改善の指示は出されているのか。それから、町長自ら予算の執行状況を把握しているのかと、こういったことを総括質疑の中でお聞きをしたいなというふうに思っております。

以上3点です。

町民課長（本間秀之君） 今回提出させていただいた町税収入のところの法人の部分になるかと思えますけれども、確かに小野澤委員おっしゃられるとおり、法人の新型コロナウイルス前との比較ということになると、前年度との比較というよりは、僅かながら影響があったというのは言えるかというふうに感じております。令和2年度の決算というのが、基本的には令和元年度の収入ということでの申告ということになるのですが、企業によっては決算期が異なる部分がありますので、おおよそ令和元年度から令和2年度にかけての部分が新型コロナウイルス前というような感じで考えますと、やっぱりそれでも約100万円近く税収としては法人の部分が減少しているというのはおっしゃるとおりかというふうに考えられます。よろしいでしょうか。ちゃんと答えていますでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 小野澤委員から主要施策の9ページ、ここの中に減債基金を入れて、取崩しの部分を入れてというご指摘ですが、これはあくまでも令和3年度末現在の借入れですから、今後の見込みは全くない中でのあくまでも今後の予定ですという形になりますので、今ほどいただいた話は、当然この後11月に財政計画をつくります。その際には、当然今後の借入れ見込みも見た中でやっていきます。関根委員からいろいろご指摘において減債を何にもしないのかということで、令和4年度から当初予算からは1,000万円ですけども入れていきますということで、基本的には道の駅の関係について入れていくということで、これは継続して今後やっていこうというふうに考えております。ですので、その残額を見た中で、また必要であれば当然減債は取り崩していく予定にしておりますので、ここの中に入れるということではなくて、あくまでもまちづくり財政計画の中にそこを入れていきたいなというふうに考えています。

それから、小野澤委員がおっしゃる公債費と残高の割り返した年数、正直申し上げると私どもはあんまりそういう物の捉え方をちょっとしておりません。それぞれ借入れする事業によって償還年数も違いますし、据置期間も違います。そういった部分で、確かに小野澤委員が言う視点もあるのかもしれませんが、私たち財政が捉えるには、まずこの償還の山をどこに持っていくかということをもまず前提に

考えます。実質公債費比率ということで、財政指数の中にこの率が大きくなると今度は記載貸せませんよと、許可ですよという一定の率がありますので、そういった部分を見据える中では、公債費をどういうふうにするかというのを当然考えていった中で財政を取り組んでいくということですから、特段今小野澤委員が言われる割り返してやるという考え方は正直持ち合わせていません。あくまでも今後の償還をどういうふうに見ていくかということで財政のほうは捉えて、あとは交付税措置される部分を当然優先的に考えます。そうすることによって実質公債費比率の率が下がりますので、なるべくただの借金はしないような形で、財政はそういうふうな形で考えて取り組んでいます。

それから、総括質疑になるので、私が町長の代わりに答弁するわけにはいきませんので、私の事務的、事務方としての考え方ということでお答えをさせていただこうと思います。予算の執行管理はどのようにしているかということになりますが、予算はそれぞれの担当課に予算づけされていますから、それぞれの担当課長が当然把握をしているという状況になるかと思いますが、定期的に監査があります。決算監査、あと2月に途中の監査があった中でも、その時点で執行率の悪い部分を逆に監査委員から指摘をされたりして報告をする部分もありますので、基本的にはそれぞれの課で事業を見据えた中で管理しているのが実情というふうに私は捉えています。

それから、監査委員から今回も指摘を受けました。令和元年度からかなり実際繰越しが非常に残ったのは確かだと思います。その中には補正して落とせないというのがありまして、繰越しをした部分はその事業を翌年度にどうなるか分からないということで持っていくという仕組みになっていますので、その予算を翌年度に補正をして減額する部分ができないという事情がありまして、そういった部分があって繰越金が非常に多くなったというのは確かに令和元年度と令和2年度はありました。ただ、昨年もそういう指摘、たしか議会からもそういうご指摘を受けたかと思いますが、私のほうでは常日頃から例えば新型コロナウイルスの関係で事業をしないのであれば、3月補正で減額する手続を取ってくれということで、庁議のほうで私のほうから話はしております。当然町長、副町長がいる中で、そういう指示を受けた中でやっております。ただ、事業によってはどうなるか分からないということでなかなか落とせないものがあったり、現状3月議会の補正の締切りは正直言うと2月の早い時期です。3月議会は割と3月の初日になるものですから、正直言うと2月頃にはもう締めてくれという話になるものですから、それぞれの担当課は2

月から、出納整理期間も見ますから、2、3、4、5、ここまで見た中でどうするかという判断があるので、課によってはちょっと危なくない線で補正しないというところも正直ありますが、ただ小野澤委員がおっしゃるとおり、監査委員からもそういう指摘もありますから、本来落とせる部分は落とすべきだと私は思いますので、この部分は改めてまた庁議なりでも話はする予定ではしておりますが、なるべくそういう形で、少なくなるにこしたことはございませんので、私としてはそういう形で対応していければなというふうに思っております。

2番（小野澤健一君） ありがとうございます。まず、町民課のほうですけれども、言われるとおりで、ちょっと意地悪な言い方かもしれないけれども、やっぱり実態ってそうだと思うのです。そういった町税のところでは企業が苦戦をしている、あるいは個人が苦戦しているというのは、私はやっぱり町の実態を見る中で非常に大事な部分だろうと思うのです。そういったものを町民課のほうで把握しているのであれば、例えば産業振興課であるとか、そういったところとタイアップする中でそういった苦難から脱却するような、こういう意見具申もやってもらいたい。単なるお金を徴収すればいいという、こういうものではありませんので、こういったせっかくいい資料がある。それをちゃんと分析をして実態把握してもらいたい。こういう意味でちょっと意地悪な質問的なものをしたわけでありますので、課長のご回答については納得いたしました。

それから、減債基金投入のタイミング云々ということで、減債基金の投入ということで既存のものを途中で繰上償還をするというやり方もあるのだろうし、借入れ自体を減らすのだろうという、いろんなのがあると思うので、これあくまでもまちづくり財政計画の中で示していくのだということであればそれはそれでいいかなというふうに思っています。

あと、町債の残高と公債費の推移、これはいろいろ町の資金繰りというものと本来に返済する財源的なものとは2通りあると思うので、町のほうで今までそれをやってきて大過なく過ごしたということであればその考えでいいと思うのですが、私はやはり単純に借入れがあって、返済原資と言われる公債費があるのであれば、それを割り返せばいいのではないかと、そういう発想なのです。なぜかというと、これは民間の話をしてもしようがないのだろうけれども、大過なくやってくればそれでいいです。あえてここで、いや、民間はとか、いや、銀行はこういう見方していると言ったところでどうにもなりませんので、それはやめます。

それから、総括質疑についてはいろいろ実務的な部分、課長からご説明ありまし

た。町長とそれを踏まえて質疑のほうはやっていきたいというふうに思いますので、それについてのコメントは私は今回いたしませんので、どうもありがとうございます。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 減債基金の関係ですけれども、今小野澤委員がおっしゃるとおりに繰上償還とか償還を減らすということで、今正直言うとなかなかそういうことができない状況だそうです。過去、昔私が係長的时候に、利率の高い市中銀行でしたけれども、利率の高いのを何とかお願いしたいと言って落とさせてもらった記憶がありますけれども、繰上償還は基本的に貸しているところが嫌がる。当然それの利子を見込んでいますから、財政的に相当厳しくないと思ってくれないというのが現状なので、町がそこまでではないと言えればそれまで、本当は小野澤委員がおっしゃるとおりに繰上償還するなりして償還を、今後の利子も減らせばいいというのはもっともなことだと思います。ただ、減債基金もあるわけですから。ただ、正直言って利率も今は昔みたいに、昔私がやっていた5%だとか7%という時代ではないので、今大きいのがほとんど終わっているんで、1%あるかないかなという部分ありますので、今後どうなるか分かりませんが、今のところそういう部分ではなかなかできないという部分、あとは償還年数とその部分は別個にまた話をさせてもらおうと思うのですが、正直言うとそういう認識は少し持っていないのが現状ですので、お願いいたします。

委員長（藤田直一君） 今ほど小野澤委員から総括質疑がありましたので、本日、審査報告前までに書面にて委員長に提出をしてください。

8番（今井幸代君） まずは議会の皆さん、執行の皆さん、長期、すみません、欠席をいたしまして、申し訳ありませんでした。また今日から復帰させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、頂いている資料の決算説明参考資料の3ページ、不納欠損について少し解せない部分があるので、説明というか、教えていただきたいと思うのですけれども。まず各項目で時効という形で理由が記載されているのですけれども、税だと5年、料だと2年ということで時効という形になると思うのですけれども、この時効の捉え方って、例えば督促、皆さんされると思うのですが、督促をされるとまたリセットされるというふうに捉えていたのです。基本的に滞納されている方に関しては、しっかりと皆さんたちのほうで徴収業務をされておられると思うのですが、そうすると基本的に時効はあってないようなものというふうに捉えていたものです。

から、これだけ時効の記載があると、滞納者に対して督促をきちんと継続的にされていけば、時効という形はなかなか成立しないのではないかなというふうに思ったので、その辺りのご説明をお願いしたいのと。あと国外転出という形で国保、町民税のほう等であるのですけれども、主に外国人労働者の方ではないかなというふうには推察はするのですけれども、こういった場合の納税管理人の選出とか、一括徴収等の声かけとか、そういった部分の働きかけというのがどのようになされているのか、現状等を教えていただけるとありがたいなと思います。

町民課長（本間秀之君） 時効の部分になりますけれども、まず督促に関しましては、納入期限過ぎて督促の発行の期限を迎えた段階で1回だけ督促はするような形になります。その時点で納まっていないと今度は滞納処分ということになるのですけれども、そこで滞納処分を実施するに当たって例えば財産調査とか、そういったものをさせていただくのですけれども、その時点でそういった滞納処分できるような財産がない方、そういった方に関しましては結局その時点から滞納処分もできないという状態ですと続くといった形になりますので、そうすると最終的に時効を迎えてしまうという形です。督促の請求に関しましては1回きりになりますので、何回も何回も督促状を出すということではなくて、その後はもう滞納処分にすぐ移行するので、そうするとその時点で財産がないと処分ができないという状況になりますので、お願いします。

国外転出の方に関しまして、国保の国外転出とかは外国人の方ですよ。外国人の方が結局、何と言ったらいいのだろうか。ちょっと聞き逃したもので、すみません。申し訳ございません。

8番（今井幸代君） 国外転出に関して、国外転出されるのが分かっているような状況であれば、納税管理人を選出して、滞納者に対して納税するような連絡手段をきちんと確保しておくとか、そういった手はずが取られているのかということであったり、帰国、本国に、母国に戻るとか国外にもう出るという、日本から出てしまうということが分かった状況の中であれば一括徴収の声をかけるとか、そういった取り組みが町のほうできちんとされているのかと、その現状、取り組みを聞かせていただきたいなというふうに思います。というのも、全国的に国外転出によっての税の未納であったりとか、料の未納というのが少しずつ社会問題化して、実際当町にも実態としてあるわけですから、その辺りの取り組みをどのようにされているのかお聞かせ願いたいということです。

さっきの時効の捉え方なのですけれども、例えば督促を出して10日過ぎてまだ滞

納処分されていなければ差押え等ができるというふうになると思うのですけれども、差し押さえるものが例えばもう何もないというふうな状況で支払い能力がないというふうに判断をされて、その後その状況の変化がないとか、そういったことの調査というのはされていくわけですね。その調査をしている段階では、引き続き連絡も取るわけだと思うのですけれども、その連絡を取ることと時効というふうなところを、またそこを起点にというふうにはならないということなのですね。あくまでも督促を出した段階のみから始まってしまって、そこで財産処分できるものが何もないというふうになってしまうと、その状態が一定程度年数が過ぎると、もうどうにもできないというのか実態ということなのですよ。

町民課長（本間秀之君） 失礼しました。では、先に国外転出の関係からお答えさせていただきます。確かに今、今井委員おっしゃられたように例えば大学の留学生であるとか、それから多いのがあとは技能実習生、そういった方できちんと会社とか学校のほうで管理されている方であれば、そういったものをお願いしてしている事実がございます。ただ、中には技能実習生を途中で辞めていなくなってしまうたりした方に関しては、もうそのまま何の連絡もなしに突然もう出国されてしまう、そういったパターンの方がどうしても一定数はおられますので、そういった方がどうしてもこういうところに出てくるというのがちょっと、ゼロにできれば一番いいのしょうけれども、そういったのがどうしても存在してしまうというのは事実でございます。

それから、その後の時効の関係ですけれども、今、今井委員がおっしゃられたとおりでございます。そういうふうな形になりますので、よろしくお願ひします。

14番（高橋秀昌君） 主要施策の成果の説明書の3ページのところの一番下の（6）の財政力指数のところでは基準財政収入と基準財政需要額がありますが、これ年度によって変わるのだと思うのだけれども、額を示してくれませんか。令和3年度の決算だから令和3年で。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、基準財政需要額31億4,850万4,000円、基準財政収入額11億3,256万6,000円です。

14番（高橋秀昌君） 次に移ります。同じページの（2）のところでは経常収支比率ということで、これは国が示した、通常では70から80%が適当ですよと言っているわけですが、田上町は何と79.3%ということで極めて優良な財政運営をやっているという国の評価です。一方、私が思うのは、地域経済の推進とか、そういう振興ということを考えていくと、経常経費の部分はもう少し増えてもいいのではないかという

ふうを考えているのです。財政はできるだけ義務的経費を出さないようにしていくというのが通常なのですが、こうした今町の中での地域経済が大変な状況の下で、福祉やそういうものについて一定の施策を行うというためには、今のこの財政指標を見れば相当数できるのではないかと私は思ったのです。例えば町長が提案してきた学校給食の一部無料化をもう少し拡大するとか、医療費の個人負担を、私は全額無料にしてくださいという言い方をしていますけれども、そこまで行かないでも一定数拡大していくとか、そういう町長自身の裁量権をもう少し推進していくという点では、財政当局としてもそういう部分で可能ですよということを示すことが必要ではないかと私は思っているのですが、財政として、総務課としてはいかがでしょう。

総務課長（鈴木和弘君） 主要施策の3ページのところに経常収支比率とは、経常経費充当の一般財源を経常一般財源収入で割ったものが経常収支比率となる部分です。このときちょっと説明をしたのは、実際この経常一般財源収入額に何が入るかというところと普通交付税が入るわけなので、今年は異常値と言ったら語弊がありますがけれども、確かに非常に交付税が増えたことでいろいろな部分の率が財政の指数だけ見ると非常によく見えるのが現状かと思えます。正直申し上げますと、今ほど高橋委員がおっしゃるとおりに令和元年度と令和2年度で歳出経常経費というのはほとんど変わっていないのです。ただ、さっき言いました交付税が増えたものですから、それを割り返すところがかくなるものですから、当然率はよくなるのです。なので、財政的に見てどうかというと、やっぱり交付税が増えたから、そういう率がよくなったよと。ただ、確かに財調の残高も増えているから、もっといろいろなことできるのではないかとこの部分、正直言うと最終的にはあるのだろうと私は思います。先ほどちょっと話をしましたけれども、今令和3年度末であれば14億円ですよという話はしました。ただ、令和4年度では既に4億円近く取崩しをして、令和4年度の決算どうなるか分かりませんが、4億円近く今充当してきております。あと、先ほどちょっと11月にはまちづくり財政計画の話もさせていただきますよということで、各課に今事業を依頼しています。あわせて、原油高騰、電気料含めて、こういう部分が例年とは相当違ってくると思っています。今までであれば決算が出て、それをベースにして財政計画つくるのですが、電気、光熱水費、いわゆる物件的な部分というのは令和3年度をベースにしていったら多分駄目だと思うのです。そういう部分を別に今調査をしています。そういう部分を上乘せしていかなければ、そういう部分からいうと、何か知らないうちに経常経費がちょっと上がるような、財政的には見込んでいますので、高橋委員が言う部分に財政的な部分からというの

は実行できるかできないかというのはなかなか厳しい状況かと思いますが、今現状としてはそういうふうに財政としては捉えています。

14番（高橋秀昌君） 受け身になればそうなりますよね、受け身になれば。しかし、ここで大事な点は、やっぱり地域住民が活着ているのだということです。地域住民に対してどう励ましをしていくかと、これはまさに町長の裁量にかかるのだと思うのです。町長の裁量をどう補填していくか、補足していくか、励ましていくかというのはまさに事務方の仕事だと私は思いますので、ぜひこのところをもう少し深めてもらいたいということは求めておきたいと思います。

次に伺います。極めて単純なことで申し訳ないのですが、決算書のページ数は31ページなのですが、ちょっとここを教えてもらいたいのです。31ページの2節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金で3,500万円も来ているのですが、一方でPCR検査等支援補助金は350万円しか来ていないのだけれども、これってどういう中身なのか。支出のところでも多分出るのだと思うけれども、どういう中身になっているかをちょっと報告してください。

総務課長（鈴木和弘君） 前年の経常経費については、高橋委員が言っているのはよく分かりますので、何とか財政がやりくりがなればやっていきたいと思っています。

では、決算書の30、31ページ、まず2節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金というのは、まん延防止ありましたよね。県がやって、あれの関係の経費になります。県から事業者数はこのぐらいたよとって一方的にきた数字で予算計上したということでお話をしたかと思うので、歳出のところでもまたその辺は出てきて、その一部を繰り越しましたということになります。

それから、その下の3節新型コロナウイルス対策につきましてはPCR検査、これはPCR検査を町でやっている部分で、補助金が県から認められて2分の1入ってくるという形になりますので、実際にPCR検査として出した部分の半分を県が、そういう部分の経費です。当初は65歳だけだったと思うのですがけれども、最終的には全部認められて、半分県が面倒見るといふ。

14番（高橋秀昌君） そうなのですか。そうすると、今もそれ続いているのね。今も続いているということだね。

総務課長（鈴木和弘君） 交付申請が回ってきたので、私も分かったのですが、令和4年度もどうも県が補助金くれるらしいです、半分。

14番（高橋秀昌君） そうすると、ちょっと余計な話で申し訳ありませんが、500件分だけれども、1,000件分の仕事ができるということだね。すばらしいこと。私、県

が全然お金よこさないのではないかと思って、何しているのだと思ったけれども、これあったので、ちょっと聞いてみたのですが、それはそれで評価できる中身。

次に伺いたいのですが、町民税の関係でちょっと伺いたいのですが、年金を受け取っている団体の人たちがかつて1年間に1億円も年金支給が減らされたと嘆いていたことがあったのです。私自身も減っていることは、私も年金をもらっているもので、減っていることは分かるけれども、私はもらっている額が微々たるもので、減っている自体が何かあんまり実感に来ないという状況があったのですが、田上町だけでも1億円も減らされているという、そういう話を聞きまして、それでちょっと伺いたいだけでも、税務を担当する人たちは何が分かるかという、法人もそうでありますし、個人もそうでありますが、先ほど小野澤委員が指摘したようにそこを通じて住民の暮らしが見えてくると言えると思うのです。そこを通じて総務課あるいは各課が政策立案をしていくという極めてシビアな物の捉え方ができる部署だと私は思うのです。かつて私がずっと若い頃に、当時税務課がありまして、税務課長のところに行って話を聞いたら全くそんなのは関係ないと、自分は自分のところの部署だけだというようなことで驚いたことがあるのですが、今日かつての大昔と訳が違って、やっぱり地域経済をどういうふうに支えていくか、どう発展させるかということがいろんな場所で議論され始めてきました。そういう視点からすると、町民課は極めて住民の実態を数字の上でリアルで見れる部署だと。そこはやっぱり各課に明らかにして、各課はそこを通じて地域経済をどうつくっていくか、どう住民の暮らしを守っていくかと、こういう部分が極めて大きな意義を持ってきているのではないかと私は思うのです。そういう点で伺いたいのですが、先ほど小野澤委員が言ったのと観点は同じなのですかけれども、私の場合は、田上町の4割の住民が年金受給者であると。もちろん年金だけで暮らしている人もいますが、そうでない人もたくさんおられると思うのだけれども、ここは雑所得として別扱いができるわけですから、納税するとき。こういうところの分析は既にやってきていたのでしょうか、あるいはいるのでしょうか。ちょっとそこを伺いたいです。

町民課長（本間秀之君） 分析というと、そこまで細かい部分の分析まではしてはいません。いわゆる課税、収入の種類ごとの所得の状況とかというのを相対でとかというのの数字は押さえてはいますけれども、細かくその内訳とかというのとかで金額とか個人ごとの数字を押さえたりとかというところまでの作業はしていません。

14番（高橋秀昌君） そうすると、今全体としての、例えば個人所得の場合でも幾つも分けられるではないですか。納税所得、それから年金所得、それからその他の不動

産所得といろいろあるのだけれども、そういうものはちゃんと分けてつかんでいるということですよ。だとすると、町の実態をある程度つかむことができるというふうに受け止めたのですが、ぜひそれを発展させて施策として活かせるような、その提言ができるというか、そういう資料を各課に出していくという努力をしてもらいたいというのをやはり強く感じるのです。というのは、口では地域経済大事だと言うのです。口では皆さんの暮らしを守りたいと言えるのです。でも、何に基づいて現状がどうであるか、だから今年度はここまで行こうというビジョンを立てていく必要があると私は思うのです。そうでないと場当たりの、一般的で、そうすると総務課あたりが、いや、そんなにすると経常経費が増えるから駄目でしょうという、押さえ込んでしまうという危険性もあるのです。そういう点で、やっぱり物の捉え方、見方をもう少し前進させていくことが必要ではないかと。もちろん国が、政府がどんどんこういう大変なときにお金をよこして地域経済を守るような予算を立ててくれればいいけれども、残念ながらそうでないという現状の中で、かつてのような県や国にお任せではなくて、町自身が自らの頭で考えて、どうやったら地域を守れるか、こういう視点がやっぱり今極めて重要だと思うのですが、この点で大事な点は三役に任せるのではなくて、やっぱり各課で頑張っていくと。それが三役に反映される、町長に反映していくと、そういう視点が必要だと思うのですが、ぜひこの点での深い検討を求めたいと思いますが、いかがでしょう。

町民課長（本間秀之君） ちょっと私一人が答えていいのかどうか分からないような内容なのですが、税のほうで押さえているデータとか、そういった資料とかを他の課にそういった政策のための資料として提供するという自体は別に可能かとは思いますが。提供はできますけれども、町民課から直接こういう政策したらどうだということまではちょっと口出しはできませんので、それは提供された、受けた側の課のほうで考えていただければと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

14番（高橋秀昌君） そのとおりでいいのです。もし町民課だけだったら私が直接課長のところに行って言うのですが、今ここで言うのは各課がいるので、総務課もいるので、そういう視点で話させてもらいました。

以上です。

5番（渡邊勝衛君） 私のほうから施政方針における主要事業成果一覧のところの1ページ目のふるさと納税のほうに関しましてお願いがございます。非常にこれを見た限りでは、先ほど346件プラスになったと、令和2年度からというような状況で話

があったわけでございますけれども、やはりA4の紙1枚に過去3年か5年ぐらいのを書いてもらって、目で見えるような状態にしてもらいたいです。それで、今年の3月の予算審査特別委員会的时候にも、返礼品に関して当時50品目あったのが60品目に増えたとか、そういう話もありました。やはりそういうふうな状態で少しずつ返礼品を増やすような状態にして、そして最後はやはり必ず年度別の目標額ですか、それが金額なのかパーセントなのか分かりませんが、そのような状態にして、やはりその数字に対してチャレンジしていくというような状態を考えていてもらいたいと思います。そうすることによって、令和3年度ですか、新潟県では南魚沼市が燕を抜いて45億何千万円だけになったわけですが、そこまでの数字には何十年かかってもいけないと思うのだけれども、何とかしてやはり数字を何千万円から1億円、2億円という状況に持っていくにはどうするかということを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

政策推進室長（堀内 誠君） 今渡邊委員からもお話しいただきましたが、過去の部分の実績というふうな形でありますと、主要施策の成果の説明書の13ページ目のところに年度別、平成29年度からそういった部分を載せてあるところでございます。その部分の変化というふうな形でございます。返礼品の関係に関しましても、徐々に増やしているというふうな状況でございます。また、目標というふうな形で過去にもその部分言われたことがありまして、議員のほうから1億円だ2億円だというふうな形も言われたこともありました。町のほうもすぐその金額に届くだけの商品、特産品というふうな形が、まだ開発というふうな形はないものですから、なかなか厳しい部分はあるかと思っております。ですので、町の今の目標としては、その前年度を下回らないというふうな形では今考えてはいるというふうな形でございますが、いろいろ経済状況等もありますので、そういった部分では目標としては一応そのような形では捉えているというふうな形でございますので、よろしくお願いいたします。

5番（渡邊勝衛君） それで、やはり令和5年度から何とかして目標、額なのかパーセントなのか分かりませんが、設定していただきまして、少しでも前に進み、収入が上がるような状態にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

13番（関根一義君） お願いしたいと思います。予定表を見ましたら、総務課長がいるのは今日の午前中しかいないようですので……

（何事か声あり）

13番（関根一義君） 午後もいるのだ。午後でもよかったのですけれども、総務課長がいるところで見解を聞いておきたいと思いますが、令和3年度の予算編成のときの議論というのはいろんなことが提起されまして、鮮明に覚えているのです。執行側も令和3年度予算編成については、おっ、一步具体化してきたなというふうな感想を持ちまして評価をしていたのですけれども、どうもそれから1年たち2年たってきますと、私の捉えていた評価というのは要するに独りよがりだったなというふうな思いがしてなりません。なりませんけれども、あえてお聞かせ願いたいと思うのですが、新しいまちづくりの3本柱の話です。令和3年度予算編成のときは予算編成方針にうたったのですよね。そのときは具体化していないのです。福祉だ、教育だ、活性化だ、活力だと、こういう表現だったのだけれども、その後出された追加予算編成方針の説明書の中で具体化したというけれども、これも抽象的なものだけれども、具体化してまた提起したのです。福祉というのはこういうことを言っているのですよと、活力というのはこういうことを言っているのですよと。私今日持ってきているからちょっと読んでみましょうか。

（何事か声あり）

13番（関根一義君） いいね、もう読まなくたって。

そこで、お聞きしたいのですが、決算審査をやるのですけれども、決算審査に当たって新しいまちづくりの3本柱の実践をどういうふうにやられたのかってどこを見ればいいのかということをお聞かせ願いたいと思うのです。ここを見てくださいと、こういうことをやってきたのですということを見て決算審査の議論をしたいのだけれども、どこを見ればいいのか、総務課長、聞かせてください。

それから、もう一点、時間もないので、簡潔にやりたいと思いますが、先ほど隣の高橋委員と財政調整基金の残高の問題で若干雑談的に話をしましたけれども、こんないっぱい持っているのかというのが高橋委員の言い方。これならもっと町民に還元すべきだというのも高橋委員の言い方。これだけでは足りないのだというのが私の言い方です。こういうふうに評価は違うのだけれども、昔は違ったのですよ。昔は私はこんなに基金を持つのであれば、もっと町民に還元しなさいというのが私の主張だったのです。私と池井委員は急先鋒なのです。ところが、今は私はそういう立場から180度とは言わないけれども、転換して、これも令和3年度予算編成方針のときの議論ですけれども、それこそ小野澤委員が要するに財政規律をどういうふうに考えているのだというのを町長に切り込んだ。そのときに町長が何を言ったかということ、財政規律ということで、こういう規律をもって財政運営をしています

ということは言わないけれども、あえて言わせてもらえば私たちは、毎年11月前後で示す財政方針だ、ここのところに提起をして、そのことをもって財政規律という捉え方をしていますというふうに言ったのです。その中で基金問題について触れたのです。これは、町長の単独の返答ではないと思います。財政担当からこういうふうに答えてくださいというふうに言ったと思うのです。5億円確保しますと。まちづくり財政計画の5年計画を提示するけれども、5年計画の最終年度に5億円を確保できないような運営上は、これは財政規律上よろしくないというニュアンスの回答をしたのです。そこから見ますと、令和3年度の決算審査でこの評価をどういうふうにすればいいのだというのです。先ほど総務課長が説明した、年度末10億円ですよ。だったら要するに万々歳と、こういう評価すればいいのかということなのだけれども、私はそういうふうに評価したいのですよ。評価したいのだけれども、財政担当からはこの評価について一切触れていないのです。結果がこういうふうになりましたということは報告いただきましたけれども、これに対してこういう評価をしていますというふうなことは触れていない。これどういうふうに考えているのかというのは、ちょっとだけでいいから、考えなり表明してくれますか。お願いしたいと思います。

それから、もう一点だけ、時間ないので、簡潔にやります。もう一点だけ基金の関係で質問したいと思いますが、細部については関係所管課のところで行いますが、基金の関係でやりたいのは1点だけです。減債基金は先ほど小野澤委員から触れてもらいましたから触れませんが、私が基金の関係で触れたいのは林業振興基金の関係です。僅かなのだ。僅か持っているのは335万円しかないのだ。ところが、この335万円というのは毎年要するに剰余金、そういう形で交付されてくるわけです。200万円程度を予算計上してきたわけです。ところが、それを基金化しようではないかということまでやってきたけれども、これについては国からノーが突きつけられたというふうになっているわけです、不適切な運用ではないですかということで。その自治体、自治体の受ける林業振興だとか里山振興だとかいうところに有効に活用すべきだと、基金化するなんてことについて、それは趣旨に反しますよという指導が来たということで、令和3年から基金化をしないで運用してきたわけです。これは間違いないと思うのですけれども、そこでお聞きしたいのです。この振興基金について取りあえずどういうふうにするのですかと。僅か330万円だけれども、これをどういうふうに捉えているのですかと。依然としてこの基金を基金として存続していくのですかというふうな考え方についてお聞かせ願いたいとい

うことです。

誠に申し訳ありません、もう一点だけお願いします。これから議論になっていくと思うのですが、私たちの議会の中で最近議論になってきているのは、町体の問題と心起園の問題があります。これを教育委員会のところでやりたいと思いますが、教育委員会は任務放棄しているのです。任務を履行していない。なぜそういうことまで言うかという、令和3年3月議会の段階で答弁しているのは、令和3年度に方針を出しますと言ったのです。令和3年度に検討しますかな、方針と言うと語弊あるな、方針まで言っていないから。検討しますというふうに答えたのです。ところが、検討してきた動きが全く見えない。検討もしないでとんずらしようとしている、今。こんなこと許されないというのがあるのだけれども、そこで教育委員会の場で議論しますが、三条市の今年の市議会で議論になったのは、公的施設のマネジメントをちゃんとつくったほうがいいのではないかという質疑がありました。市長もそういうふうになると答えていました。それで、私も当然そういうことが田上町の場合もやられてくると思うのです。今問題になっている町体、心起園、これはもう緊急の課題ですけれども、それだけではなくて、公的施設のマネジメントも含めた総合計画を立てる必要がある。今現在ある公的施設の管理計画というのは。期限ありますよね。あと2年あるのか3年あるのかですけれども。

(何事か声あり)

13番 (関根一義君) 令和7年まで、あと3年あるのです。3年間でやると思うのだけれども、そのときに当然考えなければならないのは、これも基金のところにはできないのだけれども、成果の説明書の10ページの起債償還最終年度の表のところの一番下段のほうにあります公適債の適用問題について議論していく必要があると思うのです。これは、公共施設の老朽化に伴って、それぞれの自治体はその更新時期に入っていますということに対して公適債をつくって、それを地方に認めて、その資金を活用して対応しなさいという国の方針が示されたわけです。もう既に町にも来ているわけです。公適債のそういう指示は来ているし、公適債を執行側も開始したというのがここに出ているのです。これいつから開始したのか、何をもって公適債を適用されるのかというのは出ていないけれども、これは当然公適債を適用した、それを適用したほうが得なのか、ほかの資金を活用したほうが得なのかというのはその時々判断だと思っけれども、簡単に考えればこれを適用した総合計画をつくる必要があるなというふうに思っていまして、そこでお聞きしたいのだけれども、ここに示されている公適債の1億2,200万円、これは何に適用したのですかという

ことを聞かせてくれますか。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 幾つかありました。新しい3本柱、どれを見ればいいのかということですが、ちょっと重複する、あちこちにあるのですが、主要施策にそれぞれの事業がありますので、その中に載っている部分もありますし、あと施政方針と、先ほど室長が話をした資料の中にも一部入っています。重要だと思われる部分で入っていないのは、例えば町民課ですとごみ処理の関係ですと、町の予算に関係しない部分があって、そこはちょっと載っていない部分がありますけれども、ある程度の部分はそういうところで記載させていただいておりますので、お願いしたいと思います。

財調の残高についての財政の評価がない。そうですね。14億円という数字をどう捉えるかということですが、財政から見れば確かに関根委員がおっしゃるように、ある意味あってこしたことはないという部分ですから、それは非常に評価をしています。半分怖いぐらいですから、私が財政していたときは3億円もあれば十分だみたいな形でずっとやっていましたから、3億円でやりくりしていた時代から見れば、今10億円なんていうとすごいなという部分は正直あります。ただ、その部分だけ捉えれば、財政的に見れば交付税が増えた。交付税が増えるなんていうのも想定できませんでしたから、そういった部分からいうと財政的には非常に評価をしている。なかなか評価しているって、あれば使えばいいではないかという話になる部分ですから、あと不安というか、財政が思っている部分では、先ほど申し上げたとおりにまちづくり財政計画をつくっていく部分があると思うのですが、これからどういう事業、ちょっと話が前後するかもしれませんが、町体、心起園、その部分については池井委員長がそれぞれの担当課に話して、9月末頃でしたか、ある程度の方角を何か示すようにということで、そのときにどんな形でいくかという話はある程度するのだと思います。その部分もどういうふうになっていくかによって金額が変わってきますから、今まで財政計画では金額未定という形になっているものが出てくる可能性も出てきますから、そういった部分でいうと非常に不安な材料はあります。ただ、今ベースになっている金額が全然増えましたから、5年後に5億円、それがやっぱり一つの目安として財政を捉えていかなければいけないと思いますので、あくまでも今の決算で財政的にどうかという評価をするとすれば、財政的には非常にいい結果だというふうなことは言えると思います。

それから、林業振興基金のこれからの捉え方、これ産業振興課のほうで関根委員

が聞いていただければと思うのですが、先ほど関根委員がおっしゃるとおりです。当初それぞれ市町村にお金やるから、何とかしなさいというふうな話で始まったと思うのです。取り急ぎ何をすることがはっきり見えないから、基金をつかって取りあえず積立てをして、今後何かしらの施策を考えていこうということで取り組んだのだと思います。私そのときいなかったのですが、分からないですけれども、今関根委員がおっしゃるように、基金に積立てばかりしたって駄目だろうということの中で、事業を今取り組んでいるという部分があります。ですから、この335万円をどう活用していくかというのは、産業振興課のほうでどういう施策を行っていくか、本当にこの基金でなるのか、それから毎月譲与税として来る金額でなるのかという部分は、どういう形でこの基金ができて、どういうふうにしていくかというのをしっかり考えていかなければいけない部分があると思うのです。それによって基金を積み増しする必要があるのか、それともそこまでしなくてもいいのかという判断になるかと思うので、これはどうであろうか、それなりの趣旨で来た部分を取りあえず積んでいたわけですから、その目的に伴う部分で取崩しをしてやっていくなり、必要だと思います、そういう部分で。この基金をどうするかというのはちょっと正直、財政的には今廃止したほうがいいのかどうすればいいかとちょっと言えませんが、もともとそういう設置の目的があったわけですから、それに見合う分が必要であれば取り崩すなりしていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、公共施設の計画です。令和7年度までです。ここについては、以前から小野澤委員からの質問で見直しはしないのかということの中では、基本的には令和7年度までは今の施設はそのまま維持をするなりという形でさせてもらいたい。ただ、新しい施設については計画を直すなりさせていただきたいということで一般質問のときに回答させていただいたと思います。担当のほうでは、新しい施設の部分つって計画を直そうと思っただけなんですけれども、関根委員が今おっしゃった町体、心起園の関係をどうするかという部分がある程度動いていくのだろうという中で、二度手間になりますから、正直まだ計画上は変えていないです。ですので、ある程度町体、心起園の方針が変わればそこは計画として直さなければいけないと思いますし、併せて次にそれをつくるときには、今後ほかの施設をどうしていくという部分もしっかり検討していかなければいけないのかなというふうに思っています。それで、ちょっと余談ですけども、最後にちょっと報告だけさせてもらおうかと思ったのですが、一部公共施設の管理計画、国のほうから令和3年度までに直しなさいということで、事情があれば少し延ばしてもいいよということなの

ですけれども、一部財政的な指標とか町の中でやっている長寿命化の部分を今の既存の計画に盛り込みなさいと、それを盛り込まないと起債は貸せませんよということがありますので、その部分については申し訳ないですけれども、若干計画を直させていただいて、最終的には今ほど申し上げたように新しい心起園、町体が出来上がった時点では、こんな方針でこういう形になりますよという部分で改めてそこは報告はさせていただこうかなというふうに思っています。

起債の関係です。主要事業のここの公共施設等適正管理推進事業の起債は、道路の起債をこの名称で借りている部分があります。関根委員がおっしゃる、その計画をつくったり何かするという部分もあるのかもしれませんが、もともと社会資本整備総合交付金というのが、道路関係の補助金があったと思うのです、交付金が。国のほうはその交付金を外して、外れたものは起債を貸しますということで、それなりに交付税措置するから、補助金みたいなのとちょっと名称を変えて借金なさいよというのがこの部分になりますので、今借りている部分については、道路関係の起債がここの中に入っています。

以上です。

13番（関根一義君） 大体そんなことで分かりましたけれども、最後の起債の関係というか、公適債の関係については決算書の中でも土木関係で支出しましたよというふうに書いてありますから、土木関係だと思えますから、地域整備課と議論させてもらいたいと思います。ただ、私が言っているのは、それはその限りにおいて議論を、引き続き質疑させてもらいますけれども、私はこれを適用した公共施設のマネジメント計画をつくるべきだというのが私の考え方ですので、提起しておきましたから、十分今後の要するに方針を確定するときの参考にしていただきたいというふうに思いますし、ぜひやっていただきたいと思います。

私は、私の意見だけ言えば、体育館、それから心起園の工事着工というのは今の段階では無理なのではないかというふうに私自身は思っているのです。これは思いだけです。思いだけだけれども、そういうふうに思っているのです。ただ、状況を見ればこれほっておけないということなので、総合的な長期計画を立てるべきだというふうに思います。そのうちに両小学校の建て替え時期も来るよという状況も来ると思います。その時期というのは、圧倒的な少子化の下に生徒がいなくなりますよという時期も想定されます。ではどうするのだということになれば、教育環境をどうしていくのかということも大きな課題になるということだと思っただけけれども、そこまでは広げなくても、今田上町で大きな課題になっている公共施設の維持

管理あるいは新設、修繕、こういうことに対してどういうふうに対応するのかというの喫緊の課題だと思うのです。令和3年度の予算編成方針のときにそういうふうに答えています。令和3年度には何とかしますよと言っているのだ。令和3年度にできなかったのは分かっています。教育委員会がああいう調子だったから、令和3年度というのは、1年間仕事していないのだから。ああでもないこうでもないと言って1年間浪費したのだから。分かっています。分かっているけれども、そんなことはどうでもいい。やらなかったなと。何でやらなかったのだと。できなかったのかしなかったのかと、どっちだというのを詰めたと思うのです。そうでもしなければ議論が前に進んでいきません。田上町は一番悪い年だ、今の岸田総理大臣みたいなものだ、検討しますとかご丁寧に説明しますとか、何にもしていないではないですか。田上町もそういう傾向ありますから、私はきちっとやるべきだという思いを強くして、今声を大にしてお話をさせてもらっているわけです。

基金の関係、財政担当はよくやっていると思います。私はそういう評価です。よくやっていると思います。ただ、今日資料を提示いただきましたけれども、令和3年度の新型コロナウイルス関係の交付金、国からの支出金と要するに事業費の総額、トータルしたところも一般会計からの補填額、これを見ると、こんなことしかできなかったのかという思いもします。当初どういう議論をしたか。1億円ぐらいの財政出動しなさいよと言ったのです、私たち議会は。新型コロナウイルス支援策にどうしますかというときに、1億円ぐらい出せよと言ったのは何の根拠もないのです。ただ口から出任せで、そのぐらいの腹を持ってやったほうがいいのではないのという提起したのです。ところが、1億円なんてものではない。1,000万円ではないですか、町からの負担は。これで地域経済の下支えをすとか困っている人を助けてきたのだとか大きなことを言うなというのです。国からのお金でやっただけではないかと。そういう総括をすれば、もっとやり方があったかなという反省もそこに加えたほうがいいなという思いなのです。だから、国からの交付金を活用した町でできる最大限の支援策、救済策をやってきたというのは大きな評価で、その結果として財調も結果として要するに支出ゼロだったと。令和4年度末の財調残高は10億円を超えるものを確保できたというのも大きな成果だと、財政当局よくやったなというふうには思うのだけれども、その裏にはこういう反省点もあるよねということ指摘しておかなければならないと思うのです。よその自治体がどうしているかわかりません。分からないで言っているのです。よその自治体は1億円出しているかわからない。500万円でお茶を濁しているかわからない。全て国も入らないで

やって、私たちは地域住民のためにこういう支援策をやったのだというふうに言っているかも知れない。何にもしていない、国からの指示どおりにやっただけではないかということになっているかも知れない。でも、それは両方の見方があるから、私は両方のことを言っているのです。成果として認めるが、一方ではここまでしか至らなかったという限界も反省点として見てくださいよということを申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） いろいろ関根委員からいただきました。耳が痛いのは正直あります。確かに新型コロナウイルス交付金の関係は、結果的にこういうふうな形になったのだなとも思います。最終的には県が面倒を見てくれたというのは、先ほどPCRもそうですけれども、予算を組んだときは正直言うと全く、それはもしかすると高橋委員がおっしゃる部分もあったのかもしれないです。市町村がやることによって県が面倒を見るよということもあったのかもしれないです。正直最初の頃は全く県は面倒を見ませんという中で、各市町村で実施しなさいということで動いてきた。そうしたら、なかなかあれもこれも県で補助金してくれる。そうしたら、一方では町が持ち出した分も交付金でくれるみたいな形になりましたから、正直言うと確かに見えない部分もあって、結果的に見れば最初は財調で取り崩していったけれども、実際にはこれしか使っていないという部分は確かに反省するべきところは反省しなければいけないと思いますし、令和4年度の当初予算の段階では、正直言うと新型コロナウイルスの対策をどうしようかなという部分は財政当局で悩みました。町長、どういう政策を取ろうかと。ただ、そのとき小野澤委員からいろいろ指摘を得て、地域経済を循環させるにはどうなのかなという中では、金額は幾らでもなかったですけれども、町単独でもやっぱり商品券をやるべきではないかなということで予算づけもしました。実際また国から交付金が来て、実際まだそこまで執行しなくてもやっている状況ですけれども、今後はやっぱりそういう部分、正直言うと私も地域経済の循環という考え方をあんまり持っていませんでした、正直。町で買えるものは町で買いなさいよというのをずっと持っていましたけれども、それがぐるぐる回るといのはなかなか、なるほどなという部分を実感していますから、そういう部分は確かに、今後こういう交付金もまた来るかもしれないけれども、そういった部分を踏まえた中で財政調整基金をどういうふうに活用していくかというのは今後の課題だし、そういう部分を踏まえた中で財政運営していかなければいけないなというふうには私自身は思っています。

それから、公共施設についてはおっしゃるとおりだと思います。どうしていくか。例えば手をつける時期かどうか。ただ、その状態がどうかという部分も含めた中で、社文のほうでどういう状況かというのはまず報告はされると思います。それを踏まえた中でどうやっていくかというのを、場合によってはまちづくり財政計画の中に組み込む必要があるのかどうかというのも議論しなければいけない部分は出てくるかと思いますが、その部分もまたその時期になったら報告をさせていただければなというふうには思っております。

すみません、なかなか私のほうで今回の決算についての評価がうまくできなかったという部分は関根委員がおっしゃるとおりで、大変申し訳ございませんでした。

私からは以上です。

副委員長（中野和美君） 今井委員の関連なのですけれども、町民課のほうでお聞かせください。滞納の督促の件で、1回督促をしたら滞納処分に入るというお話を先ほどされたのですが、以前は町で一応督促して、徴収が行われない場合は県のほう、三条の振興局のほうで取扱いになったと思うのですが、今は状況が変わったのでしょうか、お聞かせください。

町民課長（本間秀之君） 取扱いは特に変わっていませんけれども、督促そのものは1回しかしないということ、それは変わりません。滞納処分に関して、例えば県の徴収機構に送られるものというのは、どちらかというと担税力があるにもかかわらず、なかなかそういった町から納税相談とか持ちかけても応じてもらえないとか、若干悪質なものとか、そういったものに関して、あと金額が大きくなったものとか、そういったものを県の徴収機構のほうに移管するというようなことで実施させていただいておりますので、別に特段督促して、町で1回調査して、そのままもう次という形とは特になっていませんので、お願いします。

副委員長（中野和美君） ありがとうございます。私も今までも何度か何かの機会には言っていると思うのですが、実際11万円ほどのそれが払えなくて県の徴収機構に行っていて、11万円が払えなくて返済中の土地建物を差し押さえられたという件がありまして、なかなか三条まで田上から足を運ぶというのは、朝昼晩と働いていると行けないわけです。仕事休んでまではそういうところに相談に行けないという状況がありつつ、そこで行けないで相談ができずに土地建物を差し押さえられたという現状があるので、そういうところはちょっと三条に行ってしまったことによって、そういう配慮が欠けてしまうのかなと思ったのと、その辺はどうなのでしょう。

町民課長（本間秀之君） 恐らくですけれども、その前段で町から納税相談の案内とい

うか、そういったものを出しているとは思いますが。多分そこに対して何にも連絡がないとかそれを完全に無視されている。そういった状況で財産調査した結果、この人には財産、担税力がある。にもかかわらず、そういったものに応じてもらえない。そういった事情があるのであれば町のほうに連絡いただいて、その段階で相談をいただければ、それなりに対応させていただきましても、そういったものがない場合は、結局県のほうに送らざるを得ないという状況もありますので、そこはそういうことをご理解いただければと思います。

副委員長（中野和美君） その辺よく本人に確認してから執行していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

町民課長（本間秀之君） 本人に確認したくても、連絡がないので、確認できないという状況ということをお願いしたいと思います。

12番（池井 豊君） ふるさと納税の件、総括質疑させてください。令和3年度の評価ともうちょっと積極的に取り組めという内容です。

委員長（藤田直一君） それでは、池井委員のふるさと納税に関する件につきましては総括質疑とさせていただきます。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） なければ決算の概要についてと歳入の全般についての質疑は以上で終了いたします。

それでは、お昼のため休憩といたします。

午前 11時54分 休 憩

午後 1時15分 再 開

委員長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第1款、ご説明をお願いします。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出のほう説明させていただきます。

決算書の44、45ページになります。1款議会費、1項議会費、1目議会費ではありますが、ほぼ経常経費でございます。総額で7,484万5,806円の決算で、前年比525万6,357円の減額となっております。主な要因としましては、人事異動に伴う給料等の減、議員共済掛金の負担率改定による減、交流会館等建設調査特別委員会の終了による会議録作成業務委託料の減となっております。

それでは、節ごとに説明させていただきます。備考欄を御覧ください。1節報酬

から3節職員手当等は、13名の議員皆さんの報酬及び2名の職員の人件費でございます。

次に、4節共済費でございますが、1,322万2,189円、こちらは議員共済の掛金と共済組合等の負担金となっております。

次に、10節需用費でございますが、142万3,201円、こちらは消耗品と印刷製本費となっております。

次に、12節委託料でございますが、217万6,020円、こちらは会議録作成委託料となっております。昨年度より約41万円減となっております。原因といたしましては先ほど申し上げた交流会館等建設調査特別委員会の終了によるものとなっております。

次に、18節負担金補助及び交付金163万77円、各種負担金及び政務活動費となっております。ページをはぐっていただきまして、46、47ページになります。4番目の政務活動費につきましては、昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により研修会等に参加しなかったため、会派及び7名の方から46万円ほどの返還金がありました。

なお、主要施策の成果の説明書の11ページに議会関係を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

議会費の関係は以上となります。

委員長（藤田直一君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） では、質疑ありませんので、第1款、説明を終了いたします。

続きまして、第2款、説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） では、決算書46、47ページ、ここから総務費が始まりますので、まず2款1項1目一般管理費、こちらにつきましては総務課の人件費と、それから事務的な経費、それから電算関係の経費がこちらのほうに含まれているのが主な要因になってございます。この中に249万3,000円、継続費及び繰越しということで繰越し明許、令和2年度から令和3年度に繰越しをした分の金額が入っております。社会保障の税番号システムの改修ということで、電算の改修委託料という部分になっております。不用額のほうで特に多い部分、総務課の関係ですとやはり新型コロナウイルスの部分の、先ほど議会と同様で、1節のバスの運転手、あるいは13節使用料ということで有料道路の関係、それから8節には職員の旅費等がございますが、これらの関係が不用額として、一部落とさせてもらったりはしていたのですけ

れども、不用額として残っている部分もあります。それ以外といたしましては、1節報酬の中に事務補助員ということで、総務課のほうにそういう窓口的な部分、計上しておりますが、使わなかった部分。あるいは、10節需用費ですとか11節の郵便料ということで、こちらそれぞれ20万円なり30万円ほど残っておるのですけれども、新型コロナウイルスの関心の事業で、そちらのほうで振り分けができた部分もあったり、あるいは総務課のほうで最終的に見る必要があるということで補正まで、補正で全額落とすということがちょっとできなかったという部分で若干残っている部分がございます。それから、令和2年度と比較して大きい部分については、決算書の51ページのところに電算関係が載せてございます。51ページのところの下のひし形の下から2つ目に社会保障・税番号システム整備事業ということで、繰越明許費ということでこちら委託料ですが、先ほど申し上げたとおり、令和2年度からの繰越しということでマイナンバー関係のシステムの改修経費がここに載せさせていただいている部分がありますし、上のほうに行くとその他事業のところ設備品購入費ということで職員用の端末、パソコンですけれども、20台購入させていただきました。取りあえず今のところ古いものはこれでなくなったということですが、また必要に応じて順次更新をしていくということでございます。それ以外は県のセキュリティクラウドの関心の負担金ですとか中間サーバーということで、それぞれ必要経費が昨年より増額になっているといったような部分がございます。

一般管理費は以上でございまして、続きまして50ページ、51ページの一番下に財政管理費とありますが、めくっていただいて52、53ページですが、これは財政担当の時間外及び予算書、決算書等の印刷等が主な内容で、ほぼ経常的な経費になってございます。

それから、3目財産管理費でございましてけれども、こちらにつきましては庁舎の維持管理的な部分の経費が載っておりますが、特に10節需用費、こちらは不用額が載せてございますけれども、ガソリン代とか軽油、そういった部分が残っている部分でございまして。

それから、12節委託料につきましては、登記委託料ということで窓口として50万円予算を見ておりましたけれども、執行がなかったというようなものが主な内容でございまして。

令和2年度と比較して大きい部分ですけれども、工事関係等がございまして、決算書の54、55ページのところに一番上、14節工事請負費ということで高圧ケーブルの開閉器の取替工事、令和3年度に実施したということでの増になっておりますし、

一番下のところですか、基金積立金ということで24節積立金という中に5億9,725万5,450円のうち一番下、財政調整基金元金積立金ということで5億9,723万8,000円、先ほど午前中にもお話をさせていただきましたが、令和3年度、財政調整基金に積立てができたといった部分がこの内容でございます。

続きまして、4目交通安全対策費につきましては、交通安全関係の部分でございます、ほぼ例年どおりの予算になっております。職員手当、工事請負費、修繕料等経常的な部分がございます。

5目自治振興費でございますが、まず表彰式典ということで、こちらいつも12月議会で表彰審議委員会にかけた部分を表彰しているわけでございますが、それらの経費。それから、めくっていただきまして56、57ページの防犯推進事業ということで防犯灯の借り上げ料、それから防犯灯設置ということで、こちらにつきましても例年実施をしている継続的な事業になってございます。

主要施策の12ページのところで今ほどご説明させていただきました、3目財産管理費、それから4目交通安全対策費、5目自治振興費、防犯推進事業ということで施策のほうこちらのほうに載せさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

自治振興費は町民課になりますので、説明代わります。

町民課長（本間秀之君） では、引き続きまして、中段のひし形になりますけれども、自治振興費についてご説明させていただきます。

自治振興費につきましては、区長、それからそれぞれの行政区に関する経費ということで、町民課のほうで執行させていただいているものでございまして、令和3年度の支出合計につきましては1,870万8,194円ということで、令和2年度と比較いたしますと322万157円の減額という内容でございます。減額となりました主な要因につきましては、集落集会場の施設整備補助金というものがあるのですが、令和3年度につきましては補助金の希望がなかったということで皆減ということになっておりまして、執行しておりませんので、お願いします。あと、コミュニティ助成事業助成金というのがございます。340万円ですけれども、そちらのほうも対象事業費が減ったということで補助金額のほうは減っているということになります。内容につきましては区長報酬、それから区長補助員への助成金ということで支出させていただいているほかに、コミュニティー事業の助成金ということで340万円、こちらにつきましては中店と曾根の2地区に対して支出したというふうな状況になっておりますので、お願いします。また、令和3年度から新規に各地区の掲示板の設置及び修繕に対する補助を開始しておりまして、5地区から希望がありまして、

交換 3 件、修繕を 2 件実施しまして16万9,966円を支出しておりますので、よろしくお願いいたします。

会計管理者（本間秀之君） 6 目会計管理費になります。一番下のところにあります会計管理費、黒いひし形になりますけれども、支出済額が422万429円ということになりまして、主なものとしたしましては11節役務費、手数料の関係になりますけれども、こちら指定金融機関の派出所の派遣の手数料及び町税等の公金を収納した際の指定金融機関あるいは収納代理金融機関に支払う手数料ということになっております。令和4年度の予算委員会でも説明してございましたけれども、派出所派遣の手数料に関しましては、令和4年2月をもって派出所が廃止されておりますので、3月以降支払いは発生しておりませんが、3月から新たに事務手数料ということで月額11万円を負担しているということになっております。

また、17節備品購入費のところ硬貨選別機ということで、新たに窓口で大量に硬貨での支払いが発生した場合の硬貨の勘定の事務負担を軽減するためにこの機械購入させていただきましたので、よろしく申し上げます。ほかのものについては経常的な経費になりますので、説明は割愛させていただきます。

私からは以上です。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、続きまして7目企画費でございますが、7目のご説明に入る前に、先週金曜日に皆さんのほうに棚入れさせていただいた資料についてご説明のほうをさせていただきます。

まず、1点目。令和3年度施政方針における主要事業成果一覧ということで、先ほどもちょっと使用させていただきましたけれども、こちらについてでございます。これは、昨年の決算審査特別委員会におきまして、小野澤委員より行政評価についての質疑がありました。その答弁といたしまして、決算監査において毎年提出している施政方針に基づいた事業に対する成果を示した資料に町の評価を加えていくと回答させていただいたところでございます。今回決算監査の資料の中にその成果と町の評価を追加しまして提出したものを、各課ごとに取りまとめさせていただいたところでございます。それを決算審査特別委員会の資料としてご提出させていただいたということでございますので、内容につきましては各課ごとになっておりますので、そちらの審議の際にご参考に見ていただければと思っております。総務課の部分でいいますと、1ページ目、2ページ目の部分でありますので、そちらも参考として見ていただきたいと思っております。

続きまして、2点目。もう一つ第5次田上町総合計画後期基本計画の評価結果と

ということで併せて、A4の紙1枚でございますけれども、そちらのほうお配りをさせていただいたところでございます。こちらは、第5次総合計画の後期基本計画が令和3年度で終了したことから、全体評価を実施したところでございます。今までは、町の職員での評価とさせていただいていたところでございますが、今回全体の総括評価ということもあり、外部の方々からの視点も取り入れた評価とするために、総合計画審議会から評価を行っていただいたところでございます。評価の方法といたしましては、町が各施策に定めた目標について策定時の現況値と令和3年度の実績を比較した結果や、令和2年度に実施した町民アンケートの結果についての評価を取りまとめさせていただいたところでございます。表のほうを見ていただきますと、評価結果というふうな形で書いてあります。分野別目標というふうな形で、その隣に実績となりますが、こちらが平成27年、策定した当時ですけれども、従前値というふうな形と令和3年の実績を見比べた場合の評価と実績で評価をしているものでございます。その場合、町民の評価ということで町民アンケートの結果を、以前に行ったものと今回行ったものの向上しているかどうかというふうな形での評価をさせていただいたところでございます。そういった部分を入れまして、総合計画審議会委員にこれをご提示いたしまして、委員それぞれにおいて各節ごとに4段階、A、B、C、Dというふうな形でこちらの評価をしていただいたところでございます。それらを基に各分科会、分科会というのを設けているのですけれども、分科会長が各分野別目標ごとに総合的に見て判断をさせていただきまして、その評価をしていただきました。全体の評価ということで、委員長のほうで今回の評価というふうな形で提出をし、審議会の中で確認を行いまして、評価として決定をしていただいたというふうな形でございます。全体評価としてはBというふうな形で、総合的に見て一定の水準を達成しているという評価でありました。一応そのような形で評価結果のほう、これをご報告という形でさせていただきたいと思っております。

それでは、決算書のほうでございますが、58ページ、59ページになります。企画費でございます。主要施策のほうでは13ページ、また先ほどお話ししました施政方針における主要事業成果の一覧のところは1ページ目になります。決算書のほうでご説明を申し上げますが、今回7目企画費の関係、支出済額といたしまして1,457万9,400円、対前年度比といたしまして280万2,331円の増額でございます。内容といたしましては、総合計画策定に関する経費とふるさと応援寄附金に関する経費となっております。総合計画に関しましては、令和2年度、令和3年度で実施しております。総合計画審議会委員の報酬、12節委託料の総合計画策定業務委託料等を支出

をしているという形でございます。今回の総合計画の策定に関しまして、町長との座談会、町民懇談会、または審議会、全員協議会でいただいたご意見等を反映させ、今後のまちづくりの指針となる第6次総合計画を策定させていただいたということでございます。ふるさと応援寄附金に関しましては、主要施策の成果の13ページになりますが、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。ふるさと応援寄附金の一番下のほうでございますが、歳出の部分といたしましてふるさと応援寄附金記念品326万7,000円の支出、クレジット等の決済手数料40万777円、ふるさと応援寄附金事業支援業務委託料640万4,572円、ポータルサイト利用料102万5,354円と、これらの経費が決算書59ページのところにそれぞれ書いてありますので、よろしく願いいたします。今回新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、寄附金額の減少も考えられたのですけれども、ポータルサイトの増、または新規返礼品の事業者等の参入によりまして寄附額が伸びまして、寄附金額が前年度の1.4倍の増加になっているというふうな形でございます。

また、今回不用額に関して大きいものというふうな形もありましたので、12節委託料で260万円ほどの不用額が出ております。これは、総合計画策定業務委託料の関係でありまして、年度末ぎりぎりまで作業を行っていたため、委託の作業量が年度末まで確定しなかったことが要因でありまして、3月補正の締切りまで確定できなかったことによります。

続きまして、決算書の60ページ、61ページでございます。8目地域づくり推進事業費ということで当初予算128万9,000円、補正予算でマイナスの128万9,000円の減額をしているということで支出済額はゼロというふうな形でございます。こちらに関しましては、例年東京都の成増地区の児童交流、または「ふるさと田上会」の交流、成増地区との交流の参加に関する経費を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして各事業が中止になったことから、補正にて全額減額させていただいたところでございます。

続きまして、2款1項9目広報費でございます。こちらのほう支出済額といたしまして252万8,400円、対前年度比では6万7,049円の減額。広報「きずな」等の印刷に係る経費でございます。こちら経常経費でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、10目少子化・定住対策費ということで、支出済額が368万9,845円、対前年度比では145万7,155円の減額というふうな形でございます。こちら入学お祝い品の贈呈、または新婚世帯の家賃支援、または新婚・子育て世帯向け個人住宅取

得資金利子補給金に関する経費というふうな形になっております。昨年度減額になった要因としましては、新婚世帯家賃支援事業の補助金の見直し、あるいは新婚子育て世帯の個人住宅の取得資金利子補給金の制度見直しによりまして該当件数少なく、もう既に制度も終わっている部分もありますので、減額となっているという状況でございます。主要施策の成果の14ページの上段のほうに載せてありますので、そちらのほうも御覧いただきたいと思っております。

それでは、続きまして、決算書の62ページ、63ページでございます。11目まちづくり拠点整備事業費というふうな形でございます。こちら支出済額308万円というふうな形でございます。こちらのほうに関しましては、まちづくり拠点整備事業、令和2年度予算から繰越明許費として繰り越しました事業効果分析調査の業務でございます。都市再生整備計画事業により、国より交付金をいただきまして事業を実施してきました。都市再生整備計画で掲げました指標についての結果を調査しまして、その効果の発現要因の整理などを国の様式に沿って作成をしていただきました。また、外部の委員、道の駅等整備検討委員の皆様からも評価に関する意見をいただいたところでございます。新型コロナウイルスの関係でまん延防止等重点措置等も出されていたというふうなこともありますので、書面にての開催となりましたけれども、今回の評価についてはおおむね妥当であると認められたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

町民課長（本間秀之君） それでは、続きまして2項徴税费、1目税務総務費になります。支出済額が4,641万1,183円でございます。内容につきましては、税務係7名分の人件費が主なもので、経常費経費がほとんどでございます。決算額で令和2年度と比較いたしますと約200万円ほど増額になっておるものでありますが、その要因といたしましては、人事異動に伴う職員給与等の差額ということになっておりますので、お願いいたします。なお、不用額といたしまして、目の合計で132万3,817円出てございまして、これにつきましては3節職員手当等で111万9,675円の不用額というのが主なものでございまして、住民税の申告前事務及び賦課事務におきまして、令和2年度に引き続き業務の見直しを進めた結果、より効率化ができたことにより、当初645時間の時間外を想定しておりましたけれども、実質的にはその10分の1以下の52時間で済んだということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、次ページへお進みいただきまして、64ページ、65ページを御覧いただきたいと思っております。2目賦課徴收费の関係でございます。支出済額1,350万5,531円でございます。内容につきましては、税金の賦課徴収に必要な電算関連業務

委託料や各税目別の納税通知書の印刷代、あるいは送達するための郵便料のほか、固定資産税の土地の部分の評価に関する委託料等を支出させていただいているものでございます。令和3年度の決算額につきましては、対令和2年度比較で181万6,458円の減、あわせて不用額の関係になりますけれども、目の合計で281万2,469円の不用額が発生しております。その内容につきましては、22節償還金利子及び割引料の部分で過年度の期限後申告等による税額更正による還付が当初見込んでいたよりも少額で済んだという結果でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費の関係でございます。支出済額といたしましては7,073万4,671円でございます。令和2年度と比較いたしますと32万8,701円の減となっております。その要因といたしましては、住民系の職員1名減による人件費の減が主な要因となっております。内容といたしましては職員の人件費、それから窓口業務で使用いたします戸籍関係の電算業務委託料、あるいはシステム使用料のほかに住民基本台帳ネットワークに係る電算業務の委託料、それからマイナンバーカードの交付に関する経費等を支出させていただいているということになりますので、よろしく願いします。

それから、次のページの67ページの下から3つ目のひし形のところになりますけれども、戸籍住民基本台帳費の明許繰越しという部分になります。こちらに関しましては、令和2年度からの繰越し事業といたしまして、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に関連したシステム改修を実施したところでございますので、よろしく願いしたいと思っております。67ページの繰越し明許費の部分になりますけれども、委託料のところでは357万5,000円という数字が入っております。こちらに関しましては、マイナンバーカードを利用した転入、転出手続の効率化を進めるためのシステム改修が予定されておったのですけれども、国のほうで詳細な仕様がまだ示されませんでしたので、やむを得ず繰越しをしたものでありまして、終了予定は令和4年度中ということになっておりますので、よろしく願いします。不用額といたしましては、目の合計で316万4,329円でございますけれども、その内容につきましては、まず3節職員手当等のうち時間外勤務手当で約38万円、それから11節役務費において住基ネットのシステムにおけるアップグレード作業手数料というのが当初10回予定しておったのですけれども、単独での作業が発生しなかったために結果的に執行が発生しなかったということで、あわせてマイナンバーカードの交付に係る郵送料において、予想していたほど交付枚数が伸びなかったため、約85万円の執行残が発生しておるということになっております。18節の負担金補助及び交付金でマイナンバ

一カードの発行枚数を国が試算した通知に基づいて予算計上しておいたのですけれども、その実績による差額で負担金が不用額として残ったということでございます。ちなみにですけれども、令和3年度末のマイナンバーカードの交付枚数につきましては、令和3年度の実績として1,254枚、累計で2,888枚のカードを交付しておりますので、交付率としては26%ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費ですが、これは選挙管理委員会の通常経費、定時登録ということで年4回実施しておりますが、それらの関係する経費ということでお願いいたします。

それから、2目衆議院議員総選挙費の関係の経費でございますが、こちらにつきましては主要施策の15ページにも書かせていただいておりますけれども、令和3年10月31日に執行されました小選挙区が68.77%、比例代表で68.76%ということで実施されました選挙に関するそれぞれの経費を計上させていただいて執行したものでございますので、お願いいたします。

説明を代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、決算書の70ページ、71ページ、5項統計調査費、1目統計調査総務費の関係からでございます。こちらのほう支出済額が482万7,074円というふうな形でございます。こちらに関しましては、統計に関する職員1名分の人件費の経費であり、経常経費でありますので、よろしくお願いいたします。

2目経済統計調査費の関係でございます。こちら支出済額が46万4,468円と対前年度比にしますと368万5,512円の減額というふうな形でございますが、減額の主な要因といたしましては、令和2年度に国勢調査が実施されたことによりまして、それらに関する経費が計上されており、今回その経費がなくなったことによる減額というふうな形になっております。こちら決算書の70、71ページのところで経済統計調査のその他事業であります。こちらが5年に1度実施されます経済センサスの活動調査というふうな形に関する経費というふうな形になります。主要施策の成果の15ページのほうの下段にも書いてありますが、こちら全ての事業所、企業を対象にしまして従業員数、事業内容、売上げ等を調査いたしまして、各種統計調査の基礎資料を得ることを目的に実施されています。町でも調査員6名からご協力をいただき実施し、それらに関する経費でございます。

続きまして、72ページ、73ページでございます。こちら3目教育統計調査費でございます。こちらは、毎年実施しております学校基本調査に関する調査の経費でございますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

議会事務局長（渡辺 明君） 続きまして、6項1目監査委員費でございますが、決算額118万8,808円でありました。こちらにつきましては、2名の監査委員の報酬、旅費等の経常経費となっております。

以上で2款の説明を終わります。

委員長（藤田直一君） 2款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをします。

2番（小野澤健一君） 私は、2つ質問させていただきます。

先ほど室長から話があった、ちょうど1年前ですか、私が行政評価ということで総括質疑をさせていただいて、それはお作りになってお示しいただいた。私がイメージしたのとちょっと違うので、ちょっとお話をしたいというふうに思います。私は、行政評価というのはある意味で行政水準をはかるすべだろうと思っているのです。財政がしっかりしていようがしていまいが、だから何なの。それが行政の最終目標ではなくて、やはり自治体の評価というのは住民に対して質の高い公共サービスを提供し、なおかつ住民がそれに満足すること。そのために行政評価というのをやるわけです。ところが、今回初めてといえばしようがないという部分もあるのかもしれないけれども、どうも自画自賛的な評価がちょっとやっぱり見れる。本来であれば、その事業とか施策をやる中で課題とか問題点、こういったものを明らかにして、それをクリアしていくというのが本来行政評価のあるべき姿なのだろうなというふうに思っています。各課に任せっきりというふうな話も、それに近い言葉がありましたけれども、書きぶりもやっぱりかなり課によって違う。これはやはり統一化をしてやらないと、評価という名前に値しない形になりますので、今まで申し上げたようにちゃんと課題とか問題点、これを明確にすること。それから、自画自賛ではなくて、書きぶり、こういったものも統一化するように、どこが取りまとめるのか分かりませんが、各課に任せておけば各課が適当に書くに決まっているので、それがやっぱり統一的に、町としての評価なのだということで統一化を図っていただきたい。これについてどう思われるか、これが1点。

それから、2点目は主要施策の成果の説明書の14ページの上のところ、少子化・定住対策費の中で入学お祝い品贈呈事業、これについてちょっと質問したいと思う

のですが、今米か体操着かということで体操着のほうは5,000円ということですが、米10キロって5,000円に満たないと思うのです。恐らく10キロ3,500円か3,600円ぐらい、今度米価が上がるとちょっと分かりませんが、それを考えると米のほう不利です。不利という言い方は変だけれども、片っぽは体操着で5,000円ということであれば、やはり米も5,000円に近いキロ数を私は渡してやる必要があると思うのですが、これについての見解をちょっとお聞かせいただきたい。

以上2点です。

政策推進室長（堀内 誠君） まず、1点目の行政評価に関してでございます。町のほうの部分で今回初めてお出しさせていただいたというふうな形でございます。確かにその書きぶりがばらばらというふうなことも言われております。私のほうでもこちらのほう、決算監査に使ったものをそのまま頂いたというふうな状況でもありました。内容等もう一度その辺を精査してというふうな形があるのかもしれませんが、各課が統一での書きぶりができるように今後また取り組んでいきたいというふうな、少しずつ改善していきたいというふうなふうに考えております。

また、少子化・定住対策の入学お祝い品贈呈事業というふうな形で、これ始めた当初はお米だけでありました。いろいろと田上町のほうでも、町内でも農家の方も多いというふうな形で、それよりはアンケートを取った結果、そういった入学に使える用品というふうな形で補助金を、体操着の購入補助というふうな形で、選択制というふうな形にさせていただいた経緯があります。その分お米の部分と差額があるのではないかと。確かにその部分等はあるかと思いますが、そちらご希望というふうな形で選択をしてもらうというふうな形にさせていただいているところでございます。今実績を見ますと、体操着購入券のほうやっぱり多いというふうな状況であります。今後も引き続き、その部分で両方の選択制というふうな形で、可能であればそういうふうな形にさせていただきたいというふうなふうに考えているところでございます。

2番（小野澤健一君） 室長、私の質問よく聞いて。要は片っぽは5,000円で片っぽがある意味で3,500円、これおかしいのではないかと、こう言っているのだから、選択制がどうのこうのではないのだ。だから、米を15キロにするのがいいのか、あるいは米に田上の名産の梅干しをつけるのがいいのか分からないけれども、同じ選択であれば同じ金額の中からどっちがいいですかというのをやるのが当たり前の話であって、片っぽ3,500円、片っぽ5,000円では、それではやっぱり違うだろうと、こういって私は話をした。これが1つ。

それから、行政評価について、初回だから目をつむっていいのかどうか分からぬけれども、本来こんなのは前からやっていなければ駄目なことなのだ。私が総括質疑で言って、やりますよと言って、これが全国初めてではないのだから、ほかのところなんてみんなやっているわけです。だから、周回遅れの田上町は、それをやるのであればきっちりした形でやるのが私は普通だと思うのだ。書きぶりも違う、何も違う。いや、監査委員に提出したやつだから、それをまとめただけです。そんなものでは全然室長の役割というか、誰かが統一的に見なければ、課によってまちまち、それが今田上町の中でいろいろ問題になっているわけでしょう。本来均一化されていけばちゃんと行政が回るのが統一になっていない、こういう状況があるわけです。だから、そういった評価とか一番大事な評価、私さっき言ったように行政が自己満足のためにやる評価ではないのだから。町民がちゃんとそれについて評価、満足をしているかどうか、そこを見極めるのが大事だ。だから、自分らの仕事ではなくて、本来であれば、できるかどうか分からない。町民がどう思っているのか、町民の代表である区長さんにアンケートを取るとか、そういう中で客観的に本来評価をしていかなければ駄目だ。それをやらなかったら、いいも悪いも分からない。取りあえず各課で自己評価しました、以上終わり、これでは全然行政水準が上がるあれないではない。だから、本質の話をしているのだから、それについてどうなのか。書きぶりが違うということは、それは統一化が図られていないよねという話で、それを図らなかったら駄目でしょうという話。そういうことを言っている。

政策推進室長（堀内 誠君） 大変失礼いたしました。その統一化が図られるよう今後取り組んでいきたいと、私のほうでもまた見て、その辺また各課にもお話しさせていただければと思っております。

また、入学祝い品のお米の関係でございます。今後そのような形、米価の増減とかもあるかと思しますので、その辺ちょっと検討させていただければと思しますので、よろしく願いいたします。

8番（今井幸代君） 先ほどの小野澤委員の質疑と少し関連するのですがけれども、入学祝い品で今後検討するということですがけれども、実際にそういった話も聞いています。町外の学校に通学するお子さんをお持ちの方なんかですと、もうお米のほうを選択せざるを得ないというふうになりますし、そういった部分を考えたりすれば、同等程度の補助を出していくというのが妥当だろうというふうに思いますので、今後商品券事業等継続して、もしやっていくのであれば、そういった部分も選択肢の中に入れていくとか考えられるのかなというふうにも思いますので、ぜひここに関

しては次年度に検討を加えていただいた中で事業実施されることを要望したいなというふうに思います。

質疑になるのですが、決算説明参考資料の5ページに5年分の出生数のデータが掲載されているのですけれども、少子化対策等様々な部分で実施はしてきましたが、令和3年度の出生数は36人ということで、5年前、平成29年から考えればマイナス2割程度、減少しているという状況です。実際に平成25年は出生数70人だったというふうに記憶しているので、そう考えるともう半分近くの出生数になっています。この現状が人口ビジョン等に、推計値、様々に出してはいますけれども、こういった実態とどの程度差が出てきてしまっているのか。人口ビジョンのほうの2025年の状況、推計等を見ると、既に下回ってしまうのではないかというふうに予測されるのですが、そういった現状、令和3年度を踏まえて、この実態を今少子化推進をしていく政策推進室としてどのように捉えておられるのかお聞かせ願いたいなというふうに思います。

政策推進室長（堀内 誠君） 先ほどの1点目の入学祝いの関係でございます。町外に通学している方の部分というふうな形で、体操着が選べないのではないかというふうな形もありましたが、町外に通われている方に対しても償還払いというふうな形で、そういうふうな形でさせていただいているというふうな状況でございます。それぞれ購入していただいて、後でこちらのほうから5,000円を振り込むというふうな形でやっておるところでございます。

あと、出生数の関係というふうな形で、昨年度末に第2次総合戦略というふうな形で策定をさせていただきました。その中の人口ビジョンというふうな形で掲載させていただきまして、以前、第1次の総合戦略のときに比べますと下がり方が、人口の減少の仕方が当初予定したよりも低くなっているというふうな状況下の中で、こちらのほうの結果を見た中で、町としては20代、30代の若い世代、社会減を抑えるというような目標の中、総合戦略等を令和4年度から実施していきたいというふうなことで考えて今回の第2次総合戦略を策定いたしまして、こういった事業に取り組んでいくというふうな形にさせていただいているところでございます。実際に今、こういった形でやはり出生数も少ないというふうな状況でございますが、それを産む世代というのでしょうか、20代、30代のほうのまず減少を止めないと、どうしてもそちらが戻ってこないのではないかというふうな形もありまして、今回この総合戦略のほうを策定させていただいたというふうな状況でございますので、よろしく願いいたします。

8 番（今井幸代君） 出生数なかなか厳しい状況で、それを踏まえて令和4年度からまた新たな動きを始めて、今まさにその政策の実行をしている最中ではありますけれども、やっぱり視点として、若い世代の人たちをしっかりとこの地域にとどめると言うと言ひ方悪いですが、この地域で暮らしていけるような環境整備をしていくというのも重要な視点だと思いますし、それと併せてやはり産もうと努力をしておられるご夫婦の背中をさらに押していくということも必要な視点なのだというふうにも思います。これから民生費に入りますから、またそこでも話をしようと思うのですが、あえて政策推進室、少子化対策の要ではありますので、申し上げれば、不妊治療の保険適用が始まりました。これは、令和4年度4月から始まりました。しかしながら、保険適用された中でも実際に残る自己負担額というのは非常に大きいものがあります。そういった部分をどうやって背中を押していけるのかという部分は、もう少し町としても考えていく必要があるのではないかなというふうにも思っています。燕市では保険適用された後、残っている自己負担の部分の助成をしっかりとしていくというふうな施策を展開されていますし、こういった既に産もうと努力をなさっておられる方々のさらに背中を押していくサポートをしていくということは、重要な視点になってくるというふうにも思います。第1子の出産年齢も年々上がってきていますし、そもそも結婚するその年齢も上がってきているわけですから、こういった部分に、認証するということに対して医療的なサポートを必要とする方が今後増えていく傾向にやはりなっていくのだろうというふうにも思いますので、この辺りは保健福祉課と政策推進室とももっと話をぜひしていただきたいというふうにも思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

政策推進室長（堀内 誠君） ありがとうございます。総合戦略のほうで取り組んでいく事業に関しても、今後毎年見直しというふうな形も考えられます。ですので、そういった部分に関しても各課から上がってきたもの、またはこちらのほうからご提案とかいろいろありますので、そういった部分でもまた協力しながらやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（藤田直一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） では、質疑がありませんので、2款は終了いたします。

続きまして、9款、ご説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、決算書の152、153ページをお願いします。9款消防費になります。1項1日常備消防費ですが、1億8,873万9,000円ということで、

こちらにつきましては加茂市・田上町消防衛生組合の負担金という形になっております。令和2年度と比較をいたしますと282万6,000円の増という形になっております。こちらにつきましては、令和2年度に実施をいたしました、これは消防庁舎の冷暖房設置改修ということで令和2年度実施をしたのですが、令和3年度においては人件費あるいは消防指令車の購入ということで、新たに組合のほうで取り組むということで、金額的には、歳出予算的には減っているのですけれども、令和2年度は先ほど申し上げた冷暖房設置につきまして起債が利くということで、持ち出し的には去年起債が利いた部分少なかったということで、歳出は減るのですけれども、負担金の支出が増えるという、ちょっと特殊ですけれども、そういう形で令和3年度は負担金が増えているというようなのが主な内容でございます。

続きまして、2目非常備消防費でございますが、こちらにつきましては対前年度と比較いたしますと約36万円ほど増額になっておりますが、こちらにつきましては費用弁償、令和2年、令和3年も新型コロナウイルスの影響も大分あってなかなか事業の取り組みはできなかったのですけれども、令和3年度、火災があったり、出初め式をしたということで、その辺は令和2年度でできなかった部分を実施したり、あるいは火災に出たということで、金額的にはそこが非常に大きく増えているというのが主な内容でございます。一方、不用額につきましても費用弁償のほうで、8節旅費の費用弁償ですが、そちらも今後のことを見越した中で減額をしてあるのですけれども、そこまで落とし切れなかったという部分もあります。あと、10節需用費については、特に事務用品あるいは火災用品、それから諸会費賄いということで、こちらでも新型コロナウイルスの関係で実施ができなかったということで不用額が多く残っているというのが現状でございます。

めくっていただきまして、154、155ページでございます。3目消防施設費ですが、こちらにつきましては、令和2年度と比較をいたしますと2,100万円ほど減額になってございます。歳入でもご説明をいたしました、令和2年度に同報系の防災行政無線の設置をした部分、それから移動系についてもそれらの経費を見込んでおりましたので、それらがなくなったということで大きく減額をしているところでございます。不用額につきましては、特に14節工事請負費ということで執行がございました。こちらについては消火栓の布設替え、窓口で65万円ということで見ておいたのですけれども、執行がなかったということで、丸々不用額として残ったというところが内容でございます。

それから、4目防災士、内容は次ページになりますけれども、すみません、私説

明を間違えました。3目もう一回きちんと説明します。失礼しました。すみません。

3目消防施設費のほうは、防火水槽の移設が令和3年度、令和2年度に新潟五泉間瀬線の関係でそちらの部分と、積載車を購入した部分が令和2年度にあったということで、そちらが大きな減でした。すみませんでした。

それで、4目防災費が先ほど申し上げたとおり9,200万円ほど令和2年度と比較すると減額になっておりまして、そちらが防災行政無線、それから移動系の防災行政無線を令和2年度に設置をした関係がありまして、大きく減額をさせていただいたといったものが主な内容でございまして、先ほど、渡邊委員から質疑をいただきました戸別受信機の関係ですけれども、令和2年2月時点では1,792台、それがアンケート調査後、令和4年9月現状は1,987台ということで、195台の増という形になってございます。

それから、もう一点、今年に行う県との防災訓練の話かと思うのですが、決算にはちょっと関係しないのですが、今回の一般質問、中野議員からの質問を受けた際に、町で実施をする計画としては地震を想定した訓練を実施するというので、県のほうがまだ細かな部分決まっていまして、一般質問のときは、回答させていただいて、主なものを幾つか町長のほうから一般質問の答弁でさせていただいたと思います。今後の予定といたしましては、防災訓練は10月23日、日曜日になります。午前8時半から正午までということで、場所は、町の指定避難所としては両小学校、中学校の体育館を一応想定してございまして、こちらにつきましては各地区大体10名程度お願いしたいということで、自主防災組織に話をさせていただいて、各区長のほうからお願いをしたいということで、地震を想定した部分でそちらに避難。地区によってはそちらに来なくて、自分たちの指定するところで避難をするということで、別に強制ではないのですが、そういう形で町としては防災訓練を実施する予定にしております。ということで、避難所を開設して、そちらに来ていただいて、実際そこで避難所を皆さんからどんな形でするかということで体験してもらおうかなということで、町としてはそういうふうを考えております。それ以外は、役場の駐車場も会場にして、県のほうの様々な事業を予定してございまして、停電施設への給電訓練ということで一般質問でも回答させていただきましたが、ヘリコプターが来るとか、それから救出救助訓練といった部分をこちらと役場の駐車場を利用して、それぞれ時間がちょっと違うのですけれども、先ほど申し上げた大体8時半からお昼ぐらいをめどに様々なものが予定されております。これらにつきまして、今言った細かな部分ではないですけれども、今のところ、ようやく県との打合せが

終わりました、チラシを22日の日に区長を通じて配布をする予定にしております。あとは、また「きずな」を使って周知をさせていただこうかなということで、なかなか県との打合せが正直できなかつたものですから、皆様方にも報告をするのがちょっと遅くなったのですが、一応そういう形で予定しております。それで、議員には参加の依頼等は特に予定はしておりません。状況によっては議長、常任委員長をお願いする可能性もありますけれども、ちょっとその辺また県との打合せも出てくるのですけれども、自由に来ていただいて結構なのですが、かなり多く、県もいろいろなところが来るものですから、残念ながら駐車場がないものですから、一応は今町のほうで想定しているのは、地域学習センターと原ヶ崎運動広場に駐車場を設けて、そこからシャトルバスを運行しようかなという形で今のところちょっと考えておりますので、細かな部分が出れば周知をさせていただこうかなというふうには思っておりますが、少し決算とは違いますけれども、今ほど渡邊委員から質疑がありましたので、そんな形で今予定しておりますので、お願いいたします。

以上です。

委員長（藤田直一君） 9款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

5番（渡邊勝衛君） すみませんでした。それで、同報系防災行政無線の関係、戸別受信機が1年間で10%以上伸びたということで理解していいのでしょうか。それと同時に、受信不良によるアンテナの設置はありましたか。

総務課長（鈴木和弘君） 細かい部分は今井係長から説明させていただきますので、お願いいたします。

庶務防災係長（今井 俊君） 先ほどのご質問の中で戸別受信機に設置するアンテナの関係なのですが、9月1日現在になりますけれども、屋内のアンテナの設置は60件、屋外からアンテナを設置して、戸別受信機に設置するものは54件、以上になっております。

5番（渡邊勝衛君） それで、先ほど総務課長のほうから10月23日の訓練の話があったわけでございますけれども、今回田上中学校と羽生田小学校、田上小学校ということで、ここで避難所運営訓練ということで中学3年生と一緒にやってくれるという話でございますけれども、そこに防災士が入るといような状態で話があったのですけれども、先週の9日ですか、区長のほうから名簿が出されたかと思うのですけれども、その関係はどのような状態になっておりますか。

総務課長（鈴木和弘君） 今の1点目の中学校、一般質問で答弁させていただいたよう

に中学生の方も避難所の運営をお願いするという形、防災士のほうもそうです。今ちょっとそちらのほう取りまとめ中ですので、もうちょっとお待ちいただければと思います。

委員長（藤田直一君） 渡邊委員、決算の質問とはちょっと趣旨が違うように思いますので、もしこの関連であれば別の機会にまたしていただきたいのですが。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） それでは、質疑はありませんので、9款はこれで終了といたします。

続きまして、11款、ご説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 決算書の194、195ページをお願いいたします。11款公債費です。令和3年度は3億7,658万3,966円ということで、それぞれ元金と利子を計上させていただいたところでございます。先ほど歳入あるいは主要施策の成果のところでも若干お話をさせていただきましたけれども、令和2年度と比較をいたしますと元金で3,544万4,000円の減額、利子も480万5,000円、令和2年度と比較すると減少しているということでございます。内容的には庁舎建設あるいは湯っ多里館の関係で終了したという部分。新たに道の駅の外構、防災無線、空調、あるいは道路、臨財債が増えてきているということでございますけれども、庁舎、湯っ多里館の関係はかなり償還が多かったということで、最終的にはそれぞれマイナスという形になってございます。利子の不用額については、一時借入金をここで見ておりましたので、これは使わなかったというわけではないのですけれども、それが残ったということでございます。

委員長（藤田直一君） 予備費のほうも続けてお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） 12款予備費、1項1目予備費でございます。予備費充用ということで387万7,000円ということで、午前中、予備費充用ということで資料で説明をさせていただきましたが、それらを充用させていただいたといったのが内容でございます。

説明は以上でございます。

委員長（藤田直一君） 11款、12款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） それでは、質疑がありませんので、これで11款、12款は終了といたします。

それでは、3款に入る前に、保健福祉課長よりワクチンについての資料について説明よろしくをお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） すみません、大変お疲れさまです。それでは、保健福祉課の決算の説明をさせていただく前に、過日の議会運営委員会の中で、今回のオミクロン株対応ワクチンの接種についての説明をしていただきたいという申入れがあったということで、昨日社会文教常任委員会等で説明をさせていただきましたが、改めてまたこの場をお借りしまして、説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

資料といたしましては、この右上に9月14日、社会文教常任委員会保健福祉課資料、9月15日決算審査特別委員会保健福祉課資料というものになりますので、お手元のほうにお出しいただければと思います。それではまず、1ページ目になります。今回新たに従来株に対応したもののプラス、オミクロン株、BA.1に対応するワクチンの2価ワクチンの接種ということでございまして、まず1ページ目の真ん中の向かって一番左端のほうを御覧いただきたいと思うのですが、今回その対象になる方が初回完了者ということで、田上町では12歳以上で1、2回目接種を完了した方、9,811の方がまず対象になるということでございまして。それから、右のほうに行ってくださいと、今度3回目未完了者1,375人、それからその下に3回目完了者8,436人ということで載っております。それで、未完了者の1,375人につきましては、一番右側に行ってくださいと、新たな接種券配布不要ということになっておりまして、この方については3回目の接種券が使われておりませんので、その接種券を基に接種をするということでございまして。それで、順番としてはこの方々は①ということで、10月以降接種ということで1,375人でございまして。それから、3回目完了者の8,436人につきましては60歳以上の方、それが4,603人、60歳未満の方が3,833人いらっしゃるということでございまして、そこで2つにまた分かれるのです。4回目接種済みの方、この方々が今現在1,121名いらっしゃいます。その方々については、10月下旬から順次ワクチン接種の接種券を送付させていただいて、接種を進めていきたいということでございまして、4回目未接種の方については4回目の接種券がお手元でございますので、その3,482名の方については10月以降順次、接種券を送らずに、順次接種を受けていただくというような流れになります。それから、60歳未満の方、3,833人の方ではありますが、まず接種券配布済みの方が

212名いらっしゃいます。この方々はどのような方かといいますと、基礎疾患を有する方あるいは医療従事者等の皆さんでございます。その方々で4回目接種済みの方が今のところ20名いらっしゃいまして、この方々についてはまた新たに接種券を送って接種をしていただくと。それから、未接種の方、192名については接種券が届いておりますので、その方々についても10月以降接種が可能だということでございます。それで、一番最後になりますが、接種券未配布者ということで3,621名いらっしゃいます。この方々は、12歳から59歳までの方になります。今、鋭意電算のシステムの改修、これ別なワクチンを今度打ちますので、その管理もまた必要になってくるということで、補正のほう専決のほうさせていただいておりますが、そのシステムの改修がちょっとまだ終わっておらないというような状況なのですけれども、そのシステムが改修次第、接種券を作成しまして発送をするような体制を構築していくということで、この方々については11月以降の接種になるだろうというような見通しで今のところいるところであります。

それで、1ページおはぐりいただきまして、3ページ目を御覧いただきたいと思っております。オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保についてということでございますけれども、これにつきましては国のほうの指針に基づきまして、町のほうはそのような考え方で進めていきたいということでございます。

それで、裏面の4ページ目を御覧いただきたいと思っておりますが、まず今回の2価ワクチンの接種につきましては、経費等は全額国が負担をしていただけるということになっております。その経費につきましては、昨日社会文教常任委員会のほうで説明をさせていただいているところでございます。

それから、6番目の田上町の集団接種日の予定ということでございますが、今のところ9月27、28日の2日間、これは従来型のワクチンで接種を行わせていただきたいということでございます。これについては、少し既に予約も入っておりますし、ワクチン接種するためのワクチンの供給がどのような形になってくるかという部分もちょっと明確になっておりませんので、今のところそのような対応をしていきたいと。それから、新しいワクチンの接種ですけれども、10月の接種分から2価ワクチンのほうで接種を進めていきたいということでございます。日については、10月26日から31日の6日間ということで今のところ想定しております。これらの内容の周知につきましては、9月22日の全戸配布におきまして、町民の皆様方に周知をさせていただきたいということでございます。

それで、2価ワクチンの入荷の予定でありますけれども、まずファイザーのB A.

1の2価ワクチンが9月19日の週に入荷予定ということで、1,170回分であります。それから、同じく9月26日の週に入荷が1,170回分と。それから、モデルナのBA.1、これが150回分が同じく19日と26日の週にそれぞれ入ってくるという予定で、取りあえず今のところ明確になっているのはそこまでです。実際何日に入ってくるかというものはちょっとまだ明確には分かっておりませんが、約2,640回分になります。そのようなことでいろんなところを考えているところではありますが、昨日の社会文教常任委員会のほうからの申入れ等もありまして、昨日の新聞で9月20日から国のほうは接種を開始するよという内容のものも出ております。それらを受けまして、できるだけ町としては、今のところ少しでも前倒しできるように、会場の手配とか医師等の手配も含めまして、今いろいろ日程を調整しておるところでありまして、少しでも前倒しができるように努めてまいりたいというふうなことで考えておりますので、ご理解賜ればと思っております。

すみません、走り走りの説明になりましたが、私のほうの説明は一旦以上で終わらせていただきます。

それでは、3款のほうの説明をさせていただきたいと思えます。決算書でいいますと72ページからになります。それでは、説明のほうに入らせていただきますが、まず当保健福祉課の直近の状況といえますか、新型コロナウイルス感染症発生後、慌ただしい2年間を過ごしているというのが現状でございます。そういう中におきまして、議会から適正な執行管理を求められてきているわけでありまして、その対応が思うようにできず、大変申し訳ないなということで考えております。令和3年度の決算に当たりましては、不用額の精査に当課としては努めてはまいりましたが、それでもまだ若干の不用額が多いというような状況があります。そこら辺の部分につきましては、今後も一生懸命適正な執行管理に努めてまいりたいというふうなことで考えているところでありまして、よろしくお願いをしたいと思えます。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。令和3年度の特徴的な部分で見ますと、まず民生費の関係になりますが、保健福祉課として既存事業の見直しを若干させていただいたという部分がございます。具体的に申し上げますと、紙おむつ支給事業におきまして支給対象者を拡大をしまして、助成限度額を若干引き下げさせていただいたり、緊急通報装置におきまして自己負担額の増額など、一部見直しをさせていただいたというのが令和3年度の民生費の特徴的な部分になるかと思えます。

それで、3款1項1目社会福祉総務費の関係になりますが、ここにつきましては

町民が一定水準の安定した生活を営めるように保障するために必要な経費ということが言えるかと思えますけれども、ここにつきましては支出済額といたしまして1億5,478万5,641円ということでございまして、令和2年度と比較いたしますと259万円、約260万円ほど減額になっております。ここにつきましては、社会福祉協議会の人事異動によります補助金の減額が主な要因となってございます。それで、この経費でありますけれども、保健福祉課福祉係の9名分の人件費、それから福祉委員の25名分の報酬、それから今ほど申し上げました社会福祉協議会などの補助金ということで経常的な経費が主なものでございます。それで、1ページはぐっていただきますと、74、75ページであります。上のほうに18節負担金補助及び交付金ということで、執行残が142万5,058円ということでここがちょっと多く残っております。これにつきましては、社会福祉協議会の補助金、これ減額はさせていただいているのですが、社協の人事異動に伴います補助金の執行残がここであったということでございまして、この辺が大きい部分でございます。それで、この主要成果の説明書の関係につきましては、社会福祉総務費につきましては17ページからになっておりますので、よろしくお願ひします。

それから、2目老人福祉費の関係でございます。ここにつきましては、高齢者で在宅における単身世帯老人、それから高齢者のみの世帯、在宅寝たきり高齢者等を支援する経費ということになるわけでございますけれども、令和3年度の支出済額といたしましては3億6,958万6,591円ということでございまして、令和2年度と比較いたしますと、約450万円ほどここも減額になってございます。その減額になった主な要因でございますけれども、先ほども申し上げましたが、紙おむつ支給事業の見直し等に伴います減額、それからこの年につきましては介護保険特別会計繰出金が事業計画をつくる関係で委託料が増えておりました。それらが皆減ということで、そのような減額となってございます。それでは、76、77ページを御覧いただきたいと思いますが、その中で執行残が多いものでありますけれども、ここも18節負担金補助及び交付金で113万5,800円という執行残が出ております。これにつきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、老人クラブ連合会及び単位老人クラブがなかなか老人クラブの活動ができないというような状況で、補助金の返還が多くあったというような状況で執行残として出てきております。それから、その下の19節扶助費の関係になりますが、ここで229万2,024円という執行残でございます。ここにつきましては、介護手当の支給事業をやっておりますけれども、新規に申請される方よりも令和3年度につきましては死亡される方のほうが多

かったということで、このような形で執行残として出てきておるといような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

それでまた、1ページおはぐりいただきまして、78、79ページでございます。3目障害者福祉費の関係になります。ここにつきましては、身体障がい者並びに知的障がい者等に関わります在宅生活を支援するための経費であったり、施設入所に係る経費ということになるわけでございますが、ここにつきましては令和3年度支出済額といたしまして1億7,796万7,216円、令和2年度と比較いたしますと約660万円ほどの減額となっているところでございます。その要因といたしましては、障害者福祉計画策定業務委託料の皆減、それから重度心身障害者医療費助成及び障害者介護給付費の減ということでございまして、それら660万円ほどの減額となっているといような状況でございます。それで、この3目において不用額として多く残っている部分が、これもまた18節負担金補助及び交付金で101万3,814円ということでございます、ここにつきましては新潟市のほうに地域活動支援センターというのがありまして、そこを田上の方が1名利用されておるのですけれども、その負担金が減額となったということで、その方が当初予定していた利用日数ほど使わなかったということで、その負担金の減が大きいという部分でございます。それから、その下の扶助費の関係になりますけれども、1,083万5,555円ということでございます、ここにつきましては障害者介護給付費及び重度心身障害者医療費助成の残ということでございまして、これは実績に基づくものでございます。当初見込んだよりも少なかったといような状況でございます。

それではまた、1ページおはぐりいただきまして、80ページ、81ページを御覧いただきたいと思えます。続きまして、4目の母子父子福祉費の関係でございます。これにつきましては、支出済額といたしまして499万8,496円ということでございます、令和2年度と比較いたしますと50万円ほどの微増といような状況でございます。ここにつきましては、不用額として多く残っている部分がやはり19節扶助費といような状況でございます、残額として106万3,788円、これは明らかに実績に基づく残ということでございまして、昨今この医療費の動向でいえば、新型コロナウイルス感染症の影響等もありまして、インフルエンザが少ないといような部分も考えられますが、そのようなことで見込んでいたよりも医療費がかからず済んだという内容でございます。

それから、続きましてその下の5目老人福祉施設費の関係でございます。これにつきましては、老人福祉センター及び老人憩の家心起園の運営に係る経費でござい

まして、内容といたしましては経常経費というような内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、心起園の関係になります。昨年来、今後の方針について議会から問われていた部分であります。なかなか遅々として保健福祉課としてそれらの状況を打開するためになかなか思うように進められなかったということが1点ございます。そこに対しましては、誠に申し訳なかつたなというふうなことで考えているところでもあります。今年度に入りまして、いろいろと考えまして、9月28日だったでしょうか、社会文教常任会がありますので、その席上で町の方針について少しお話しできればなというふうなことで考えているところでもありますので、その辺の部分につきましても今後しっかりと対応してまいりたいというふうな考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明のほう一旦代わります。

町民課長（本間秀之君） それでは、決算書の82ページ、83ページの一番下のほうになります。6目平和祈願式典事業であります。こちらのほうに関しましては、5年1度町主催で開催する無宗教形式の平和祈願式典の開催に係る費用を執行させていただいたものでございまして、本来であれば令和2年度に開催する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、1年間遅らせていただいて開催いたしました。出席者に関しましては来賓として新潟県知事の代理、それから町議会議員の皆様13名と、それから田上町遺族会の会員約30名が出席しております。3万1,310円の不用額が発生しておりますけれども、こちらのほうは出席人数の確定による執行残ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上です。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、90ページ、91ページを御覧いただきたいと思ひます。児童手当費の関係でございます。令和3年度の支出済額といたしましては1億1,993万7,460円ということでございまして、令和2年度と比較いたしますと約540万円ほどの減額となつてございます。この減額の要因といたしましては、対象児童数の減ということで、令和2年度と比較いたしますと総体で39人受給される児童が少なかつたという状況によるものでございまして、よろしくお願ひをいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

委員長（藤田直一君） 3款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願ひをいたします。

14番（高橋秀昌君） 1点だけ伺いたいのですが、主要成果の説明書の17ページの民生費、社会福祉費の中で社会福祉協議会への補助ということで、ここでは主に人件費やボランティア活動に対する支援ということなのですが、この表を見ると平成29年が最高で、その翌年になると98万円も減額し、その次になると128万円ほど増やしているのですが、その後は全部50万円近く減額されているのです。ちょっと不思議に思ったのは、一般事業に対する支援というよりも、その人件費等について支援しているものが減っていくということは、社会福祉協議会の人や、そこで働く人がどんどん減らされているか、賃金が少なくされているかぐらいにしか思えないのだが、普通社会が変化すれば、役場の職員だってどんどん下げるということではないわけですよね。実質ふさわしい値上げはしていないけれども、こんなにも下がるものなのかというのは非常に疑問があるのですが、この点で説明をお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） 今ほどの高橋委員の質疑であります。社会福祉協議会も毎年様々人事異動というものがございまして。そういう関係で、あと年齢の高い方、あるいは低い方、それら入れ替わりが多々あります。

（何事か声あり）

保健福祉課長（田中國明君） いや、辞めていくのではなく、例えば事務局にいた人が康養園のほうに行ったりとか、康養園から若い人が来たりとかというような形の部分があるということで、その年齢構成によって、その年によって若干のそういう差が出てくるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

14番（高橋秀昌君） 康養園も社協に委託しているわけで、委託ではないな、今は何と
いうのだ。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） 指定管理になっているわけで、そこはそこで自己完結型のやり方をするわけなので、そういうところに異動していくと、結果として本体のところへの町の補助金が減っていくということはあるというふうな捉え方でいいですか。

保健福祉課長（田中國明君） そういうことではなくて、町の一般職で考えていただいても、例えば係長が異動し、新しい職員がそこに配置されたということになれば、そこで人的差額が出てきますよね。そういうことが異動によって、人の入れ替わりによってあるので、その給料の高低によって若干その補助金の額としても変わってくるという理解をしていただければと思ひます。

14番（高橋秀昌君） 単純に人事異動による補助対象の単価が変化するのだよという捉

え方でいいですか。率直に言うと締めつけているのかと、あるいは社協も苦しいから、どんどん人件費減らしているのかというふうに思ったのですが。

保健福祉課長（田中國明君） 今高橋委員がおっしゃられるとおりで結構でございますので、そのような形で町がこの部分に対して令和3年度まで締めつけてきたかということではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8番（今井幸代君） まずは、保健福祉課の皆さん、令和3年度も新型コロナウイルス対応等非常に大変な業務の中、業務遂行していただきまして、ありがとうございます。私のほうから1点だけお聞かせ願ひたいと思ひます。

施政方針における主要事業成果一覧という中で4ページ、地域たすけあい事業、金額は小さいものではありますけれども、地域で最後まで安心して暮らしていくという中の視点で考えれば、非常に重要な事業だろうというふうに捉えています。実際に今実施できている地域という、本田上、川ノ下、山田、中店でしょうか。その4地区ではなかったかなというふうに思うのですけれども、それで実施されている地域とまだこういった事業が実施できていない地域に関して、どのような働きかけや取り組みをしていくのかということ、どういった形で事業課として捉えているのかということ。あわせて町の評価としては、日常のごみ出しとか入院した方への必要物品を届けるとか、そういった部分に関してやっているのは山田地区のみだというふうになっているのですけれども、実際に山田地区の区長、非常に一生懸命な方でもありますし、そういったキーパーソンとなる方がいるときはこういった事業ができて、そういった方がなかなかそういった活動が難しくなってしまうときに、それを引き継いでいける、それをきちんと地域の活動として根差していくような仕組みというのが必要なのだろうというふうに思ひます。こういったボランティアのような事業になると、そういうことをやれる人がいるときだけしかやれないみたいになってしまいがちになるのですけれども、そういった部分の課題を行政としてどのように克服していくことができるのか、そういった取り組み等、なかなか今新型コロナウイルス対応している中で、そこのところまで手をかけていくというのは難しい部分もきっとあるのだろうというふうには承知はしているのですけれども、どのように捉えているのか、今後の動き方を含めて考え方聞かせていただきたいなと思ひます。

保健福祉課長（田中國明君） まず、1点目、現在実施している地区ですが、本田上、川ノ下、山田、湯川の4地区だというふうに理解をしております。

それから、2点目のそれ以外の地区の関係であります、前の保健福祉課長もこ

の地域たすけあい事業というのは非常に一生懸命に取り組んでいたというふうなことで聞いておまして、そういう中で介護保険のほうで生活支援体制整備事業というものも社会福祉協議会のほうに委託をして、そういうところを通じて各地区にそういう団体を立ち上げていただけないかというようなことでお話をさせていただいているところですが、なかなかその部分については遅々として進んでいかないという現状もあります。そういうことを鑑みまして、町としては、社会福祉協議会の中にはボランティアセンターという組織もございます。そういう中で、そこに170名からのボランティアが登録をされているという現状もありますので、その地区にそういう組織が立ち上げられないのであれば、そういう大きなくくりの中で、協力できる人からそれぞれ協力をしてほしい方へ、需要と供給のバランスですから、そういうような形で結びつけられないかなというようなこともちょっと今考えているところでもあります。それから、今後またその辺、生活支援体制整備事業をやっていく中で、また社会福祉協議会のほうと一生懸命連絡を取りながら、協議しながら進めていかなければならない部分だなというふうに、課題の一つとして今考えているところでもあります。すみません、お願いします。

8番（今井幸代君） 今現在の取り組み、今後といたしましても社協の生活支援体制整備事業のほうと連動しながら、各地区単位だけではなくて、町全体を捉えて、その組織がない地域の方がきちんとそういった事業をチョイスできるように、選択できるような準備づくりを今しているというふうに捉えればいいのかというふうに思うのですが、これですけれども、なかなか人的配置も非常に厳しい中だとは思いますが、これをやっていくに当たっては、ボランティアとなってくださるキーマンの方たちとやっぱりしっかりと話をしていくことが大事なのだろうというふうに思います。そのためにやっぱり時間が必要なのだと思いますし、人の配置も大事なのだろうというふうに思います。社協のほうがもしかしたらその部分をメインに立てていくのかも分かりませんが、しっかりと保健福祉課のほうも連絡体制を取りながら、キーパーソンとなる方をまずはしっかりと固めて、早くそういった体制が確立できるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） まだ具体的にそういう話を、今のは係内で話をしているような状態ですので、まだ具体的に社協のほうに、さわりのにはちょっと話はしてあるのですが、準備段階というか、まだその前段のような形で捉えていただけるとありがたいなと思っています。それで、今ほど今井委員がおっしゃられたことについてはしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い

します。

副委員長（中野和美君） 私も社会福祉協議会の補助金についてなのですが、社会福祉協議会、町ではできない福祉関係のことを、とても大きな負担をしていただいていると思います。とても大事な、田上町になくてはならない協議会となっていると思います。それで、今回社会福祉協議会、運営は何とかなっているということで、このとき減額にはなっているのですが、その分春になって相談員のほうを増やしてはいるのですが、この減額に対してはこれで大丈夫なのというふうにちょっと社会福祉協議会のほうに確認したときに、実は本当はもっともらいたいのはやまやまのだけれども、この選定の方法がスタッフ何名というふうな、課長1人のほかのスタッフは何名なんていうふうな規定があるのです。それで、その規定に基づいて支給されているわけなのですが、本当は満額どおりいただきたいところなのだけれども、ほかのスタッフとの兼ね合いがあって、ほかのスタッフが給料があまりにも下がるようでは困るのということで逆に下げているのだそうです。それで、今後社会福祉協議会と相談していただいて、本当に無理をしていないのか、社会福祉協議会は本当に大切な役割をしてもらっているので、ただ人件費という形だけではなく、その他のことも鑑みながら検討していただきたいと思いますのですが、そのことについてどうでしょうか。それは決まっていることなのでしょうか、人件費というふうに。

保健福祉課長（田中國明君） 基本的に社会福祉協議会のほうから予算要求の際に、来年度これだけのものをお願いしたいというふうな形で補助金の交付希望をいただいているところでありまして、そういう中で少しお互い調整をさせていただきながら、納得した形で補助金のほうを出させていただいております。ですので、今回決算額としましては1,986万9,942円という金額になっておりますが、このときの交付希望の内容としましては、当初予算では2,244万2,000円盛っているのです。それで、それを社会福祉協議会のほうで、先ほど高橋委員の質疑にも答えさせていただきましたが、人事異動で人のやりくりの中で減っていった、最終的に精算を終えたらこの金額で済んだという内容でございますので、その辺ご理解いただければと考えております。

副委員長（中野和美君） その辺のやりくりがどうなっているのか、私には精査しかねるのですが、よく協議していただきたいと思います。今度予算がありますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） またその辺一方的ではなく、きちんと話をした中で進め

ていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

9番（椿 一春君）では、成果説明の18ページのところでお願いいたします。老人福祉費のおむつ購入の助成金事業なのですが、令和3年度からちょっと制度が変わったということで、文言には対象者を拡大と書いてありますが、確かに従来の要介護3から、要介護ちょっと幅広くなったようには見えるのですが、実際はその後にまたついているもう一つの条件、自立介護度がBですとか日常生活の自立度が3とか、これで大分ふるいにかけて、要介護1でも3でもなかなか対象とする方はいないかのように私は感じているのですが、それと実際の人数も142人のところで執行された金額として290万円、令和2年から比べると約25%も経費が下がっております。こういったことに対して利用者の方から不服ですとか、そういったものがないのか。このBとか3とか、この辺がとてもハードルの高い要件だというふうに私は思うのですが、その辺の改善ですとか、実績から見て従来型ですとどのくらいの予算で、新しい制度になるとどうだったのかという、1つ聞きたいです。

それから、2点目に隣の19ページのほうなのですが、福祉タクシーの利用料助成ということで、これ1名当たり1冊のタクシー券が支給されていると思うのですが、それを使い切ったら、そういった要件、条件に当てはまるものは再度申請すると利用できるような取扱いだったと思うのですが、その辺で利用者が令和2年が60名、令和3年が52名で利用者の人数が減ったのですが、金額が上がっているのは、そういった要件のことなのか、そこを聞かせてください。

保健福祉課長（田中國明君）1点目の紙おむつの関係でございまして、令和3年4月から助成額が減額になったことによりまして、今ほど椿委員が言われるように1名の方からおむつ代がかかっているので、減額になって少し困っていますというお話は1点だけうちのほう頂戴をしております。その際には、その制度の対象者を広げて、助成額をちょっと見直させていただいたのですということで説明をさせていただいて、理解をいただいたという経過がございまして、それで、ここについては令和3年度に新たにそういうふうにとちょっと見直しをさせていただいた経過もありますので、当面このような形で事業のほう進めさせていただければと考えているところであります。

それから、福祉タクシーの助成券については、これもたしか椿委員のほうから一般質問で何度かいただいていた部分だとは思いますが、令和3年度につきましてはそのような形で制度を若干拡充するような形で、その対象として11名の方が新たに追加交付を求められて、追加交付をしたという実績があるということでござ

いますので、よろしく申し上げます。

9番（椿 一春君） おむつ券のほうに関してなのですが、やはり在宅での介護を受ける人と、あとショートステイですとか特養とか、そういったところに入所すると、おむつ券がみんな介護保険から出るもので、本人負担することないのです。ただ、在宅にいるとそういった制度がないので、町として補助をしていると思いますので、やはり金額は下げずに、もう少し上げたほうを検討されたほうがいいと思いますので、その辺次のときにはお願いいたしたいと思います。

保健福祉課長（田中國明君） 入所者等であれば、給付費の中でおむつ代が当然含まれるわけですよね。そのうち給付費の1割分を利用者が負担するということになっているわけですから、制度的には同じというふうな捉え方で、令和3年度からこういうふうな形で進めさせていただきたいということで予算を通していただいて、1年目でありますので、このような形でしばらく様子を見させていただきたいというふうに考えております。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、3款は終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時24分 再開

委員長（藤田直一君） 皆さんそろいましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

4款、説明お願いをいたします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、引き続き4款のほう説明させていただきたいと思います。できる限り巻いて説明をさせていただきたいと思いますので。

（何事か声あり）

保健福祉課長（田中國明君） いや、元気はあるのですけれどもね。

それでは、4款1項1目保健衛生総務費の関係になります。保健衛生費ということで、ここにつきましては町民が健康で衛生的な生活を営むために、その生活環境を保持するための経費ということが言える部分でございまして、特に令和3年度におきましては子育て世代包括支援センターを始動させていただきまして、妊娠、出産から子育てに至るまでの過程において、切れ目のない様々な支援が行えるよう、それらの体制整備を進めてきたというようなところでございます。なお、主

要施策の成果の説明書につきましては25ページから28ページでございますので、そこも併せて御覧いただきながら、説明のほうお聞きいただきたいと思います。

まず、1目保健衛生総務費の関係でございますけれども、支出済額といたしましては1億3,842万3,675円ということでございまして、令和2年度と比較いたしますと1,578万765円の増額となっております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じている当課でございまして、そのような関係から事務職員が1名増員になったことに伴いまして、約800万円ほどの増額がそのうちあるということでございます。それで、1ページおはぐりいただきまして、92ページ、93ページを御覧いただきたいと思いますのですが、そういう中におきまして執行残の部分でございまして、まず19節扶助費を御覧いただきたいと思います。不用額135万4,937円ということでございまして、ここにつきましては子ども医療費に係る助成額の執行残ということでございまして、これは先ほど来申し上げておりますとおり、時期的なインフルエンザ等の発生が少なかったというような部分で見込みよりも余ったというような状況でございます。

それから、その下、27節繰出金の関係でございますが、ここは171万4,000円ということでございます。これにつきましては、国民健康保険特別会計のほうへコロナ減免で繰り出す予定であったのですが、結果的に国が全額、その減額分については100%見てくれたということで執行しなかったということによりまして執行残でございまして、よろしく願いをいたします。4款につきましては、基本的には健診等の経費、事務的な部分としましては経常経費が主なものでございまして、よろしく願いいたします。

それでは、また進んでいただきまして、2目予防費のほう説明をさせていただきたいと思います。98、99ページでございます。2目予防費の中では、令和3年度では新たに後期高齢者広域連合より委託を受けまして、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業、いわゆるフレイル予防に新たに組み込んだ年でございました。この内容につきましては、広域連合のほうから約900万円ほどの受託事業費をいただきまして、専任職員分の1名の給与の財源に充てたり、この予防費の中でついている財源としては40万円弱の少ない金額なのですが、そのような形で対応をさせていただいたところでありまして、それから、もう一点、従来の保健事業の見直しを令和3年度でも行いまして、事業の廃止、統合などをちょっと進めたところでありまして、その一例を申し上げますと、機能訓練の廃止、既存事業でありますコミュニティデイホームや一般介護予防事業でそれらに対応したということで、幾つも

同じような事業を別立てでやっておったのですが、その辺を統廃合をさせていただいたという内容でございます。主要施策の成果の説明書につきましては、28ページから33ページにるる様々な数値等を掲載してございますので、御覧いただければと思います。

そういう中で、予防費といたしましては、令和3年度の支出済額といたしましては4,666万8,206円ということで、対前年で比較いたしますと130万円ほど減額となっているところでございます。その減額の要因といたしましては、個別接種委託料及び健康増進計画の策定が完了したということによるそういう経費の減ということでございます。それで、その中でまた執行残の多い部分でございますけれども、まず98ページ、一番下の委託料のところを御覧いただきたいと思いますが、ここがちょっと多く残っておりまして、落とし切れなかった部分もあるのでございますけれども、451万125円ということで、ここにつきましては個別接種の関係で想定していた人数よりも風疹の大人の接種、それらが遅々として進まなかったというような事情がございまして、その関連経費、それから特定健診の委託料等が残額として多く残ってしまったという状況でございます。

私のほうの説明は、一旦これで終わらせていただきます。

町民課長（本間秀之君） 決算書のほうは104ページ、105ページの3目環境衛生費になりますので、お願いいたします。環境衛生費、支出済額といたしましては2億3,098万8,664円ということで、令和2年度と比較いたしますと1,524万7,000円ほど増額となっているという計算でございます。その増額となった要因ですけれども、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金の増額ということで、こちらのほうが全体で約1,440万円ほど増えております。その負担金が増えた要因といたしましては、川西にあります衛生センターのほうで使用する井戸水の部分につきまして、くみ上げる井戸水の鉄分が強過ぎる関係でそのままで利用できないため、除鉄設備を設置するための工事費が増額になったこと。それから、去年の春先ですけれども、衛生センターの地中の污水配管に漏水が発生したため、漏水が発生して緊急修繕を実施したことにより増額となっておりますので、お願いいたします。

それでは、環境衛生のほうの内容についてですけれども、最初備考欄のところの合併浄化槽補助事業のほうになります。令和3年度におきましては5人槽を6基、それから6から7人槽は5基ということで、合計で221万7,000円の支出をさせていただいているところでございます。

それから、その下の環境衛生の関係になりますけれども、大きなところでは12節

委託料、ごみ収集委託料が3,234万1,320円、それから18節負担金補助及び交付金で1億9,031万2,725円を支出させていただいているところでございます。こちらが今ほど申し上げました消防衛生保育組合の負担金ということでございますので、そういった理由から増えているということになります。

それから、18節生ごみ処理機購入費補助金に関しましてですけれども、こちらのほうですけれども、14万2,300円の支出をさせていただいております。こちらのほうですが、令和2年度の支出よりも補助した件数に関しましては増えているのですけれども、金額のほうが若干減少しております。この要因に関しましては、電動生ごみ処理機の購入単価が下がったことによって、補助金額そのものが減額になったということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからあと、不用額のほうです。し尿及び動物捕獲関係の委託料で31万4,388円の不用額が発生しております、あともう一つ生ごみ処理機の補助金のほうで37万1,605円の不用額が発生しておりますけれども、こちらのほうに関しましては当初予算で見込んだよりも、そこまでの実績に至らなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、決算書の105ページの一番下のほうになります。4目保健生活推進対策費でございますけれども、支出といたしまして107万5,454円ということでございました。内容といたしましては、例年実施しております消費者行政に係る弁護士等への講師依頼、講師謝礼などの経費。それから、次ページの107ページのほうをお願いいたします。消費生活用のパンフレットの購入費用など例年実施している事業のほかに、上から9行目のところになりますけれども、地域人権啓発活動活性化事業ということで、こちらのほうは新潟県人権啓発活動ネットワークからの委託事業ということで、新潟地区の各市町村7から8年に1度持ち回りで実施している事業でございます、事業の内容といたしましては、昨年度人権講演会としてフリーアナウンサーの伊勢みずほさんを講師に迎えて町民向けの講演会開催いたしましたので、交流会館のほうで93名の方から参加いただいたような状況でございます。それから、あわせて中学1、2年生を対象に、上田晋三さんを講師に迎えて講演会を実施したということになりますので、お願ひいたします。

私のほうからの説明は以上です。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、106、107ページの5目新型コロナウイルス対策費のほうを説明をさせていただきたいと思ひます。これは、なかなか決算書では見にくいですので、総務課のほうで提出をさせていただいた施政方針における主要

事業成果一覧の5ページの上から3つ目のところからうちの関係で取り組んだ内容のものが、町の評価を添えて掲載させていただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

それでは、まず1つ目、たがみの赤ちゃん特別定額給付金事業の関係になります。支出済額といたしましては400万2,772円ということでございます。それで、成果としましては給付対象者40名、出生が37名、転入が3名ということで給付してございます。町の評価といたしましては、子育ての一助となったことは間違いなく、経済的負担の軽減効果があったというふうなことで考えているところでございます。

それから、その次、決算書でいいますと110ページ、111ページになりますが、減収対策緊急支援金事業ということでございまして、減収の方に対しましては8名の方に給付をし、解雇等の方については4名に給付をしたという状況でございます。合わせて12名ということで、この数をどう見るかという部分になりますが、田上町としては非常にその影響を受けた方がごく限定的で少なく、ともかくほっとしているといえますか、そういうような状況であったかと思えます。それで、町への評価でありますけれども、とても助かるが40%、助かるが60%ということで、これで100%であったということで、その成果はあったのだろうというふうなことで考えているところでございます。

それから、その下、高齢者等PCR検査助成事業の関係でございましてけれども、まずこれ高齢者の部分です。高齢者78名、基礎疾患5名ということで83名の方に対して助成をしたということでございます。それで、ここの評価につきましても、自己負担額が1,000円というような状況であったかと思うのですけれども、その金額については妥当であったというようなお声をいただいているところでありますし、クラスター発生防止にも寄与したものと考えられるという評価をさせていただいております。

それでは、成果の説明の一覧をまた1ページおはぐりいただきまして、その次、PCR検査助成事業の関係でございまして、これにつきましては、決算額823万288円ということでございまして、一般の方が153名、福祉施設の方が146名、学校が6名、それから町内事業所の方が489名と非常に多くの方から受けていただいたということであります。そのことからクラスターの発生の防止に寄与できたのではないかと考えているところでございます。

それから、その下、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

事業ということでございますが、支出済額としましては401万3,492円ということで給付対象者が30名、給付対象児童が61名ということでございました。これにつきましては、住民税均等割非課税世帯の保護者の方々に対して給付をさせていただいたところでありまして、町の評価としましては、経済的負担の軽減の効果は十分にあったらうというふうなことで考えているところでございます。

それから、その下、子育て世帯への臨時特別給付金事業ということでございます。ここにつきましては給付対象者が689名、給付対象児童が1,230名ということでございまして、これにつきましても子育て世帯の一助となったというようなことで評価をしているところでございます。支出済額としましては1億2,425万3,222円ということでございました。

それから、灯油購入費助成事業の関係でございますが、支出済額412万2,545円ということでございまして、給付額としましては371万円でございます。給付対象世帯742世帯ということでございました。対象としては900世帯ちょっとあるわけですが、生活の安定等につながったものと考えているところでございます。

それから、7ページのほうに参りますが、子育て世帯への臨時特別応援金事業ということで、ここにつきましては町独自に所得制限のある方に対しても10万円を配った部分になりますけれども、支出済額といたしましては310万2,892円ということでございまして、給付対象者21名、給付対象児童は31名でございました。これについては、非常に平等に対応ができたのかなというふうなことで一定の評価をしているところでございます。

それから、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の関係であります。支出済額といたしましては7,146万9,583円ということでございまして、令和3年度におきましては住民税非課税世帯695世帯に対し、給付をさせていただいているところでございます。

以上が4款1項5目新型コロナウイルス対策費における当保健福祉課のほうで対応させていただいた事業の内容ということでございます。

それで、決算書のほうに戻りますが、114ページ、115ページを御覧いただきたいと思っております。6目新型コロナウイルスワクチン接種対策費の関係であります。令和3年度の支出済額といたしましては1億1,936万3,441円でございます。これにつきましては、令和2年度からの繰越し分が1,821万6,491円含まれておるところでございますが、ここにつきましては過日の6月定例会のほうで説明をさせていただきましたとおり、全て令和3年度専決処分をさせていただいて、執行経費について精

査をさせていただいて対応をさせていただいたという内容でございます。それで、令和3年度におきます集団接種開設日数としましては92日間、また接種回数としては約2万4,600回をこのところで対応をさせていただいたという内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

委員長（藤田直一君） 4款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

12番（池井 豊君） 予防費ところでちょっと確認したかったのですが、私が聞き逃したのかもしれないけれども、そんな丁寧な説明なかったと思うのですが。この新型コロナウイルス禍であんまり人が集まる場所に行きたくないということで基本健診やがん検診、それから予防接種を受けなかったり、人数が減ったり、そういう傾向はなかったのか。私自身ずっとインフルエンザの予防接種を打っていたけれども、新型コロナウイルスになってから予防接種を打たなかった、かからないけれども。そんな感じで健診や予防接種、予防事業全般に新型コロナウイルス禍で外出しないというような傾向で控えたというような傾向はなかったのか、そこら辺お聞かせください。

保健福祉課長（田中國明君） 大変申し訳ございません。まず、個別接種の関係でございますが、日本脳炎とか様々いろいろあるわけですけれども、令和2年度は3,920件のそれぞれの個別接種がございました。そういう中で、令和3年度におきましては3,373件ということですので、約560件ほど減っている状況から見ますと、やはりその辺のところの控え、新型コロナウイルスによる接種控えというのはあったのかなというふうなことで感じております。

それから、特定健診等の健診の関係でありますけれども、健診につきましては、すみません、そこまでちょっと細かく私も見てこなかったのですけれども、これまた国民健康保険のほうで説明があるかと思いますが、特定健診の国保の分だけという51.7%と、対前年で見ますと6%ほど上がっているという状況もありますので、それなりに健診のほうは受けていただいたのではないかなというふうなことで考えております。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 施政方針における主要事業成果の一覧の中の5ページ、それから次のページの6ページですが、新型コロナウイルス感染に関する、これ社会検査だと思うのだけれども、PCR検査、65歳以上、高齢者の人と基礎疾患のある人で78人

プラス5人、それから次のページでは、多分これ65歳以下の対象だと思うのですが、一般は153人、福祉施設で146人、学校で6人、事業所499人、延べ794人が令和3年でPCR検査を受けたということなのです。評価は非常に高かったと、ここは分かったのだが、ここで陽性になった人というのは町は知り得る立場なのかどうか、そこを聞きたいと思う。

保健福祉課長（田中國明君） 結果のほうは、調査機関のほうから町のほうに通知があるので、知り得る状況にあるということでございます。

14番（高橋秀昌君） それで、令和3年から見れば現在はもう爆発的に広がっているで、かつては陽性になった、発表されると電話が来て、誰だろうねなんか言って電話が来る。だから、それは私は分からないし、分かる人いないと言って断るのだが、今はもうそんなので誰がなっても不思議はないのです。そうすると、誰がなったかというようなことを追求するよりも、お互いに気をつけようというほうがずっと広がっている。雰囲気的にそういう感じがするのです。そこで、では陽性になったらどうするのだと、そこがやっぱり町民の中に伝わっていないのです。つまり私が言うのはこういうこと。検査したけれども、発症したら検査の対象にならないわけでしょう、PCR検査は。発症する以前に症状が出ていない。それで、でも心配だから検査をした。そしたら、自分は発症していないけれども、陽性となったと。では、陽性となったらどうするのだというあたりが、もっと町民に安心して次の段取りができる、普通でいえば保健所に連絡をしてということになるのですが、そういう辺りがどこまで徹底しているのかなという疑問もあるのです。それから、率直に言えばこれだけ広がると、三条保健所はそんなに丁寧に対応してくれるかどうか、私自身は経験がないので、ちょっと分からないのです。だから、そういう辺りまでやっぱりきちっとフォローしていくという、フォローは直接行って何かしなさいという意味ではなくて、少なくともどういうふうにすればその人がほかの人に感染させないで、安心して医療機関を受けることができるかという手順をやっぱり示していくことが必要ではないかというふうに感じるのですが、そういう辺りはどうでしょう。

保健福祉課長（田中國明君） 委員のおっしゃるとおりだというふうに感じています。ただ、うちのほうとしてそこまで具体的にマニュアル的な部分を持って、そういう今高橋委員がご指摘のような対応はしていないというところが現実であります。ただ、保健所等についてはしっかりそのような対応をしていただいているものと考えております。もしあれであれば、今保健所に保健師、応援も行っていきますので、保

健所のそういう体制について、もしお話しさせていただける時間があれば、三本師長のほうから、実際に保健所に応援に行っていますので、どのような対応をしているかという部分についてお話しさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

保健師長（三本智子君） 保健福祉課の三本です。よろしくお願いたします。今ほどのPCR検査、県央研究所に行ってPCR検査を受けて、陽性という判定が出た場合の対応というか、住民がどういう動きをすればいいのかというところではありますが、陽性反応が出た場合、一度はやはりかかりつけ医を受診していただいて診断を受ける必要があります。かかりつけの先生が診断をした段階で保健所のほうに陽性者が出ました、患者が発生しましたということで連絡が入りますので、保健所はその発生連絡を受けて、それぞれの家庭、それぞれのご本人のところに連絡を入れて、療養期間の確認だったりとか、濃厚接触者への考え方であったりとか、療養上の気をつけることだったりとか、そういうことを保健所のほうでご本人に指導いたしまして、そういう連絡を保健所のほうはしています。ただ、保健所のほうも、大分第7波によって感染が急拡大いたしましたので、非常に業務のほうが逼迫してしまっていて、保健所のほうも電話連絡を入れる対象者のほうを限定を今しておりまして、高齢者を中心に保健所のほうは直接電話連絡をタイムリーに、すぐに入れるようにしております。若い方につきましては、保健所の県のほうの患者の管理システムがありますので、そちらのほうにご自分で入力をして、そこで県のほうは発生状況のほうを把握しております。その県のシステムのほうで、若い方がもし自宅療養して急に具合が悪くなったりとか、入院が必要なような状態になったら、ご自分でそのところにアクセスをして、そこを保健所がキャッチをして、また連絡を入れるというような、今そういう患者管理のシステムになっております。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 課長、そういうことというのはつまりかかりつけ医に連絡して、かかりつけ医から診てもらう。そういうことって町民は全て知っているのですか。つまりそういうことも含めて、保健福祉課としては、直接あしなさいこうしなさいではなくて、知らせるといふか、そういうことがすごく大事だと思うのです。率直に言って、今新潟県でも高齢者是对応するけれども、若い者はできないのだと言っているわけでしょう。でも、現実に12歳未満で亡くなっている人がいるわけだ。すごく矛盾を感じるのです。しかし、それは田上町の体制の弱点ではなくて、県や国の体制の弱点なので、今議論しているのは県や国にどうせいこうせいという議論

の場ではないので、つまりこの決算を通じて、そうした今後誰もが陽性になり得る環境下で、そういうときに町民がどうしたらいいのだということはやっぱり定期的に知らせていくという、そういう方法もあると思うのです。普通、あした陽性になるなんか思って生活している人はいないのだ。ある日突然発症して分かるというケースが多いのです。こういうケースがありました。私の知人で子どもが、話を聞いていると恐らく子どもが、中学生が持ってきたと、家庭の中に。そしたら、親夫婦が感染したと。幸いにも、自分も感染したと書いていたら全然症状が出なくて、検査してもらったと。これは、保健所だと思うのですが、そしたら陰性だったということで、とにかく10日間だか8日間、あんまり大きくない部屋なのですけれども、言わば若い夫婦と子どもと自分を、食事、トイレの時間、風呂、そういうものは全然知識なかったものだから、経験のある、知識のある者からいろいろ聞いてやるという。驚いたことにその家庭の人、その若者のタオルが一緒だったと言っているのです。それで、何げなくタオル一緒なのだという話をしたらいいのです。そしたら、その経験のある人がタオルは絶対別々にしなさいと。いろんなことを伝えて、幸いにも1人の人は感染しないまま8日間を過ぎたという、これは幸いな例なのですが、しかもその人基礎疾患があって、感染したら命を奪われるという、そういう可能性を持った人を私は知人として持っているのです。そういうのはやっぱり役場が、たまたま知り合いが医療関係のことを知っていたものだから言えるけれども、そうでない人のほうが多いわけですから、そこはやっぱりしっかりと町が広報していくとか、そういったことがないと命も危なくなるということを経験させてもらったので、ぜひこの決算の結果を活かして、すぐにでも対応を努力してもらいたいということをお求めおきたいと思いますが。

保健福祉課長（田中國明君） 承知いたしました。その辺できることから対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

3番（品田政敏君） 先ほどの確認です。町民課長のほうの環境衛生費、ここで一部組合の云々というこの金額のときに何か赤さびの水道の話されました。この関係は、何か一部組合との関係は、ちょっと私理解ができなかったのですが、どういうことを言いたかったのでしょうか。

町民課長（本間秀之君） 衛生センター、し尿の処理場、そちらのほうで処理するのに井戸水を使うと。その井戸水の中に要は鉄分が多いと。

（何事か声あり）

町民課長（本間秀之君） いや、関係あります。一部事務組合の衛生センターの話です

ので。そこに利用する井戸水に鉄分が多くて、そのままではちょっと鉄分を取り除かないと水が利用できないので、その除鉄をするための設備を井戸に設置するための工事が必要になるということでございますので、お願いします。

8番（今井幸代君） 2点あるのですが、まず1点目が決算書の105ページ、環境衛生事業の動物保護収容業務委託料についてなのですが、これは道路とかに動物の死骸等あったときの撤去の費用のことを指すのだと思うのですが、このときに小型動物なのか、少し大きい動物なのかとか、そういった部分での回収費用の違いってありますか。

町民課長（本間秀之君） 単価としては、1回の出動になりますので、特に大きさを単価が変わってはいないのですが、基本的に回収の対象になるのはある程度の大きさの犬、猫、あと野生動物ですとハクビシン、そういったものがいたりするので、カエルとか、そういったものに関しては回収の対象にはなりませんので、そういう形になります。

8番（今井幸代君） 何でこういった今回質疑をしたかということ、実際に、通常は犬とか猫、今おっしゃられたハクビシンとかタヌキ、そういったものが大半なのですが、この回収をされた業者と話をしたときに、非常に大きい鹿、何かすごく大きな鹿を回収することが実際にあったと、写真を見せてもらったのですが、そういった大型動物になってきた場合、犬、猫、ハクビシンの回収と鹿1頭の回収って全く業務量が変わってくるわけです。その辺りは、やっぱりきちんと対応を考えるべきではないかなというふうに話を聞いて、実際に聞いたときに、1回の出動単価になっているから特段その回収物によって費用は変わらないというふうに聞いたので、その辺り検討すべきところではないかなというふうに思ったのですが、その辺り担当課としてはいかがですか。

町民課長（本間秀之君） 確かにその大きさとかというのを、今までそういった実績はほとんどなくて、たしか去年、大沢かどこかで鹿が死んでいて、かなり大きなものだったというので、そのときは処分がまずできないということで、下田のほうにその専門の業者があるということでそちらのほうに運んで処理してもらったということではございました。そういったものの処分料に関しては、町のほうで負担する部分もございまして、その辺今回取りあえずその1件限り、今のところ発生しているのがそれだけでして、委託している業者のほうからもそれについての特に申入れが今のところない状態でしたので、特にどのぐらいの費用が発生するかとか、そういったものがちょっと分からない状態でした、今のところ。

8 番（今井幸代君） 野生動物、例えばイノシシとかも実際に目撃情報であったりとか、発生しているというような情報自体は町内の中でも実際あるわけです。去年鹿の収容がありましたけれども、今後そういった大型動物の収容がないとも限らないわけです。それを毎回犬、猫と同じような、町が収容費用しか、回収の費用を払わないというのは、やはりそれは業務量でいえば全く違うものになってくると思いますので、鹿の写真を見せていただいたのですけれども、相当大きかったです。実際に犬、猫だったら1人で物を運べるけれども、鹿に関しては大人3人でやっと運んだというふうにも聞いていますし、そうなるのかかる労働対価というのは、やはりきちんとそこは考えるべき事柄だろうというふうに思いますので、それは実態をきちんと確認をして今後対応をしていくべきだというふうに思いますので、ぜひご検討願いたいなと思います。

以上です。

町民課長（本間秀之君） 私もちよっと記憶をたどっていて、今思い出しましたけれども、そちらのほうを処理していただいた業者は、町で委託している業者ではない、多分県のほうの道路パトのほうの委託を受けていて、それでどうしたらいいということで相談を受けた部分があったかというふうにちょっと今思い出したところです。それで、町もどうしたらいいと聞かれても、どうしたものでしょうみたいな話になって、何かそういう業者がいるのであれば、そっちに頼んでもらうしかないのではないかということでありましたけれども、町民課の所管の部分になるのであれば、そういったものに関しては検討していかなければならないかなと。ただ、熊とかイノシシとかで、わなで捕獲したものとかで殺処分という形になった場合には、町民課で所管している部分とはちょっと別の話になるかもしれませんので、そういった部分も含めて検討はさせていただきたいと思います。

8 番（今井幸代君） よろしくお願いいたします。

2点目になるのですけれども、施政方針における主要事業成果一覧の5ページになります。特定不妊治療費の助成事業なのですけれども、例年三、四件ぐらいの申請だったかなというふうに思うのですけれども、今年は6組の申請があって、全て妊娠成立がされたというふうな形で非常によかったなというふうに思っています。令和4年度、4月から不妊治療も保険適用されるようになりました。しかしながら、この不妊治療を利用する方々も増えていきますし、そこから生まれてくる赤ちゃんも増加傾向にあるというのは、厚労省のほうで調べてそういったデータも出ている中、この部分をもう少し、もう既に妊娠をしよう、赤ちゃんを授かろうと頑張っ

おられるご夫婦の背中を押していく、サポートをしていくというのはより強力に進めていくべきではないかなというふうに捉えています。実際に令和3年の出生数、令和2年の出生数は33人、36人と非常に少なくなっている現状を鑑みると、既に妊娠に向けて努力をしておられる方々のさらなるサポートというのは、やはりより踏み込んで検討していくべきではないかなというふうに思っています。例えば保険適用されたとしても、実際に人工授精で完全自然周期の場合であれば大体10万円、刺激周期の場合で新鮮胚を移植する場合は17万円ぐらいで、全胚凍結の場合の刺激周期だと15万円程度というふうに経験されておられる方から聞きました。今回その費用助成は8万円なのですけれども、そういった枠組みをもう少しより検討、より支援をしていく、燕市もこの不妊治療に関しては、さらに強力な支援をしていくような動きもありますし、町のほうでもこの辺りをもう少し強力にサポートしていくということが重要ではないかなと思うのですが、担当課としてどのような捉え方をしておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

保健福祉課長（田中國明君） その辺非常に悩ましいかなという部分が正直ございます。それで、うちのほうとしましては、保険適用になったということで、ある一定程度の役割はもう終えたのかなというふうなことで考えていた部分もございます。それで、できればそういう形で、ここで財源がまたあるのであれば、実際に今度生まれた後のアフターフォローのほうに事業費的な部分を付け替えて、何かしら事業を立ち上げていきたいというようなことで考えている部分も若干あります。ですので、その辺については、少しまたいろいろ研究もさせていただければなというふうなことで考えております。

8番（今井幸代君） 確かに保険適用になって不妊治療に対する公的なサポートというのは拡充がされましたが、私はこれで町の役目が終わったとは全く思いません。逆に保険適用になったからこそ、不妊治療を開始できる人が増えていくというふうに思います。実際に費用が大きくかかり過ぎているから諦めていた方というのは、相当数実際いるわけです。実際に私今37、もう少しで8になりますけれども、もう不妊治療ど真ん中世代になってきていますから、周りでもやっぱり不妊治療される方、し始めた方、特に今年4月入ってから保険適用されるということで、今までタイミング療法しかやらなかったけれども、体外受精のほうに大きくステップアップしていくとか、そういった保険適用されたことによって、不妊治療のより段階の高いものを選んでいく方が増えていっているような傾向を感じています。そう考えると、より赤ちゃんを欲しいと願い、頑張っておられる夫婦を、より強力にサポートして

いくということは、私は重要なことだというふうに思いますので、保健福祉課長は今ほど一定程度の役割を終えたというふうにおっしゃられたけれども、それはそういうことではなくて、逆に保険適用がされたことによって、より多くの方がそこに一歩踏み出せるというふうになっていくというところも一方であると思いますので、ぜひその辺りは課内で再度検討をぜひしていただきたいなと思います。

保健福祉課長（田中國明君） 今ほどの今井委員の質疑に対して、少しまたいろいろ課内で調査をさせていただいて、少し時間をいただいて、研究をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（藤田直一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、4款は終了いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計について説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） 令和3年度田上町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書のほうは248ページをお願いいたします。それから、主要施策の成果の説明書に関しましては70ページからになりますので、お願いいたします。

それでは最初に、令和3年度の国民健康保険特別会計の主な内容について説明のほうさせていただきたいと思いますので、お願いします。令和3年度は、課税方式の見直し及び税率の引下げから3年目になりまして、田上町の国保としては安定した運営ができたというふうに担当課のほうでは考えているところでありますが、今後の懸念材料といたしましては、年々減少傾向にある被保険者数に対しまして1人当たりの医療費が増加傾向ということになりますので、加入者の負担増につながらないような適正な財政運営と、それから保健事業を継続することによって、被保険者の健康維持に努めていかなければならないなということで気を引き締めているところでありますので、お願いいたします。

そのような状況の中、町の国民健康保険の運営方針につきまして、令和3年度の運営方針では1つ目といたしまして保険税の収納率向上対策、それから2つ目として資格の適正化、それから3つ目として医療費の適正化、4つ目として保健事業の推進など各種の取り組みを進めてきたところであります。その中で、令和3年度で新規に取り組みを進めてきたものとしましては、節目年齢、40歳から10歳刻みになりますけれども、歯科健診事業を開始いたしまして、22名の方が受診しておりまして、こちら対象者は244名でありました。

なお、保険税の収納率の関係でありますけれども、現年分といたしましては国民健康保険税の収納率97.5%を目標としていましたけれども、98.3%ということで目標に対しまして0.8%、対令和2年度で1.3%の増ということになりましたので、お願いいたします。こちらの収納率に関しましては、平成26年以外となる高い水準となりまして、一般会計の税同様、なかなか皆さん苦しい中でもご理解いただいて達成できたものであるというふうに理解しております。ただ、その反面といたしまして滞納繰越し分が29.6%と、令和2年度と比較いたしますと2.1%の減ということになっておりまして、適正な滞納処分等は行っており、収入額については例年とほぼ同額ということになりますので、令和2年分の収納率が、現年分の収納率が下がった関係で、令和3年度の調定額が上がったことによるものであると分析をしておるところであります。国保につきましては、基金条例の規定によりまして、歳入歳出差引額の2分の1以上を基金に繰り入れることになっておりますので、歳入歳出差引額で1,300万円を基金のほうに歳計剰余金処分しておりまして、その結果令和4年度末で基金残高の見込みといたしましては2億2,240万円ほどになるということと考えているところでございます。

それでは、個別の内容について説明いたしますので、決算書の252ページ、253ページをお開きいただきたいと思います。まず、1款1項国民健康保険税の関係でございます。1目一般被保険者国民健康保険税でありますけれども、2億604万8,345円ということで収入済額ございました。ここにつきましては、対令和2年で比較いたしますと355万円ほど減額になっておりまして、率にして1.7%の減ということになります。ここにつきましては、被保険者数の減というのが影響しているという部分と、あと新型コロナウイルス感染症による減免も実施しておりまして、対象となったのは8世帯、金額といたしましては150万200円を減免しております。なお、その8件は全て収入減が理由ということになっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、決算書254ページ、255ページをお開きください。6款1項他会計繰入金の6節その他一般会計繰入金の部分でございます。こちらは、当初新型コロナウイルス関連の減免の財源として一般会計からの繰入れを予定しておりましたけれども、こちらのほうが全額国費で負担いただけるということになった関係で未執行ということになっております。

それから、決算書258ページ、259ページを御覧いただきたいと思います。9款1項1目制度関係業務事業費補助金ということで、新型コロナウイルス感染症対応分

ということで89万9,000円、それから令和3年度の減免に係る、こちら90万8,000円の歳入がございました。こちら内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応分ということで89万9,000円、これは減免部分の国庫の補助金分ということで受け入れておりまして、残りの部分に関しましては特別交付金の中に含まれる形になっておりますので、よろしく願います。また、補助金の残りの9,000円につきましては、オンライン資格のシステム整備費の補助ということになりますので、よろしく願いたいと思います。

次に、支出に移りますけれども、260ページ、261ページをお願いいたします。支出の内容につきましては、基本的に例年どおりの支出になっておりまして、歳出に関しましては被保険者の減少ということで、全体の予算規模としては縮小傾向にあるところでありまして、1人当たりの医療費は増加傾向にありますので、それは結果として被保険者の方の個人負担の増加につながる部分であります。そこで、町としては健康を維持しつつ、余計な負担をせずに済むよう、保健事業の推進を図ってまいりました。内容としては、まず健康ポイント制度、それから未受診者勧奨、国保加入者のみではありますけれども、健診結果通知の内容レイアウトの見直し、それから人間ドック、脳ドック費用の助成やインフルエンザ、おたふく風邪の予防接種の費用助成を実施しましたので、お願いいたします。

それで、健康ポイント制度の関係になりますけれども、町民が自主的に健康づくり活動に取り組むことのきっかけづくりとして、令和2年度から実施させていただいているものでございまして、実績といたしましては40歳から69歳の健診受診者436名に対して配布し、そのうち205名からポイントの交換があったということで、内容としては道の駅商品券が1,000円が134件、500円が41件と、それから湯っ多里館の無料券2枚が26件、1枚が4件というような状況でありました。当初500名程度の配布、交換を見込んでおりましたけれども、ポイントカードの配布に関してはほぼ見込みどおりとなったのですが、申請は半分程度という結果になっております。健診会場での交換を可能にするなどの対応を行って利便性を上げる工夫はしたのですが、実際引換えを行った方は想定していたほどに伸びなかったということになりまして、ちょっと原因はよく分からないのですが、引き続き検討して、よりよい内容にしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、令和2年度から引き続き実施しておりますA Iを使った特定健診未受診者勧奨事業の関係になりますけれども、令和3年度については勧奨効果が最も見込まれる2回勧奨を実施いたしました。その結果、1,376名に勧奨を実施し、302名、

22.2%が健診を受診したということで、実際に令和2年度に実施したときよりも約9%下がってしまったという結果になっておりますが、ここで鍵になるのが医療機関にかかっていない健診を受けたことのない層、現段階で健康状態に問題がないと思っている方々へいかに対策が取れるかというのが鍵になるかと思っておりますので、今後も研究をしていきたいと考えております。

それから、人間ドック、脳ドックの助成につきましては、令和3年度の助成件数は170件ということで、令和2年度が175件でしたので、若干下がってはおりますけれども、令和元年度から比べると約20件減少しているという結果になっておりまして、この結果の原因につきましては、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控え、それから検診機関の受入れの減少などの影響があったということであるかと考えております。

また、インフルエンザ、それからおたふく風邪の予防接種費用の助成の関係ですけれども、疾病の罹患あるいは重症化を予防することを目的に、令和元年度から実施してきたところでありますけれども、当初約700回分を見込んでいたのですけれども、実際は令和2年度よりもさらに少なくなって、約70回分の助成にとどまっているというようなことになっております。これにつきましても、時期的に新型コロナウイルスワクチンの接種などと重複したことが影響しているのではないかと分析しているところであります。

あとそれから、総体的な医療費の関係になりますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えというのがあるようで、一般の医療費である療養給付費、それから補装具や柔道整復に係る部分の給付である療養費、それから手術等の高額療養費、それぞれで件数、費用額ともに減少しているというふうな状況でございます。そのような形で令和3年度は決算しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

委員長（藤田直一君） 国民健康保健特別会計についての説明が終わりました。

質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） 質疑をします。私の質疑の内容は、主要施策の成果の説明の71ページをベースにお話しさせていただきたいと思っております。71ページのところに主要指数が書いてある、一番下の欄のところに。課長は、分析の仕方は国保の被保険者が減り、収入が減るかのような言い方の分析をしているのだけれども、ここを見る限りでは、課長が言うのは確かに令和2年度の比較でいえば65人もの人が減っている

のです。世帯数は若干増えているのですが、ところが1人当たりの国民健康保険税額は令和2年よりも増えているのです。1世帯当たりの国民健康保険税も令和2年よりも増えているのです。医療費は、あなたは減ったという言い方をしているけれども、減った、若干。若干減っています。1人当たりの医療費は、35万3,699円から36万600円に増えたということなのですが、そこで私はこれを見ると、人口が減っているから、被保険者が減っているから、先々のことを考えて医療費が増えるからというのはどうも的を射ていないなと思ったのは、現実には1人当たりの保険税が増えているわけですから、増えていて、結果として令和4年の年度末でいうと2億円の基金残高が生まれると予測しているわけです。となると、率直に言えば、ちょっと言い方はオーバーな言い方だけれども、ちょっと取り過ぎではないのということになるわけ。課長の言い方でずっと見ていくと、課税も減ったしということになるのだが、現実にはそうではないと。しかも、基金が2億円を超えると。たしか、私の記憶力があんまりよくないのだけれども、令和3年のときに2度にわたって、当初予算で減らそうとしたけれども、次の7月の本算定でさらに住民負担を減らしていくという策を行ったわけです。それでもなおかつこの課税額が多いということは、実際に重税にしようと思ってやったのではなくて、実は課税対象者の所得が増えて、そのことによる課税増だと思うのです。だからこそ、2億円の基金残高が生まれるということになるわけですから、そうするとやっぱりこの令和3年から学ぶべきことは、令和4年で、もう本算定終わってしまったけれども、ちょっと引き下げられる可能性を持ったのがこの国保の会計だと見るべきではないでしょうか。いかがですか。

町民課長（本間秀之君） まず、令和3年度の分析というか、1人当たりの国民健康保険税が増になった部分の見立てに関しては、高橋委員がおっしゃられるとおりで、加入者の方の所得状況が改善したことによる1人当たり国民健康保険税とか、それからあと1世帯当たりの税が増えた部分ということにはなりません。令和4年度当初予算のときにも田中課長から説明がありましたけれども、今回の本算定で税率の引下げを実施するというので、今回実施させていただいております。現段階で令和4年度の調定額としては1億7,000万円ぐらいということになっていまして、約3,000万円ほど令和3年度より調定額としては下がっているというような状況になっております。ですので、今また確かに令和3年度で基金の残高が、入出が大体同じぐらいでしたので、残高は変わっていないという状態になっていますので、今回また下げたばかりですので、もう一、二年ちょっと様子を見て、その段階でまた必

要、いけるなという感じであれば、検討させていただきたいと思いますし、そういう形でお願いしたいと思います。

14番（高橋秀昌君） 私の言い方が悪かった。令和4年度でもっと下げろという趣旨の言い方してしまったのだけれども、令和4年でまた下げることになって、しかしながらあなたがさっき言うには令和4年度の末にはやっぱり2億円の基金残高が生まれる可能性があるよと言っているわけです。だとすれば、少なくとも令和5年の当初予算で引下げも含めた検討をする必要があるのではないかということをお願いしたいのです。課長は、言わば対象人口が減ったから大変なのだみたいな言い方したのだから、そういう反論したのです。それで、私が今言っているのは、幾ら下げろとかなんか言っているのではないのです。やっぱりこの間田上町は、積極的に基金を使って税額を下げた努力は認めているのです。しかしながら、それでもなおかつ税額が増えているということは、それはどういうことかということ、回復というよりも、恐らく課税所得が増えたということだと思えるのです。そしたら、何と比較するかということ、これは全国の知事会も言っているのだが、協会けんぽとみんな比較しているのです。協会けんぽと比べたら国保税非常に高いたらうと。だから、全国の知事会が国に1兆円出せと言って、1兆円は出さなかったけれども、少し出したわけです。そういう流れの中で私は見ているので、住民にとっても国保にいるからといって、確かにやりくりする側は収入の少ない世帯の組織ですから、やらなければならないことは分かるが、でも町にとっては今2億円の基金があるという、予測できるということになれば、新年度にそれなりのやっぱり準備をする必要あるだらうということで、そういうことで求めました。令和4年度にすぐ下げなさいという趣旨の言い方をしたけれども、そうではなくて、もう令和4年のところ下がっているのですから、令和5年の当初の段階でちょっと研究して住民負担を減らしていくという努力をしてもらいたい。それで、これが運営上できれば、地域の皆さんにとって購買力を高める一つの要素なのです。税が少ない、負担が少ないということは、買物できるお金がちょっとでも増えるということなのです。このコロナ禍の中でみんな状況大変ですから、そうすると買物ができるという状況になれば、今日は豆腐半分しか食わなかったけれども、あしたは豆腐1個食べるかもしれないのです。そういう点で考えてもらいたいと思います。

町民課長（本間秀之君） 高橋委員のおっしゃられることはよく分かりますので、令和4年度、確かに基金残高に関しましては今の見込みだと2億円ぐらいの残高があるという状態になります。ただ、令和4年度の決算を迎えてみないと実際の金額とい

うのは分からない部分もあるわけですが、ですので令和4年度の中の国保会計の動き等を確認しながらも、いけるなという状況であれば検討もさせていただきたいと思っておりますし、それはほかの年度においてもそういうのは一応検討の課題の一つには挙げていきたいと思っておりますので、お願いします。

12番（池井 豊君） ちょっと違う角度から、1人当たりの医療費が増える傾向にあるというのは、医療の技術が発達するとやっぱり医療費は高くなるのだろうと思うのですが、これをやっぱり減らすには早期発見、早期治療だと思います。それで、さっき予防費のところでは健康診断を見たのですが、こっちはほうの22ページ見ると非常に詳細に出ていて、このコロナ禍であって初めて50%突発したのです、特定健診の受診率。52名も増えて、それは多分健康ポイント制度、あと未受診者勧奨事業が功を奏したと私は見ていいと思っております。町民課が頑張ったからだと思っています。ですから、早期発見、早期治療の健診をどんどん高めていくことによって、1人当たり医療費をなるべく避ける方向にして、ここは上がらないと踏んだら国保税をぜひ下げてもらいたいと思っておりますので、まずこの健康ポイントと未受診者勧奨と受診率向上、50%突破、この相関関係をどのように見ているか、ちょっとお聞かせください。

町民課長（本間秀之君） 今池井委員おっしゃられるように健康ポイント事業を始めたり、それからいろいろ対策練ってまいりました。それから、昨年度からAIによる勧奨等実施いたしまして、それによってかなり上がってきているというのは事実であるかというふうに考えます。今年度も、実際AIのほうの受診勧奨そのものに関しては、率としてはちょっと下がってはいるのですが、それなりの効果を発揮しているというふうに考えていますので、引き続き実施して、さらにそういった、被保険者の方の健康状態が保てるような方策は考えていきたいなというふうには考えております。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、国民健康保険特別会計については終了いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） 次は後期高齢者医療特別会計の決算になりますので、決算書のほう276ページのほうになりますので、よろしく申し上げます。令和3年度の後期高齢者医療特別会計についての特徴でございますけれども、令和3年度は保険料

率の引上げの改定がなされてから2年目ということでございまして、保険料の軽減制度についても令和2年度に引き続いて見直しを実施された年でもありまして、均等割額の軽減割合が7.75割から7割に引き下げられたということになっておりますので、お願いいたします。その結果、277ページのところになりますけれども、収入総額といたしまして1億4,291万4,848円、対令和2年度と比較いたしますと約124万円の増ということになりまして、率にして0.6%の増ということでほぼ同額といった状況でございました。

それから、279ページのほうお願いします。279ページにつきましては支出済額ということになりますけれども、総額で1億4,029万8,621円ということで、ここにつきましても約53万円の増ということで、率にして0.4%の増というような状況でございましたので、お願いいたします。

後期高齢者特別会計につきましては、保険料の賦課徴収に係る経常経費のほか、町で徴収した保険料を広域連合のほうに納付するというための会計でございまして、内容といたしまして説明は簡単ではございますけれども、説明のほう以上で終わりたいと思います。

委員長（藤田直一君） ただいま後期高齢者医療特別会計についての説明が終わりました。

質疑のある方、お願いします。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、後期高齢者医療特別会計については終了いたします。

続きまして、訪問看護事業特別会計について説明をお願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、訪問看護事業特別会計の決算について説明をさせていただきますので、決算書の292ページ、293ページを御覧いただきたいと思っております。

まずはじめに、訪問看護事業につきましては、在宅医療あるいは介護連携の要として重要な役割を担うものでありまして、終末医療を含めた在宅療養者に喜ばれる質の高いサービスの提供に努めるように令和3年度、一生懸命取り組んでまいったところであります。それで、まず293ページの収入済額でございしますが、歳入合計といたしまして4,413万1,361円、令和2年度と比較いたしますと約400万円ほど減額になっている状況でございまして、これにつきましては、令和3年3月に田上町に別な訪問看護事業所が立ち上がってございまして、その影響を受けたのだろうという

ようなことで考えております。ちなみに、訪問回数としまして307回ほど減っておりますので、それらの影響があったということでございます。

それで、1ページおはぐりいただきまして、歳出のほうに移らせていただきますが、295ページでございます。支出済額といたしまして3,957万6,021円の執行でございました。これにつきましては、令和2年度と比較いたしますと約250万円ほどここも減額となっているところであります。その要因といたしましては、令和2年度で定年により職員が1名退職し、令和3年度で新採用職員が1名入ったということで、職員の入れ替わりによります人件費の増減があったということでございますので、よろしく願いいたします。

そういたしますと、決算規模といたしましては歳入総額4,413万1,361円から歳出総額であります3,957万6,021円を引いた実質収支につきましては455万5,340円と、黒字決算でございました。

訪問看護の内容につきましては、主要施策の成果の説明書76ページを御覧いただければと思います。歳出の概要のところではありますが、その真ん中のところに表が載っております。令和3年度ということで、訪問看護利用者実数ということで130名でございました。うち医療保険対象者の方が19名、それから介護保険対象者の方が111名ということで、合計で4,443回の訪問実績というような状況でございました。それで、内容につきましては訪問看護事業に係る経常的な経費等ではありますが、決算書の303ページを御覧いただきたいと思っております。2款1項1目訪問看護事業財政調整基金積立金でございます。令和3年度におきましては、277万1,339円を財政調整基金のほうに積立てをさせていただいているところでございます。これによりまして、令和3年度末の基金残高といたしましては1,977万9,000円という数字まで基金残高が積み上がってきているという状況でありますので、よろしく願いをいたします。

訪問看護事業特別会計の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

委員長（藤田直一君） 訪問看護事業特別会計の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、訪問看護事業特別会計を終了いたします。

続きまして、介護保険特別会計についてご説明をお願いをいたします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、本日最後になりますけれども、介護保険特別

会計の説明をさせていただきたいと思います。なかなか介護保険、非常に面倒なところがございまして、正直私もあんまりよく承知していない部分が多々あるのでございまして、その辺皆様方からもご理解いただいた上でお願いしたいと思います。

それでは、決算書308ページ、309ページでございまして。まず、先に決算規模のほうから、すみません。そっちに行かないで主要施策の成果の説明書を先に若干説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。77ページを御覧いただきたいと思います。まず、今現在の田上町の65歳以上の被保険者の数であります。令和3年度末におきまして4,230人ということでございまして、令和2年度と比較いたしますと18人少なくなっているという状況でございまして。総人口1万1,108人に占める割合は38.1%と、令和2年度から0.6%また増えている状況でございまして。令和3年度現在の要介護認定者数は709名でございまして、令和3年度は例年に比べまして、これが特にまた1つ、令和3年度の特徴かなというふうには思っておるのであります。自然減、要は亡くなられた方、その方が190人ということで非常に多かったということでありまして、年度当初の731人と比べますと3%、22人の方が少なくなっているというような状況であります。

令和3年度は、そういうふうな社会的な状況があった中で、介護保険特別会計といたしましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自らの健康を大切に、自分らしい暮らしを続けることができる町を目指した田上町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づきまして、令和3年度については新たにリハビリテーション専門職との連携を図り、地域リハビリテーション活動支援事業、これを新規に取り組んだというところでございまして。これの実績といたしましては、この制度を活用されて住宅改修をすとか、様々そういったようなサービスを使った方が6名いらっしゃいました。各施設にいらっしゃいます理学療法士の方からご協力いただきながら、そういう事業に取り組んできたというところでございまして。

それで、その下の保険料段階別第1号被保険者ということで、今ほど申し上げましたが、真ん中辺り見ていただきますと第5段階ということで、ここが基準になる部分になりますが、そこの方が一番多く1,045名、合計で4,230名という状況でございました。

それから、要介護者の認定者数につきましては、先ほども申し上げましたが、709名というようなことで、それぞれ要支援1から要介護5までの内訳につきましてはそこに記載のとおりでございまして。

それで、決算規模になりますが、収入済額が14億760万3,583円ということでござ

いまして、令和2年度と比較いたしますと約330万円ほど減額となっているところでございます。それから、支出済額であります、13億5,448万1,724円ということでございます。これにつきましては令和2年度と比較いたしますと940万円ほど増えているという状況でございます。それで、歳入総額から歳出総額を引いた実質収支につきましては、5,312万1,859円となっております。その実質収支額のうち、今後の財政運営に備えるために、基金条例の規定に基づいて2,700万円を準備基金のほうに繰入れをさせていただいているということでございます。そういたしますと、介護給付費準備基金は2億1,059万3,800円というふうになっておりますが、ここは令和4年度で当初繰入額として1,376万6,000円程度を見込んでおりますので、約2億円の基金残高というような、現行ですね、今現在その程度の基金残高があるということでございます。

それから、歳入の状況等でございますけれども、介護保険につきましては50%が公費、それから残りの50%が65歳以上の1号被保険者の保険料と、それから40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で賄われる会計ということでありまして、歳入につきましてはそれらに係る事業費にそれぞれの率に基づいた内容で入ってきておるというような状況でございます。

それから、主要施策の成果の説明書の78ページを御覧いただきたいと思いますが、歳出の概要というところが3ということで載っております。介護保険の歳出の概要につきましては、そこにありますとおり1款総務費、2款保険給付費等になりますし、3款地域生活支援事業費というような形で予算組みをさせていただいておりますので、その内容については決算書のほうで若干ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、決算書の322ページと323ページをお開きいただきたいと思えます。

委員長（藤田直一君） 5時になりますが、引き続き審査を継続いたします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、322ページ、323ページでございます。まず、1款1項1目一般管理費の関係でございます。歳出322ページであります。一般管理費の関係になります。ここにつきましては、介護保険の運営協議会開催等に係る経費ですとか役場で使用しております電算業務委託料などの経常経費を支出する科目になるわけでございますが、ここにつきましては支出済額が312万5,278円ということでございます。令和2年度と比較いたしますと179万1,526円の減ということになっております。その減の要因といたしましては、介護保険事業計画策定業務委託料、要は令和3年度から先ほど説明しました8期の計画をつくり終えたというこ

とで、その委託料が減になっているということでここが減額となっておるところでございませう。

それから、2項介護認定審査会費の関係でありますけれども、これにつきましては451万5,425円ということでございまして、令和3年度と比較いたしますと92万円ほど増えております。これにつきましては、介護認定に係る経費、審査会委員の報酬ですとか、それぞれの施設において認定審査をしていただいたその手数料等をお支払いしているところでありませうけれども、これにつきましては更新サイクルが若干変わりました、それら認定件数が増えたことによる増ということになってございませう。

それから、2款1項介護サービス等諸費の関係でございませうけれども、ここは一番介護保険の会計でいいますとメインになるところでございませう。これにつきましては、令和3年度の支出済額といたしましては11億6,987万3,819円ということでございまして、ここについては前年同規模の決算状況となつてございませう。それから、今ほど説明させていただいた部分につきましては、要介護度1から5の人たちの経費を支払うところになります。

それから、2項介護予防サービス等諸費の関係になりますが、これにつきましては要支援1、2の人の経費を支払うという部分になるところでございませう。これにつきましては、支出済額といたしまして2,297万7,314円の支出済額でございまして、令和2年度と比較いたしますと225万1,085円の増ということになっております。これにつきましては、その増の要因といたしましては施設利用者の増と、それから介護予防住宅改修費用の増ということでここは決算額としては増えているという状況でございませう。

それから、少し飛んでいただきまして、328ページ、329ページを御覧いただきたいと思ひます。3款地域支援事業費の関係でございませう。これにつきましては、主に要介護認定前の人のサービスに係る経費を支出するところになってございませう。支出済額といたしましては、4,402万7,772円の支出済額でございませう。令和2年度と比較いたしますと285万3,000円ほど減額となっておりますが、これにつきましては令和3年度において、認定前の人々が施設利用をする回数が少なかったということによる支出済額の減という状況でございませう。

それから、1ページおはぐりいただきまして、330ページ、331ページの一番下のところ、2項一般介護予防事業というところで、ここが要介護認定を受けなくても、誰でも利用ができる経費を支出するところになるわけでありませうが、ここをいたし

ましては510万8,125円の支出済額でございます、ここにつきましても前年同程度の決算規模というような状況になってございます。

それから、また1ページおはぐりいただきまして、332ページ、333ページでございますが、3項包括的支援事業・任意事業費というところではありますが、これにつきましては、説明欄のほう見ていただきますと、成年後見制度であったり、認知症サポーター等養成事業費、あるいは在宅医療・介護連携推進事業費、次のページ行きますと生活支援体制整備事業費等、いろいろと介護に関わる様々連携をしながら進めていくというような内容の経費になっているわけでございますけれども、その支出済額といたしましては641万1,582円ということで、ここにつきましても令和2年度と同程度の決算規模となっているところでございますので、よろしく願いをいたします。なお、それぞれのサービスの内容等につきましては、主要成果の説明書の79ページから少し記載をさせていただいておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

すみません、走り走りの説明で大変恐縮ですが、私のほうの説明は以上で終わらせていただきます。

委員長（藤田直一君） 介護保険特別会計についての説明が終わりました。

質疑のある方、願いをいたします。

9番（椿 一春君） では、決算書334ページの、先ほどの5番目の生活支援体制整備事業費ということで、私毎回これ制度どうなりましたかといって質問しているのですが、なかなか社協で毎回打合せだとかで、実際の支援体制というのがなかなか動いていないような状態で今までずっと来ているのですが、その辺で今回令和3年度は少し動き始めたのか、その辺お聞かせください。

保健福祉課長（田中國明君） 令和3年度で具体的に、先ほど今井委員の一般会計のほうでの質疑でも若干触れさせて答えさせていただきましたが、具体的に地区にそういう組織が立ち上がったというような実態はまずありません。そうですが、社会福祉協議会のほうでそういう組織をしやすいようにということで、その組織に対する補助金なんかを社会福祉協議会のほうで創設をしまして、それが令和3年6月にそういう補助金をつくっていただいたというようなことで聞いております。それで、今ほど椿委員も言われましたが、毎回椿委員のほうからその成果が上がってこないではないかというようなご意見をいただいていることも重々私承知しております。それで、何とかお互い役場と、社会福祉協議会に事業委託、人件費ですけれども、出してやっていただいておりますので、何とか目に見える形で組織を各地区に立ち

上げることができなければ、先ほど今井委員のご質疑のときに答弁させていただきましたが、ボランティアセンターを核とした、何かそういう支援体制がつかれないかとか、様々そういうことを協議をしてやっていきたいなということ考えているところでもあります。ちなみに、令和4年度の活動で申し上げますと、県のサポート事業か何か、そういう生活支援体制整備事業に係るサポート事業的なことがあるのだそうです。そういうところの支援を受けながら、何とかそういう体制をつくっていくというような取り組み、講師の先生からまた来ていただくなりして、そういう勉強会なののでしょうか、そういうようなことも実践しながら取り組んでいきたいというふうなことで、それは当然町もその支援をして、何かそういう先生から来てもらうための応募を町のほうでしたら、何かそれが当たったみたいで、そういう活動をこれからまたしていって、少しずつでも椿委員がご指摘になられる部分について進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

9番(椿 一春君) 地域で支え合う体制づくりというのは本当に大切なことですので、ぜひぜひお願いいたします。

8番(今井幸代君) 主要施策の成果の説明書をお願いします。81ページのコミュニティデイホーム運営委託料に関連するのですがけれども、ふれあいの家、くつろぎの家、特にふれあいの家は登録の減少傾向が少しずつ進んできているなというふうに、実際に成果の内容を見ると年齢層が高い方が多くて、この方たちが通所型のデイサービスとか、そういったほうを利用する方向になってきていった結果として登録者数が減っているということなののですがけれども、新規でこういったふれあいの家を利用したい、恐らく継続的にずっと利用されている方が大半だと思うのですがけれども、新規で利用したいというふうな登録といいたいまいしょうか、申込みをされて利用されている方というのが令和3年度どの程度おられましたか。

保健福祉課長(田中國明君) そこまで今数字を押さえていないということですので、もしであれば後ほどお話しさせていただいてよろしいでしょうか。

8番(今井幸代君) 何でこういったことを聞いたかという、私としての問題意識でいえば、実際にここを運用する運営側もなかなか担い手不足というところも現実問題として見えてきている。実際に施設の老朽化等も見えてきている。仮に新規で利用したいというふうな申込みがあまりないようであれば、もしかすると今現実の利用者の方はニーズが合っているかもしれないけれども、将来的なニーズというのがあるかもしれないかなというふうに思ったので、その辺りを課としてどのように捉えておられるだ

ろうかということを知りたかったというところですよ。なくせということを手早く言うつもりは全くないのは申し上げておきたいと思うのですけれども、この辺りの、このコミュニティデイホームを取り巻く環境を考えると、将来的にこの施設をどのようにしていくべきか、民間のデイサービス等も充実もしてきている中で、この辺りをどのように考えていくべきかということは、やっぱり考えるべき課題として捉えるべきだろうというふうに思っておりますので、その辺りの保健福祉課としての考え方あれば聞かせていただきたいと思います。

保健福祉課長（田中國明君） 今ほどの今井委員のご指摘はごもっともであろうと。旧母子センターとかなり古い建物、中はきれいなのですけれども、見た感じがもうかなり古くて大変なのですけれども、そういうふうな形で利用者も非常にここ少ないというのが現実であるようですので、保健福祉課のほうとしましては、まだ本格的な議論はしてはおりませんが、いずれ近いうちにはここを廃止するなりして、例えば廃止した部分についてはくつろぎの家のほうに機能を移転する必要もあるのではないかと。そうなったときに今現在のくつろぎの家のスペースの関係もありますので、そこら辺の問題をどのように対応していくかという部分は一つの課題として認識しております。ですので、今ほどの今井委員のほうからご指摘があった部分についても、あまり時間を置かずに検討を進めていく必要があるだろうというふうな認識は持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副委員長（中野和美君） 私も今、今井委員がおっしゃったふれあいやくつろぎのことなのですけれども、今現在の利用者数が大分少なくなっているということなのですが、何人ずつ利用されているのか、スタッフは何名ずつ関わっているのかということが分かたら、まずお聞かせいただきたいのと……

（何事か声あり）

副委員長（中野和美君） ここに書いてありますね。それで、その運営なのですけれども、利用者に対してスタッフが常駐ということで結構なコストもかかってくるということで、なかなかこの時点では成り立ってっていないのが現状らしくて、今課長がおっしゃったように今後どのようにするのか、合併させるのかどうするのかということを手早に手して手いて手いただきたいと思ひます。では、この数字でいいのですね、今現在も。もし変わっていたら手えて手いただきたいので。

それと、もう一つあるのですけれども。333ページのところで真ん中、成年後見制度利用支援事業費というのがあるのですが、今認知症なんかになった場合の成年後見だけではなく、前にも補佐がいらっしゃるときに話ししたと思ひますが、家

族信託という講習会も保健福祉課のほうで受けているそうで、家族信託の制度もちょっと取り入れていただくような事業展開をしていったらいかがかと思って、その辺はどうでしょうか。

保健福祉課長（田中國明君） 令和3年度の、まず1点目のふれあいの家の1日の平均利用者数としましては3.7名程度、3名から4名というような状況になってございます。それで、そこに関わるスタッフにつきましては2から3名というような状況でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、今ほど中野委員から提案がありました家族信託制度という内容なのですが、私勉強不足でその内容についてちょっとまだ、今初めて聞いた言葉でもありますので、少しまたそこにつきましては私も勉強させていただければなと思っていますところでもあります。ですので、今すぐそれを取り入れる、取り入れないということはちょっとお答えできないかと思っておりますので、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

副委員長（中野和美君） 今利用者が3.7名でスタッフが2名から3名ということなのですが、1つの事業所で、1つのくつろぎならくつろぎだけ、そこにそういう人数ということですか。

（何事か声あり）

副委員長（中野和美君） ふれあいの家の話。

そして、333ページにもあるように、成年後見人というのは後見人の報償が必要なのです。それが結構年間を通じて大きな金額になるので、家族が後見人に選ばれない場合は大きな出費、負担になるようなので、その辺家族信託のほうも事業展開進められるように後押しをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） 少しまた勉強させてください。いたします。

14番（高橋秀昌君） 課長が先ほど答弁した81ページの主要施策の成果の説明のところ、まさに今問題になったふれあいの家、くつろぎの家の利用状況で数が少ないから将来くつろぎの家を云々という話ししたけれども、私は最近つぶさに言っているわけではないが、例えばそうであるのならもっと実態を明らかにした上でそういう話をすべきだと思うのです。ただ単に数だけで言えるのかと私は思っているのです。というのは、例えばくつろぎの家が平均で9人来ると。ふれあいの家が平均で4人来ると。くつろぎの家で13人も対応できるのですか。それだけの施設なの、あそこ。そんな広くないでしょう。やっぱり実態見て、ある意味合併するみたいな言い方は

やるべきではないと私は思っているのです。ただ、私の実態を分かって言っているわけではないのです。あの建物で毎日15人の人を相手にするというのは並大抵ではないと、困難だと。それから、多分高齢者の人が多いと思うのだが、そういう人たちというのは何となくグループ的になっていくのだよね、気の合う人、合わない人って。合わないという表現正しくないが、気の合う者同士が寄っていくというのが大体の高齢者多いのです。そういう中でコミュニティーや、それから運動したりして健康を維持しようということなわけだから、単純に数だけ見るのはやっぱり極めて危険だということを指摘しておきたいと思います。

保健福祉課長（田中國明君） いずれにしろ、そういう部分もしっかりまた受け止めた中で、どういうやり方がいいかという部分もしっかり検討する時期に来ているのかなということであります。ですので、その辺をしっかりと見極めながら対応していく必要があるなと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、介護保険特別会計についてはこれで終了いたします。

本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。委員の皆様はしばらくお待ちください。

本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告をお願いします。

副委員長（中野和美君） 本日の質問数51件、総括質疑が2件ございました。総括質疑の内容を読み上げます。

では、小野澤委員から。質問項目名、予算の執行管理の徹底について。質問内容、監査委員による決算審査意見書の審査意見として不用額の多さが指摘されました。その背景として、予算の執行管理体制に何か大きな問題点があるのではないかと危惧しています。予算は補正予算により更新され、決算に近いものとなるのが一般的です。予算執行により事業や施策が実効されることに鑑みると、不用額の多さは本来的事業や施策の実効性を損ねているのではないかと懸念します。無駄遣いを推奨するものではありませんが、不用額のタイムリーな把握（予算執行のタイムリーな把握）をもってすれば、さらなる事業施策の展開による行政サービスの拡充、拡大は可能となります。また、不用額の把握は事業、施策の進捗管理の徹底が前提とな

ることから、それがなされればP D C Aを通してそれらの実効性も高まります。そこで、質問をいたします。質問1、予算の執行管理は具体的にどのように管理されているのか。毎年監査委員の指摘を受けているが、具体的に改善してきていることはあるのか。町長として具体的に改善の指示はしているのか。町長自ら予算の執行状況の把握はしているのか。以上です。

次に、池井豊委員。質問項目名、ふるさと納税の評価と今後の目標。質問内容、ふるさと納税令和3年の当初予算1,200万円、実績2,467万円でした。まずまず頑張ったとは思いますが。町長の評価は。しかしながら、室長に目標値を尋ねると、前年を割り込まないようにするという答弁でした。やればできるのに目標が低い。今後高い目標で行うべきですという質問内容です。

以上2件が総括質疑になります。

委員長（藤田直一君） ありがとうございます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時21分 散 会

令和4年第3回定例会
決算審査特別委員会会議録
(第2日)

-
- 1 場 所 大会議室
 - 2 開 会 令和4年9月16日 午前9時
 - 3 出席委員
 - 1番 森山晴理君 9番 椿一春君
 - 2番 小野澤健一君 10番 熊倉正治君
 - 3番 品田政敏君 11番 松原良彦君
 - 4番 藤田直一君 12番 池井豊君
 - 5番 渡邊勝衛君 13番 関根一義君
 - 7番 中野和美君 14番 高橋秀昌君
 - 8番 今井幸代君
 - 4 委員外出席議員
議長 小嶋謙一君
 - 5 欠席委員
なし
 - 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
地域整備課長 宮嶋敏明 農林係長 長谷川 暁
産業振興課長補佐 近藤拓哉 農地係長 小久保 雅仁
施設整備係長 菅家康生
 - 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 渡辺 明
書 記 板屋越 麻衣子
 - 8 傍聴人
三條新聞社
 - 9 本日の会議に付した事件
認定第1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中
歳 出 4款 衛生費(1項5目)
5款 労働費

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

1 3 款 災害復旧費

認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

委員長（藤田直一君） おはようございます。これより決算審査特別委員会、2日目を開催をいたします。今日一日、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席は14名であります。三條新聞社より傍聴の申出がありましたので、これを許可しましたので、ご報告いたします。

これより審査に入りますが、昨日に引き続き審査を進めてまいります。

それでは、4款、説明をお願いを申し上げます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課のほうから、産業振興課の分、併せまして農業委員会の分ということで、この後ご説明いたします。

まず、今ほど委員長のほうからございましたけれども、4款衛生費のうち、決算書でいきますと、106、107ページになります。そちらのほうをお開きください。あわせて、主要施策の成果の説明書ですと、37ページから38ページになりますけれども、それぞれお開きください。あわせて、今日皆様のところにお配りした形になりますけれども、委員会資料参考ということで、クリップで留めたものがございますけれども、こちらのほうはまた後ほどご説明のほうをさせていただきたいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4款、107ページのほう、中小・小規模企業対策事業、こちらについてご説明のほうをいたします。こちらにつきましては、新型コロナ対策に対応する企業対策という部分で、決算金額といたしましては1億1,783万19円でございます。内容については、決算書の備考欄のほうにそれぞれ記載がございますけれども、それをもう少し詳しくしたものが主要施策のほうの37ページのほうになります。こちらのほう御覧ください。

事業のほうは全部で10項目、全部で10の補助、あるいは支援金等の事業を行っています。こちらのほうなのですけれども、まず一番上のほう、プレミアム付き飲食券から始まっておりますけれども、概要については既に去年、皆様ご存じの部分があるかと思っておりますけれども、若干要点の部分だけご説明いたします。

まず、飲食券に関しましては、こちら説明書のほうを御覧いただければと思っておりますけれども、その成果という部分で、飲食店への支援ということを行ったところなのですけれども、最終的に販売の実績のパーセントといたしましては、記載にあり

ますように59.57%、約6割ということで、約4割を残ったような形になっております。要因といたしましては、タイミング、あるいは外食へ行く、なかなかそういった機会が、特に夜飲みに行くといったようなことがなかったことが恐らく原因ではないかなというふうに考えておりますけれども、4割を残ったような形になります。

その下、事業継続の支援金ということで、各事業所への直接の支援ということで、こちら全部で130事業所のほうへ支援のほうを行わせていただきました。

その下になります。商品券に関しましては、こちらのほう2,979万442円ですけれども、全部で82%販売ということで、おおむねこちらのほうは一定の効果、販売の実績があったというふうに考えています。

その下、湯田上温泉の関係ですけれども、こちら予算が600万円だったのですが、少し欠けたような数字になっておりますけれども、こちら町外の方は商品券ということで、2,000円の商品券ということでつけさせてもらったのですが、商品券のほうは使わないで、全部使わないで帰られた方もいらっしゃるようですので、それで同額にならなかったというふうに聞いてございます。

あとその下、観光キャンペーンのほうは、観光協会のほう、旅館組合と一体となった中でPRのほうをしたといった形ですし、あとその下、交通事業者、車の台数に応じた支援といった形で、予算額が70万円だったのですが、58万円ということで、この状況下の中でどうしても車の台数を維持をしないで縮小したというような事業所もあったということで、予算に対して実績のほうが下回ったような形になっております。70万円に対して58万円でした。

その下、こちら町民の方に「きずな」を通じて補助金のほうを配らせてもらった交通利用の回復事業の負担金になりますけれども、こちらのほうは約98%の執行ということで、多くの方から使っていただいたというふうに考えてございます。

その下、農業経営継続支援金です。こちらについては、令和2年度は反当たり2,000円だったと思いますが、令和3年度は反4,000円ということで、こちらのほう、多くの水稻農家を中心とした中になりますけれども、支援のほうをさせていただいたといった形になりますし、指定管理者のほうにつきましては、4施設を運営している事業所に対しまして、1年分の指定管理料の1割相当分を交付支援のほうをさせていただいたと。402万7,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、裏のほうになります。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金ということで、よくテレビの報道等で時短要請に応じた支援金とい

うような言い方をしていましたけれども、時短の要請に応じていただいた飲食店への支援ということでこちらをさせていただきました。

すみません、1点修正をお願いしたいのですけれども、その他の成果というところで、具体的な件数と金額が、1回目、2回目、3回目入っておりますけれども、1回目と2回目、件数はそれぞれ21件でそのとおりなのですけれども、金額のほうも、そっくりそのまま移動していただいて、1回目は989万8,000円、2回目は2,001万6,000円ということで、申し訳ありませんが、行を錯誤したような形になっておりますので、こちらの修正のほうをお願いできればと思います。

こちらのほうに関しましても、時短の要請に応じていただいた飲食店のほうへ速やかに協力金の支払いのほうをしたといったような形になっております。

実績のほうは以上でございます。私からのこの4款の部分の説明は以上になります。

委員長（藤田直一君） 4款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いいたします。

2番（小野澤健一君） 課長が不在の中で一生懸命やっておられるというのは非常によく分かるのですけれども、令和3年度を振り返ってみると、私はこう思っているのです。施策が、なかなか金額あるいはタイミング、こういったものがちょっとずれているなという感じがします。本来やはり経済政策あるいは施策のポイントというのは、まずターゲット、どの層を選定、いわゆる狙い撃ちにするのか、それからそれに見合った予算額、十分なのか、あるいは少ないのかと、こういうのをやらなければ駄目だし、あとはタイミングです。晴れているのに傘どうぞなんて言われたって、銀行ではあるまいし、要らないとかの話になるわけですから、その辺、ターゲットの選定、それに見合った予算額なのか、それから実施のタイミングはどうなのか、この3つをしっかりとやっていただきたいなというふうに思っています。

そして、そういう流れの中で、なかなか新型コロナの中で何が起きるか分からないという状況でありましたけれども、やはり事前周知の徹底というか、それをやってもらいたかったなど。年間を通じてのスケジュール化というのでしょうか。町民のほうとしてみても、この時期に商品券が出る、この時期に飲食券が出ると、こういうことが分かれば、それに備えて準備ができる。ランダムにやり過ぎたのではないかという気がいたします。

それから、私は常々思っていたのですが、もう飲食券と商品券を区別する時代ではないと思うのです。これはやはり統一化、商品券で飲食も使える、何も使えると

ということで、商品券に私は統一してやるべきだろうと。今回委員長をやっている藤田議員が、今年度の商品券の発行、7月31日で終わったではないですか、使用期間。それをお盆の期間、8月まで延長したらどうだと、こういう提案をしたにもかかわらず、それをあえて課長は、いや、駄目だと、しないと。こういう形で、それに代わるものとして飲食券のプレミアム券を発行したけれども、それは状況が芳しくないと、こういう状況だ。

これどういうことかということ、タイミングがずれているのです。タイミングがずれている。これから年末にかけてですか、一般財源を使ったプレミアム商品券というのを発行する予定になっていると思うのだけれども、これとて12月のもう頭から使えるような状況にならなかつたら駄目です。これが1月とか2月でないと使えないなんていうことになると、何のためのプレミアム商品券なのかということです。今回私のところに1人5,000円ずつの商品券が来ました。あれだってお盆過ぎて久しくたって秋の声を感ずる頃にやってきた。だから、これとてもタイミングを逸しているのだから、タイミングをしっかりと守れる、あるいはそれを見計らって段取りをしっかりとやらないと駄目だと思うのです。せっかくやったものの経済効果がそこで阻害されると、こういう状況だろうと思いますので、この辺について課長補佐どう思っているのか聞かせてもらいたい。

それから、私の聞き間違いかどうか分かりませんが、タクシーの500円の補助券、98%の消化率ということをやったけれども、98%なのか。98%って、全世帯にやったわけだ。「きずな」に載せてやったわけでしょう。全世帯の中の98%の人が使っているという、そういうことなのだけれども、私はちょっと違うなというふうに思うのですけれども。

この3つ、飲食券と商品券をもう統合してくれというのがこれ1つと。それからさっき言ったスケジュール化とか施策のポイント、こういったものが大事なので、12月にするプレミアム商品券、ちゃんと間に合わせるということを確認できるかどうかということ。それから今言った500円のタクシーチケットの98%というのは本当なのかと、この3つをお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） ご質問いろいろいただいたところでございますけれども、大きく分けて3点でしょうか。

まず、年間スケジュール、ある程度見据えた中で施策のほうをしてはいかがかという部分かと思えます。今回10の事業をしたということで申し上げたのですけれども、それぞれの事業、一定の効果あったというふうに考えておりますけれども、年

間のスケジュールという部分で、その辺考慮が少し足りなかったというのは、私もご指摘のとおりだというふうに思います。例えば今の応援券についても、8月の終わり、あるいは9月に入ってからようやく皆様のお手元に届いたような状況でございますので、次回、2回目の町の単独財源で予定はしておりますけれども、これに関しては前もって準備のほうも進めた中で、ある程度進めていきたいなというふうに考えておりますので、例えば年末年始、それよりも少し前ぐらいから皆様が使えそうな形でいければいいかなというふうに考えています。

その辺も含めて、金額全体は当然財政の問題、あるいはほかの事業との兼ね合いもあるので、一概に上げる下げるというのを私の一存では当然できないのですけれども、スケジュールに関しては、ある程度こちらのほうで前後、その辺は可能かと思っておりますので、スケジュールの部分は、なるべくその辺のほうは対応したいというふうに思います。あわせて、券の一本化ですけれども、確かに使われる方、あるいはお店のほうにとってもなかなか分かりづらいといったような声も実際ございますので、できればその辺、内部で諮った中でありますけれども、一本化という部分もこちらの検討のほうをさせていただければというふうに思います。

あと最後、タクシーの補助の部分、さっき私、ほぼ使ったというような表現で確かに申し上げました。対予算に対してでございますので、全世帯に対して9割以上、10割使っているような言い方に伝わったかもしれませんが、予算ベースで98%になったといったようなことですので、すみません、誤解を招いたかもしれませんが、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

2番（小野澤健一君） 本当、課長がいない中大変だろうと思うのだけれども、やはり今後原材料の高騰であるとか、それから為替相場が非常に不気味な動きをして、アメリカの利上げがあるという中で、また円安傾向どんどん進むと思うのです。したがって、当初の予算で想定したよりも町民の生活がかなり苦しくなっているはずで、冬場に至っては、今度灯油の問題とか、そういった光熱費が暖房の関係でかさんでくるだろうというふうに予想されますので、ぜひとも12月におやりになるというプレミアム商品券については、予算規模とかそういったものも十分役場の中で煮詰めていただいて、間違いなくタイミングを逸することなく実施できるように段取りをしてもらいたい。

それから、補佐が言われた飲食券、商品券の区別は、これもうしないで、商品券一本で私はやるべきだと思うし、そういう方向性を町のほうで持ってもらいたい。

飲食券と商品券に分ける意味がどこにあるという、私はそう思う。

あとは500円のタクシーチケットも、これどういうときに使うかって、大体飲みに行くとき使うのです。だから、本来はプレミアム商品券が出るような時期にこういうのをやはり「きずな」に載せて、使ってもらおうという段取り、これがさっき言ったようなタイミングなのだ。病院行くときに使う人も当然いるだろうし、いろいろ人によっては違うと思うのだけれども、やはり施策を打つときには最大の効果が上がるタイミングはどこなのかと、それに間に合わせるためにはどういう段取りをしていったらいいのかというものを常々考えてやらないと、例えば1,000万円の資金投下をしても実際800万円程度の効果しか出ないということになると、大本は我々の税金なわけですから、その税金、資金効率の中で最大の効果が上がるような段取りをやるのが産業振興課の、私は役割だと思っています。したがって、今後失態がないようにやってもらいたい。

商品券については、例えばあらかじめ年度当初に何枚も刷っておいて、それは刷っている段階ではまだ紙だ。予算化になって初めて商品というか、価値が生まれるわけだから、そういった準備をして、いつでも対応できるのだというやり方をすればいい。議会の承認得られないと印刷にもお願いできない、それは当たり前で当たり前。その中で一生懸命やったのですけれども間に合いませんでしたというわけにはいかないで、そこはひとつ時間を人質に取るわけではないけれども、タイミングは絶対逸してもらいたくない、今回だけは。だから、補佐が言うように12月のちょっと前ぐらいから、もう使えるような段取り、そういったものをしっかりやって、町民の皆さんもある意味では一つの安心感を醸し出すような、そういう施策を打ってもらいたいなというふうに思いますので、これについて補佐の思いをお聞かせいただいて、私は終わりにしたいというふうに思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） ご提言も含めて大変ありがとうございます。

チケットも一緒にする、その部分、先ほど申し上げたように検討をさせていただきますし、あと事業のほうの関連性を見据えた上で時期を考えたほうがいいのかという、これも当然の話でございますので、今後事業をする際、ほかの事業との一番効果が出るようなタイミングという部分を考えながらやっていきたいというふうに思います。

あと、商品券を先に刷っておく、あるいはほかの方法もあるかもしれないのですが、何らかの方法で恐らく事前に準備したほうが、よりスムーズに行くのではないかという今のご提案だと思いますので、今回例えば12月に、12月1日から使

えるようにするということになると、大体2か月間ぐらい準備に実際かかりますので、そうすると10月になるともう準備に入らないといけないのですけれども、今までその辺の部分が少し後ろという形になっておりましたが、そういったことがないように今回は努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） 今の質疑に関連して確認をお願いしたいのですが、交通事業者支援ということで58万円と書いてあるのだが、これは実際にタクシー会社に支払った額。ごめんなさい、その下です。68万5,000円と書いてあるのだけれども、「きずな」に1回500円の補助券を4枚掲載していますから、2,000分ですよ、世帯当たり。これを4,000世帯分をざっとやると800万円相当の利用券を渡したことになるのですよね。いいよね、それでね。それで、実際に利用したのはどうだったのかというのを知りたいのだけれども、これは実際利用したのが68万5,000円だったということですか。そこを確認したいのです。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどのご質問です。実際に使用された金額が68万5,000円。もう少し申し上げますと、実際に使用された利用枚数ですけれども、全部で1,370枚を使っていたといった格好になります。ここに500円を掛けると68万5,000円になろうかと思えます。

14番（高橋秀昌君） そうすると、これをどう評価するかという部分なのです。私は、大した評価はできないのかなと思っているのです。予算に対しては98%執行したというのは、それはあくまでも印刷物や何かでかかったということなのですが、こちら辺がどうも私の認識では、例えばタクシーなんか使わない人もいるわけではないですか。そういうのは人にあげてもいいわけだ。そういうことは多分住民の中で行われているものなのだろうけれども、そういうのを含めてどういう評価をするか、そこはあなた方がここに載せていいような気がするのです。そういうところはシビアに見ていく必要あるのではないかと。タクシー会社の意見も聞いて、どうなのかということも含めて出していく必要あるのではないかと感じましたので。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） もともと予算を組むとき、これまでも、たしか前にも同じような事業を行っておるのですけれども、そのときの実績を見ながら、当然タクシー皆さんが使うということではないので、ある程度予算を組ませていただくときに、このぐらいのところまで使っただけだろうというような想定の下で予算組みのほうはさせていただきました。その予算のほうは、先ほど申し上げた70万円といった形になりますので、全世帯全員が使うともっとすごく多い金額にはなる

と思うのですけれども、実際のところはそこまで使うことはなかなかないだろうなということで予算枠決めさせてもらい、今回実績のほうを出させてもらったといったような形になっておりますので。説明になっているかどうか分かりませんが、

副委員長（中野和美君） 私は、湯田上温泉の宿泊割引券のことなのですが、夏に新潟市の小さい旅行会社とお話する機会がありまして、湯田上温泉ももちろんぜひ使ってもらいたいということでお客様に提示するそうなのですが、ただスケジュールをお客様に提示したときに、湯田上温泉は、この割引を使おうとすると、直接申し込むというふうにしないと割引が適用されないというふうな制度になっているらしくて。私もよく調べていないのですが、それだと旅行会社としてはスケジュール1日をそっくり組めなくて、そこだけお客さん自分で申し込んでくださいねみたいな形になって、その分はまた旅行会社の収入にもならないし、変なスケジュールになってしまうので、これは解決方法としては長岡式にやってほしいというふうにおっしゃっていました。長岡式ですと、そういう煩わしい作業がなく、普通にスケジュールを組んで、割引はお客様にカムバックされるというやり方だそうなので、調べていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。それについてどうでしょう。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 湯田上温泉を支援するという部分で、宿泊向上、あるいは商品券の配布ということでさせていただいたのですが、この事業も各市町村、観光協会を通じて見ますといろんな方法が確かにございます。直接ネットの部分で割引がかかっているケースもありますし、泊まっていた際にキャッシュバックをいたしますといったケースもございますので、その辺、令和4年度、今行った事業、既に終わっておるのですが、こういった事業がある際、また参考に、ほかの市町村させていただきたいと思っておりますので、今ほど教えていただいた長岡市の部分でしょうか。この辺またこの後参考にしたいと思っております。

副委員長（中野和美君） ぜひ参考にさせていただきます。長岡式ですと旅行会社も安心してお客様に提案できるそうなので、よろしく願いいたします。

8番（今井幸代君） まずは、非常に人員も少ない中でこれだけ多くの施策を展開して事業実施していただき、ありがとうございました。

1点まず伺っておきたいのですが、令和3年度、若手の職員の退職ということも産業振興課内ではありましたが、実際の労働環境が令和3年度どのような状況だったのかというのは一度確認しておきたいなというふうに思います。私が見る

限り、大分遅くになっていても産業振興課の辺りのエリアの明かりはこうこうとついで、仕事をまだやっておられるのだなというふうにも感じていましたし、休日に来たときに職員の方の姿が見えたりとか、大分ハードワークが続いているのだろうなというふうに思って見て懸念もしています。そういった状況が実際どのような状況だったのかということは、一度確認をしておきたいなと思いますので、ご説明願いたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今、今井委員のほうからご指摘ございました職員の管理の部分、今年度も含めてになるかもしれませんが、正直申し上げますと非常に厳しい状況でした。その都度、大きい事業があるときには臨時の方をお願いをしてやってはきたのですけれども、やはりそこにも限界があるというのも当然です。そういった中で、一方でこういった事業も含めてやらねばならないという部分もございますので、何とかやってきたという部分が正直なところでございますので、この辺の部分は、具体的に、では今こうしよう、ああしようというということなのですが、実態としてはかなり厳しい状況だったというふうに私は思っております。

8番（今井幸代君） その厳しい状況というのが具体的にどのような状況だったのか。厳しい状況というのは、その言葉だけ捉えれば、我々議会でこの答弁を聞いても受け取り方皆さん個々で違ってくると思うのです。例えば時間外で出ている部分って恐らく実態の一部だと思うのです。そうではなくて、皆さん方の労働の実態がおおよそ分かるような具体的な、もう少し答弁をいただきたいなというふうに思っているのです、その辺りもう少し説明願いたいなと思います。

次に、今ほどプレミアム飲食券や商品券の話が出たのですけれども、新型コロナの影響を大きく受けている業種でいえば、交通事業者と飲食、そして旅館関係だというふうに思っています。特に旅館関係は、昨日の決算の入湯税等を見れば、まだまだ新型コロナ前に戻るような状況には全く至っていないような状況ですし、そういった中で引き続き、やはり影響を受けやすい業種に関しては積極的な消費喚起をしていく必要があるのだろうというふうに思っています。恐らく商品券に一本化すれば、小売等のほうに流れていくことが大いに予想されますので、そういった飲食、旅館関係の消費喚起をどのようにしていくかということは、今後継続的に考えていかなければいけないのだろうと思うと同時に、商品券というよりは、飲食業の皆さんの中でも非常に温度差があるなというふうに、私自身話を聞いていて感じています。どういうことかといえば、「俺元気なうちできれば、別にいいんだ」みたいに、

影響あるけれども、そんなに、積極的に店の売上げを上げていこう、維持していこうというふうに思っている店舗もあれば、一方で、一定程度こんな感じで緩くやるのも、それはそれでというふうに捉えておられる事業者もいて、そういった積極的に売上げの確保や、例えば新たな事業展開等を積極的に考えて頑張ろうとしている事業者を積極的に町も支援をしていくというふうにはシフトチェンジをしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

そういった中で、津南町は、各事業所の独自のキャンペーンだとか告知、広報等を下支えするような施策を展開していて、そういったものも非常に面白みがあるなというふうに思っていました。そういった各自治体様々な取り組みをしてはいるのですが、これから令和5年度、今後の施策を考えていく中に当たっては、飲食店業種全体というよりは、そういった中でも新たにお客さんをつかもうと努力をする、売上げを確保しようとする、そういった、このコロナ禍の中であってもそこにあらがって頑張ろうとしている事業所を積極的に支えていくというような部分も必要ではないかなというふうに思いますので、その辺りの捉え方というのは産業振興課でどのように見ているのかお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 大きく分けると2点でしょうか。

さっきの厳しいという一言で言うてしまうとなかなか伝わりづらい、あるいはいろいろな考えでなかなか伝わりづらいという部分もあるということだったので、もう少し申し上げます。今のちょっと厳しいという表現ですが、今いる、我々いますけれども、令和2年度からこの状況というのはあまり変わっていないというか、ちょうど道の駅の開業をやったり、公共交通の整備だったり、いろいろ各種事業が令和2年度に一つのかんりのピークを迎えていました。その際に、今手元に資料がないのですが、一月当たりの残業時間が45時間というふうに言われておりますけれども、45時間を超えるということが結構あったというふうに記憶はしています。それ以外に、今ほど委員のほうからお話があったように、土日も含めて、特に並行してイベントがどうしてもあったりもしますので、土日も出たりといったことがございます。そういった意味で、ほかの課のところとの比較は、かなり出勤している時間数は多かったというふうに認識をしています。この状況が果たして通常の場合かどうかと言われると、ちょっと行き過ぎかなというふうには思っています。その辺、こちらから言えるのは、今その程度で申し訳ございません。

あと、先ほどもう一つございました新型コロナ支援の部分の関係で、確かに産業間での恐らく、事業所支援ですけれども、状況ですが、かなりのばらつきがあると

思います。例えば交通、飲食、旅館、それぞれかなり差があります。旅館、入湯税の部分、昨日の部分出ていないので分からないのですけれども、旅館もやはり、例えば直近ですと、この3連休だったりとか、そういったところの宿泊は一定程度戻っているというふうに聞くのですけれども、やはりお昼、あるいは夕方の部分が全くない状況が続いていますので、結果的にお客様は半減しているというような状況で、夜は確かに忙しいのですけれども、なかなか日中、あるいは夕方の収入が上がってこないということで、旅館業は厳しいという状況ですし、飲食店のほうも個人的に意図的に外見て回るのですけれども、以前ほど車が止まっておりませんので、やはりなかなか戻ってきていないなというふうな状況は感じています。場合によると今では夜も、お昼と夜、それぞれやっていたのですけれども、もう夜やめていまずとか、その辺工夫というか、背に腹で、多分そのような状況かと思うのですが、やられているような状況です。交通事業者に関しても、これはもう台数を減らしたりとかして、何とか今耐えしのぐというか、努力をしているといったような状況です。その辺の状況は私のほうもそのように捉えておりますし、そのように聞いております。

こうした中で、例えば飲食の部分については消費喚起をしていかなければという部分で、津南町の事例なども今ご紹介いただいたところなのですけれども、今予定している中では、さっき言いました券の一本化という部分もあるのですけれども、もう少し違ったような形での支援、例えば今また用意はしているのですけれども、飲食店のマップでしょうか、紹介するようなマップを改めて整備のほうを今しておりますので、その辺のほうを整備して皆さんになるべく、まずこういったお店があるのですよというところを皆さんにご紹介するような形で今考えております。あとシフトチェンジするような、例えばさっき努力するお店という表現がありましたけれども、そうなってくると多分商工事業として、今度違う事業で、例えば補助なのか助成なのか分かりませんが、別の事業ごとでそういったものは考えてないといけないのかなというふうに思いますので、今の部分、新型コロナの直接の支援とはまた別なのかもしれませんけれども、何らかの支援策を考えていければというふうに思います。

以上でございます。

8番（今井幸代君） 労働実態のところ、なかなか詳細につまびらかにというところは難しい部分があるのだろうというふうには思いますけれども、なかなか厳しい月45時間の残業時間を超えるような月が非常に増えてきているというところが常態化

している、そういうのが現実なのだというふうに受け止めます。そういった部分を捉えて、実際に人員の配置の問題だったり、業務の振分、どうしても新型コロナ関係の事業になると産業振興課がメインになってきてしまっている部分あるのですけれども、そういった業務の振分だったりとか、そういった部分をもう少し町長のほうも、副町長ないし町長もそういった部分は理解はして、そういった部分に関して話はされておられるわけなのです。ということで、ただその実態は変わらないとなれば、総括質疑の中で改めて熊倉議員などが一般質問で人材の確保、そういったところをしっかりとせよというような意見もありましたし、改めて町長の見解を求めたいなというふうに思います。

これ最後にしたいと思うのですけれども、新型コロナの影響から、例えばタクシー会社が台数を減らして、夜動かせなくなってきました、実態として。例えば夜11時以降は町内のタクシー会社はほぼ今運行してはいないような実態で、町内の夜がメインな飲み屋の話を見ると、結局足がないからお客さんが来ない。加茂市のタクシー会社に連絡してお願いをしても、本当になじみのお客さんで常連だったらすぐ来てくれるのだけれども、ぽつと電話をしても、いや、もう3時間待ちです、4時間待ちですという答えしか返ってこないのです。裏を返せば、田上町に行って、田上町のお客さんを送るといふ、そんなに利益のないお客さんであると、来てくれないのです。結局、足が確保できないと飲みに行けない、お客さんが来てくれないというような実態があると。それは、もう事業者のほうはどうにもできないような環境下になってきて、そのあたり、タクシー会社がもう動かないような中で、例えば今やっているデマンドタクシー、公共交通のそういった空白の時間みたいなのところの穴埋めができないのかとか、そういった新型コロナの影響によって、夜の足が今なくなっているという現状がありますので、決算と少し離れる部分でありますけれども、令和3年度、令和4年度もそういった状況があって、夜もお客さんがなかなか戻らない。大体夜遅い時間帯の飲み屋に来る方たちは、基本的にタクシー等を利用して来られる方が大半だというふうにも聞いていますので、そこが動いていないと、結果的に夜の経済活動が回らないという実態があるということはしっかりと気に留めていただきたいと思います。

委員長（藤田直一君） 内容がちよっとずれているように感じますが。

8番（今井幸代君） でも結局、飲食店支援を考えていくときに当たって。

委員長（藤田直一君） 短く要点を伝えてもらえませんか。

8番（今井幸代君） そういった、新型コロナの影響によって車の台数が減りました。

それによって経済活動が回っていない、回り切らない実態がありますから、そういった部分も捉えて今後の施策展開、公共交通のほうにも係りますけれども、そういった部分も検討する必要があるだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） では、手短にとということもありましたので。

まず、タクシー事業者のほうからは、やはり今までは終電までは必ず動くようにしているという話は聞いているのですけれども、今電車のお客さん自体がいないので、1時間早めに営業のほうをやめるという形というふうに話は聞いています。具体的に、今こういった施策でやりますということは言えないのですけれども、例えば臨時交付金の部分で、そういった夜間の部分の外出の部分をサポートするような施策がもしできるようであれば、今のお話のところを参考にさせていただいて、施策としてやっていければというふうに考えております。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） 今日ちょっと伺いたいものだけでも、今新型コロナの議論しているだろう。あなたは、月45時間を超えることがあると言っているのだけれども。つまりこれが事実だとしたら大問題なわけ。あなた本当に月45時間、これ年540時間を超える仕事を、あなた方の地域振興課として、そういう状態に置かれているということは今言っているの。だとしたら大問題なのだ。そう受け取っていいの。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 手元に資料がない中だったので、今45時間超えた月もあるというふうな意味で私はお伝えしたつもりなのですが、年間通じた中で540時間超えているかということ、そこはすみません、今手持ちありませんし、そこまで分からないというのが正直なところです。

14番（高橋秀昌君） いいですか、質問者は、あなたの答弁によって、45時間超えるのが常態化していると言っているのだ。それに対してあなた否定しなかった。そういうの何と言うか分かる。質疑に対する迎合なのだ。だから厳しく言っている。労働基準法を超えてあなた方が残業を強いられているとなれば、あなた方の課の問題ではないのです。町全体の問題なのです。大問題なのです。そういうふうに聞く人は聞いているわけ。だから、そこは、あなた正確に伝えるべきなのです。もしそうであれば、総務課長を呼んで、町長何しているのだと。そういう課題なのです、今の労働時間の問題は。そういう認識に立つべきです。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 言葉足らずで申し訳ございませんでした。45時間超えたという部分では、私自身はあったというふうに記憶ありますけれども、それが年間通じて常に超えていたかということ、それはなかったというふうに考えておりま

すので。すみません。

あと、当然これ労働法の規定の部分で当然決められた部分になりますので、その部分に抵触するのではないかというご指摘の部分、当然でございますので、その辺踏まえた上でのきちんとした回答をすればよかったですのですが、申し訳ございませんでした。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、4款は終了いたします。

続きまして、5款、説明をお願いをいたします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） それでは、続きまして5款労働費のほうになります。

決算書のほうは118、119ページになります。主要施策のほうは39ページをお開きください。

こちら労働費に関しましては、当初予算2,638万円に対して、補正のほうで1,345万円を減額させていただき、最終的な予算額として1,258万8,000円、それに対して支出済額ということで1,162万7,331円でした。

こちら内容ですけれども、決算書の右側になりますけれども、備考欄のほうを御覧ください。事業ごとにご説明いたします。事業といたしましては、駐輪場の事業と雇用その他事業になります。

駐輪場の事業に関しましては、それぞれ10節需用費、13節の部分、これは経常経費でございますが、14節の工事請負費、こちらのほうは田上駅への防犯カメラの設置1台分ということで、付近のポールのほうの設置をいたしまして、おおむね国道のほうから駅の入り口付近全体を捉えるような配置で設置をしたと、こういった工事になります。

その下、雇用その他事業です。こちらのほう、公共交通会議をはじめ、バス路線の新潟交通観光への補助金、あるいは公共交通のデマンドタクシーへの補助金、一番最後、労働金庫への預託の関係となります。

まず、報酬等の関係になりますけれども、地域公共交通会議ですけれども、こちらのほうは全部で3回開催しております。ただ、1回は新型コロナの影響もございましたので、書面開催になりますので、2回分の会議費のほうは、こちらから支出をさせていただいております。こちらが報酬、費用弁償の部分になります。あと、10節の需用費の部分になりますけれども、こちらのほう、マグネットシートの更新だったり、あるいは印刷製本費になりますとパンフレットの作成ということで、こ

ちらのほうの印刷製本費、これらは経常経費ではございませんが、公共交通に関わる経費というふうな形になります。

その下、金額が大きくなりますが、負担金の部分で、まずバス路線の対策補助金ということで、新潟交通観光への補助金527万円、バス路線の維持、確保のため、赤字分の補填を県と町で行っております。県の方は令和3年度分は7万2,000円になりますし、施策の部分で、今バス路線は4路線というふうに真ん中の丸のところにあるのですけれども、すみません、こちら5路線になります。1路線、具体的に役場へ来る路線が1つの路線というふうにカウントするというふうになっておりますので、湯田上のほうに、もともと湯田上と加茂とを結んでいる路線の枝線みたいな形になるのですけれども、その部分は、すみません、カウントに入っていなかったもので、5路線に改めていただければと思います。

引き続きまして、公共交通のほうになりますけれども、こちらのほうは48万3,590円ということで、当初予算では1,514万7,000円ということで、14号補正で、大きく減額のほう、1,400万円させていただいたのですけれども、年間、思ったほど利用は伸びなかったといったところが令和3年度の方況でございました。

あと、その一番下、20節貸付金ですけれども、労働金庫預託金、こちらに関しましては例年と同額になりますので、詳細は割愛させていただければと思います。

以上でございます。

委員長（藤田直一君） 5款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

2番（小野澤健一君） 地方バス路線対策補助、これについてお聞きをします。

施策方針における主要事業成果一覧、こちらを見ますと、これ10ページに書いてありますけれども、昨年より43万2,000円増えていますと、こう記述があります。この赤字補填をしますよと、その中で県と町と割合が決まって補助しているわけですから、去年より43万2,000円増えているということは、新潟交通のこの路線について、その分赤字が増えているというふうに理解をしていいのか、それとも今課長補佐が言われたように路線が4路線ではなくて5路線になったと言われた。それに伴って増えたのか、この理由をお聞かせいただきたいなというふうに思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） バス路線が増えたからその部分が増えたということではございません。今回の部分、やはり恐らく新型コロナの影響かと思うのですけれども、収益、5路線のうち一番大きいのが加茂から湯田上、あるいは役場経由のこちらなのですけれども、年間での収入が大幅に下がっておりますので、この部分

が一番大きく影響してございます。

2番（小野澤健一君） 公共交通というか、こういうバスとか、当然私も財務内容を見たことあるので、ほとんど営業の段階で全部赤字で、補助金をもらって黒字になるというパターンなのです。そうすると、この路線がどんどん、どんどん乗る人が少なくなってきて赤字が増えていくということになると、町の持ち出しがその分増えていくというふうに理解をしたくなるわけです。そうしたときに、この路線バスも利用客を増やすという、そういう部分も町が考えてやらないと、相手は人数が今まで10人乗ったのが1人になりましたから、赤字がこれだけ増えたので、その分また県と町で折半して払ってくださいと、そんな経営を承認するような形になってしまう。それは、ここにあるように、私、逆に新潟交通というのは市内の路線バスかなり廃止というか減便しました。だから、地方もそういう形で影響が出てくるのかなと思って戦々恐々としていたのだけれども、地方は地方で多分やめるというわけにいかないから存続させているのだろうと思うけれども、今のような形でどんどん、どんどん、一生懸命やったのですけれども赤字でした、その分全部面倒見てくださいますと、こういう形になってくると、ちょっと違うではないのかなという気がする。だから、43万2,000円を余計に払わなくてよくするためには、利用者を増やす、こういう何か施策を町がやらなければ駄目ではないのかなというふうに思うのです。これについてどう思いますか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今現状でいくと、確かにそのとおりだと思います。バス会社のほうの決算の部分の概要ですけれども、内訳見ますと、費用のほうもかからないようにというふうに努力はしているようなのですけれども、それ以上に収入が落ちています。ただ、新型コロナの影響という部分を考えていくと、今後の部分、例えば町が積極的に何かの、以前例えば子どもたちを対象にしたバスの教室を行ったりだとか、そういった、どんと増える形ではないかもしれないのですけれども、いろいろ考えて、あるいは一緒にやっていく政策、バスの乗り方で、例えば加茂まで子どもたち、ちょうどバス1台が満車になるぐらいだったのですけれども、そのような活動だとか、啓蒙啓発活動の部分では一緒にやっていける部分あるのかなと思いますので、そういった部分、今の段階だとまだ新型コロナの影響もあるのでそういった部分は難しい部分あるとは思いますが、徐々にそういった活動も元に戻していかないといけないかなというふうに思っておりますので、貴重なご意見として承りたいと思います。

2番（小野澤健一君） では、そういう形で、バス会社に協力できるものについては無

理をしない範囲の中でやると。東京とか行ったら、バスに乗るといったって乗り方分からないなんていうと本人もかわいそうだし、今逆に公衆電話なんてかけ方知らない子どもが多いというのでしょうか。だから、そういったものも体験の一つとして、バスというのはこういうものだ。新潟交通のほうにしてみても、あれだけ大きい車両が必要なのかと思うのだ。もっとマイクロバスみたいに小さいのあるだろうと。ただ、彼らにしてみても、あの車両というのは償却終わっているのだけれども、それを無理して使っているから、新しいものよりも今のほうが多分彼らにしてみれば持ち出しが少ないのだろうというふうに思うので、課長補佐が言われたように、体験型の何かの中で、新潟交通にそういう形でバスに乗られるようなそういう企画、新型コロナの状況にもよるのだろうけれども、そういう形で町のほうとしても協力できるものについてはやってもらいたいなというふうに思います。

以上です。

副委員長（中野和美君） 私も2点ございます。

まずは今の関連の新潟交通のバスの関連なのですけれども、今子どもたちが使えるように、新潟市なんかでは夏休みに小学生が100円で使えるような企画をやったりしていますので、そんな方法もいいかもしれないなと思っていました。そんなことも可能かどうか。

あともう一つ、デマンドタクシーなのですけれども、この令和3年度、料金の改定もなくやっていたのですが、この2月から乗降場所を増やしてということで、すごく利用が増えたと聞いています。私も試しに使ってみようと思って使ったら、とても利用勝手のいいものでした。ドライバーに何か困っていることがないですかとついでに聞いたのですけれども、特に困っていることもドライバーはないということで、利用者から電話をいただいて、その時間空いていれば迎えに行くということで、手続もスムーズだったので、とてもよかったなと思っています。ただ、これ国から助成金が出ていると思うのですが、いつまで出るかという、半永久的には出ないと思うのですけれども、いつまで出ているのだったかお聞かせください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） まず、バスの新潟市の事例の部分ですけれども、これ先ほども小野澤委員のほうからのお話もいただいておりますけれども、新潟交通とどういったふうな協力ができるのかという部分でお話のほうさせていただく中の一つでこちらからもお話のほうさせていただければと思います。

2点目の、デマンドの今運行している部分で、国からの支援の部分がどのような形になっていくのかという部分なのですけれども、バスの部分を含めてですけれど

も、特別交付税という形で8割、国のほうから交付税措置をされておりますので、この制度ががらっと国のほうが変わるとまた話は別なのですけれども、そういった話は特にありませんし、こういった形でずっと来ておりますので、しばらくの間はこの形でいけるのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑はないようですので、5款は終了いたします。

それでは、休憩に入りたいと思います。

午前10時01分 休 憩

午前10時15分 再 開

委員長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6款、説明をお願いいたします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 1点、資料のほう、休憩中に指摘があったので、修正1か所いただきたいところあるのですが、主要施策の部分で、38ページ、戻ってしまって申し訳ないのですけれども、実績の部分ですが、主要施策の38ページで、新型コロナウイルス感染症防止の協力金ということで、1、2、3回目ということで、それぞれの件数と金額、記載ございますけれども、この事業の3回目なのですけれども、令和3年度と令和4年度に分かれておまして、令和4年度で繰越しをして、支払いした部分がこの中に含まれてございます。この件数含めたほうがトータルであれば分かりやすいかなということでしたのですが、正しくは令和3年度は令和3年度として記載すべきではないかということでしたので、申し上げます。

今3回目のところは、申請件数22件とありますけれども、内訳といたしまして、令和3年度分は9件ございまして、協力金のほうも支払いした部分が546万円になります。これは参考になりますけれども、令和4年度分として13件、1,188万6,000円、先ほどのほうが9件の546万円ということで、合計件数、金額は変わっておりますけれども、すみません、令和3年度、令和4年度、こちら繰越しがあった部分を混在いたしまして申し訳ございませんでした。

そうしたら、ここから6款のほうへ入っていきますけれども、6款農林水産業費になります。最初に、農業委員会費、その後に農林水産の農業、林業のほうの説明に入っていきますけれども、まず最初に農業委員会費のほうからご説明いたします

ので、農業委員会の係長のほうからご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

農地係長（小久保雅仁君） 改めまして、おはようございます。農業委員会の小久保と申します。

先に6款の中の農業委員会の決算関係についてご説明をさせていただきます。主な内容のものを説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の118ページ、119ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費についてです。当初予算は2,454万円、補正予算額は減額で74万3,000円、支出済額については2,330万6,752円となりました。

備考欄を御覧いただきたいと思いますが、農業委員会事業として2,355万601円は、主に農業委員10名、農地利用最適化推進員5名の報酬及び職員2名の人件費等で、経常経費でございます。39ページの主要施策にもございますが、令和3年度は農業委員会の定例総会12回開催いたしまして、農地法に基づく審議を右欄の成果に記載してございますが、そちらに記載のとおり審議をいたしました。

続きまして、決算書の120ページ、121ページを御覧ください。備考欄中段より少し下段のほうにあります。農業者年金事業についてです。農業者年金事業は22万4,775円、こちら農業者年金の事務に必要な経費で、経常経費でございます。参考までに、こちら39ページの主要施策に記載させていただきましたが、令和3年度末現在の農業者年金受給者は57名、加入者は11名となっております。

続きまして、121ページから123ページにかけて御覧ください。農地流動化地域総合推進事業についてです。農地流動化地域総合推進事業の2万6,376円は、農地の斡旋などに必要な経費で、経常経費となっております。令和3年度の斡旋件数は2件で、2回の会議を開催いたしました。

以上が農業委員会関係の決算になります。よろしくお願いいたします。

農林係長（長谷川 暁君） 改めておはようございます。産業振興課の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、6款1項2目農業総務費から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日お配りしました追加資料ということで、決算審査特別委員会資料（参考）ということで、委託費、12節を6款、7款とまとめたものを本日用意してありますので、これも併せて御覧いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明に移ります。決算書、122ページ、123ページになります。6款1

項2目農業総務費については、当初予算額94万9,000円、補正額51万円の減額、支出済額28万6,738円、不用額としましては15万2,262円となりました。農業総務費、農業総務事業につきましては、各団体への負担金等の経費であり、通常経費となっています。なお、この2目の不用額としまして、18節負担金補助及び交付金の中で、農業経営基盤強化強化資金の利子助成ということで、8万1,348円が不用額として生じているものとなります。

では、各事業の説明に移ります。備考欄を御覧ください。農業総務事業ということで、26万4,086円の支出となっております。この事業の主なものとしては、7節報償費の中で、13万8,000円を支出しております。内容につきましては、集落農業推進員謝礼ということで、22の集落農家組合長に対しての支払いとなっております。金額としましては、各集落均等割ということで5,000円、そこに戸数割ということで1戸当たり100円を計算して支払いを行っております。また、18節負担金補助及び交付金のところですが、ここの部分については、果樹振興協会、新潟なんかん米改良協会、県央農業振興会議への負担金を支払っております。また、当初予算としまして計上しておりました産業まつりの負担金については、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたので、負担金51万円を減額補正ということで対応しております。

続きまして、資金関係事業ということで、2万2,652円の支出になっております。これにつきましては、農業経営基盤強化資金の利子助成ということで、借入れを行っている2名の方に対して利子助成を行っております。なお、先ほどこの部分で不用額が発生したというような説明をしましたが、これにつきましては当初予算の段階において、新規借入れの方、お一人1,000万円を借りるというような想定しておりまして、1,000万円掛ける3名、ここに利率を0.27%掛けますと、8万1,000円になりますが、令和3年度につきましては新規借入者がいませんでしたので、この分は不用額として生じたものとなります。

続きまして、3目農業振興費について説明いたします。決算書はページ変わりませんが、主要施策の成果については39ページに記載がございますので、ご確認ください。3目農業振興費については、当初予算額2,628万8,000円に対して、補正予算額を582万2,000円、支出済額3,101万85円、不用額が121万1,915円となりました。主な内容としましては、職員4名分の人件費及び有害鳥獣に係る費用が主なものとなっております。不用額としましては、主なものとして2節給料、3節職員手当等と、あと7節の有害鳥獣捕獲等従事者報酬が主なものとなっております。

備考欄を御覧ください。農業振興事業ということで、職員4名分の人件費が主なものとなっております。

ページを1枚はぐっていただきまして、18節、備考欄の上から5行目になりますが、負担金補助及び交付金ということで、支出済額75万円となっております。この項目につきましては、令和4年1月に新規就農者が新たに1人いらっしゃいまして、その方の経営の軌道が乗るまでの間、具体的に言うと1年目から3年目については年間150万円、4年目、5年目については120万円給付金ということで、財源は国庫補助でございます。これに対する支援を行っているものでありまして、今回は年間150万円のうち、半月分の75万円を1名の方に支出をしております。

続きまして、その他事業に移ります。その他事業ということで、60万3,901円の支出となっております。有害鳥獣駆除等に関する経常経費となっております。主なものとしましては報償費ということで、55万3,500円、これにつきましては、捕獲従事者等の報償となっております。猟友会7名に4月から12月までの間になりますが、わなの設置、撤去及びパトロール、駆除等、延べ年間151回の出動に対する報償となっております。

続きまして、10節は需用費ということで、消耗品、捕獲用の餌や銃の弾を購入しておりますし、18節負担金補助及び交付金について、2万円の支出となっております。内容としましては、猟友会の狩猟者登録免許の更新の補助ということで、お一人当たり5,000円掛ける4名分の補助を行っております。免許の更新については有効期限が3年になりますので、今回更新される方が令和3年度については4名いらっしゃいましたので、その方に対する補助となっております。

続きまして、4目水田農業構造改革対策事業についてです。当初予算額3,081万5,000円、補正額85万8,000円、支出済額3,163万1,925円、不用額4万1,075円となりました。主なものとしましては、主要施策の成果の39ページにもありますが、生産数量目標推進助成ということで、生産調整に係る農業者への助成ということで行っておりまして、令和3年度につきましては、126名に対して支払いを行っているものでございます。

決算書の備考欄を御覧ください。水田農業構造改革対策事業ということで、3,163万1,925円の支出となっております。主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金であります。まず農業再生協議会の補助ということで、2万2,000円補助しております。ここの部分については、農業再生協議会の総会に出席される方の費用弁償ということで、令和3年度については会議を3回行いましたので、その

分、延べ20人分の支出を行っております。支出したのは再生協議会から参加者への支出をしておりますが、その前段で町から再生協議会への補助ということで、この項目が上がっているものでございます。

続きまして、生産目標数量推進助成金ということで、2,799万8,925円を支出しております。先ほども説明しましたが、生産調整に係る費用となりまして、実施農業者に対して助成金を支払ったものとなります。

続きまして、経営所得安定対策制度推進助成金ということで、225万円の支出となっております。これも町から農業再生協議会のほうへ支払いをしまして、再生協議会のほうで国の経営所得安定対策の推進活動や要件確認の実施についての事務費を支出したものでございます。

続きまして、機構集積協力金交付事業になります。これが12月で補正したものとなりまして、85万8,000円の支出となっております。離農した農業者が中間管理機構を通じて新たな担い手へ貸付けが行われた場合、10アール当たり1万5,000円として協力金を交付するものでございまして、令和3年度につきましては4件、面積にして572アールの貸付けが行われましたので、その分の対象となった農業者の方へ支払いを行ったものとなります。

続きまして、5目農地費になります。農地費につきましては、当初予算額1億204万6,300円で、補正予算額が814万1,000円、支出済額9,369万4,361円となりました。農地一般事業につきましては、田上郷排水機場に係る経費、土地改良事業等の各種負担金、あと県営圃場整備事業の負担金などが主なものとなっております。

備考欄を御覧ください。農地一般事業ということで、ページを1枚はぐっていただきますと、決算書のページは126ページ、127ページになります。127ページの上から6行目になります。県営圃場整備事業負担金ということで、1,269万6,640円を支出しているものでございます。内容としましては、田上郷上横場地区に対する負担金として670万円、新津郷田上地区の負担としまして599万6,640円を負担しているものでございます。これらの負担割合につきましては、国が50%、県が30%、町と地元がそれぞれ10%ずつの負担となっております。

その下の項目になりますが、農地陥没復旧対策費補助ということで、30万8,000円の支出を行っております。これにつきましては、信濃川占用地の水路の陥没復旧に対する補助ということで、補助対象は川前畑組合に対する補助になります。補助割合が3分の2になりますので、その分引きますと30万8,000円の補助を行っているものでございます。

その下、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金ということで、76万円を負担しているものでございます。これにつきましては、田上郷地域の水管理施設の修繕に係る負担金ということで支払いをしております、この負担割合につきましては国が50%、県が25%、町が10%、地元が15%の負担割合となっております。

なお、ここの5目農地費のところ、翌年度繰越しということで1,583万1,000円計上しております。中身につきましては、県営圃場整備事業の負担金ということで、上横場地区が850万円、新津号田上地区が233万1,000円、あわせて圃場整備関係で1,083万1,000円を翌年度繰越しに、また県営基盤排水施設ストックマネジメント事業の関係で500万円を翌年度繰越しということで計上させていただいております。

続きまして、6目農地整備費になります。農地整備費につきましては、予算額70万9,000円で、支出済額が64万4,500円、不用額6万4,500円となりました。

備考欄を御覧ください。農業農村整備事業ということで、63万7,000円を支出しているものでございます。主なものとしましては12節委託費ということで、梅林周辺環境整備委託料ということで、丸山南郷地地区、梅林公園の周辺になりますが、その道路の草刈り、側溝の泥上げを委託したもので、この費用は60万5,000円となっております。

また、その下、農地整備事業ということで、中身については次のページになりますが、負担金補助及び交付金ということで、農業土木連盟負担金ということで、7,500円を支出しているものでございます。

続きまして、7目多面的機能支払交付金事業になります。予算額2,714万2,000円に対して、支出済額が2,714万1,659円、不用額が341円となっております。内容につきましては、多面的機能支払交付金など、18節負担金補助及び交付金になりますが、農業者の団体、4組織でございますけれども、農地・水路・農道等の除草や泥上げなどの地域施設の基本的な保全活動、農地を維持する活動に対して、合計で1,715万9,000円を支出しております。あわせまして、水路や農道の軽微な補修、資源向上の共同活動というような言い方をしていますが、これに対する費用ということで995万1,672円支出しております。先ほど言いましたが、対象となる施設が4組織、田上郷、曾根、上横場、新津郷広域の4組織に対して576.02ヘクタール分の交付金の支払いをしております。

続きまして、2項の林業費に移ります。2項林業費、1目林業振興費については、当初予算額38万円、補正額9万7,000円の減額、支出済額16万7,471円、不用額が11万5,529円となっております。

備考欄を御覧ください。林業振興事業につきましては、14万961円の支出になります。林業振興に係ります各種団体への負担金が主なものとなっております。その中で、18節負担金補助及び交付金の中で、南蒲原森林組合への負担金が10万5,661円となっております。これにつきましては、例年ありました森林GISの維持管理負担金に併せまして、令和3年度から森林組合が行っています10トントラックのリースに係る費用の負担が生じておりますので、そこを併せて支出しているものでございます。この森林組合の10トントラックリース費用を説明しますと、森林組合が7年間の期間でトラックをリースしてありまして、その全体事業費が2,282万2,800円となります。この費用に対して森林組合が90%負担しまして、残り10%を田上町、加茂市、三条市で負担するような形になります。その10%の中で、均等割と森林面積割で算出しますと、田上町が残りの1.9%、加茂市が3.4%、三条市が4.7%を負担するような形になります。令和3年度につきましては、このリース事業が7月から始まりましたので、7月から翌年3月、9か月分に対する負担ということで、合計額4万7,088円を負担しているものでございます。

続きまして、記念樹贈呈事業になります。支出済額は2万6,510円になります。支出としましては7節報償費ということで支払いをしてありまして、令和3年度の実績につきましては、結婚が4件、出生が13件、新築が5件、計22本の記念樹の贈呈を行っているものでございます。

続きまして、2目林道整備費についてですが、当初予算額625万8,000円に対して、補正額が42万5,000円の減額、支出済額546万1,342円、不用額が37万1,658円となりました。

備考欄御覧ください。林業整備事業につきましては、546万1,342円の支出となります。林道整備に係ります各種委託料、修繕工事、林道維持管理に対する補助が主なものとなります。主なものとしまして、12節の委託費ということで、林道環境整備委託料、これにつきましては、町内の林道7路線、延長で5,944メートルございますが、ここの草刈り清掃に係る委託料、また同じ林道の中で倒木があったときの、その処理に係る費用ということで、委託料合計92万1,063円支出しておりますし、あわせまして、護摩堂林道の清掃業務委託ということで、春先、護摩堂林道の落ち葉等の除去ということで委託をかけてありまして、この費用は30万2,500円支出しております。

また、14節工事請負費ということで、389万9,500円の支出となっております。林道護摩堂線の路肩復旧工事ということで、路肩が弱いところ、3か所ございました

が、ここの修繕を行っておりまして、これに対する財源としましては、国庫補助が事業費に対して50%の補助が入っております。あわせまして、林道護摩堂線の林道橋の修繕工事ということで260万7,000円を支出しているものでございます。これも林道護摩堂線に係ります林道橋2か所ございますが、そこに対する修繕を行ったものでありまして、県の補助が45%入って行っているものでございます。

6款の説明を終わります。

委員長（藤田直一君） 6款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

12番（池井 豊君） 確認させてください。

生産調整、達成94.38%になっていますけれども、令和3年度、達成できなかったことに対するペナルティーがあるのでしょうかという確認したいのと。あとそれから、主要施策の成果の説明書で、生産目標の数値、大豆、そばが載っているのだけれども、麦がないです。今ウクライナの影響によって、あちらこちらで今、急に小麦作り始めたのだけれども、麦をしない田上町の理由とか、事情とか、そんなものがあったら聞かせてください。

農林係長（長谷川 暁君） 今ほどの質問、ペナルティーというのは、町から農業者に対するペナルティーなのか、それとも国から町に対するペナルティーなのか。

（何事か声あり）

農林係長（長谷川 暁君） 国から町に対するペナルティーということではよろしかったでしょうか。そのペナルティーということで影響してくる部分が、達成率の中で翌年の生産数量目標、今県が示した目安に準じて、田上町の農業者の方に対して配当を行っていますが、ここの達成率が悪いと、翌年度の生産数量の目安数量に影響が出てくるということで聞いております。ですので、この達成率が悪ければ、翌年さらに、昔でいう減反が増えるような形になりますし、成績がよければ、その分ボーナスではないですけれども、数量が増えるというような形で聞いたことがございます。

12番（池井 豊君） この数字はどうなの。

農林係長（長谷川 暁君） この数字なのですが、大体県内の平均程度ということで聞いております。特に大きなペナルティーというのはないというふうに考えております。

もう一つ、麦についてのご質問ですが、麦については主要施策の39ページ見ていただきますと、令和元年度まで麦の作付がありました。町内、1農業者の方が麦の

生産を行っているものでございますが、なかなか田上町については麦の作付は根づかないということがあります。はっきりした理由というのは分からないのですが、私の先輩から聞いた話によると、なかなか麦を生産するに当たっての手間とか、麦を生産すると一冬越すような形になるかと思っておりますので、その辺の手間とかを考えた中で、なかなか田上町では根づいていないのかなというのが私の認識でございます。

5 番（渡邊勝衛君） 猿の被害について質問してもいいですか。

町民体育館の東側に猿がかなりいるような状態になっております。それで、これから野菜を作って、道の駅に出したいという方もいるわけですが、なかなかそれが、作っても、特に今ネギとか、そして栗、ちょうど栗の中手の出荷時期なのだそうです。それもやられているというような状態で話が来ております。

それで、猿を追い払うにはロケット花火とか、いろいろ方法はあるわけですが、それは町で提供していただけるかということをお願いしたいと思います。

農林係長（長谷川 暁君） 今ほどの猿に対する被害ということで、恐らく決算の数字も含めまして、今年度の状況も含めた中でのお話かと思っております。確かにここ最近、猿が出てきていまして、畑での被害が生じているということですが、ロケット花火につきましては産業振興課のほうで購入しておりまして、申出があれば、その分をお渡ししている状況がございます。過去にもお渡ししている方はいらっしゃいます。

以上です。

5 番（渡邊勝衛君） それで、花火の次になると、電気柵というような状態になるかと思うのですが、そこに関して町のほうはどのような考えを持っていますか。

農林係長（長谷川 暁君） 電気柵ということですが、今日たまたま新聞を見ましたら、隣の加茂市で電気柵に対する補助を行うというような記事を拝見しました。今のところ田上町ですと、被害が大きく発生したのが鳶ヶ沢の桃団地で出沒が多くて、そこで電気柵をつけたらどうかというようなものを考えましたけれども、あそこですと高さがあって、電気柵を設置しても、多分それを飛び越えて、猿の被害が発生するだろうということで、今のところ鳶ヶ沢では電気柵の設置は行っていません。近隣というか、個人の畑のところに出ている被害についてはこちらも把握はしていますが、まだ今のところ電気柵に対する補助というのはまだ検討段階になりまして、まだ具体的には話は進んでいないというのが状況になります。

5 番（渡邊勝衛君） それで、あの場所から見た場合、丸山とか小屋沢か、あそこあたりは比較的段差がないというか、電気柵を設置してもいいような場所になるかと思

いますので、もしできましたら今後そのような対応を取っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

9番（椿 一春君） 今ほどの質問に関連するのですが、鳥獣対策でどれぐらいの捕獲の実績かをお聞かせください。

それと、129ページの林業振興費の菱形のところの数字がちょっとおかしいのではないかと思うのですが、確認させてください。

農林係長（長谷川 暁君） 猿の捕獲頭数の実績をこれから申し上げます。

令和3年度につきましては3頭です。これは仕掛けたわなにかかった頭数で、その後、処分をしまして、埋めたというような形で処理をしております。

なお、令和2年度については7頭、令和元年度については4頭の実績が上がっております。

なお、令和4年度、8月31日までの状況なのですが、20頭の実績が上がっているものでございます。

あともう一つ、129ページの数字の確定のところなのですが、どこの部分になるのでしょうか。

9番（椿 一春君） 129ページの林業振興事業で、合計金額が14万661円で、その下の18と26のを足した数字が来るのではないかと思うのですが。

農林係長（長谷川 暁君） 129ページの中ほどの林業振興事業費の全体合計額と各項目の合計ということだと思いますが、全体合計額が14万961円に対しまして、負担金補助及び交付金が14万661円、そこに26節の公課費が300円ありますので、恐らくこのままでいいかと思います。

議長（小嶋謙一君） 私、産業振興ということで、農業について素人ながらにいろいろ勉強しながら質問させてもらっていますけれども、今回この決算書、例年、中身といいですか、ずっと同じような形になっていて、金額が多少前後しているぐらいの形なのですが、産業振興として見た場合の農業の扱いというのは、実際協議会だとかいろいろ協議をしていると思うのですが、その中身、実態としてなかなか私どもには見えてこないのです。それで、農業委員会と、それから農協なのでしょうか、JAとか大きな割合を占めていると思うのですが、そういう中で、町はあくまでも農業に対しては、あくまでもバックアップの立場なのだよということは知っております。しかし、今回の6月議会でも町長が答弁されたように、農業については産業としてもう待たないのだと、農家の人の声を聞くのを第一にして

いかなければならないということの答弁されております。その中で、今回この決算書を見ても、農業委員会、協議会の活動の内容が非常に乏しいと私は認識しております。その辺で、地元の地域の農家の人に聞いても農業委員、何をしているのだろうかという、はっきり言って中身が見えないのだという声がよく聞こえてくるのだけれども、まず1つ、農業委員会というのは、例えばどういうことなのでしょう、町と農業委員会というのは。農業委員会のほうから例えば、このままでは農業は駄目だから、町としてこうしてくれ、ああしてくれという声が出てくるのでしょうか。逆に町から農業委員会のほうに対して、産業として農業のいろいろ提案といいますか、いろいろな意見を出してやっているのでしょうか。それまず教えてもらいたいです。

2点目が、林業なのですけれども、林業の事業はほとんど、見たとおり林道の補修関係ばかりなのだけれども、林の中の手入れはないのです、これまでも。環境譲与税とか、昨日も出たけれども、そういうのは多少、300万円とかという僅かではあるけれども原資があるわけなので、そういうものを活用して林内の整備、整備するにはまず何が必要かという、作業道なのです。幅2.5メートルのバックホーが通るキャタピラの幅の作業道、勾配はどうだっていいのだけれども、作業道がないと手入れを入れられないのです。そういうところからまず始めるなど、林道の整備も確かにそれは大事だけれども、そういう林道の整備というのは、見方を変えれば観光の資源になるわけなのです。そういう見方をして、ひとつ今後の林内の整備についても、来年からは一歩でも二歩でも前向きに取りかかってもらいたいと思っています。その2点お聞かせください。

農林係長（長谷川 暁君） 今ほどの質問ですが、まず1点目になりますが、農業委員会の仕事としましては、主に農地のマッチング、簡単に言うとマッチングの部分が大きな仕事になるかと思えます。そうした中で、農業委員会というのは、農家の方と接する機会が多くありまして、例えば農地の貸し借りの中で、例えば町の農業に対する意見とか、要望とか、多く聞かれる場所だと思えますので、そういう部分で農業委員会から産業振興課へ、例えばこういう意見があったとか、そういう情報提供等は行われておりますし、町の産業振興課から農業委員会についても、例えば相談事がありましたら、会長なりも含めた中で相談というような形でさせていただいていますので、引き続きその部分については連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。

あと、2点目の林内の整備ということで、林業振興基金が300万円ありますが、

その部分の活用を含めての話になりますが、林内の整備ということになりますと、今度地権者の方の同意とか含めた中で整備をしていかないといけません。町のほうで勝手に、ちょっとこの土地が混んでいるので整備をしたいということで勝手に木を切ったりということではできませんので、その部分は地権者の方の意見なりありますので、そういう部分をしていく中で、先ほど言われましたが、例えばその辺の地権者の境界の部分、そういう部分の基礎調査とか、あと地権者の方がどういうふうに考えているかという意向調査を行うことに、来年からするということではないのですが、行く行くそういうことも必要になってくるかというふうに考えておりますので、そういう部分を、毎年森林譲与税が今度300万ちょっとずつ入ってくるような形になりますが、そういう部分を活用していくような形になりますし、それ以外、そこで足りない部分については基金から充当を行いまして、意向調査なりしていくような形で考えておりますので、お願いいたします。

農地係長（小久保雅仁君） 今、長谷川係長の説明の補足をさせていただきたいと思っております。

農業委員会のほうの仕事ということがあまり見えてこないということですが、年に1回、農業委員会だよりというものを出しておりまして、そちら農家組合に加入されている方に配付しているものですが、そこで、長谷川係長が申しましたように、農地のひもづけ、貸し借りをメインに仕事をしています。あと、農業委員10名に関しては、39ページの主要施策にもありますように、農地法3条、4条、5条、これの申請審議をやっております。昨年、令和3年度に関しましては、令和3年4月に町長部局に対して農地利用最適化推進策に関する意見書、農業施策に関する意見書というものを下させていただいております。内容に関しては、米価が下落しているもので、その対策をしてほしいということや、生産調整の推進に関すること、有害鳥獣に関すること、あと土地改良事業の推進について、あと農業委員会事務局の体制についてということで提言させてもらっています。また、南蒲原農業委員会というのがありまして、三条市、加茂市、見附市今町で構成している団体があるのですが、そちらと協同いたしまして、にいがた南蒲農業協同組合に対して、令和3年8月12日に米の仮渡金に係る行政について提言していた事実がございます。

以上です。

議長（小嶋謙一君） それでは、係長のほうから農地のマッチングということなのですが、メインの仕事はマッチングということで伺ったのだけれども、実際マッチングそのものはうまくいっているのですか、進んでいないでしょう。第一この中

身見ても、本当年数少ないではないですか。なぜマッチングってなかなか進まないのでしょうか。それは皆さんも恐らく捉えているところあると思うのだ。感じているところあると思うのだけれども、それが1つ大きな、田上町の農業としては大きな1つ課題なのです。そこをどうやって切り崩していくかということは、農業委員会としてもその辺は、手段といいますか、考えていないのでしょうか。それがまず1つと。

あと、林の林内の整備なのですが、いいでしょうか。林内の整備なのですがけれども、これ林の持ち主、地主がどうのこうの言うけれども、はっきり言って何も考えていないと思います、持ち主は。第一の土地がどこにあるか分からない。境界も分からない。ましてや2代、3代になってくると、面積も分からない。何が植えてあるのかも分からない。そんなことで、地主考えと言われますけれども、それは当然そうなのだろうけれども、実際何も考えていませんので。町としては、例えば町道沿いだとか、そういう人が見えるところから、その見えるところが林が混んでいるのが非常に見場が悪いですから、そういうところからまず更正図なりでもって地主にまず当たって、そこから手入れていくような方法を取っていったほうが仕事は早いと思うのですが、その辺のやる気といいますか、今後どういうふうにするのか聞かせてください。

農地係長（小久保雅仁君） 小嶋委員からお話ありましたマッチングがうまくいっていないのではないかとこの質問に関してですが、確かに厳しい状況ではありますが、令和3年度におきましては、離農される方、農地を手放そうという方に関しても、マッチングは全て引き合わせを行った状況であります。

ただ、厳しい地域があるということは事実ですので、その部分の対応を今後検討していかなければいけないというのは承知しております。

農林係長（長谷川 暁君） 林内の整備の関係ですが、どこから手をつけていくとか、そういう部分につきましては、地主の方の意向、確かに言われますとおりのいろいろ代替わりされまして、自分の山がどこにあるか分からないとか、そういう地権者の方がだんだん増えてきているようなことになるかと思っておりますので、そういう部分も含めた中で基礎調査を行いますし、あと作業するに当たって、事業化ということで、この辺ですと南蒲原森林組合になるかと思っておりますが、その意見も聞きながら、参考に進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

（何事か声あり）

13番（関根一義君） 関連した質問になると思いますが、お願いしたいと思っております。

まず最初に、127ページの県営圃場整備事業の関係について質問させてください。地区別の内訳は先ほど報告がありましたので、それは結構でございます。

ところで、上横場の圃場整備事業、現段階は換地計画に対する承認を得るところまで来ていると思うのだけれども、どのように把握しているかお聞かせください。過日承認をいただく取り組みがやられたと思うのだけれども、その結果どのような結果になっているのかお聞かせください。ということは、換地計画に対する承認がなされれば、大きく圃場整備事業が前進していく基礎ができるというふうに捉えていますので、お聞かせ願いたいと思います。

それから、これは総務課長のいるところでも質問したのだけれども、林業振興基金の取扱いについて質問いたしましたけれども、長谷川係長、あるいは補佐は十分ご承知のところだと思うけれども、平成3年度からはこの譲与税云々については基金化をしないで、市町村単位できちっとした事業を行いなさいと、森林対策をきちっとやりなさいというふうな指導があったと思うのです。したがって、令和3年度からはそのような形を取らないというふうにして、予算上は名目だけを計上しているというふうになっていると思うのだけれども。

ところで、令和3年度の実績を聞かせてほしいのだけれども、これ譲与税の活用が森林業として特定できますか。何をやって、これをやってきましたというふうに特定できますかいうことを聞かせてください。これは特定できないと思うのだけれども、一般会計に入れて、譲与税来たからありがたいということで、300万円をいただいているということだけで、具体的な事業をやっていないと思うのだけれども、反論があったらぜひお聞かせください。

それと、もう一つ関連して、現在基金がありますよね。300万円ほどありますよね。これ使い方というか、これは将来どういうふうに考えているのということをお聞かせください。それが2点目。

それから、3点目に、農業委員会の関係について。私も農業委員、10年前にやった経験がありますから、お聞かせ願いたいと思うのだけれども。当時から農業委員会というのは何もやっていないのです。先ほど係長が言ったようなことについて、項目を分ければそういうことは言えるけれども、田上町の農業を厳密に捉えて、どういうふうな農業政策を打ち立てていくのかという議論は基本的にやられていない。だから、農業委員会は農業委員会ではないと、私は言ったのです。どういうふうに言ったか、農地委員会だと言ったのです。農地の移動だけ処理しているだけ。毎月の農業委員会総会は、それが主な仕事。あとはほとんどゼロ。係長、私を見て

いるから反論があると思うのだけれども、反論また聞かせてください。あなたを怒っているわけではないから。私の感想を言っているのだから。

(何事か声あり)

13番 (関根一義君) あれは、農業委員会ではない。農業政策なんか何も議論しなかった、10年前は。今しているかも分からない。しているかも分からないけれども、私が見ている限り、議論していない。いいですか、何もしていませんよ。この前、坪刈り調査やったけれども、その程度だというふうに思っているのだけれども。

もう一つ言わせてもらいますと、何もやっていない一つの例として、商工会は、どんどん新型コロナ支援対策として、要するにこうしてくれ、ああしてくれと言っていたでしょう。ある意味では、行政に対するたかりかと思うほど言ってきています。ところが、農協は声出さない。ここに農協理事おられるけれども、農協も一切声出さない。農業委員会の人も一切声出さない。ましてや、再生協議会なんてのは、そんなもの充て職であって、何の役にも立っていない。農家組合長に手当を補助してありますよと先ほど報告があったけれども、農家組合長なんて何も動いていない。こういうふうに言うと叱られると思うのだけれども、このぐらいのことを言わないと、目を覚ましてくれないのです。どんなふうに捉えていますか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

農林係長 (長谷川 暁君) ではまず、ご質問の1点目の上横場地区の換地計画に対する承認ということなのですが、上横場地区については、手元に資料を持ってきていないのですが、計画に対して、上横場地区の関係者の方に隣の交流会館で集まってもらって説明会を開いた場に私は出席をしましたが、その中では大きなご質問はなく、作成された計画についてはおおむね関係者の中では承認されたというふうな認識を持っておりませんが、その後の正式な手続関係については、特にその後連絡等はいっていませんので、認識としましては関係者に対する説明会を開いて、その中でおおむね了解されているというような段階であります。

産業振興課長補佐 (近藤拓哉君) 2点目の振興基金、令和3年度の用途についてです。具体的に決算書の中では見えないという部分で、ご指摘のとおりです。令和3年度の当初予算のときにご説明、そのときに趣旨はいかがということでお話しいただいた記憶があるのですが、その後ご説明する7款の観光費になりますけれども、護摩堂の関連事業ということで、登山道、あるいは大分手すりが古くなっていましたので、木柵修繕ということで、森林に親しむ、啓蒙啓発活動ということが認めら

れているということで、他市町村の状況を見た中で、遊歩道だったり、林道の敷砂利だったり、いろんな活用している部分がありましたので、こちらのほうに移させていただきます。合計で233万2,000円充てさせていただきます。

予算書の中では、申し訳ありません、先ほど申し上げたように、その部分、直接見えないような形になりますけれども、護摩堂の関連事業の中で事業費として使わせていただいております。

農林係長（長谷川 暁君） 続きます、基金の今後の使い道ということですが、先ほど議長さんからの質問の中でもちょっと回答しましたが、今後の森林の整備を行っていくに当たって、意向調査など基礎調査、行う段階になるかと思いますが、そうしたときに、他の市町村の状況を確認をしますと、町内の全部を、例えば単年度なりでそういう基礎調査、意向調査を行うとすると、単年度で来る譲与税ではとてもでないけれども足りないというような状況を聞いております。

その中で、例えば新潟市であれば、エリアを区切った中で、まずその部分をモデル地域にして基礎調査なり意向調査を先行的に行っているというような取り組みもありますので、もし田上町でもやるとすると、そういうような形になるかと思いますが、それぞれの調査をするに当たって、単年度の譲与税が足りない場合は基金からの充当を行って実施をしていくというような形になるかと思いますが、そういうような形で使用していくような形で考えております。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 4点目で、農業委員会、それも含めて各種協議会等の活動の部分の話、ご指摘のほうをいただいた部分でございます。

農協、あるいは再生協、それ以外にも農家組合長の団体、各種団体挙げていただいて、恐らくそこに当然田上町というところも大きく入ってくるのだというふうに私は思っています。実際おっしゃるとおり、一生懸命その辺の団体も含めてやってきたかという部分、なかなかその辺は、やってきましたというのを自信を持って言うのが難しいところもありますけれども、そうした中で、今年度、各農家の方皆様にアンケートのほうを取らせていただいております。まだアンケートの内容の回答、皆さんのほうにお返しはしていませんので、時期としてはアンケートを基にして、各集落のほうにご説明に伺いたいというふうに考えています。日程だとか場所等はまだ確定はしていませんので、今皆様に、稲刈りの時期ですので、稲刈り後に皆様のところへお邪魔して、実態のお話を聞かせていただいた上で、今後の田上町の農業の進む方向性の部分にいろいろなお知恵をいただきたいというふうに考えておりますので、今までそういった活動、申し訳ない、自分自身の怠慢か

もしれませんが、やっておりませんでしたので、まずそういった、直接出向かせていただいて、いろいろ意見をまず聞くという、そこからまずスタートかなというふうに考えてございます。

以上です。

13番（関根一義君） いろいろ見解聞かせてもらいましたけれども、補佐は今農業委員会事務局長ですか。

（何事か声あり）

13番（関根一義君） 違いますか。今、課長が事務局長ですか。

（何事か声あり）

13番（関根一義君） 今、農業委員会事務局長はどなたですか。

（何事か声あり）

13番（関根一義君） 課長ですね。

農業委員会事務局長は、農業委員会の総会の毎月総会には必ず出て、議論の中心的部分をリードしているわけです。だから申し上げたいと思ったのだけれども、農業委員会事務局長がもっと問題意識をはっきりさせて、きちっとしたリードをすれば、農業委員会は変わると思うのです。それがやられていないのです。だから農地委員会になっているのです。農地の貸し借り、あるいは売払い。これは、要するに処理です。これの処理を、農業者の実態を入れながら、報告し合って、承認するか否か。そういう議論が芯になっているわけです。今そうでないのですか。もっと農業の現状について議論したり、地区の状況を報告し合ったり、そして田上町における農業はどうあるべきかということを実際に議論しているのでしょうか。参加もしないでこんなことを言うのは大変失礼だと思うのだけれども、それをやってもらうためには農業委員会事務局長のリードに関わるのです。問題意識に関わるのです。ぜひそういうことで頑張ってくださいたい。大変だと思います。事務局長、体調を悪くして、今お休みですけれども、その中でそれをカバーして、やっている皆さん、大変ご苦労だと思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいたいというふうに思います。

それで、私の持論ではないが、最近特に思っていることを申し上げますと、森林譲与税、これ先ほど説明を受けました。令和3年度は護摩堂事業に、250万円ほど使っていくよという実績があるのですという報告がありましたけれども。私に言わせると、そんなものは従来の予算措置、予算執行の範囲内であって、新たに譲与税を活用した新しい事業に取り組んだとする意欲が全く入っていない、いうふうに言

えると思うのです。それは、皆さん方の責任だけではありません。田上町として、この譲与税をどういうふうに活用していくかという議論を、執行前の議論が全くなされていないところに起因しているのではないですか。だから一般会計に入れて、一般会計の処理に位置づけていけばいいというところに甘んじて流しているということだと思います。

森林税が新設される時、けんけんがくがくの議論がありました。私たちは反対だったのです。森林税など取るのは、税の二重取りではないかということをお願いしたのです。ただ、当時、私どもは仲間が森林組合の親分について、何とか頼むわ、それ以上言うなよというふうな話があって、まあそうかと、なれ合ってしまったのです。反省があるのです。だから、議論が深まっていないということと、同時にこの使い道についての議論が基本的にやられていなかったのです。だから、町が提起した基金化しますということについても、ストレートにオーケー。今度、事業に使っていきますというのでも議論しないでオーケー、こういうふうにしてきた、ここ二、三年の間。いう反省の上に立って言っているのですけれども。

だから、せっかくの譲与税が来るのだから、これは田上町の特質に踏まえて、こういうふうに使ってみたいのだという主体性をあなた方から持ってほしいのです。従来から予算化してやってきたところにお金を当てはめるのではなくて、新たな事業として展開していこうとあなた方のほうから提起してほしい。それが提起されたとき、イエスと言うか、ノーと言うか、これは庁議の議論に関わると思うのです。そういうものは仕掛けになっていると思うので、ぜひこれは頑張ってもらいたいというふうに思っていますから、お願いしたいと思います。

森林振興基金350万円あるけれども、こんなもの、帳面上載せていても、何も有効的な活用になっていない。これは死に金です、350万円が。もっとこんなふうにしてみたいのだということ積極的に言うべきだ。あと、令和3年の予算編成のとき、あなた方が示した資料を持っています、私ここに。検討しているのだと。人材育成も含めた使い方について、十分検討してみますというふうに書いてあるではないですか。私は人材育成なんていうのはイメージ湧かないけれども。先ほど議長が提起した、田上町における森林の状況、あるいはこの前一般質問で藤田議員が提起した竹林整備、いろいろな知恵を出せば、いろんな形があると思うので、あなた方が主体的にこういうふうに使いたいと、これは新たな譲与税なのだから、これは私たちの主体性を尊重してくださいと言えば、課長は庁議の中で主張すべき。

以上申し上げて終わりたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 先ほどの農業委員会等の部分も含めてですけれども、農業委員会に限らず、会合のときには常に、これまでの形式にこだわらず、いろいろな議論ができるような状況で、再生協も含めてやっていきたいというふうに考えております。あともう一点の譲与税の部分ですが、今関根委員がおっしゃるとおり、真剣な議論が果たしてどこまであったのかという部分は、それは私も反省するべきところですよ。

今の譲与税という部分、年度をはっきり覚えていないのですけれども、この後、今度町民税のほうに加わる形にたしかなる時が来るはずですよ。町民税、今4,000円に1,000円を足させてもらって、均等割が5,000円だったと思うのですけれども、今度その財源が、すみません、余計なこと言っていたらごめんなさい。今度そういった変わる、多分たしかもうすぐタイミング来ると思います。そうすると、今度今の使わせてもらうお金に関して、今度それは皆さん、町民の税金を直接ではないようなのですけれども、今度皆さんに税金部分という目で、町民の方の見る視点が変わってくると思いますので、その使い方、使途の部分についてはよく考えていかないといけないのかなというふうには、そこの辺は少し前から考えておりますので、改めてその部分も踏まえて、この税の部分、どのような形で使っていくのが一番いいのかというのはこの後検討のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

13番（関根一義君） 補佐、後で勉強に行きますから教えてください。今の譲与税の今後の動向についてよく理解できませんでしたので、後で勉強に行きますから教えてください。

どうも譲与税をなくすという策動ではないかというふうに直感的に思ってしまったから。そんなふうになったら、私が主張していることが成り立たなくなるわけです。だから、後で勉強に行きます。よろしくお願ひします。

14番（高橋秀昌君） 決算書の125ページのその他事業の7の報酬のところでおきたいのですが、町の方は7名の方に55万3,500円を支給しているというふうを受け取ったのですが、そうすると1人当たりが年間、これどういう支給の仕方をしていいのか分かりませんが、平均すると僅か7万9,000円なんです。一方、出勤回数が年151回ということで計算すると、1回について僅か3,665円なんです。これ間違いないのですか。間違いないね。うんと言ったからいいのだね、それで。

それで、私、あまりにも低過ぎるのではないかと思うのです。なぜかという、銃規制というのはものすごく日本は強いでしょう。そういう方々が銃を手に入れる

にも、それから警察に毎年監査、検査があるわけでしょう。それで、保管についても非常に厳しい制約があるわけだ。だから、一般に言うと、金はかかるし手続は面倒だし、毎回極めて厳しい検査があり、それに応じなければ大変なことになるという神経を使わなければ駄目な人に、つまり特殊な技術者と見るべきなのです。それに、僅か7万9,000円ばかりってどういう意味だというのは非常に感じました。1回にすると僅か3,665円。あなた方はきっと真冬は要らないかなと思っているかもしれないけれども、こういう技術の人は、冬とか夏とか春、関係ないのです。一年中なのです。だから、それにふさわしい組立て方をする必要があるのではないかということも1つ提起しておきたい。

それからもう一つは、これ悪いけれども、今のは対症療法というのです。出てきたから、わなで抑える。出てきたから撃って殺す。そうしなければならないということは分かります。それ否定するわけではないです。でも、20年前は猿って出てこなかったでしょう。イノシシも。普通はあなた方が考えるときは、なぜ近年になって出てくるのかということです。これ研究する必要あるのです。一番いい方法は、専門家の意見を聞くことです。大学に尋ねれば、恐らくその種の専門の人がいると思うのです、教授であろうがなかろうが。そういう人と勉強して、そしてこの新津丘陵の特徴、それを調べて、多分そういう教授あるいは先生というのは多分現場入ると思います。そうすると、恐らく、これは私は素人なのだけれども、餌がないという結論が出るのではないかと思うのです。熊にとっても、猿にとっても、できるだけ人間には触れたくないわけなのだ、野生の動物というのは。それなのに出てくるということは、山奥に餌がなくなっていると。だから、里へ来る。里へ来て桃を食べたらうまいから、もう山の餌よりも桃のほうがうまいと。納屋開けたらスイカが入っていたから、それ食べたらうまいと。というふうになるのではないかと思うのです。対症療法は大事なことです。一方で根本的に原因が分かれば、1年で解決しないけれども、そここのところにどういうふうに予算つけて、そこをどう変えていくかという。そして、そういうことが分かれば、住民にも喚起をして、一緒に、例えば植樹を、広葉樹を植える、そういうことを、もちろん地主の許可は必要ですが、そういう手を打っていく必要があると思うのです。この点では、ぜひ研究してもらいたいのだが、いかがでしょう。

農林係長（長谷川 暁君） 前段の報償の部分、説明が足りなかった部分がありますので、補足をします。令和3年度の出動実績は151回ということで、これ7名の方が出動した回数になりますが、それぞれ業務によって単価が変わっていますので、そ

この単価、これから申し上げますので、お願いします。

まず、わな設置になります。わな設置については、猟友会7名のうち、わなの免許を持っている方がお一人しかおりませんので、わなを設置したとき、有資格者の方については1回当たり1万円。わな設置するに当たって、資格を持っていませんので、補助というような立場に関わることとなりますが、その方については1回当たり3,000円。

続きまして、捕獲ということで、その業務、パトロールとか行って、捕獲した場合ですと、1回当たり1万円。

(何事か声あり)

農林係長(長谷川 暁君) 1回です。1日。

(何事か声あり)

農林係長(長谷川 暁君) はい、そうです。1日例えば2頭なり3頭なり捕獲をしましても、それについては1回当たり1万円というような形で計算しております。

わなを設置し、設置したわなを撤去する場合は、これも1回当たり3,000円。あと、そのほかに日常のパトロールになりますが、パトロール1日3時間未満のパトロールについては1回当たり2,500円、3時間以上にわたるパトロールについては1回当たり5,000円ということで単価を決めておまして、猟友会のほうから毎月の活動日誌をいただきまして、その回数とこの単価に基づきまして報酬のほうを支払っているものでございます。

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) あともう一点の、今の部分、対症療法ではないかという、その指摘のとおりだと思います。今後の……

(何事か声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) いいですか。

今後の部分なのですが、専門家の方を招いての研修会、実地での部分、その部分は当然考えてございますし、あと池井委員のほうからもたしかお話あったのですが、阿賀町だとか、こういったことで既に大分苦しんでいる地域もございまして、そういった部分のところ、視察あるいはお話のほう聞かせていただければということで考えております。

また、先ほどいただいたお話の中で、まさにそうだなと思ったのは、町民の方の協力というのがなくしてはなかなか難しい。実際文献等見ると、住民の方を含めての、交えてやはりお話をする中で、追い払いというのが一番有効というふうなものも書いてありますので、やはりその辺の部分、ちょっと時間がかかるのかもしれない

んけれども、20年前なかったよという話のとおりで、何とか、中長期になりますけれども、対応のほうををしていければというふうに思っております。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） それで、猟友会のお金の話も具体的に分かりましたので、平均値で見れないということ分かりましたが、これは皆さんが不満持っていないのですね。それくらいもらえれば喜んで行くということなのですね。

農林係長（長谷川 暁君） 猟友会の方が喜んで行っているかどうかは不明ですが、特に単価についての不満は、今のところは上がってきておりません。

14番（高橋秀昌君） 喜んで行っているか聞いてみてください。この人たちは、こんなばかりもらって少ないと感じているのではないかと。特殊な技術なので。私が持ちたいと思っても持てないのだから。

2つ目、課長補佐が言った、私講演会を開けとは言っていないのだ。補佐が自ら行けばいい話であって、職員を派遣して。だって、あなた、教授なんか呼ぼうなら、すごい金かかるのだ、役場へ呼ぼうなら。教授がボランティアで来てくれるならいいけれども、そうはいかないから、まず行って親しくなって。そして、ここまで親しくなったら1万円でいいよとか。そういうふうにしていかなければ駄目なのだ。大事なんだよ。それでもう終わります。

それで、次に伺います。農業の振興について、様々な議論がありますが、農業委員会の在り方とかいろいろあるのだけれども、農業委員会について一言言っておきたいのですが、農業委員会は町の農業振興政策を町長に提言することができる権限を持っているというのはご存じですか。ご存じだね。その提言が、単に減反とかではないのだ。町の農業をどう発展させるかということなんです。だから、研究せねばならないのです。それなくして、ただ皆さんに報酬やっているからという受け身では駄目なのです。そういうことを1つ。

それから、皆さん、町長自身が、この田上町の農業を何とか守り、発展させたいということを行っている。それを基に、町長の発言に基づいて、あなた方が、どうすれば発展するのかというのは研究する必要があるのです。具体的に言います。今、田上町の農業が廃れているのは、全国どこでもそうですけれども、米が安過ぎるわけでしょう。今米の生産費は2万円ぐらいだと言われているのです。これは私の個人的な見解だけれども、後継者が作れる生産者米価は、肥料関係が上がる前の状態で3万円の生産者米価を出さないと、後継者が生まれないだろうと思っています。これ社会の発展とともに、農業よりも都市に行くというのが大体若者の希望になり

ますから、1万円ぐらいの付加価値が、生産農家が手に入ることになれば、後継者というのは生まれるのです。これは1俵当たりです。

もう一つ言いたいのは、田上町の特産品として桃、梅とか言っています。タケノコ、言っています。いい。例えば桃が1箱3,500円とします。500万円の売上げするためには、1,429箱作らないとならないのです。1,429箱を用意するためにどのぐらいの面積が要るか分かりますか。500万円ぐらい売上げがあれば、およそ経費は半分ちょっと超えますから、それでも米とプラスすると何とかなるとい状態です。

それから、梅。600円で100万円の売上げするためには、約1,670箱の生産しなければならぬのです。では、相当数の面積が要るはずですが、でも、田上町の樹園地の皆さんの特徴は、せいぜい2反か3反なのです。そういう中で生産を維持できるかということ、現在やっている人、若い人は、これまでの経過だからやれるという側面はあります。私の知っている人で、80歳になりました。とてもおいしい桃を作る人なのです。でも、とてもではないけれども、縮小しないと自分の体がもたないと言っています。

では、これをどうするのだと。そういう疑問符、普通持つでしょう。つまり、行政としてみれば、農家の声を聞いたら、そういう声があるなら、ではどうするのだと、そういうのを議論すればいいわけだろう。やれるかどうか分からない。例えば、課長補佐が無償で応援に行くとか、それはできっこないよね、工作中だから。できないでしょう。もっと広げていったら、田上町の農業生産、桃生産を守るために、皆さんボランティア、何とか協力お願いできませんかという方法もある。来るか来ないか分からない。そういった様々な仕掛けをつくっていくのが、私は行政として必要だと思うのです。産業振興課として。なぜそんなことを言うかって、私はたまたま議員で、産業振興課について知っているからです。でも、そういう戦略を持たない産業振興課は、単に法律に定められたことだけやっているということにならないのではないですか。もし私の言ったことを、私の言ったことをやれという意味ではないのだ。そういう視点で産業振興課が戦略を持てば、先ほど今井委員が言った、とても仕事が忙しくて大変でないかと、総務課長に人よこせと堂々と言えるでしょう。予算をよこしなさいと堂々と言えるでしょう。そういう戦略を持ってこそ、私は地域を励ますことになるし、それから課長補佐にしてみれば、産業振興課の部下を励ますことになるのではないかといいことを言っておきたいと思います。ぜひこういう角度での、こういう角度というのは、そういう視界を持った行政であってほしいということを強く求めておきたいと思います。

短い答弁。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 様々のご提言ありがとうございます。まずは研究しなさいという部分、それも非常に印象に残った部分がありますので、今考えている部分で今すぐ言えることとしては、人の部分でいうと、例えば地域おこしの協力隊、できれば農業の部分で募集のほうを、令和5年度になりますけれども、していきたいなど。今までのものとはまた別の角度になりますけれども、今考えられるというのはそのぐらいなのですけれども、もう少し幅を持った形で研究、検討のほうをしていきたいと思います。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 終わるのだけれども、研究、検討したいと言ったので、口先だけにならないように、ぜひ令和4年の決算のときお願いします。私、議席がないかもしれない。

終わります。

3番（品田政敏君） 時間も押しているので、私もこの件について、関連してお願いがあります。

私も4年前、米の集配アルバイトをやりました。きつい仕事だったのですが、それでもって私の目で見えたものがあります。それと、今現に私、上野と地域の中で見ましても、年々々々農業組合の人数が減っています。それで、来年はどうなるのだろうという話は聞きます。集配業務の話をしめすと、西蒲区、特に西区、西蒲区の辺りです。ほとんどが、今農業組合をつくっているのです。そういうふうなところから、供出しない、農協に供出しない、そういうところの米をあさっているわけです。そういうふうなアルバイトをやってきた経緯で、これからそういう方向に行かなければならないというふうに私も思っていました。そういうのをこれから、これはもういろいろ研究するということですから、そういうふうな研究した内容、地域の農業組合、どういうふうな格好でもっていくのかという方向性が決まったら、次回、どういう機会でもいいですけれども、教えてもらいたいと思います。

以上。

副委員長（中野和美君） 今の農地の利用や、売買には農業委員会が農地法で必ず関わることになると思うのですけれども。それ以外、特例法人貸付事業というのがあります。これは田上町でやっているかどうか、私の勉強不足で、やっているとしたらどの範囲になるのか、逆に教えていただきたいと思うのですけれども。市町村が仲介して農地、田上町も高齢化してきて農地を手放したいという人もいたり、この

面積はやり切れないけれども、この部分だったらぜひ誰か使ってほしい人がいたら使ってほしいというのもあると思いますが、普通の農業委員会を通して農地の貸し借り、それで農地法人みたいなところにしか貸さなかったり、農業者にしか貸さなかったりするのですが、この特例法人貸付事業というのを利用すると、農業法人通さなくても法人のNPOや団体に使ってもらえる制度があるのですが、これは市町村が地主から借りて契約して、借りたい人に貸す、もし万が一それを不履行があった場合は、それはもう解除して、土地はまた持ち主に権利が戻されるというような方法があるのですけれども、そのようなやり方は田上町では今後、どのようにやっていくのか、私もどう見たらいいのか分からないのですが、やってきているのか、それともこれからやっていく可能性があるのか、これも市町村が農業経営の基盤強化のためにやる施策の区域を定めて区域を緩和するそうなのですけれども、そういうことを田上町がやって、というのがこれからやる予定があるのかお聞かせください。

農林係長（長谷川 暁君） 中野委員の質問ですが、そういう法人があるかどうかという質問でよろしいですか。事例があるかどうかということ。

副委員長（中野和美君） 事例があるかと、田上町はそういう方向を見据えているかという。

農林係長（長谷川 暁君） 事例としては、まだございません。方向性としては、今のところ考えておりません。

委員長（藤田直一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） なければ、6款を終了といたします。

お昼のため、休憩といたします。

午前11時49分 休 憩

午後 1時15分 再 開

委員長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7款、説明お願いをいたします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 改めまして、よろしくお願ひいたします。

では、7款のほう、商工費のほうご説明いたします。決算書のほうは130ページ、131ページ、あと主要施策の成果のほうが41ページになりますので、それぞれお開きください。あと、今日お配りした資料のほう、指定管理の部分になりますので、

一番最後にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番にご説明いたします。まず、1目の商工総務費ですけれども、こちらのほうになります。こちらに関しては職員の人件費となりますので、説明のほうは割愛させていただければと思います。

今度その下になります。2目の商工業振興費になります。こちらのほう、当初予算に対して補正をさせていただき、予算のほうは1億5,337万円、支出額が1億5,132万5,191円ということで、不用額のほうが、204万4,809円でした。こちらのほうの不用額の一番大きな主な要因ですけれども、信用保証料の部分が174万5,361円、残のほうが出ておまして、これが約85%、ほぼ大半を占めておまして、これが不用額204万円の要因ということでご理解いただければと思います。

では、内容のほうをご説明いたします。右のほうの備考欄のほうを御覧いただきますと、それぞれ説明がございますけれども、事業ごとにご説明いたします。

一番上のほう、商工業振興事業ということで、こちら負担金、交付金の部分になりますけれども、職業訓練校あるいは日本貿易振興機構、商工会の補助金、こちらについては当初予算のとおりでございます。

その下、保証協会の保証料の助成ですけれども、先ほど申し上げたように当初予算の金額230万円に対して、執行のほうが55万4,639円ということで、こちらのほうが大幅に残ったような形になっています。

その下、1つ飛ばしまして、工場の設置奨励金ということで、1,031万4,000円です。これに関しましては、本田上工業団地に進出した企業2社に対する助成、補助金となります。令和2年から3年間ということで、こちらのほう奨励金の対象になりますので、令和4年度までがこの該当ということになります。

その下、産業活性化のブランドの協議会になります。こちらのほうは75万5,552円ということで、こちらのほうは令和3年度、会のほうを立ち上げて、その中で、今まさに議論しているところですが、農業を起点としたブランドづくりということで、大勢のほうはほぼ決まっておまして、今現在は基礎メンバーということで、新潟県民の方を対象に、田上町の方ではなくて新潟県民を対象に、母数は1,000名ですけれども、1,000名を対象といたしましてアンケートのほうを実施して、田上町に対する印象、あるいは田上農業に対する印象、それらを聞いた上で方向性のほうを出して、今後動いていくといったような形で今やっております。

その下、貸付金のほうになります。20節になります。こちらのほうは、主要施策のほうを御覧いただきますと、それぞれの制度の概要、そしてまたその成果という

ことで、それぞれの件数、金額、掲載させていただいておりますので、こちらのほうを御覧いただければというふうに思います。

それでは、132、133ページをお開きください。決算書132、133ページです。今度目のほうは替わりまして、3目の観光費になります。こちらのほう、当初予算額7,931万8,000円に対して補正がありまして、最終的には予算額7,573万1,000円、支出済額が6,612万6,686円ということで、不用額のほうは960万4,314円でした。これの主な要因ですけれども、こちら、まず1つが道の駅の関連で、324万6,063円ありました。この中で一番大きな要因といたしましては、委託料の関係が232万3,004円ということで、委託料の関係が大半を占めたといった形になりますし、あともう一つ、観光事業の関係で、291万1,520円の不用額が出ています。この主な要因ですけれども、観光協会への負担金補助の部分が168万9,714円、こちらのほう観光協会の補助金の部分が今回執行が少なかったということで、不用額の要因になっています。こちらのほうを合わせますと、6割以上の部分を占めております。不用額のほう、ほかにもいろいろあるのですが、項目のほう多岐にわたりますので、今の説明のほうでお願いいたします。

それでは、備考欄に沿って説明いたしたいと思います。まず、椿寿荘管理事業になりますけれども、こちらに関して一番主なものは指定管理料になります。12節指定管理料ということで、328万5,833円、これは前年と同額です。あと、それ以外の部分は前年あるいは前々年とほぼ同じような事業ですので、こちらのほうは説明、以上になります。

その下、事業ごとにいきますと、今度護摩堂事業です。護摩堂事業になりますけれども、こちらのほうも毎年行っている事業になりますが、金額のほうは増減がありますけれども、内容的には一緒でございます。

その下のほうになりますけれども、一番下のほうの事業になりますが、護摩堂管理事業ということで、こちらのほうもほぼ前年並みなのですけれども、変わった部分があるとすると、先ほどちょっと午前中もご説明いたしましたが、修繕料ということで、298万5,904円ということで、こちら執行させていただきました。その内容のほうは、先ほどお話ししたように、護摩堂山の木柵の修繕だったり登山道の修繕、こういったものが主なものになりますけれども、修繕料が例年よりも多くなっています。

今度、では次のページになりますけれども、134、135ページです。こちらのほうになりますけれども、護摩堂山の続きになりますが、一番上、立木の伐採業務とい

うことで、森林組合にお願いした部分なのですけれども、護摩堂山の眺望の改善ということを目的としてやってきました。令和3年度で一定の眺望の改善が見られましたので、これで今回執行した部分で終了かなというふうに考えております。

その下、工事費になりますけれども、湯っ多里館の駐車場、ふれあい広場の駐車場の白線の工事ということで132万円、あとトイレの改修工事ということで100万1,000円ということでトイレの改修、トイレのほうは全部で3基入替えをさせていただいております。

その下になります。観光事業になります。観光事業に関しましても、夏祭りがなかったりした部分もありますので、若干変わってはおりますが、ほぼ前年並みとなっております。ただ、変わった部分があるとすると12節委託料の部分で、何回かご説明はさせていただいておりますけれども、東京藝大との関係の地域資源活用事業ということで、265万5,344円ということで、令和4年度、今年度に行っている事業の準備ということで、こちらの支出のほう、委託でさせていただいております。

その次ですけれども、その下になりますが、観光振興事業ということで、これは観光協会の補助金になりますけれども、補助金は181万286円でした。

次、おはぐりいただいて136、137ページになります。こちらのほう、上のほうからYOU・遊ランドの関係になります。YOU・遊ランド管理事業、一番上のほう、委託料になりますけれども、こちらのほう指定管理料ということで295万9,537円、これまた前年同額です。

その下にYOU・遊ランドその他事業ということで、ここの部分で変わった部分とすると修繕料ということで、122万2,100円ということで、例年より少し多めになっておりますけれども、こちらのほうも以前ご説明しておりますが、遊具の修繕ということで、こちらのほう増えてございます。

その下、今度事業のほうが梅林公園・森林公園管理業務ということで、こちらのほうは、こちらの修繕料の部分が102万7,895円という記載がございますけれども、こちら修繕で遊具の入替えのほうをさせていただいております。遊具のほうが74万8,000円で、滑り台の入替えをさせていただいておりますので、修繕料が増額になっております。

あと、次の事業ですけれども、地域おこし協力隊活動事業ということで、前にもこちらのほうで活動の状況の報告ということでさせていただいておりますけれども、今現在いる地域おこし協力隊の2人に係る部分ということになります。1の方が令和2年10月からですので、丸々1年間分になりますし、あともう一人の方は

12月から委託させていただいておりますので、4か月分という形になるので、丸々1年分ではないのですけれども、こちらの金額になりました。

その下、今度道の駅たがみ管理事業になります。総額で2,737万2,937円となりました。こちらのほうなのですけれども、先ほど申し上げたように委託料の部分が、項目のほうは137ページから139ページにわたっているのですけれども、この中で139ページの4番目にある駐車場整理業務という部分が、当初予算から見ると大分少なかった、197万円で見えていたのですけれども、大分少なかったということで、これはイベント等の回数もあるのですけれども、この部分で100万円以上の差が出ておりました。それ以外の部分、例えばレジの関係とか、まだ保守の期間が残っておりましたので、メーカーのほうとお話しする中で、まだ継続させてもらえるということで、無償のような形になりますけれども、保守のほうは入らなくてもいいという話でしたので、それらの部分が執行しなかったということで、ちょっと差が出ているような形になります。

道の駅に関してはそのような形になりますし、あと、湯っ多里館管理事業になります。湯っ多里館の部分につきましては、こちらの部分のまず修繕料から出ていますけれども、修繕料、年によって違うのですけれども、令和3年度10件修繕がありました。ポンプだったり、エアコンの部分だったり、やはり年々経年劣化の部分が大きくなってきているかなというふうに感じてはいます。

その下、指定管理料ですけれども、2,928万6,966円ということで、こちら指定管理料は一緒でございます。

では、湯っ多里館管理事業、あとそれ以外にその他事業ということで一番最後にあるのですけれども、その他事業、その次のページ、140ページ、141ページにわたるのですけれども、こちらのほう備品の購入ということで、実際買わせてもらったのは座宅だったり扇風機ということで、こちらのほうを買わせていただいて、予算の範囲内で、買わせていただいております。

説明のほうは、ちょっと雑駁ではあったかもしれませんが、以上でございます。

(何事か声あり)

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 指定管理の部分ということで、昨年度もお配りした資料なのですけれども、各施設の入館の状況と、あと一番最後、A3になっておりますけれども、こちらのほう、道の駅たがみの収支の内訳ということで、指定管理者側から見た場合の内訳書になっております。

では、順番にご説明いたします。椿寿荘の年度別、また月別の入館者です。一番

下、令和4年度ありますが、これはまだ中間ですので、令和3年度分ですけれども、年間で6,000人ということで、今までは新型コロナの感染症が始まる前は大体1万人を超えていたのですけれども、今は6,000人ということで、月によって波はあるのですが、依然として元にはなかなか戻っていないというのが現状です。大体、今これですと4割減になります。いずれの施設も、この後そうですが、入館者が減れば、当然収入が落ちてきますので、非常に運営が厳しいというのがこれで見ただけならば、お酌み取りいただければというふうに思いますし、その裏のほうになりますけれども、YOU・遊ランドの年度別・月別入場者状況ということで、こちらの見方としては、先ほどの椿寿荘と一緒にのですけれども、令和3年度、右のほうに合計額あります。上のほうに入場者数、こちらのほうは外で遊んでもらった人の数というふうに思っただけならばと思いますし、その下のほうにある宿泊等というのは、それ以外、宿泊あるいはバーベキュー等の利用された方になるのですけれども、上のほうの入場者数に関しては、新型コロナの感染の状況もあったと思うのですけれども、外で遊ぶということで結構多くのお客様がいらっしゃっている状況見てとれるのですが、一方で宿泊等の部分、これが一番大事な収益の部分になるのですけれども、今まで年によって違いますけれども、1,000名前後の入館者があったのですけれども、今200、300人といったような形になっておりますので、こちらのほう大分指定管理者としても運営が厳しい状況になっています。

その次のページになりますけれども、今度湯っ多里館になります。湯っ多里館のほうも、中身としては同じような形になりますけれども年度別、一番右のほうが合計になります。令和3年度の合計で、10万7,741人ということで、新型コロナ感染症がこのような状況になる中であれば、14万から15万人ぐらいを大体目標としつつ運営していたのですけれども、今10万人ということで、都合7割といったような形になりますので、やはり3割ぐらいのお客様がまだ戻ってきていない、戻り切れていないという状況ですので、経営のほうにそれが直結しているような形ですので、やはりなかなかこれも厳しいというふうな話を届いております。

その裏になりますけれども、道の駅たがみ直売所飲食コーナーの数字になります。こちらのほうにはローソン、コンビニの部分の数字は入っておりませんで、全て直売所あるいは飲食の、地域連携施設の中のところでの数字になりますけれども、こちらのほうポスレジ、レジを通過された方の実人数ですので、こちらのほう載せさせてもらっています。開業当初の部分、令和2年の一番多かったのは11月かと思うのですけれども、そこの後しばらく、天候の関係もあって安定しなかったのですが、

令和3年度を通してみますと、冬場は確かに落ちるのですが、落ち幅が前の年よりも大きく落ちることがそれほどなく、経営のほうがかうまく回っているのかなというふうに感じます。年間では13万3,192人でした。それ以外の飲食、その他という部分ありますけれども、これらを加えた数字で道の駅たがみの直接の部分の利用者というのが、これで動向は見えるかなというふうに考えています。

あと、一番最後、A3になりますけれども、指定管理者側から見た場合の収支になりますけれども、一番上のほうに収入の枠を設けさせていただいて、収入のほうは指定管理料から始まって、売上げ、コンビニ、それら、あと事業拡大プロジェクトとありますけれども、これは県からのイベントの補助金ということで、こちらのほう記載させていただいております。それに対しまして、今度下のほう、支出になりますけれども、人件費から始まって、仕入れあるいは駅の需用費、支出したもろもろの部分がこちらございます。

一番最後のところ、収入から支出を引いた部分がありますけれども、1,832万8,537円ということで、これは令和3年度分の決算となります。当然指定管理料の500万円もこの中に入っておりますし、あと租税公課の部分が、消費税の部分が課税のところはまだ至っていないと思いますので、課税は今年度からたしか出てくるかと思っておりますので、その部分が出てくると、またちょっと状況変わるかなと思っておりますけれども、今現在の直近の状況ということでお配りのほうをさせていただきました。

説明のほうは以上でございます。

委員長（藤田直一君） 7款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

2番（小野澤健一君） 2つ3つ質問いたします。

まず、主要施策の成果の説明書の42ページにあります観光費の中の、藝大と連携した部分なのですが、足形のほうも今設置は終わったというのですが、かなり長期間に及ぶプロジェクトだったと思うのです。そうすると、当然当初見込んでいた予算と今現在かかった予算、これ乖離があると思うのですが、その金額を押さえてあれば、教えていただきたいというのが1つ。

それから、これはずっと言い続けてきているのですが、同じところで41ページの制度融資のところです。商工業振興費のところの制度融資の部分で、私前言ったように預託金、これ産業育成資金、これ県の制度なので、これはしようがないとは思いますが、それ以外の預託金については本当に要るのか、要らないのか。

変な言い方ですけども、交渉次第というのが多分あると思うので、これ交渉しているということで課長が前言ったような気がするのだけれども、その後どうなったかというのがまだ教えてもらっていないし、まだ交渉中なのかどうか分かりませんが、これ例えば預託金を積まなくていいということになると、この分使えるということになりますので、いろんなまた事業を展開する中では、ある意味一つの原因資になり得るといふふうに私思っていますので、この辺、金融機関との交渉がどういふふうになっているのか、これ聞かせていただきたい。

それから、今の41ページの一番上にある金融協議会、これ年2回開催されていると言って、現状と動向について協議を行ったと、こう書いてありますけれども、これが例えば何か施策の中に生きてきたのかどうなのか、これをお聞かせいただきたい。

以上3点です。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 東京藝大との連携のお金の話なのですが、まずやってみてという部分はあるのですが、一応毎年300万円ずつ予算立ての部分は見させていただくというような、これは口頭でのお約束かもしれないのですが、300万円という形でお話はさせていただいておりました。令和4年度に関しては、最後、制作の部分ということで、少し多めということか、大分多めになっておりますけれども、令和3年度に関しては当初向こうとお話ししていたその300万円のうちの中に入っておりますので、おおむね向こうとの約束の金額の中に入っているのかなというふうに思っています。

あと、制度融資の関係ですけども、こちらに関しては幾ら、どのぐらい預託、お願いするかといった部分は、金融協議会の中でおおむねの部分の話はさせていただいて決めさせていただいておりますので、実際今回から、さらに前の年から見ると今回減額した形になっているかと思うのですが、制度融資に関してはお話というのは金融協議会の中で、実態に合わせて金額のほうを決めていくといったような形になっています。

あと、金融協議会の中での成果等ですけども、その中で話をした中で、信用保証料のこういったものが今結構需要があるのではないかと、今新型コロナの状況もありましたので、融資の部分でこういった部分はどうかとか、そういった部分の提案の部分がございました。

すみません、説明が答えになっているかどうか、分かりませんが、以上でございます。

2番（小野澤健一君） 3つまとめてやるから。では、1つずつやりましょう。

芸大の毎年300万円なんて、これ未来永劫300万円ずっとかけていくの。私のイメージは、例えば足形であるとか、あと川だったか、あのオブジェを作って終わりというイメージがある。だから、当初例えば1,000万円というふうに見込みをしていたけれども、例えば新型コロナとかで石を送ったり取ったりなんかしているので余計な費用がかかって、当初の予算よりも膨らんでいるのだとか、何しているのだとか、そういう答えを私は聞きたかった。

今の話だと毎年300万円ですからって、では今後未来永劫ずっと藝大と300万円何かやっていくの、これから。そういうことなのだ。だから、藝大のオブジェというか、それに関して藝大と提携しますよと言ったわけだよね。そのときにこういうのを作ってくれ、ああいうのを作ってくれと言ったわけだ。それは当初、当然予算は盛ったと思うのだ。その予算に対して今現在、もうほぼ設置は終わっているわけだから、終了が近いわけだよね。だから、その乖離がどれだけあるのという。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません。明確にはこの場で幾ら乖離があるというのは、すみません、分からないというのが正直なところですよ。ただ、未来永劫続くかということ、それはないですが、一方で大学のほうとしては複数年でさせていただかないとなかなかできないという話ありましたので、それが今年なのか、それともまだ数年先なのかという、その部分まではまだ話はしていません。

2番（小野澤健一君） だって、契約する中で、いつどうなるか分からない契約なんてあり得ないです。だって、藝大と提携しますよと、足形は勝手にあそこに作って大目玉食らったのだけれども、あれします、あと子どもの何とか教室をやりました、それはそれでいいのだけれども、提携するに当たって、何か提携書みたいなものを作るわけでしょう。予算は当然盛ってやるわけだから、いつ終わるか分からないような藝大との提携の云々なんて我々承認した記憶ないのだけれども。そこを言っているの。だから、私は、あの足形を作ってほぼ終わりだろうと勝手に思っている。だから、足形を作るに当たって、新型コロナで彼らがこっちに来れないから、トラックで石を送ったりなんかしたわけでしょう。だから、余計な費用が当然かかっているのではないのかと。だから、当初の予算とどれだけの乖離があるのですかということを知っている。ただそれだけなのだ。分からなかったら分からないで、後で調べて、紙でももらえればいいし。今みたいな話だと、本当未来、これから、ではまた藝大と3年も4年もずっと契約して何かやる予定なのか。危惧するのだけれども。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 契約そのものは単年度の契約になっていますので、

例えば令和何年から何年というような複数年の、当然ですが、契約にはなっておりません。また、それに付随するようなものも特に交わしてはおりませんので、そのとき毎年、年度はじめに契約のほうを交わしてもらうといった形で今までさせていただいております。

2番（小野澤健一君） それは、年度年度やるというのは、例えばあの足形作るとか、そういうのでやっているわけでしょう。だから、彼らが我々田上町にしてやれることの最後の事業になっているのではないのかと私は思うのだ。今の話だと、いや、そうではない、まだこれから何かあるみたいな感じで私受けるから。一年一年更新というか、やるのは分かるけれども、どれをもってして東京藝術大学との契約が終わるのだかと、その終わりが分からないでしょう。今のままだとずっと本当やっていくのですかという話。我々そんな説明受けてないという話です。そこを言っている。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 明確に、すみません、何年までという確かにご説明はしておりませんでした。こちらのほうの、イメージと言うとあれですけども、できればもうしばらくの間はお願いしたいかなと思っています。ただ、金額的には今回令和4年度の予算なり、あるいはさっき申し上げた300万円という、その数字までいくようなことがないように、もう少し、せっかく築かせてもらった縁ですので、長く続けさせてもらえればと思っていますけれども、いや、それでは答えにならないと多分また話になると思うのですけれども、明確に例えば令和何年で終結ですという、そういった話はしてはいないです。

委員長（藤田直一君） いいですか。小野澤委員が質問していることは、単年度契約は分かりましたと。しかしながら、この事業はこの単年度契約で終わるのか、それとも次年度また進むのか、その辺を明確にしてくださいということなのです。だから、もし今答えられないのであれば、いいですか、後でも。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 後でも、正確に書面にして出してください。今後藝大との提携はどうなっていくのか。予算はどうなっていくのか。契約はいいです、単年度は分かりました。しかしながら、単年度契約で終わってしまうのか、それとも終わらなければどういうふうについていつまで続いて行って、そうするとどれぐらいの費用が今後かかるのか。もしそういうのがあれば、しっかりと書面にして出していただけますか。そうでないと、押し問答になってしまいますので。それよろしいでしょうか。

(何事か声あり)

2番(小野澤健一君) 一番はじめに言ったのは、東京藝大と連携しますよと。新潟県内の中で初めて、ああ、すごいなみんな言ったわけだ。それはなぜなったかの経緯はいろいろあるにしても。それで、オブジェとして、オブジェというか足形を作ったわけだ。今はYOU・遊ランドのところに設置が終わったのでしょ。終わって、今手直しか何かしているぐらいの状況ではないのかな。この間重機が入ったり、何かしているのだけれども。私にしてみれば、あれで終わりなのかなと。あれをやるに当たって、当初新型コロナの影響なんていうのは考えていなかったから、藝大の人たちが盛んに来て、いろいろ手直しをする、あるいは設置をしていく、けれどもそれはかなわないがために制作が遅れるということで、あなたたちがお金出したかどうか分からないけれども、トラックで石を送ったわけでしょう。だから、それは余計な費用がかかっているわけだ。違うの。それ余計な費用ではないのか。だから、そういう中で、当初町が予定した1,000万円なら1,000万円で足形ができると思ったけれども、1,500万円かかっていると、そういったものを聞きたい。

そして、今の話だと、これをもってして終わりではなくて、まだ未来永劫、何年になるか分からないけれども藝大と一緒にやっていくのだなんて話になると、そんなの私初めて聞いたよという話になるわけだから。その都度、本来であれば議会にそういうのはちゃんと提案して、また藝大と今年一年こういう形で契約をしたいのだけれどもと、そういう説明をするのが私は丁寧だと思うけれども、そんなの一切ないではないの。ということを行っているわけ。分かる、意味。それを、だから書面にして出してくださいというのは委員長が今言ったようなことなので、それ1つ。いいですか。

あと、2つ目の質問で、預託金というのは、あなたちょっと勘違いしているのではないかと思うけれども、これそんな金融機関と集まりの中でそこで預託金が決まってくるのか。この辺だと、第四北越と、あと加茂信と、協栄と、この3つぐらいと集まって、預託金がそこで決まるのか。もともと預託金というのは、私は金融機関にいたから言うわけだ。変な言い方になるかも知れないけれども、取りっぱぐれがないための、ということなのだ、あれ。500万円積んでおけば、もしその借りている人たちが何かあったときに、その500万円は返済に充てられると、供託金とほぼ等しいような形だ。ところが、それはあまりにも銀行側の強者の意見でしょうと。だって、保証協会という担保までつけて、なおかつそういうお金まで積ませるような強引なやり方は果たしてどうなのかというので問題になっているところがあった

のだ。だから、県がやっている産業育成資金は、これは県の制度なのであだこうだ言えないけれども、それ以外のものというのは、私は交渉次第で何かなるものだというふうにずっと思っているから。それで、何年にもわたって交渉したのですか、したのですかということで佐藤課長には言ったけれども、どうも本気になってやった経緯がないから。

例えばこの7,000万円、8,000万円を預託金として積まなくていいということであれば、そのお金使えるのだ。それを使って新たな施策を打てるわけだ。だから、そういう資金が無駄になっていないのかという中で、供託金を積まなければ駄目な制度になっているのですかと。もし理由がないのであれば、その制度は廃止をして、その預託金を積まなくていいようにすればいいではないかと。こういう話をして、ずっと今まで2年、3年来ているわけだ。それについて、2年、3年かかってまだ答えが出ていないということは、まともに交渉してきたのかどうなのか、あるいは金融機関が駄目だと言ったのか、そこが分からないわけです。毎回予算であれ、決算であれ、この話を出しているはずなのだけれども。そこを聞いている。補佐の段階で分かっているのであれば答えてもらいたいし、まだやっていないのであればやっていないということをはっきり言ってもらいたい。中途半端な答えはやめてもらいたい。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） まず、すみません、説明がうまくなかったです。

まず、どこで決めているかというのは、やはり金融協議会で決めているというのは、それは間違いありません。各、例えば第四なり北越と交えた中でこの金額を決めてはいません。

この金額、以前にも小野澤委員のほうから、このお金が結局動いていない、もったいないお金ではないかという部分のご指摘をいただいているというのも理解はしております。この部分、今実績の部分、融資の残額もあります。その辺を見ながらになりますけれども、実績のほうがないような状況であれば、ぐっと下げても、それはそれでやり方としてはできるかなと思いますので、繰り返しになりますけれども、決めているのはあくまでも金融協議会の中で決めさせていただいておりますので、その中で話のほうをまたさせていただければというふうに思います。

2番（小野澤健一君） 2つ目の質問はこれで。では、その辺はしっかり、今度金融、12月ぐらいにあるのでしょうか。あったらそこではっきり聞いてくれ。要は金融機関としてはできないのかと。こっちがお願いしなければ、金融機関のほうで自らうちは預託金要りませんからねなんて言わない。

(何事か声あり)

2番(小野澤健一君) うん、言わないよ。そこを、「いや、田上金がねえんだから、加茂と違って金がねえんだから何とかできねえかね」と。だって、取りっぱぐれ、裏返せば保証協会がついているのだから、その人がもし万が一あれば保証協会が代弁する形なのだ。だから、昔みたいに保証協会がないような借り方をすれば、その人は返せなくなったときに何を頼りにすればいいということになれば、その預託金から、悪いけれども返済させてもらいますねと、こういう話があった、昔は。ただ、今は状況が違うので。そこを私は言っているのだ。いいかい。12月に、では必ずやってください。

それから、3番目の質問は、金融協議会を年2回開催をしている。その中でいろんな話が出ていると思うのだけれども、それは政策に反映されていますかというのが3番目の質問です。こういうふうな政策で、金融機関と話し合っただけでこういういい知恵を授かったから、こういう形で政策に反映させているのですわと、こういうものがあるかないか。この裏には、やる価値があるのかねという、そういうことを言いたい。どんな話をしているのという話。そういうことなのだ。

(何事か声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) すみません、なかなか歯切れが悪くて申し訳ありません。

政策への反映という部分ですけれども、具体的にこの部分という形で、ここには例えば令和4年度の予算等に反映している部分あると言われると、申し訳ないのですけれども、これというのは見当たらないのかなというふうに思います。その中でのお話をしている内容としては、我々が分からないふだんの金融の実態だとか、その辺の部分の話は、約1時間ぐらいだったと思うのですけれども、その中でのお話はさせていただいております。特に新型コロナの感染症の影響がありますので、その辺の部分、こういった影響が事業所に対してあるのかという部分の、金融機関側のほうからの見解の部分の話を聞く場というふうに、私の中では捉えております。

2番(小野澤健一君) 私はここでやめますので。

それでは駄目なの。そこで金融機関からこういう新型コロナの影響が出ていますよということであれば、田上町をエリアにしている、第四も北越もそうだし、協栄も加茂信もそうなのかもしれないけれども、銀行はそういうふうに見ているのだと、間違いなく経営者はそう言っているのだということになれば、それに合わせた政策を打てばいいではないか。ということなのだ。さっきの農業委員会の話ではないけ

れども、単なる集まってお茶飲んで、金融機関の話聞けばいいのだなんていうことであれば、価値ないではないかと。本来であれば、あなたたちが自分の足で本来見てこなければ駄目なのだ。それを金融機関がそういうふうに言っているのであれば、それを基にして、自分らは田上町はこういう政策を打とうかなと、そういう知恵が回らなかったら何のために開いているか分からないではないか。だから、年に2回もあるのだから、そこへちゃんとしっかりと、協議会をやるのであれば、何のために町は出ていくのかということを確認にして、そこから何を学んできて何をしなければ駄目なのかということを繰り返しやってもらいたい。いいかね。

ということなので、それはやってもらえますかということで最後の質問で終わります。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 当然のお話だと思いますので、あと今度12月になるのか、もうちょっと早まるか分かりませんが、その際はもう少し違った視点でもって協議会のほうに臨みたいと思います。

5番（渡邊勝衛君） 私のほうから、護摩堂山に関する質問させていただきます。

まず、令和3年度、非常に護摩堂山のほうがきれいになりまして、ありがとうございました。特にまだ残っているのは、去年の秋ですか。頂上のほうの立ち木の伐採をしたわけなのですが、まだあれが残っているわけなのですが、ちょっと危険なような状態になっていますけれども、それについて、それはいつ後始末するか聞かせてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） あじさい園の、どちらかというに加茂市寄りとか南寄り、裏手の側のほうでしょうか。その部分に関して、一番当初、もっと登山道の近くに木があったと思うのですが、その後、森林組合のほうにもお話をさせていただいて、できるだけ上のほうへ、切る形になりましたけれども、玉切りをして、上のほうへ上げるような形で今させてもらっていて、一定の安全のほうは確保できたというふうにこちらでは認識をしておるのですが、まだそういう場所があるようであれば、また教えていただければと思うのですが。

5番（渡邊勝衛君） ということで、後始末よろしく願いいたします。

あと、産業振興課とけあーずの関係で、アジサイとかそういうほうの管理でございますけれども、去年の決算審査特別委員会で小嶋議長のほうから、護摩堂山の草刈りの頻度について尋ねたところ、3回やるというような話がありました。それで、あとアジサイの防除の関係と剪定の関係も話をされたわけなのですが、今年の場合は非常に、春、タケノコの収穫が忙しかったということで、非常にアジサイの予

防ができなかったということで、特に登山口のところと上のほう、手洗い場のところ、ついにそこは残念ながら花が咲かなかったような状態でございます。それで、私も一応できる限り、やはりアジサイの花がきれいに咲いてもらいたいということで、課長補佐にもいろいろ話をしたわけでございますけれども、できればやはりけあーずと話をしながらというような状態になれば、年間のけあーずとの工程表を作って、そして毎月チェックリストで確認するというような状態でもらわなければ、とてもではないけれども、アジサイが思うような状態で咲かないときが必ず来るのではないかと思います。ということで、それを総括質疑することにして、できる限り早く、年間で使われる工程表とチェックリストを作成していただきたいと思っております。

あとは、その中において、いつも一般質問で藤田委員のほうからトイレの関係が話が出るわけでございますけれども、今年の7月、第3日曜日に、ちょうど私も孫を連れて護摩堂山へ行ったわけです。私の場合はそこで御飯食べて帰ってくるのですけれども、途中の6合目にあずまやというか、休憩するところあります。そこで、私より1歳年寄りのばあちゃんがいまして、「あなた、上で御飯を食べないのか」と言ったら、「いや、上のほうは便所が汚いから駄目」というような状態で、中間のところ御飯を食べていました。それを考えれば、できる限りやはり何とか早くして、頂上のほうのトイレをきれいにさせていただくしかございません。特に昨年12月ですか、一般質問でもおおよその金額も出ておりますので、そこらも一緒にして、私総括質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（藤田直一君） 今のトイレの件は政策の提案ですので、ご返答はいいので、理解してください。

12番（池井 豊君） 道の駅の趣旨、これありがとうございます。

私が求めたいのは、ほかの市町村の人に、「おたく、道の駅できて、あれどうらね」と言われたら、「もうかっているんか」とか聞かれたときに、このくらいの経済波及効果がありましたという、幅を持っていいので、例えば商工会長、今年タケノコがどうだったという、3,000万円から4,000万円の経済波及効果があったと言って、それこそ小売から、タケノコから含めるとそうだというふうに表現してくれるのだけれども、それと同じように道の駅が、2億1,200万円ぐらい、まずここ売っていますよね。コンビニもどの程度でいいので、ある程度でいいので売上げがある、キッチンカーの後、これだけがある、または電気の充電に来る人がいるという

ふうな形で、総体的な道の駅ができたことによって何億円の経済波及効果がありましたと、何億円から何億円の経済波及効果がありましたと言えるような数字を出してもらいたいと思っています。後でも結構です。

それから、これは500万円の指定管理料が入っていて、それで1,800万円の利益が出て、指定管理料は要らないのではないかというような話にはならないと思います。消費税払うとか。

そこで質問したいのが、まずここに出ている、これ需要拡大プロジェクトって一体何だかというの。収入と支出、両方出ているのだが。600万円の支出で、590万円の収入、これ何だかというのを聞かせてもらいたいのと。

あともう一つは、指定管理出しましたけれども、指定管理の会社ってよく道の駅組合の組合として、役員報酬だとか報酬をもらっている、役員手当だとか、そういうものはちゃんと正当にもらっているのか、それともボランティア的に経営しているのか、そこら辺の話を聞かしてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 経済波及効果の部分ですけれども、出してみようともしてはいるのですけれども、なかなかないよい数字が出てこなくて、すみません、今まだ出していないのですけれども、それはまたいずれ機会を見てご提示できればと思います。

あと、需要拡大のプロジェクトですけれども、これに関して新潟県のほうが実施している新型コロナ対策の一環なのですけれども、具体的に言うと去年もやっておりますけれども、たしか10月の終わりだったでしょうか、花火を打ち上げたイベントがあったかと思うのですけれども、それらの部分になります。今年また同じようにするかどうかは別として、新潟県内いろいろ各地でやはり消費がなかなか伸び悩んでいるというところを、そこに活力を入れるため、新潟県のほうで行っている事業ですので、それがこういう収入、支出、同額計上している形になります。

あと、道の駅の組合のほうの報酬の手当等の関係ですけれども、今段階で私の手元にある、これは今の資料でございますので、そういった手当が出ているかどうかというのはここの中では、すみません、分からないというのが正直なところでございます。

以上です。

12番（池井 豊君） 分かりました。多分役員手当なんかもらわずにやっているのではないかなと思うのですけれども、そこら辺も正当にちゃんと経営者が経営のあれが取れるような仕組みになってもらいたいと思っております。

それと、経済波及効果、まとめてください。経済波及効果、ぜひそれを分かるようにしてもらいたいのと、あと予算額に対して売上げがいいような感じがするのですけれども、予算額1億1,400万円に対して、1億9,500万円なのですが、これはまだまだいけるとお思いますので、予算に対して売上げオーバーしているのでいいなと思っていないくて。たしか道の駅花夢里にある新鮮組という直売所、そこなんかも楽勝に億を売り上げているとお思いますので、まだまだ売上げの余地ありだとお思いますので、なお一層頑張ってもらおうように指定管理者に伝えていただきたいとお思います。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 消費税のことで伺いたいのですが、先ほどこれから消費税を支払わねば駄目だというようなお話がありましたが、令和2年10月開業して、10月、11月、12月と、これで1,000万円を超える売上げがあって、初めて納税業者を指定しますよね。実際に支払うのは多分2年後のはずなのです。その中からすると、この令和3年で消費税を払う必要はないと思うのだが、この辺どうですか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません。誤解を招いたかもしれませんが、今回令和3年の分は、さらにここから消費税を払わなければいけないという意味ではなかったのですけれども、今後そういった部分の経費も出てくる可能性がありますという意味でお伝えしたいという意味でお話しした部分でございます。

14番（高橋秀昌君） 大体答弁が不正確なのだ。あんた、私もびっくりしたのだ。令和3年だから、営業いつかなと思って聞いていたら、令和2年だというわけだろう。だって、ここからは払わなくていいということでしょう。違うのですか。全然話が違うではないですか。今後出てくるかもしれないではなくて、この状況に行けば、2年後からは明確に払わねば駄目なのです。そうでしょう。もっと答弁を真面目にやってもらいたい。

委員長、そういう点では、答弁、曖昧な答弁しないで、分からないのは分からないとはっきり言う。

委員長（藤田直一君） 明確に回答のほうをよろしくお願いをします。もし分からなければ、改めて後日でもいいですので、正確なる回答をお願いをいたします。

8番（今井幸代君） 先ほどの池井委員の質疑と関連するのですけれども、経済波及効果の、出し方と言うと変なのですけれども、総務省のほうとか国交省のほうで、そういった算出……

委員長（藤田直一君） もう少しマイクつけてくれますか。

8番（今井幸代君） 先ほどの経済波及効果というところで、その数字の出し方、計算もして試算もされているということなのですからけれども、何か総務省とか国交省のほうにそういった経済波及効果の算出のちょっとしたシートとかマニュアルみたいなのがあったりはするのですけれども、こういった形で今その試算や数値化をしようとしているのか、もしあれば教えていただけるとありがたいです。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今、今井委員おっしゃっていただいたように、国のほうなりのシートがあります。また、さらに新潟県は新潟県で独自の新潟県用のシートがありますので、その中に数字を入れると一応答えは出るのですけれども、個人的に思う数字ではないもので、その辺の経済の分かる方に少しご相談というかお話もしてみたりはするのですけれども、もうちょっと工夫要るかなという話としてはいるのですけれども、一応新潟県のシートがあるという、その前提で今やっています。

8番（今井幸代君） もし今、試算をされている、県のシートを活用して、まだ少し精査が必要というふうなことではあるのですけれども、現段階で出ている数字というのがどの程度のものになっているのか、参考程度に教えていただけるとありがたいなと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません。今持ってきませんでした。申し訳ございません。

14番（高橋秀昌君） 先ほどの続きなのですが、令和3年でいうと1,832万8,000円の純利益と言ったらいと思うのだけれども、利益が出ているのですが、一方で町が支出した委託費500万円が入っていますから、実質的には1,332万円になるのだが、このところの契約は、例えばこういう大きな黒字が出たら、年間売上げの黒字が出たら、500万円を出さないとか、あるいは500万円は出し続けるけれども、例えば1,000万円を超えたときには町にバックするとか、そういうような契約というのは何かありましたかどうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 当初指定管理者との契約の中では、そういった規定はなかったというふうに記憶しています。

今後の部分になりますけれども、当初は令和2年度はまだここまでの金額なかったですが、今後の部分、こうやって数字も出てきていますので、話のほうをしていくのは当然のことかなというふうに考えています。

14番（高橋秀昌君） 頑張っている業者でもあるのだが、しかし町のほうはこれだけの利益を団体としては売上げているが、町自身も相当数の出費をしているわけですよ

ね。そういうことも鑑み、そういう点はしっかりと検討する必要があると思います。ただし、年間で利益が1,300万円程度ですから、月割にすると100万円ちょっとなのだ。利益なのだけれども。そういうこともあるので、しゃにむにああせい、こうせいという考え、私の中にはないのだけれども、実際に町も相当数投下しているわけですから、そうした点で、正面から議論していくことが必要ではないかということ了指摘しておきたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今の部分、先ほどの話にも関係しますけれども、当然、今500万円という数字を決めたときも、指定管理料は実際に事業を運営してみないとなかなか見えないという中でたしか決めさせてもらったという記憶がございます。今回こういった形で通年で、まず数字が出てきております。これ事実ですので、これを基にして今後の指定管理料をどういった在り方にするのかというのは当然向こうと話さなければいけないなというふうに考えていますので、また来年度予算案にも関係してきますけれども、また何かの機会でこの話をご報告、また協議させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長（藤田直一君） それで、先ほど渡邊委員からは総括質疑ということでありましたので、では後からお願い出してください。

それから、池井委員のほうから経済効果についての数値、まとめたの提出依頼がありました。これいつまで……

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） いつ頃まで。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 一緒。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 池井委員もそうだったよね。出してもらいたいという話でしたよね。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 精査してからね。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） では、後でね。分かりました。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） なければ、7款については終了いたします。

続きまして、13款、説明をお願いします。

農林係長（長谷川 暁君） 続きまして、決算書196ページ、197ページ、主要施策の成果については60ページになります。

13款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目林業施設災害復旧費になります。この項目につきましては、8月の豪雨により被災した林道の復旧に係る経費のため、専決補正処分で318万2,000円の予算をお願いし、支出額については277万6,640円、不用額については40万5,360円となっております。内容としましては、12節委託費ということで104万3,900円の支出をしております。林道茗ヶ谷線復旧に係る実施測量設計に係る委託料となっております。

続きまして、14節工事請負費になりますが、林道土場線、林道茗ヶ谷線、林道護摩堂線のそれぞれの災害復旧に係る費用ということで、合計104万3,900円を支出しているものでございます。

説明、以上になります。

委員長（藤田直一君） 説明は終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑はありませんので、13款につきましては終了いたします。

では、産業振興課ご苦労さまでございました。

それでは、4款の説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） お疲れさまです。私この春より地域整備課長になりました宮嶋と申しますが、よろしく申し上げます。また、課長になって初めての決算委員会ということでありますが、説明に当たりまして不慣れな点もございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速説明のほうに入らせていただきたいと思います。主要施策の成果の説明書については37ページのほうからになりますし、決算書のほうは111ページになります。下のほうになりますが、4款衛生費ということで、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルス対策費の中の住まい快適リフォーム補助金事業であります。18節負担金補助及び交付金といたしまして、決算額701万8,000円の支出をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります施政方針における主要事業成果の一覧の16ページのほうを御覧いただきたいと思います。16ページの一番上のところになりますが、住まい快適リフォーム事業につきましては、対象経費の5分の1を上限に、15万円

のリフォーム補助ということで実施いたしました。件数といたしましては51件であり、決算額としましては、先ほども申し上げましたが701万8,000円ではありますが、これに伴います総事業費については8,029万7,383円となり、成果といたしましては、右側になりますが、町内施工業者を利用したリフォーム工事やコロナ禍における生活様式の変化に応じた工事の経費の一部を補助し、町内施工業者の需要の創出と地域経済の活性化を図れたというふうに思っております。また、町の評価といたしましては、アンケート結果となりますが、町内施行業者の94%が経済循環につながったと回答していることから、地域経済の活性化にもつながったと考えております。

以上で4款の地域整備課分の新型コロナウイルス対策費の説明について終わりたいと思います。

委員長（藤田直一君） 4款の説明が終わりました。

質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） 伺います。今のリフォームの件なのですが、新型コロナの関係で出されたものですが、これ持続的にも非常に重要だと思って受け止めているのですが、そこで伺いたいだけでも、住民の要望については100%、言わば利用できたと、つまり断った例はないというふうに受け止め方でよろしいでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 補助対象要件ですとかそういった部分で、例えば工事が先に終わってしまったとかいった部分は対象外ですけども、申請期間の中で出てきたものに対してはみんな対象ということで行っております。

委員長（藤田直一君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑ありませんので、4款につきましては終了いたします。

続きまして、6款、説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、6款1項5目農地費の関係の国土調査事業について、説明をさせていただきます。主要施策のほうは40ページになりますし、決算書のほうは126ページ、127ページを御覧いただきたいと思っております。

127ページのほうの中段になりますが、国土調査事業につきまして説明させていただきますが、補正後の予算額の合計といたしまして720万3,000円になりまして、支出額については698万8,496円の支出をさせていただきました。主な内容といたしまして、12節の委託料、地籍調査業務委託料として517万円になりました。この内容につきましては、上吉田の一部の調査区域ということで、調査面積といたしましては0.02平方キロメートル、2万平米となりますが、実施させていただきました。

なお、令和3年度調査により、国土調査事業の進捗率については25.4%になっております。

以上で6款の地域整備課の部分ということで終わらせていただきたいと思います。

委員長（藤田直一君） 6款の説明が終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑はありませんので、6款は終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

それでは、休憩に入りたいと思います。

午後2時27分 休 憩

午後2時44分 再 開

委員長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8款、説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、引き続き地域整備課の8款土木費の関係についてご説明いたします。

お手元に配付しております主要施策の成果の説明書に沿って決算のほうをご説明させていただきたいと思います。主な内容のものをご説明申し上げますので、よろしくをお願いします。

それでは、8款土木費の説明をさせていただきますが、主要施策の成果については44ページからになりますし、施政方針における主要事業成果一覧のほうは16ページとなり、決算書は140ページ、141ページのほうを御覧いただきたいと思います。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費については、予算現額計の4,532万9,000円に対し、支出額が4,477万4,319円となりました。この主な内容につきましては、備考欄のほうを御覧いただきたいと思います。こちらは人件費等で経常経費となってしまうので、説明のほうを割愛させていただきたいと思います。

続きまして、2目道路維持費についてですが、予算現額計の1億1,093万4,000円に対し、支出額が1億815万8,277円となりました。主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思います。こちらはそれぞれの各地区の区長からの要望をいただいた箇所、それから地域整備課のほうで大きな道路、幹線道路の整

備を計上している科目となっております。

まず、一番下の道路維持総務事業の関係ですが、こちらの決算額として1,410万4,643円となりました。主な内容を申し上げますと、次のページ、ページ1枚はぐっていただきたいと思いますが、142、143ページになりますが、12節委託料、道路維持管理業務委託料として966万2,745円、こちらは町道における草刈り業務、それから毎月2回行っている道路維持作業ということで、業者から道路の穴埋め、それから水路の点検等に回ってもらっております。それらの経費のほかに、立ち木の剪定、伐採に関わる委託料として、その下の羽生田・横場線他2路線除草作業委託料として、土地改良区のほうに委託しております。羽生田・横場線それから本田上・横場線、川ノ下・後藤3号線、こちらの3路線の除草剤の散布について委託をさせていただいている内容となっております。

続いて、ひし形のほうの印の道路維持その他事業の関係でございますが、こちらが決算額としまして753万5,234円となりました。主な内容と申し上げますと、17節備品購入費として小型除雪車用の草刈り装置ということで、493万9,000円の更新をいたしました。こちらは、機械の老朽化に伴い草刈り装置のアタッチメントのほうの更新をさせていただきました。

続いて、具体的な工事の関係のところは今度入っていくわけですが、側溝改良工事事業ということで、決算額といたしまして1,173万5,900円、こちらのほうは本田上・中8号線ほか4路線、合計いたしますと5件の側溝改良、新設補修等の工事をさせていただきました。

続きまして、舗装補修工事事業として決算額として3,982万8,800円、こちらのほうは本田上・横場線、下横場地内になりますし、ほか4路線ということで、工事の本数としては6本の舗装補修など、道路維持管理工事の内容となっております。このうち6本のうち2本が本田上・横場線の下横場地内の田上農免道路というところで工事のほうをさせていただきました。

続きまして、ページのほうはぐっていただきまして、決算書のほう144、145ページを御覧いただきたいと思いますが、防護柵設置工事事業の関係であります。決算額といたしまして390万9,400円、この関係につきましては中店・後藤1号線ほか4路線の合計5件のガードレール等における防護柵ということで工事のほうをさせていただきました。

次の区画線標示工事事業ですが、決算額といたしまして103万4,000円、内容といたしましては下吉田・原ヶ崎線ほか1か所の路面標示に関わる区画線の工事のほう

をさせていただきました。

それから、消雪パイプ工事事業ですが、決算額として108万9,000円、内容といたしましては役場前・大原線と松葉3号線、羽生田地内になりますが、2か所の消雪パイプのメインパイプのほうの延長を延ばした工事ということでさせていただきました。

それから、路肩保護工事事業ということで、決算額として75万9,000円、内容といたしましては保明・後藤線ほか1路線の2本の路肩保護の工事をさせていただきました。

それから、1つ飛びまして、道路維持その他工事事業の中の14節工事請負費、その他工事として、坂田・湯川1号線の横断側溝布設工事ということで7か所、ほか7か所ということで396万7,700円を道路維持に関わる工事を実施いたしました。

次に、道路メンテナンス事業の関係ですが、こちらが決算額といたしまして1,412万1,800円となりました。主な内容を申し上げますと、12節委託料の橋梁定期定期点検業務委託料として567万6,000円、こちらは町道の橋梁に関わる維持管理、修繕計画の実施をするため点検調査を行ったものであります。それで、町内の橋梁ということで178橋であります。それを5年間かけて全部点検するという内容になっております。二回り目ということになっておりまして、令和3年度につきましては、49橋の点検をさせていただきました。

それと、14節工事請負費の橋梁長寿命化修繕工事であります。844万5,800円あります。その内容といたしましては、5年に1回の橋梁点検において、悪い箇所ということで修繕をしていく内容となっており、道路メンテナンス事業ということで、橋梁ですとかトンネル、舗装などをおおむね5年に1回のサイクルで直していくような形で進めさせていただいているところでございます。

それで、今回は羽生田郵便局脇の羽生田・中2号線（大道郷橋）と、それから坂田・上吉田地区公園付近の上吉田・中6号線（無名橋26）となりますが、2か所の修繕工事のほうをさせていただきました。

ページをはぐっていただきまして、146ページ、147ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

続きまして、3目除雪対策費についてですが、予算現額計の9,867万5,000円に対しまして、支出済額が9,497万6,749円となりました。不用額として369万8,250円残っているわけですが、この除雪費の関係ですが、2月に全員協議会を開催させていただき、専決をお認めいただき、ありがとうございました。その専決の状

況につきましては、2月18日付けで2,000万円の専決をいただきました。結果的に歳出で431万円ほど残りがありまして、これを3月31日付けの専決で落とさせていただきました。令和3年度における除雪の出動回数についてであります。早朝除雪が車道で4回、歩道で3回、日中が車道で3回、歩道で3回、出動回数としましては、車道分で合わせまして7回、それから歩道分で6回というふうなことになりました。総降雪量といたしましては247センチということで、直近で一番多かった年というのは令和2年度ですと412センチというふうになってございます。

それで、除雪対策事業ということで、決算額として8,929万1,447円となりました。主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、それぞれ雪に関係する経費のほうを支出させていただいたわけでございますが、12節委託料の除雪委託料であります。5,870万6,505円の支出をさせていただきました。

それから次に、除雪対策その他事業といたしまして、決算額としては568万5,302円となっております。この内容につきましては、10節の需用費で、除雪機械、車両の整備点検とか修理、修繕に関わる費用のほうを支出させていただいております。このようなことで、冬季道路交通の確保を目指し、融雪施設の維持管理と機械除雪の確保に重点を置き、降雪時の生活道路の確保に努めてまいりました。

続きまして、4目道路新設改良費になりますが、予算額計の5,582万5,000円に対しまして、支出額が4,173万4,990円となりました。主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、ひし形の2つ目、下のほうになりますが、道路改良工事事業として保明・後藤線と、次のページ、148、149ページになりますが、同じく保明・後藤線、こちら下中村地内、先ほど後藤地内ということですが、ほか1路線ということで、3件の工事のほうをさせていただきました。金額にいたしますと1,005万7,300円ということで、道路改良工事をさせていただいた内容となっております。

その下の社会資本整備交付金事業につきましては継続事業となりますが、下横場地内の保明・後藤線路肩拡幅工事の3本の路肩拡幅工事のほうをさせていただきました。金額にいたしまして3,070万6,500円を支出させていただきました。内容としましては、路肩の拡幅に伴い、道路舗装の新設を行い、環境等の改善を図った内容であります。この事業は補助事業になっているわけですが、補助率といたしましては52%というふうなことでございます。

続きまして、2項河川費、1目河川総務費になりますが、予算現額105万4,000円に対しまして、支出額が104万272円となりました。主な内容につきましては備考欄

のほうを御覧いただきたいと思いますが、河川総務事業といたしまして各種負担金ということで経常経費になっておりますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

次に2目の河川改良費になりますが、予算現額の2,129万5,000円に対しまして、支出額は1,980万5,853円となりました。この内容につきましては、河川改良が主な内容となっており、その内容としては法面の復旧工事や浚渫工事をさせていただいている内容となっております。

それで、備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、ひし形の2つ目のところになりますが、河川改良工事事業ということで、決算額といたしまして327万8,000円、こちらのほうは茗ヶ谷川と町内の調整池2か所の合計3件の河川改良整備として工事のほうをさせていただきました。

続きまして、一番下のところでございますが、河川改良法面復旧工事事業の関係であります、決算額といたしまして187万円、この関係につきましては次のページ、150ページ、151ページになりますが、茗ヶ谷川、清水沢地内になりますが、河川の法面復旧の工事をさせていただいた内容となっております。

次に、河川改良浚渫工事事業ですが、決算額といたしまして14節の工事請負費715万5,500円、内容としましては古屋敷排水路、本田上地内となりますが、ほか5河川における河川の浚渫工事、合わせまして6件をさせていただいた内容となっております。

その下の河川改良その他事業として、小熊沢川支流河川補修工事として47万8,500円の工事をさせていただいた内容となっており、これにつきましては小河川、水路の維持補修等工事を行い、災害の未然防止等の環境整備のほうに図ったという内容となっております。

続きまして、3項都市計画費、1目都市計画総務費になりますが、予算額計の30万円に対し、支出額が24万5,617円となりました。その主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、土地利用事業としましてこちらのほう、主に事務の関係の経常経費になっておりますので、説明のほうを割愛させていただきたいと思います。

次に、2目の公園管理費になりますが、予算額計の527万7,000円に対し、支出額が507万3,001円となりました。主な内容につきましては、公園の管理の経費ということで、こちらのほうも維持管理に伴う経費の関係で経常経費となっておりまして、説明のほう割愛させていただきたいと思います。

次に、ページをはぐっていただきまして、152ページ、153ページのほうを御覧いただきたいと思います。備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、公園その他事業ということで、決算額といたしまして227万4,826円となりました。このうち14節工事請負費として73万7,000円の支出のほうをさせていただきました。内容につきましては、川船河地内の翠台団地第二公園となりますが、あずまやの設置させていただいた内容となっております。

それから、3目の下水道対策費につきましては、当初予算額1億9,837万9,000円、補正予算額497万8,000円、予算現額といたしまして2億335万7,000円に対しまして、支出額が2億335万7,000円となりました。この関係につきましては、下水道対策事業としまして27節繰出金ということで、下水道会計のほうへの繰出金になっておりますので、下水道事業特別会計のときにご説明をさせていただきたいと思います。

8款の土木費については、説明のほうは以上となります。よろしく申し上げます。
委員長（藤田直一君） 8款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをします。

2番（小野澤健一君） 2つ質問させてもらいます。

一生懸命道路の改良、補修、そういうのやってもらっているのだけれども、道路に穴が空いてパンクしましたというのが二、三件あったし、最近グレーチングが外れてタンクに突き刺さって修理しなければ駄目だと、こういうのがありました。なかなか不可抗力の部分もあるのかもしれないけれども、今回たまたま人身的なものではなかったからよかった。例えば自転車に乗っていて穴に落ちて、頭を打って死にましたなんていうことになると、大変なことになる。限られた人間の中で町内全域をパトロールできるかということになると、物理的になかなか大変なのだろうけれども、こういった事件を一つの契機にして、危険箇所を徹底的に探して修繕をするという、私、方針を立てる必要があると思う。これについて、課長の考えを伺いたいのが1つ。

それから、もう一つは、橋の修繕です。今年の8月25日の日報の記事にあったのだけれども、道路橋と言われるもので本部修繕をしなければ駄目な部分で43%が未着手だと、全国的に見ると、こういう記事が載っていたのです。田上町の場合は、今の説明だと計画にのっとってやっていると、こういうお話なのだけれども、本来やらなければならないのが予算的なものでまだやっていないのですというものがあるのか、ないのか、これ分かったら教えていただきたい。

以上2点です。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ただいまの1つ目の道路の修繕する方針、考え方ということでございますが、まず今現在の状況についてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

地域整備課といたしましては、職員が月2回、半日程度となりますが、2人1組で班体制を組んだ中で、町内における道路、それから河川、それから調整池と、いろいろあるわけでございますが、施設のほうをパトロールという形で巡回させていただいております。それと併せまして、業者委託ということで、業者のほうにも道路維持等管理修繕業務というような形で、重複しないのですけれども、そういったことで、それも月2回ということでパトロールのほうをさせていただいた中で、直営でできる部分については、道路の舗装の穴とかそういった部分は、簡易なものについては私ども職員が対応しております、すぐに。大きなものというか恒久対策が必要なものにつきましては業者のほうにお願いして修繕している内容でありますので、今回の議会の初日で報告案件ということで事故の報告等があったわけでございますが、こちらといたしましても目が行き届かなかった分大変申し訳なく思っております。以後気をつけたいと思いますが、私どもは私どもでやっておりますので、その辺、至らない部分があったかもしれませんけれども、すみません、よろしくお願ひしたいと思ひます。2点目の橋梁の未着手の関係でございますが、私お答えできませんので、担当の菅家係長からお答えさせていただきたいと思ひますので、お願ひします。

施設整備係長（菅家康生君） 2点目の橋梁点検の状況について説明させていただきます。

現在2巡目の橋梁点検ということで、今年度がちょうど2巡目の最終年度の年になっております。それで、令和3年度末の段階で、全体178橋のうちの147橋の点検が終わっております。その中で、健全度が1から4まで判定基準があるのですけれども、そのうちの健全度1、健全判定というものが66橋、パーセンテージにして44.9%になります。2の予防保全というものになるのですけれども、そちらが54橋で36.7%、判定3で早期措置というものがあるのですけれども、そちらが全体のうちの27橋、18.4%、緊急措置が必要な4判定というものはうちの町には一切ありません。

現在3判定の早期措置と言われる27橋に関しましては、年間に1橋ないし2橋程度にはなるのですけれども、修繕のほうに着手して、少しずつ判定の悪い橋梁を減らしていくような形で今動いております。

以上になります。

2番（小野澤健一君） 事故は、一生懸命あなたたちがやっていないと私は言うつもりはない。役場の職員も田上町に在住の人が結構いるのだから、例えばそういう人の情報であるとか、そういう見方をしないと駄目だと思う。地域整備課だけがやるのではなくて、町民の生命と財産を守るのが役場の大きな役割なのだから、それは町民課であろうが、保健福祉課であろうが、田上町に在籍している人たちのそういった目も借りてやるべきだろうと思う。決して人身事故が起きないように、ひとつ目を光らせて、例えばラウンドアバウトから土手に上がる道なんて、端を通るとがたがた道になっている。そこもがたがた道になっているし、信号の手前。だから、そういったところは、直せるものは早く直していかないと、何かあってからでは遅いと思います。

それから、橋についてはそういった緊急的なものはないということで安心しました。でも、車で通ったら橋が落ちたなんていうわけにいかないのだから、橋はなかなか、下から見たりとか、結構面倒みたいなのだね、点検が。そういうことで、これも役場の職員の地元に住んでいる人たちの目であるとか、あるいは町民のそういった目とか、そういったものを活用しながら、事故のない地域整備をやっていてもらいたいなというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いします。

14番（高橋秀昌君） 道路関係の決算のことで伺いたいのですが、毎年、各区長たちから相当数の要望が上がってくるけれども、多くの部分が採択されずに事実上7割から8割が残されていくという事態が起こっていることは、そちらのほう承知していると思うのです。それで、口を開くと、緊急度の高いものからという言い方をします。私が地域の人たちの話を聞いて現場を見ると、緊急度ってどういうふうに見るのだということになると、U字溝で排水が排水されない、これ緊急度ってどんななのといったら、ほったらかしていても臭いがする程度で我慢できるし、我慢しなければならぬし、命に別状はない。だから後回しになると。10年たっても20年たっても後回しになるというケースが結構あると聞かされています。

そこで、一番なのは予算を増やすことです。ざっと令和3年度見ましたら、河川を除いて、道路関係で、あなた方の委託費とか賃金を除いて、工事だけで見ていくと9,700万円余り、約1億円近い。実際に前の課長が努力されて、少しずつ増やしてはいるのだけれども、それは予算の範囲内でやらなければ駄目だから、一気に約1億円を2億円にすることはできないというのは私としても分かります。

では、どうするのだということですか。そうすると、地域の人たちが納得できる回

答を出す。では納得できる回答って何だろうということ。そうすると、残念ながら、採択されませんだけでは納得しないのです。大事な点は、あなた方の基準をもう少し詳細にした上で、そして一定の順位をつける。もちろん毎年新しいの出ますから、順位のつけようがないではないかという理屈は分かります。でも、一旦順位をつければ、例えば100位になったと、この100位の人は実は10年前から出ているのに100位になったというケースはあり得ると思うのです。そうすると、新しいのが出てきたときに、それを101位にするかどうかというのはそちらの裁量です、現場を見て。新しいの出てきたけれども、これは10年前に出た100番なのだけれども、これは危険だからやらなければならないということになれば、順位を上げざるを得ないでしょう。そういうことが、区長を通じて地域の人たちに伝わるという仕組みをつくる以外に方法ないと思うのです。口を開けば、危険度から、緊急度からと言うが、では緊急度、危険度、どうなるのだというのは全然伝わっていないし、もう区長たちもあきれている側面がありますので。

私は、予算を上げればいいという単純なものではないと、それはもう切りがないのだから。上げることは大事だと思います。でも、福祉やそういうほかの予算や人件費みんな削って、それだけするわけにいかないわけだから、総合的に見なければならぬのだから、いかに地域住民の人たちが、ああ、それだったらやむを得ないよねと言えるような仕組みをつくるかが大事だと思いますので、ぜひそういうところに着手してもらいたいのだ。実は前の課長、順番を作れと言ったら、首をかしげて、うんと言わなかったのだ。そのつくり方もいろいろあると思いますので、ぜひ検討してみてくださいませんか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 9月、区長要望ということで、既に来年度要望のほうも終わっているわけですが、そういった話で昨年度から、区長には、できなかった理由ということで回答しているという部分もございます。確かに順位ですとか基準という明確な部分はございません。ないので、今後の部分といいますか、そういった部分を何らかの形的にできればいいかと思うのですが、そこが非常に難しい。点数制がいいのか、マル、バツ、三角がいいのかというか、そういった部分で検討する必要があるかと思っておりますので、考えさせていただきたいと思っております。

14番（高橋秀昌君） 確かに言われたように面倒なのです。仮に1があって10があると、聞いた人は「何で俺んちは10で、おまえんとこ1なんだ」、こういう論理あるでしょう。そこをいかに理屈をつけて納得してもらおうか、この視点が大事だと思います。終わります。

議長（小嶋謙一君） 今のとちょっと関連するのですけれども、私は地区要望と、不用額を何とか活用できないのかと思ってお聞きしたいのです。それは、決算という会計のほうでは皆さんそういう取決めがあるからこういう形なのだろうけれども、例えば道路の白線とか、結構、町内の道路もみんな線が消えているのです。そういうところを、例えばページ143ページにあるように不用額が166万円ほど残っています。そういったものを活用して、何とか少しずつでもそういうところの事業ができないのかということ。あと、除雪の関係で言えば、毎年皆さん電話が来ると思うのだけれども、消雪パイプの穴が噴水になっているところ結構あると思うのだけれども、そういうところでも、除雪の関係では不用額が300万円からありますけれども、そういうところを活用して点検とか修繕というものをもっとできないのかということなのですが、除雪は時期的にはもう年度末、3月、それからになってくると時間的にタイムラグが、それは難しいのかもしれませんが。そうしたら、逆に言うと、その経費を残しておいて次に繰り越すとか、そういった形でもって手当て、予算手当てとかというのをやれば。という手も、私、素人から見ればそういうことも思いつくだけれども、その点どんなものでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） おのおのの項目に予算があって、あっちやったりこっちやったりという部分をなかなかできない部分もございます。それで、この不用額、おっしゃるとおり分かるのですが、活用していただきたいというお話ですが、ほとんどが年度末にいきましての、請負差額の部分で不用額が残っているような状況となっておりますので、活用できる部分は、この残のお金というか、残る部分で何とか維持とかそういった部分、修繕とかで利用していきたいと思っておりますが、よろしくをお願いします。

議長（小嶋謙一君） そういうことなのです。年度ごとでまたぐことはできないということは分かるのです。だから、言ったように私素人だからなのですけれども、例えば残しておいて、例えば白線引いたり、消雪パイプの修繕とかというふうに残しておいて回すということは、システム上皆さんのほうでできないということなのですか。もともと予算でもって、その事業でもって取っていたお金なのだから、不用額として残ったら次の年に回してやるとか、上乘せしてやるとかというできないのでしょうか。改めることはできないか。要するにできなければできないと言われればそれまでだけれども、改めてそれ直すことはできないのかということなのです、システムを。

地域整備課長（宮嶋敏明君） おのおのの消雪パイプ事業とか、区画線ですとか、いろ

いろと事業があるわけですが、そういったものについての予算づけしているものでございますので、その部分の関連する部分であれば不用額は利用できるというような回答でお願いしたいと思っております。

3番（品田政敏君） 2点聞きたいと思っております。

決算書145ページの道路メンテナンス事業のところ、委託料、工事請負費、括弧、町内というのは、これどういう意味なのですか、まずそこをお聞きしたいのです。町内外なんていうのはあるのですかということなのですが。

それともう一点、中轉工業団地、区長からも、今年もう要望が出ているのだろうと思っております。あそこの未舗装の道路があるのを舗装してもらいたいというのがあったのだろうと思っておりますが、私内々に前聞いたとき、あれは町が造ったのではないということをおっしゃっていて、町道であるのか、ないのか、その1点確認したいです。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 2点ほどあったかと思っておりますが、まず2点目の中轉工業団地の関係でございます。誰が所有者かということでございますが、恐らく言っているのは、今図面も何もないのであれなのですけれども、町道というか町管理というような形でなっているかと思っております。

それから、1点目の道路メンテナンス事業の関係で、145ページの町内の関係でございますが、それにつきましては、担当係長のほうからお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

施設整備係長（菅家康生君） 1点目の道路メンテナンス事業の委託料、点検業務委託料（町内）と、工事請負費の最後に町内ということにお答えします。

点検委託及び修繕のほうなのですけれども、1か所だけではなくて複数箇所、点検に関しては令和3年度は49橋やっていますし、修繕のほうに関しては2橋やっています。という形で、具体的にどこどこという場所が書きにくいもので、町内という書き方にさせていただいております。

2番（小野澤健一君） さっき議長が言ったのを、尻尾切れになったような気がするのですが、私がもう一度聞きたいのだけれども、確かにこの工事で幾らという予算を組む。けれども、その工事が終わってしまえば、最終的に幾らだったかという不用額が出るわけだ。ということは、その工事を早くやった工事について不用額の、足りないというのはあるかもしれないけれども、幾ら余るといのが分かる。それは、私が総括質疑であれなのだけれども、不用額の予算の執行の管理をしっかりとしていれば、早い段階で不用額が分かれば、議長が言われたようなもの、要は補正予算を組んだりとかで対応できると思うのだ。それを3月31日までぎりぎりまで持ってくれば、

ここで終わりなので、ああ、余ってしまったと、何もできないという形なのだけでも、工事を早くやることによって予算執行額が決まって不用額が分かれば、その不用額をもってしてほかの事業をやるというか、それが出来上がるのではないかと。だから、議長が多分言われているのは、やみくもに何とかこうとかではなくて、そういう形で余らすのではなくて、有効にそういうのを使ったらどうかと、こういう形なので、だから予算の執行状況を徹底的に把握をし、前倒していろんな事業をやる中で、年度末の中で時間を取って、その中で補正予算とかを組みながら白線に、お金余ったから白線引くお金があるではないかと、ではそれをやろうではないかみたいなの、そういう形でやったらどうかと、こういう多分趣旨だろうと。だから、やみくもにそれできないとかということではないと思うのだ。だから、それはやるように体制整備というか、そういうのをやる必要があるのではないかというふうに思うのですけれども。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ただいまの不用額について、有効に活用してという部分でございます。

同じ事業の中でということであればそれなりに対応していきたいと思っておりますが、当初予算においてはおのおの、何々工事、何々工事という項目がございます。それに予算づけをさせて執行しているという部分でございますので、その辺で、緊急を要するとかそういった部分で、これは必要だということで不用額があるのであれば、また対応はしていきたいと思っております。

以上です。

2番（小野澤健一君） そういうことで、有効に、どうやったら使えるかということ在必死になって考えてやって。はなから駄目、あるいは形式上こうだから云々というのではなくて、やっぱり有効に使って初めていいと思う。ただ、できないものまでやれなんて言っていないです。うそ言って、こっちにお金流用してなんてそこまで言っていないので、そこは知恵の出どころだろうと思うので、せっかく計上した予算なのだから、それを有効に、資金ロスがないように使って、町民の生命と財産を守ると、こういうやり方をやってもらいたいなというふうに思っています。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今言われたとおり、予算の部分を見ながら、有効に利用していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

5番（渡邊勝衛君） 今ほどの話なのですけれども、決算書143ページ。この関係で、工事請負費の不用額が166万2,400円です。その前のページを見ますと道路維持費と、2目の道路維持費と言われておりますけれども、これに関しては例えば早く入札を

して、もしそこにおいて不用額が150万円とか160万円出れば、そこにほかの工事を入れることができるという解釈でいいですか。

(何事か声あり)

5 番 (渡邊勝衛君) 決算書の143ページでございます。14節工事請負費があつて、不用額166万2,400円と記載されております。これは、道路維持関係のところでは余ったお金になるわけなのですけれども、これをほかの、次に危険なところがあるというところに投入ができるということで理解していいのでしょうか。例えば140万円なのか130万円なのか分からないけれども、言っていること分かる。

(何事か声あり)

委員長 (藤田直一君) 暫時休憩いたします。

午後3時30分 休 憩

午後3時34分 再 開

委員長 (藤田直一君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

地域整備課長 (宮嶋敏明君) ただいまの決算書143ページの工事請負費ということで、14節166万2,400円、これを使えないかということだと思つておりますが、この中には各事業、おのこの工事請負費がございます。例えば道路維持その他事業ですとか側溝改良、それぞれ路線名もあります。それで、工事の発注時期もありますし、全体での請負差額ということで不用額としてこういうふうに出てきている状況であります。まず、それを一気に春に工事発注できるかということではなりませんので、その辺ご理解していただきたいと思つています。どうしても四半期に分けて工事を発注している都合があるので、12月発注とか1月発注のものの中にはあるという部分で、最終的には最後に行かないと金額が押さえられないという部分も一つはありますし、あとほかの節ということであれば、今度流用、予算の流用ということもしていかなければ、そういうふうな対応も出てくるということでご理解をお願いしたいと思つています。

委員長 (藤田直一君) ほかにございませんか。

(なしの声あり)

委員長 (藤田直一君) では、私1ついいですか。除雪についてなのですが、昨年一昨年もそうなのですけれども、特に昨年、地元では朝出たつきり、夕方まで除雪車が来なかったという経過が2回ほどありました。その要因として、お願いしたのが結局、雪の当初の降雪時は少ないので大型の除雪車は十分通れるのですが、ある程

度降雪があると、大型の除雪車がなかなか押して動けないという、大き過ぎて。道路の割には大き過ぎるといふ大型のタイヤショベルがなかなか今度は動きにくいという状態があったといふふう聞いています。ですから、毎年のことであるから除雪業者も替わるからそういうことも起きるのか、それともオペの未熟さもあるのか関係するかもしれません。またあわせて、道理に合った除雪車を導入をしていただくのが一番いいのかなと。その辺は苦情として結構来たのではないかといふような、その辺を次の除雪計画を立てるときには考慮して、いろんなそういう対策を含めた中で路線への機械投入もしっかりと検討していただければといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 確かに除雪車が大き過ぎるといふことで、どこの路線でバケットなのかマルチなのかといふ部分で分からないのですけれども、何トン車なのかといふのもあるのですけれども、近年の大雪で道路幅員が確保できない、狭くなるというのも確かにあるかと思えます。ただ、町としましては、除雪会議の前にオペレーター会議といふことで、町内の道路の何トン車といふことで割り振りさせていただいた中で、オペレーターのご意見も聞いた中で決定させていただいているところでありますので、その辺、藤田委員長が言われるようなことであれば、後ほど要望でも検討するといふ部分はお聞きしたいと思えます。

委員長（藤田直一君） お願いします。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） なければ、8款の質疑は終了します。

続きまして、13款、説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、地域整備課の13款災害復旧費関係についてご説明いたします。お手元に配付しております主要施策の成果の説明書に沿って、決算のほうについて説明をさせていただきたいと思えます。主な内容のものについてご説明を申し上げますので、よろしくをお願いします。

それでは、主要施策の成果については60ページになりますし、決算書のほうは194ページ、195ページのほうを御覧いただきたいと思えます。13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目災害復旧費については、令和3年7月27日付けで専決処分した補正予算額の31万8,000円、それから継続費及び繰越事業費繰越額といたしまして287万1,000円、予算額計の318万9,000円に対しまして、支出済額が293万1,031円となりました。この主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いた

だきたいと思いますが、18節負担金補助及び交付金として、小規模崩壊防止工事補助金ということで、山田地内分で31万7,790円、上野地内分で繰越分ですが261万3,241円の支出のほうをさせていただきました。こちらにつきましては、令和2年12月、上野地内及び令和3年7月、山田地内の大雨による、上野のほうは通称造坂、それから山田地内はホテル小柳ですが、小規模崩壊の発生がした箇所の工事に対して補助金のほうを支出させていただいた内容であります。

続きまして、ページのほうをはぐっていただきまして、決算書の196ページ、197ページのほうを御覧いただきたいと思います。2目道路橋梁災害復旧費についてですが、9月補正でお願いしました補正予算額の629万7,000円に対しまして、支出済額が597万5,331円となりました。主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、道路橋梁災害復旧事業といたしまして、14節工事請負費259万2,700円、それから川ノ下・二ノ沢線ほか4路線、合計6件の災害復旧工事をさせていただきました。

続きまして、3目河川災害復旧費についてですが、これも9月補正でお願いしました補正予算額の344万4,000円に対し、支出済額337万8,100円となりました。主な内容につきましては備考欄を御覧いただきたいと思いますが、河川災害復旧事業といたしまして、14節工事請負費113万8,500円、清水沢川ほか1河川の合計2件の災害復旧工事をさせていただいた内容となっております。

13款の災害復旧費について、説明のほうは以上となります。よろしく申し上げます。

委員長（藤田直一君） 13款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いいたします。

2番（小野澤健一君） 上野の造坂の件、何回も言うようだけれども、これは最後に言っておきますけれども、あそこというのは町道で、通学路でもあった。崖崩れの危険性があるということで、上野地区から数年にわたって地区要望を出していたにもかかわらず、その対策を講じなかったがために崩落をしてしまって、3か月間、通行止めだった。非常に通学路があそこで止まると下道を通らなければ駄目だから、子どもたちにとってもかなりの迂回だった。我々、そこに生活をしている人間とってみても、あそこが通れないがためにもものすごく大変な思いをし、したがって何が言いたいかというと、地区要望は幾つもあるし、さっき高橋委員も言ったようななかなか優先度がつきかねるといふのがあっても、やはり我々のほうからしてみれば、あれだけ長年にわたって言ってきたにもかかわらず、何もしない、通行止め、

崖崩れになりました、だから通行止めになります。けれども、あそこって昔バスも通って、田上の町の幹線道路なのだ。今言ったように通学路でもあって、非常に大事な道路にもかかわらず、2か月、3か月、それは地主の地権者がいる関係で工事云々はあるのだけれども、やはり応急的な対策を講じておくべきだったと思う。したがって、さっきのパンクの例ではないけれども、こういったリスクに対してはもう少し敏感に受け止めて、こんなのできないよなんていう変な低い蓋然性を持つのではなくて、絶対これ起きる可能性は十分あるのだというふうな中で物事を見ていかないと、人が通っていて崖が崩れたら、あれ小学生なんてどっかかに寄って必ず歩いているものだから、崩れてきてけがしました、かわいそうですねというわけにいかない。だから、そういったもののリスクというのは、石垣がある地域は上野地区であまりないのだ。たしかないのだけれども、その中で、地元でも危険視したものが顕在化したということは、やはりこれ重きものとして受け止めていただいて、今後そういうことがないように、していただきたいなというふうに思います。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑ありませんので、13款は終了します。

続きまして、下水道事業特別会計について説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、続きまして田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず最初に、令和3年度における事業概要についてお話のほうをさせていただきたいと思います。下水道事業につきましては、既に田上処理分区及び嶋・興野処理分区の整備が完了しており、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目指し、加入率の向上と下水道施設の適正な維持管理を図りました。

主な事業としては、今後の下水道施設の改築更新の実施のため、ストックマネジメント基本計画策定業務の委託を行いました。また、公営企業会計移行業務委託において、令和6年度以降の下水道事業の特別会計地方公営企業法の適用に向けて、固定資産調査の作業を行わせていただきました。

それでは、お手元に配付しております主要施策の成果の説明書に沿って、説明させていただきたいと思います。主な内容のものを説明申し上げますので、よろしくお願いたします。主要施策の成果の説明書については62ページからになりますし、施政方針における主要事業成果一覧については21ページになります。まず説明のほうは決算書の212ページ、213ページのほうを御覧いただきたいと思います。

下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入合計といたしまして、収入済額として3億3,226万2,542円に対しまして、次のページ、1枚はぐっていただきたいと思いますが、214、215ページの歳出合計額の支出済額が3億2,232万6,878円となりました。歳入歳出差引残額、繰越額といたしまして993万5,664円となりました。

それで、1枚はぐっていただきまして、決算書の216ページ、217ページのほうの歳入の主なものについてご説明いたします。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算現額の6,208万7,000円に対しまして、収入済額として、現年度使用料と滞納繰越分、合わせまして6,561万8,505円となりました。1節の現年度使用料でございますが、こちらの収入済額としましては6,510万2,873円となりました。それから、2節の滞納繰越分につきましては51万5,632円の収入となりました。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業国庫補助金、1節の社会資本整備交付金ですが、1,457万5,000円の受入れをということで、こちらにつきましては特環汚水の下水道施設の改築更新の実施のため、ストックマネジメント基本計画の策定業務を行った関係により補助金を受け入れたものでございます。

それから、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節の一般会計繰入金の収入額として2億335万7,000円ではありますが、こちらの内訳といたしまして、新型コロナウイルスの関係で、湯田上温泉組合等への支援分として、温泉利用分に伴う下水道使用料の減免による一般会計繰入金が948万3,254円、それから残りの1億9,387万3,746円が通常分のということで、一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、ページをはぐっていただきたいと思いますが、決算書の218、219ページをお願いします。諸収入の関係ではありますが、6款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入といたしまして、収入のほうはございませんでしたが、2節消費税還付金ということで2,109万3,517円は確定申告により還付として受け入れてございます。

それから、7款町債、1項町債、1目下水道事業債、2節下水道資本費平準化債ということで、1,500万円の起債をさせていただいているものでありますし、3節公営企業会計適用債ということで、360万円の起債のほうをさせていただいております。

続きまして、歳出になります。決算書の220ページ、221ページのほうを御覧い

ただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について、予算現額の698万7,000円に対しまして、支出済額として647万1,708円となりました。この主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては人件費等ということでございまして、経常経費となっておりますので、説明のほうを割愛させていただきたいと思います。

2項維持管理費、1目管渠維持費については、予算現額1,413万4,000円に対しまして、支出済額が1,256万4,567円となりました。それで、不用額が156万9,433円となっておりますが、その内容としましては、一番上の10節需用費の133万1,199円となっておりますが、これはマンホールの修理、マンホールポンプの修理ということで、いつ壊れて修理、修繕が発生するか分かりませんので、年度末まで予算のほうを計上していましたが、結果的に修繕する必要がなかったということで不用額となっております。

それで、主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、管渠の維持管理に関わる経費となっております。10節需用費、修繕料として193万9,539円、こちらにつきましては管渠修繕、マンホールポンプ場等の16件の修繕、補修等を行い、施設の適正な維持管理に努めてまいりました。

次に、12節委託料として、污水管渠清掃等業務委託の462万8,252円ですが、こちらにつきましては管渠内の土砂等の堆積率を除去し、流下能力の低下の防止ということで、異常な箇所を発見をということに努めた内容となっております。清掃した延長としましては2,155メートル、それに対しまして、調査した延長としましては1,759メートルを実施いたしました。

続きまして、1ページはぐっていただきまして、決算書の222、223ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、14節工事請負費の污水管渠等補修工事として176万円につきましては、管路の漏水に伴う11か所の修繕、補修を行い、施設の適正な維持管理に努めたものであります。

それから、続きまして2目の処理場管理費でございまして、予算現額といたしまして5,812万6,000円に対しまして、支出済額として5,572万4,538円となりました。それで、不用額のほうが240万1,462円となっておりますが、その内容といたしましては10節需用費の176万8,412円となっておりますが、これは処理場における機器等の修繕や維持管理に伴う薬品代、電気代等の関係で、これもまたいつ故障ですとか、修理修繕が発生するか分かりませんし、電気代等の変動等もございまして、年度末まで予算を計上させていただいた結果というものであります。結果的には必要

がなかったということで不用額となっております。

それで、主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、処理場の維持管理に関わる経費となっております。10節需用費、修繕料として695万5,905円、こちらにつきましては処理場施設の機械等の不良箇所、23件ありました。修繕、修理を行い、施設の適正な維持管理に努めてまいりました。

次に、12節委託料として下水道施設維持管理業務委託の3,316万5,000円ですが、こちらにつきましては処理場の運転管理業務委託を行いましたし、次の水質検査業務委託の231万3,764円については、処理場における流入、放流水及び汚泥の分析業務を行わせていただきました。また、汚泥等処分業務委託として294万9,741円ですが、処理場のほうから排出される114.11トンの汚泥の処理を行った内容となっております。

続きまして、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費、予算現額4,972万7,000円に対しまして、支出済額として4,827万6,264円になりました。

それで、ページを1枚はぐっていただきまして、224ページ、225ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、12節委託料の公営企業会計移行業務委託料の360万円ですが、これは令和6年度以降の下水道事業特別会計の地方公営企業法の適用に向けて固定資産調査等を作業を行ったものでありますし、その下のストックマネジメント計画策定業務委託料の2,915万円については、下水道施設の改築更新等を実施するために、基本計画の策定業務を行ったものであります。14節工事請負費、公共汚水柵設置工事の48万4,000円ですが、区域内において工場の新築に伴う公共柵設置の工事を1か所行っております。

それから、3款公債費につきましては、それぞれ起債の償還分の金額を計上させております。

それから、1ページはぐっていただいて、2目の利子ですが、それぞれ支出の金額を上げさせていただきますし、4款の予備費のほうは支出はしておりません。

それから、6款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金については、予算現額計の2,109万4,000円に対し、支出済額として2,109万4,000円となり、こちらにつきましては消費税還付がされたことに伴いまして、一般会計へ繰り出す経費となっておりますので、よろしく申し上げます。

下水道事業特別会計についての説明のほうは以上となります。よろしく申し上げます。

委員長（藤田直一君） 下水道事業特別会計についての説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

12番（池井 豊君） ちょっと尋ねたいのですが、公共下水道雨水で整備した調整池のメンテナンスみたいなのというのは、令和3年度には予算上がってこなかったのでしょうか。それともあそこの中にある側溝の泥を上げなければならないとか、草が生えているとか何かあると思うのですけれども、そんな費用はどこに出てくるのか聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 清掃業務、既に行っているわけでございますが、予算のほうは8款土木費のほうで計上させていただいております。

議長（小嶋謙一君） 主要施策のところの63ページのところの、昔説明あったのか、私忘れてしまっているのでお聞きしたいのですが、下水道使用料の徴収状況、それから使用料、手数料というところなのだけれども、令和元年度と令和2年、3年を比較して1,000万円ほど下がっているのだけれども、それは何でしたでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 新型コロナウイルスの関係の対策ということで、湯田上温泉等の温泉の減免ということで、この部分が下がっておるということでございます。

以上です。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑はありませんので、下水道事業特別会計は終了いたします。

続きまして、集落排水事業特別会計について説明をお願いをいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、続きまして、田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず最初に、令和3年度における事業概要についてお話しさせていただきたいと思います。集落排水事業につきましては、横場・保明地区の整備が既に完了しており、農村地域生活の向上及び集落内排水路の水質保全を目指し、加入率の向上と農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めてまいりました。主な事業としましては、公営企業会計法移行業務委託において、令和6年度以降の集落排水事業特別会計の地方公営企業法の適用に向けて固定資産調査等の作業を行いました。

それで、お手元に配付しております主要施策の成果の説明書に沿って決算を説明させていただきたいと思います。主な内容のものでご説明申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

それで、主要施策の成果の説明書については67ページからになりますし、施政方針における主要事業成果一覧については21ページになります。説明のほうは決算書の232、233ページを御覧いただきたいと思います。集落排水事業特別会計の歳入歳出決算であります。歳入合計といたしまして、収入済額として7,781万1,894円に対しまして、次のページ、1枚はぐっていただきたいのですが、234、235ページの歳出合計の支出済額が7,290万2,605円となりました。それで、歳入歳出差引残額、繰越金額といたしましては、490万9,289円となりました。

それで、1枚はぐっていただきまして、決算書の236、237ページ、歳入の主なものについてご説明いたします。歳入のほうになります。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金の予算現額計の13万9,000円に対しまして、収入済額13万9,000円となりました。こちらにつきましては、町が分譲している曾根の旧児童館跡地において住宅を新築されたことに伴いまして、1件の加入があったということで、分担金1件分となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料の予算現額の1,546万6,000円に対しまして、収入済額として現年度使用料及び滞納繰越分を合わせまして1,626万5,490円となりました。1節の現年度使用料でございますが、こちらの収入済みとしては、1,592万9,738円となりました。それから、2節滞納繰越分につきましては33万5,752円の収入となりました。

それから、3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金の収入額として5,325万1,000円ですが、こちらにつきましては決算整理いたしまして、一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、1ページはぐっていただきまして、238、239ページとなりますが、6款町債、1項町債、1目下水道事業債、2節公営企業会計適用債ということで、300万円の起債をさせていただいたものであります。

続きまして、歳出になりますが、決算書の240、241ページを御覧いただきたいと思っております。農業集落排水事業につきましては、整備のほうは既に完了しており、事業内容としては維持管理業務の内容となっております。1節総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については、予算現額計の141万1,000円に対しまして、支出済額として134万6,998円となりました。

主な内容につきましては備考欄のほう御覧いただきたいと思っておりますが、こちらにつきましては人件費等で経常経費となっておりまして、説明のほう割愛させていただきます。

2項施設管理費、1目管渠維持費については、予算現額は692万円に対しまして、支出済額として544万4,985円となりました。備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、主な内容につきましては、管渠維持管理に関わる経費となっております。それで、不用額が147万5,015円となっておりますが、その内容といたしましては、10節需用費の133万1,741円となっておりますが、これはマンホールの修理、マンホールポンプの修繕ということで、これも故障により、いつ修理修繕が発生するか分かりませんので、年度末まで予算のほうを計上していたわけですが、結果的には修繕することなく、必要がなかったということで不用額となっております。それで、主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、管渠維持に関わる経費となっております。10節需用費、修繕料として76万5,361円、こちらにつきましては管渠施設、マンホールポンプ場の3件の修繕、補修を行い、施設の適正な維持管理に努めさせていただきました。

次に、12節委託料として、污水管渠清掃業務委託の241万1,748円ですが、こちらにつきましては管渠内の土砂等の堆積物の除去し、流下能力の低下防止及び異常箇所が発見ということで努めた内容となっております。その延長といたしましては、2,873メートル実施いたしました。それから、2目の処理場維持費でございますが、予算現額といたしまして1,801万1,000円に対しまして、支出済額として1,597万695円となりました。こちらの不用額のほうが204万305円となっておりますが、その内容といたしましては、10節需用費の167万51円となっておりますが、これは処理場における機器等の修繕や維持管理に伴う薬品代、電気代等の関係で、いつまた故障、修理、修繕が発生するか分かりませんし、電気代等の変動もございますので、年度末まで予算のほうを計上していたわけなのですが、結果的には必要なかったということで、不用額となっております。

それで、主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、処理場の維持管理に関わる経費となっております。10節需用費、修繕料としまして225万4,802円、こちらにつきましては処理場施設の機械等の不良箇所5件の修繕、修理のほうを行って、施設の適正な維持管理に努めました。

それで、1ページはぐっていただきまして、242、243ページのほうを御覧いただきたいと思います。次に、12節委託料として処理場維持管理業務委託の269万5,000円ですが、こちらにつきましても処理場の運転管理業務ということで委託のほうを行いましたし、次の水質検査業務委託の37万3,536円については、処理場における流入、放流水及び濃縮汚泥の分析の業務の業務を行いました。

それから、続きまして2款の集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費の予算現額300万円に対しまして、支出済額300万円となりました。その主な内容につきましては備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、12節委託料の公営企業会計移行業務委託料300万円ですが、令和6年度以降の集落排水事業特別会計の地方公営企業法の適用に向けて、固定資産調査等を実施させていただいたものであります。

続きまして、3款公債費につきましては、それぞれ起債償還分として、元金と利子の金額、それぞれ支出金額を上げさせていただきますし、4款の予備費については使用しておりません。

以上で集落排水事業特別会計についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

委員長（藤田直一君） 集落排水事業特別会計の説明が終わりました。

質疑のある方、お願ひをいたします。

14番（高橋秀昌君） 説明、よく分かりました。

ちょっと問題提起をしておきたいのです。かつて、佐野町長は、集排や公共下水道は非常にお金がかかって大変ではないかと。それよりも合併浄化槽のほうが。合併浄化槽皆さんご存じのように、トイレ、台所の水を処理するというので合併浄化槽というのですが、これははるかに安く済むのではないのという提起に対して、今、雨水対策事業をやっているの、それが終わったら、検討したいと、こう答えたのです。

所管するのは地域整備課ですので、私は採算計算してみると、町の負担が、例えば集落排水でいくと、実質負担額が5,000万円なのです。これ10年続けると5億円なのです。合併浄化槽を150万円だと仮定した場合、約4億5,000万円なのです。200万円としても6億円で集落排水の全世帯に入れることができる。つまり、町にとっては集落排水のほうが経費はかからないというのが1つ。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） 合併浄化槽のほうが、集落排水との数字で見るとかからないということが明確に分かりました。

それから、実際に加入されている住民にとってどうかというと、ざっと今1か月1,500円、合併浄化槽は。そして、年間約2万円の負担をします。それは何でかいうと、その家によって違うのだけれども、浄化槽をきれいにしなければならないから。そういうふうにしていくと、明らかに現在の加入者の負担額よりも減るという

ことも数字で分かりました。ぜひ、今後どうするかを検討すると言っているのですから、事務方のほうで、全体としてどういう町の負担があり、住民がどういう負担が減るのかということ、数字上でも明らかにする必要ある。

それから、合併浄化槽は、驚くことに飛躍的に発展していて、私の家が今合併浄化槽、随分昔に入れたのだけれども、はるかに処理能力が高くて、汚物の臭いはしないのですけれども、もう臭いとか周りに対しては全く悪影響を与えないというぐらい発達しているという話も聞いていますので、ぜひ検討してもらいたいということをお伝えしておきたいと思います。

以上です。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 町の下水道構想等もございます。そういった部分で、今高橋委員がおっしゃられたとおり、まずは町のほうは雨水対策という部分を考えております。新川という部分も予定しておりますので、その後という部分でございしますが、県の汚水処理基本構想という部分もございますので、その後町のほうとしても合併浄化槽という部分、下水道という部分という。経費的に考えれば私もそう思うのですが、合併浄化槽のほうが安いと思いますので、その辺今後検討していきたいと思っておりますので。今は雨水対策の部分をもっとやらせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑はありませんので、集落排水事業特別会計は終了いたします。

続きまして、水道事業会計について説明をお願いいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） それでは、田上町水道事業の決算についてご説明いたします。主な内容についてご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、決算書のほう、341ページからになっております。令和3年度田上町水道事業決算報告書でございます。

最初に、357ページのほうを御覧いただきたいと思います。業務量といたしましては、表のところにあるわけでございます。年間有収水量128万9,126立方メートルとなり、昨年と比べて、2万3,956立方メートル、率にいたしまして1.82%の減となりました。

次に、収益的収入及び支出でございしますが、決算書の342ページ、343ページのほうをお願いしたいと思います。上段の収入でございしますが、1款水道事業収益の予

算額といたしまして2億4,454万4,000円に対しまして、決算額といたしまして2億4,677万4,540円となりました。予算額に比べ223万540円の増となっておりますが、令和2年度と比べますと275万4,545円の減となっております。

その内容といたしましては、1項営業収益2億3,614万5,889円、2項の営業外収益1,062万8,651円となっております。営業収益については、令和2年度に比べまして416万8,764円の減となっております。主な要因は、人口減少による一般家庭の水道使用料収入の減で減収となったものではないかと考えております。それから、営業外収益については、令和2年度と比べ141万4,219円の増となっており、住宅建築が伸びたことにより、水道加入金の増が原因ではないかと考えております。

参考までに加入状況のご説明をさせていただきますが、一般的に住宅を建てられますと、口径13ミリの水道加入者の方が一番多いのですが、その口径ですと、令和2年度においては、18件の加入者がありました。それが、この決算の令和3年度においては24件ということで、6件増加ということになっております。13ミリの口径で加入金が、税抜ですが5万6,000円になりますが、大体そこに6件掛けますと、消費税込みに直しますと約40万円というふうなお金になりますし、また口径20ミリにおいては、令和2年度においてはありませんでした。令和3年度は5件となり、加入金が税抜きで8万2,000円となっておりますが、それに5件掛けますと、税込みにまた直しますと約45万円のお金になりますので、水道加入金の増が大きかったのかというふうに推測しております。

次に、下段の支出でございますが、1款水道事業費用の補正額の予算額2億5,512万2,000円に対しまして、決算額は2億5,006万1,237円で、令和2年度と比べ628万4,534円の減でございます。その内容といたしましては、1項営業費用、2億3,136万9,076円、2項の営業外費用1,792万6,555円、3項の特別損失76万5,606円となっております。令和2年度と比べ、支出額が減となった理由につきましては、人事異動による人件費の減が主な要因であります。それで、4項の予備費の支出はございません。

次のページ、1枚はぐっていただいて、344ページ、345ページのほうを御覧いただきたいと思っております。資本的収入及び支出でございます。上段の収入についてはありませんでした。下段の支出であります。1款資本的支出、補正後の予算額8,249万5,000円に対しまして、決算額8,058万2,679円となりました。その内訳といたしまして、1項建設改良費2,629万9,144円、それから3項企業債償還金5,428万3,535円でございます。建設改良工事の概要については356ページに工事概要が記載されて

おりますので、御覧いただければと思います。主な内容としていたしましては、施設の維持管理については川船河浄水場No. 2取水井戸ポンプ更新工事等を行い、施設の点検に努め、施設機能の維持管理のほうを図りました。建設改良工事といたしましては配水管の布設替え工事ということで、延長的には200.1メートル、移設工事では31.5メートルを実施させていただきました。

それで、また申し訳ありません、決算書344、345ページのほうに戻っていただきたいと思います。欄外に記載してありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足額が8,058万2,679円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の223万1,880円及び過年度分損益勘定留保資金として7,835万799円で補填をいたしました。

続きまして、346ページ、347ページを御覧いただきたいと思います。こちらは損益計算書でございますが、金額につきましては税抜き表示となっております。346ページの中段右側に営業利益はという部分で636万8,873円の損失、それから347ページになりますが、経常利益はということで475万2,971円の損失、それと特別利益と特別損失と合わせた当年度の純利益につきましては、帳簿上551万8,577円の赤字となり、前年度繰越利益剰余金を合わせますと、当年度未処分利益剰余金は1億4,229万2,961円となりました。

続きまして、348ページのほうに剰余金計算書を記載してございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

それから、349ページから353ページにかけて、令和3年度末における貸借対照表をつけております。この貸借対照表の中で一番大事な流動資産の現金であります。350ページの上段に、2、流動資産、(1)、現金預金というふうにされておりますが、令和3年度末で2億4,774万2,070円、令和2年度末と比べますと241万9,393円の増となり、今、現金預金としてこれだけあるということになってございます。水道事業につきましては、現金を手元に置いておきまして、地震、それから漏水、災害時等に備えた中で、ライフラインを保てるよう考えてございます。

それと、こちらについてはキャッシュフローもつけてございます。361ページを御覧いただきたいと思います。こちらに令和3年度キャッシュフロー計算書ということで、それぞれの金額のほうを計上してございます。今ほどの現金預金が最下段に資金期末残高として同額が記載されております。令和3年度の期首の残高がその上に2億4,532万2,677円、期末残高が2億4,774万2,070円となり、結果的には241万9,393円の増額ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、戻りまして354ページのほうをまたお願いします。令和3年度の水道事業報告書でございます。(1)の総括事項は記載のとおりでございますが、下段から2行目において記載しておりますが、今後とも良質な水道水の安全供給を図り、健全な水道事業を運営していくため、投資効果・経済性を十分考慮し、公設公営として計画的に施設整備と経費の節減に努めていきたいと思っております。

それと、次のその下の(2)、経営指標に関する事項についてであります。地方公営企業法施行規則の改正により、令和3年度の決算から経営指標に関する事項が新たに追加されたことによるものでございます。ここで下段にあります経営指標の推移の主な内容ですが、経営の健全化を示す経常収支比率は、企業債の償還額の減少や人件費などの費用の減少により、前年比で2.36増の97.93%となりました。

以下、355ページから最終ページの370ページまで、地方公営企業法施行規則第23条に基づく資料のほうを掲載しております。

以上で水道事業決算について説明のほうを終わります。よろしくをお願いします。

委員長(藤田直一君) 水道事業会計についての説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

2番(小野澤健一君) 決算内容は悪くないと思うのです。課長からも説明あったように、最後は現金が幾ら手元にあるか、キャッシュフローが一番最後ですけれども、事業活動で投資活動とか財務活動、これ全部カバーできるキャッシュフロー持って、これ減価償却がそこそこないと駄目なので、設備をやり続けると言ったら変だけれども、減価償却をある程度の水準で維持をしていかないとキャッシュフローはなかなか生まれてこないの、最終的には1年間の営業収益の2億円、これを下回らないように、現金は持つというか、そういう形で運営していただきたいというふうに思っています。

あと、途中で営業利益とかそういう収益関係が赤字になるのは、これ減価償却が大きいのでしようがないと思っておりますので、一番端的な、本当何度も言うように2億円の現金、そこを下回らないようなマネジメント必要だろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。これについて課長、もし何か。そうしますということであれば言ってくれ。

地域整備課長(宮嶋敏明君) そうしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

委員長(藤田直一君) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員長（藤田直一君） 質疑はありませんので、水道事業会計は終了いたします。

本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、大変お疲れさまでした。

委員の皆さんはしばらくお待ちください。

それでは、本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について、副委員長から報告をお願いします。

副委員長（中野和美君） 今日の質問数58件、総括質疑2件です。

総括質疑、今井委員。質問項目名、産業振興課の労働環境について。新型コロナ関連業務や公共交通、道の駅業務等の大型事業も重なり、令和2年度同様、労働環境が懸念される。業務過多状態が長期化すれば、職員の心身への影響もあるのではないかと。各事業の各課への振り分けや人員配置等での改善すべき点やできる点はないのか。6月定例会では職場の風通し、明るい職場づくりのための面談等も答弁されていたが、これらを通じ、町長自身が捉えている労働環境や職場環境における課題は何か。適正な業務量に、どのようなものか。職員が人材として個人の資質向上、モチベーション高く仕事ができる環境づくりを進めていただきたい。

総括質疑、渡邊委員。質問事項名、宝の山、護摩堂山の管理について。私も宝の山、護摩堂山に孫と毎日登り始めてから3年がたとうとしております。産業振興課の皆様のご努力により、登り口にある休憩所も春先の大掃除できれいになり、登山道もあじさいまつり前に細かい砂利を入れていただき、歩きやすくなっております。残念なことに、今年のアジサイの花はタケノコの収穫時期と重なり、予防の時期が遅くなり、登り口付近と頂上手前の手洗い場付近の日が当たらないところでは、病気で花はありませんでした。予防の時期が遅れたのが原因とけあーずの職員は言われております。

質問です。昨年の決算審査特別委員会で小嶋議員が護摩堂山の草刈りの頻度について質問されております。延べ3回の草刈りの実施してありますとの答弁でした。アジサイの管理は、防除、剪定をしていますとの答弁でした。残念なことに、管理がされていないときがあります。産業振興課も多忙かと思いますが、工程表とチェックリストを作成し、対応していただきたいと思います。今後の対応について町長に尋ねます。

2、山頂のトイレの件ですが、藤田議員から一般質問されております汚いトイレの護摩堂山です。登山をする方にも必要なトイレです。今後の対応について町長に尋ねますの2件でした。

委員長（藤田直一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時43分 散 会

令和4年第3回定例会
決算審査特別委員会会議録
(第3日)

-
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和4年9月20日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君 | 9番 | 椿一春君 |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君 | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君 | 12番 | 池井豊君 |
| 5番 | 渡邊勝衛君 | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君 | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君 | | |
- 4 委員外出席議員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|--------|------|-----------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 町民課長 | 本間秀之 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 会計管理者 | 田中国明 |
| 教育長 | 安中長市 | 保健福祉課長 | 時田雅之 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 教育委員会
事務局長 | 近藤拓哉 |
| 政策推進室長 | 堀内誠 | 産業振興課長補佐 | 諸橋弘樹 |
| 地域整備課長 | 宮嶋敏明 | 教育委員会
事務局長補佐 | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺明
- 書記 板屋越麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社

9 本日の会議に付した事件

認定第1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 出 3款 民生費（2項1目、2項2目）

4款 衛生費（1項5目）

10款 教育費

町長への総括質疑

午前9時00分 開 議

委員長（藤田直一君） おはようございます。台風14号も新潟県をあっという間に通過をしてしまったようでございます。しかしながら、強風域は残っておりまして、農作物や、またこれから収穫をしなければならない果実等に被害が出ないように祈っているところでございます。

決算審査特別委員会の今日は最終日となりました。引き続き皆様方よろしくお願いを申し上げます。

本日の出席者は14名であります。

これから審査に入りますが、前回に引き続きまして審査のほうを進めてまいります。

それでは、第3款、説明をお願いをいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） おはようございます。それでは、決算審査最終日ということで、教育委員会の所管であります3款、それから4款、10款の関係になりますが、よろしくお願いをいたします。

ご説明に入らせていただく前に、台風の関係の対応をご説明させていただきますが、昨日8時半に臨時庁議が開かれまして、その後、教育長と、あと小中学校長のほうで打合せを行いまして、当初は、本日朝の6時に登校、それから休校のご案内をしようという段取りでいたらしいのですが、保護者の方々の対応等もありますので、もう少し早く出してくれということで、昨日の夕方4時過ぎに小学校は休校措置、それから中学校は4時間遅れの始業ということでそれぞれ学校から保護者の方々へメールを配信させていただきまして、同時にホームページのほうにも掲載させていただいているところでございます。幸い雨も風もそんなにひどくなく、もしかすると登校できたのかもしれませんが、子どもたちの安全を第一に考えまして、外れてもしようがないということで、一応周知のほうをさせていただいて対応しているようなところでございます。

それでは、3款のほうから、早速であります。説明のほう入らさせていただきます。決算書84ページ、85ページのほうをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になりますが、支出総額が2億5,509万1,807円となっております。不用額につきましては、271万4,193円となっております。ここ

幼稚園の関係の支出の関係が記載されているのですが、まず園児数の関係で皆様にご説明させていただきたいと思いますので、主要施策の成果の説明書の22ページのほうをお願いいたします。22ページの上段のほうに竹の友幼稚園入所児童数の状況、各年度3月31日現在ということで、表で園児数のほうをまとめてございます。それで、大変申し訳ないのですが、昨年もやってしまったのですが、令和2年度の数字が誤っておりましたので、修正のほうをお願いしたいと思います。令和2年度の4歳以上児が103名となっておりますが、正確には104名ということになってございます。それで、その隣の合計が232が233に、前年同期増減数、マイナス13がマイナス12になります。あわせまして、一番上の令和3年度も、一番右側、前年同期増減数がマイナス28がマイナス29になりますので、恐れ入りますが、この訂正のほうをお願いしたいと思います。それで、この表を御覧いただけるとお分かりだと思っておりますが、軒並み例年園児数がだんだん減少しておりますして、令和3年度の充足率が73.4%となっております。ちなみに、令和2年度につきましては充足率83.8%ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書の84、85ページにお戻りいただきまして、まず不用額で大きなものから説明させていただきます。3節職員手当等、不用額につきましては145万2,684円ということになってございますが、主なものにつきましては、保育教諭の補助員の期末手当、当初20人を予定しておったのですが、17名の臨時を雇ったということで、こちらの残額で116万5,992円、これが主な不用額の要因となっております。

それでは、備考欄の上からご説明させていただきますが、まず児童福祉総務事業ということで1億8,207万90円の支出をさせていただきました。1節報酬、それから2節給料、3節、4節、これらにつきましては経常経費でございますので、説明のほうを省略させていただきます。下のほうに行きまして18節負担金補助及び交付金であります。まず加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金ということで783万3,000円を支出をさせていただきました。こちらにつきましては、令和4年8月22日に社会文教常任委員会の所管事務調査で利用者の関係のご説明ございましたが、皆様のほうに事前に資料をお配りさせていただきました、右の上のほうにホチキスで留めてある資料になりますけれども、資料ナンバー1のほうを御覧いただきたいと思います。こちらに加茂・田上病児保育園の利用者数の数字をまとめた資料になってございますが、令和3年度につきましては、田上町、一番右側、利用者数が12名ということになってございます。ちなみに、加茂市は46名、それからその他市町村で

18名、合計で76名という利用に落ち着きました。

決算書のほうにお戻りいただきまして、85ページの一番下段になります。保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金ということで35万1,900円の支出をさせていただきましたが、こちらにつきましては3月補正で計上させていただいたものでございまして、保育士、それから幼稚園教諭の手当の引上げということで、おおむね1人月額9,000円、3%程度の引上げを目的とした補助金ということになってございます。支出先は、ルーテル幼稚園、それから同幼稚園のつくしルームの保育士のほうに補助金のほうを支出してございます。

それから、ページをはぐっていただきまして86ページ、87ページをお願いいたします。備考欄の上のほうになりますが、児童福祉総務費その他事業ということで7,302万1,717円の支出をさせていただきました。こちら1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費ということで計上しておりますが、臨時保育士等の経費になってございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

それから、2目児童運営費ということで、支出済額が7,894万3,180円の支出をさせていただきました。不用額につきましては、420万7,820円となっております。不用額の主なものとしまして、10節需用費になりますが、228万9,906円の執行残がございまして、こちらの主なものにつきましては、まず保育所庁費ということで77万5,182円。こちら幼稚園の一般管理費といいますが、通常の消耗品の類いになります。それから、庁用車修理ということで43万3,049円。こちら故障が少なく修理が少なく済んだということで執行残になっております。それから、最後に給食材料費ということで79万6,823円。こちら園児数の減少によりまして賄材料費のほうが上がったということになってございます。

委託料のほう、52万3,690円の執行残でございまして、こちら広域入所の委託料、利用者が少なかったということで余った経費になってございます。

それでは、備考欄のほうを御覧ください。まず、幼稚園運営事業ということで、支出済額が7,037万2,134円ということになってございます。こちら園の通常管理運営に伴います経常経費がずっと並んでいるのでございまして、10節需用費で2,700万円ほど、それから委託料のほうにつきましては年間の管理委託のものが記載されてございます。

ページをはぐっていただきまして、88ページ、89ページのほうをお願いいたします。備考欄の上から2行目、バス運転委託料ということで432万円の支出をしておりますが、こちら運転員3名の委託料となっております。月額12万円の支出と

なっております。それと、18節負担金補助及び交付金のところになりますけれども、黒ポチ2つ目、地域型給付費負担金ということで、2,052万3,050円の支出をさせていただきますけれども、こちら保育の2号認定、3号認定の子どもたちに関わる給付費になります。3施設のほうに支出させていただきます。それから、その下、施設等利用給付費につきましては、こちら一時預かりの関係になります。こちら病院施設のほうに支出しております。193万7,714円の支出をさせていただきました。

それから、幼稚園運営その他事業というところになりますけれども、支出済額が572万4,705円の支出をさせていただきました。こちら園の関係で、消耗、修繕料ありますし、それから22節償還金利子及び割引料につきましては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の返還金ということで、精算による返還金のほうを記載させていただきました。金額にしまして239万8,484円となっております。

一番下のほうになりますけれども、子育て支援センター運営事業ということで284万6,341円の支出をさせていただいております。1節報酬につきましては、こちらは臨時保育士の報酬ということで、1人分の報酬の金額がのってございますし、ページをはぐっていただきまして90ページ、91ページにつきましては、4節、こちら臨時の労災保険料、それから社会保険料でございますし、7節報償費につきましては、講師の方々をお招きした際の謝礼になってございます。それから、あと需用費のほうは一般管理費の消耗品の類いの支出となっております。

非常に簡単ですが、3款の説明は以上で終わらせていただきます。

委員長（藤田直一君） 3款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

14番（高橋秀昌君） 説明のところで確認したいのですが、決算書の87ページの委託料の減額の理由は広域入所が少なかったというふうに聞いたのですが、そこで右側の節のほうで委託料、広域入所委託料が1,000万円余りなのですけれども、令和2年度と比べると人数は同じなので、減ったというふうに受け取ったのだけれども、私の受け取り間違いなのか、そちらのほうを確認したくて質疑をしました。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 人数は変わっていないのですが、主要施策の成果の説明書のほうの22ページになります。御覧いただきたいと思うのですが、一番上に竹の友幼稚園の園児数の表がありまして、その下に広域入所委託料ということで書いてございます。そこで令和3年度と令和2年度、広域入所の児童数、同じく11人になっているのですが、決算額で大体100万円弱ほど減っているというところで、その辺の数字の差が出てきたのかなということで思っております。

(何事か声あり)

教育委員会事務局長(時田雅之君) 増えていますね。すみません。増えていますね。そうですね。私の調査不足でした。

(何事か声あり)

教育委員会事務局長(時田雅之君) そうです。人数は同じなので。決算額は確かに100万円ほど増えていますし、私の認識不足で申し訳ございません。恐らくそうしますと12節委託料の年間の管理委託の関係の請負差額のほうになるろうかと思えます。

2番(小野澤健一君) 施政方針における主要事業成果一覧、こちらのほうの記載のもので質問します。

該当ページ17ページなのですけれども、幼稚園について、ここで町の評価として非正規職員が正規職員を上回っている状態にあると。したがって、退職等の補充等の計画的な職員採用に加え、正規職員増員の必要性を感じていると、こういう町の評価です。端的に言って、これしっかりと進めていただきたいというふうに思うのです。やはり正規化をする、私の親が保母のときはもう全員が田上町の職員というふうな形で各保育所でいろいろあったのだけれども、いつの間にか非正規職員というか、そういう人たちがどんどん、どんどん増えてきている。やはり給料的にもこういった保育所、幼稚園というのはなかなか給料もそう高くないので、離職のリスクを非常に負うわけです。田上より率がいいとか、新津より、いや、どこがいいとか。したがって、安定した幼児教育を実践するためには、当然のことながらしっかりとした正規職員の人数がやっぱり大切な要素になると私は思っています。いわゆる子どもの安心とか安全のためにもなりますし、事が起きたときの責任の所在というか、そういったいわゆる使命感とか義務感、こういったものに裏打ちをされた、しっかりとした教育が私必要だと思ふし、12か年教育のスタートの段階です。三つ子の魂百までという言葉もあるように、一番人格が出来上がるときにしっかりとした教育をしてやるためには、腰を落ち着けてしっかりと教育ができる、そういった正規化というか、こういったものが私は必要だと思いますので、町のほうで評価をしたわけですので、必要性を感じていると感ずるだけではなくて、しっかりとこれ来年度以降、私は、こういう形で増やしていく、最終的にはこうするのだというのを明示をして、なおかつ優秀なそういった保育士であるとか、そういった人たちを田上に集めると、こういう努力をしていただきたいと思うのですが、これについてどう思われるかお聞かせください。

教育委員会事務局長(時田雅之君) 今小野澤委員がおっしゃられたとおりであります

て、ここに私、評価ということで記載させてもらったところなのですけども、竹の友幼稚園、3歳以上児、年齢が高くなるにつれて、職員1人に対して園児数はだんだん多くなっていきます。未満児に行けば行くほど、3人に1人とか、そういった形で職員がつかなければなりません。昨年度から今年度にかけて早朝保育の未満児利用がだんだん数が増えてまいりました。以上児であれば今までどおりの職員のシフトでいいのですが、未満児が増えてきますと正規職員がそこに何名か入らないといけません。そうすると、ともすると日中の保育のときに担任の正規職員が入れないなんていうことがあっては困りますので、そういった観点からも人事担当課には一生懸命こちらのほうから正規職員の雇用をお願いしたいということで訴えていきたいと思ってございますし、今年も1人正規職員をお願いしたいということで既に要望のほうは出してございますので、何とか正規職員を増やしていきたいなと考えてございます。後年度に行くにしたがって園児数が減る懸念もございましてけれども、そちらについては臨時の保育士数のところで調整しながら、あくまで正規職員の担任で保育を実施するというスタンスを変えずにこの後も実施してまいりたいと考えております。

2番（小野澤健一君） 力強い回答ありがとうございました。目指すは全員が正規職員というのが理想なのだろうけれども、時代の流れとしてそういう形でできないかもしれない。ただ、やっぱり臨時は補助というような位置づけでないと、臨時も、いや、私こんな給料安いのにそんな責任を取らされてたまったものではありませんと、必ずそうなると思う。すると、子どもなんていうのは何が起きるか分からないわけですから、その辺、悲しい事件とか事故、こういったものが起きないためにも、やはり正規職員をしっかりと雇用していくというスタンスを明確にする中で、それを毎年のまちづくり財政計画でしたか、その辺に盛り込んで具現化をしていてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

8番（今井幸代君） おはようございます。私のほうからは、病児保育園関連に関してお願いしたいと思います。

令和3年度も、新型コロナウイルスの影響もあって、軒並み、他の感染症ですとかそういったものは非常に発生数が少なかったというふうに思います。そういったところの影響もあって、病児保育園の利用も新型コロナウイルス前と比較をすると相当数は減っているのだというふうに理解はしているのですけれども、そういった中だからこそ、例えば加茂市のほうとよく検討を深めていく中で、利用の仕方、例

例えば園の登園自粛ですとか、学校のクラス内の学級閉鎖とか、学年閉鎖とか、急遽決まってしまうことがあると思います。そういったときに、罹患はしていないのだけれども、学校や登園等ができなくなってしまったケースの預かり利用とか、そういったところの対応ができないのかというところをぜひ検討していただきたいというふうに思います。こういった学校のクラス閉鎖、学級閉鎖だったり、学年閉鎖ですとか、園の登園自粛ですとか休園措置みたいなのは急にやっぱり、あしたからこういう形に対応させていただきますみたいになってしまうので、保護者の皆さん会社を休んだりということに対応していただいているのですけれども、できれば何とか、どうしても仕事に行かなければいけないような対応をしなければいけない方もおられるので、こういった病児園の病児保育のところでは急遽の預かり利用等の対応ができないのかということもぜひ課題として受け止めていただけて検討していただきたいと思うのですが、その辺りの加茂市と含めての受け止め方はどういうふうに行われているのかお聞かせ願いたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 確かにそういった臨時休園とか臨時休校等で利用できれば一番いいのでしょうけれども、この病児保育園を造る際に国庫補助が入っていきまして、この目的でこの施設が建てられているという一番大きい前提条件があるろうかと思えます。絶対無理かということ、今ここではそれはお話しはできませんので、そういうお声があったということで、今後加茂市の事務局とも調整して、検討してみたいと思います。

3番（品田政敏君） 1つお聞きしたいと思います。

89ページ、局長の説明の中でバスの運転手委託料、月12万円ということで、私今、3人ということだったので、してみたら、これ12万円というのは賞与込みなのか。この人たちには賞与は出ないのでしょうか。今これ3人と、12万円と言ったので、私掛けてみたら、ちょうど432万円なのです。それと、この辺の関係の同じ運転手の関係のルーテルの関係は、何かご存じだったらお聞かせを願いたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） バスの運転手に係る費用につきましては、12節委託料ということで支出をさせていただいております。個人委託でバスの運転をしていただいていると。保育士のように1節報酬等であればそういうところでも賞与等起こり得るかもしれませんが、あくまでこれは個人委託ということで、バスの運転手に対する委託料ですので、賞与は発生いたしません。

それから、ルーテル幼稚園の運転員に係る経費につきましては、こちらのほうで

は把握してございません。

副委員長（中野和美君） 主要施策の22ページの説明でありました竹の友幼稚園の令和3年度の充足率が73.4%ということなのですが、その前の年83.8%ということで、かなり大きく充足率が減っている原因について教育委員会ではどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） すみません、私が今分かる知識の中で答えられるとすれば、人口減少ぐらいしかお話ができないのですが、その他の理由については頭には思いつかないところです。

副委員長（中野和美君） もちろん人口減少あると思うし、令和3年度はすごく出生数も少なかったということなのですが、今大きく減っている3歳児、4歳児のところ、3歳児、4歳児は今すぐこの一、二年の人口、出生数には関係ない数字だと思うのですが、極端に、私去年の成果説明と比べながら見ているのですが、極端に3歳児、4歳児が減ってきているのかなと。4歳児は少しなのですけども、3歳児が極端に減ってきている数字、ただ比較するとなるのですが、その前の3歳未満児のところはそんなに大きく数字が変わっていないのです。その辺、では今分からないということなのですが、この充足率73.4%というのはとても何か改善する方法が、もしかしたらほかに、人口以外に何か原因がないのかなんて思ってしまったので、そういう保育士との関係を調べていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 表に記載してございます3歳児、35人ということになっておりますが、4歳以上児につきましては4歳児と5歳児が入っております。それから、3歳未満児につきましては3歳未満の0歳児までの数字がここに入っておりますので、複数年齢の数字が入っております。ですので、これ実際に戻って分析したときにどうかなんていうのはありますが、今ほどのご質問、十分留意していきたいと思います。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑がありませんので、3款は終了します。

続いて、4款、説明をお願いをいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、4款のほうをご説明させていただきたいと思います。

決算書108ページ、109ページをお願いいたします。4款1項5目新型コロナウイ

ルス対策費になりますけれども、備考欄のほうを御覧いただきたいのですが、ひし形の黒印のところ、中段からちょっと上になりますけれども、教育対策事業ということで、支出額299万9,119円の支出をさせていただきました。こちらにつきまして、主なものにつきましては、主要施策の成果の説明書の38ページのほうを御覧いただきたいと思います。38ページの上から2つ目の黒ポチになりますが、教育対策事業ということで、衛生用品の購入で139万5,159円。こちら主に手指消毒の消毒液等々の購入のお金になります。それから、その下、施設備品の購入ということで103万8,400円の支出をしたものでございますが、こちら右側の欄を御覧いただきたいと思うのですが、コロナ禍における児童生徒が密になるのを防ぎつつ普通教室のICT環境を整備したということで、大型ディスプレイを8台購入させていただきました。田上小学校につきましては4台、羽生田小学校につきましては3台、それから田上中学校につきましては1台の台数を購入させていただいております。それからもう一点、修学旅行キャンセル料等補助金ということで56万5,560円の支出をさせていただきました。こちら昨年度、中学生の修学旅行が新型コロナウイルスの関係でキャンセルになったということで、保護者負担の軽減という意味合いで補助金のほうを支出してございます。

それから、今度下の段に行きまして、教育対策事業の繰越明許の関係になります。学校保健特別対策事業補助金ということで、こちら教材用品で14万3,495円の支出、それから衛生用品で59万8,394円の支出でございますし、施設備品で166万4,157円の支出をさせていただきましたが、右側の欄を御覧いただきたいと思うのですが、主な施設備品のものということで、空気清浄機のほうを購入させていただきました。田上小学校につきましては3台、それから羽生田小学校につきましては2台、田上中学校につきましては3台の空気清浄機を購入させていただいております。

4款の説明は以上になります。

委員長（藤田直一君） 4款の説明が終わりました。

質疑のある方、お願いをいたします。

14番（高橋秀昌君） この款は新型コロナウイルス関係なので、少し立ち入って、できれば資料も出してもらおうとありがたいのだけれども、令和3年の話で。この令和3年度です。学級閉鎖や学校閉鎖、学年閉鎖があったように聞いているのだけれども、その事象についてもう少し具体的に報告をお願いしたいのが1つ。

それから、学年閉鎖や学校閉鎖はないね、ほとんど。クラスの閉鎖とか自粛、幼

児園の自粛とかそういうのはあったかと思うのだけれども、そのときの判断の基本的な判断、どこで判断したのか。例えば検査をやったと。学校にはPCR検査のを多分やっていないと思うので、1度ぐらいは教職員がやっているけれども、あと抗原検査だと思っただけだけれども、どういう検査をやった結果として、無症状なのだけれども、陽性反応が出たので学級閉鎖しましたとか、そういう具体的ななぜそういう状態になったかという辺りも示してもらいたいと思うのですが、今日言って今日出せないだろう。もっと事前に言えばよかったけれども、そういうものはやっぱり、決算のときというのは新型コロナウイルス関係は非常に重要なわけだ。教育委員会としても大体、教育委員会の指示によって云々というふうに学校へ言うわけでしょう、メールなんかで。つまり教育委員会にはそういう何かの基準があってそういう事象が起こっているわけで、これに対してどうなのかという、そういうことをやっぱり総括的に、決算の段階というのは教育委員会自らがやる必要があると思うのだけれども、ここではディスプレイを買いました、あれしました、これしましただけで新型コロナウイルスに関する総括的な検討が一切されていないというのは甚だ問題だと思っています。そこで、今すぐでなくて結構ですので、特に今後、令和4年の実態をしっかりとつかんで、そこからやっぱり教訓を学ぶという、私が主張しているのは、こういう場合はやっぱり思い切ってPCR検査なり抗原検査なりをしっかりとやらないと、絶えず学校は戦々恐々として、何かあったら、広がらないためにというだけで子どもたちを帰してしまう、そういうことになりはしないかと心配しています。ぜひ令和4年度、今令和4年度ですので、ここはやっぱりしっかりと状況をつかんで、その都度分析をする、集団で議論する、そういうことをぜひやってもらいたいということを求めておきたいと思います。いかがですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 令和4年度の分につきましては、私の分かる範囲で高橋委員に以前資料提供させていただいていたかと思うのです。令和3年度の分ということになりますと、私も委員会のほうにおりませんでしたので、聞き取りした上で資料のほう作成させていただきたいと思いますが、どのように提出したほうがいいでしょうか。

14番（高橋秀昌君） 令和3年度については、私は事前に申請していないし、もう今日で決算審査が終わり、あさっては本会議になりますので、それはいいです。そういう資料を出しなさいということ、出さなくていいけれども、令和4年はあなた4月1日から任に当たっているわけなので、そういう状況をしっかりとつかんで、報告ができるように準備してもらいたいという趣旨で言ったつもりですので、お答え願

います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 承知しました。高橋委員のほうにお示ししました続きをしっかりとこちらのほうで把握して記載をしまして、来年度の決算委員会等々でご説明ができるようにまとめておきたいと思います。

委員長（藤田直一君） 高橋委員、いいですか、もう一点の学級閉鎖とかの判断基準についての回答。

14番（高橋秀昌君） 同じことを言っている。それでいいです。今の事務局長の受け取り方でいいです。一緒ですので。

12番（池井 豊君） 高橋委員が優しいので、ああいうふうに言いますけれども、学級閉鎖数、学年閉鎖数とか、そこら辺の令和3年度の部分、どの程度教育に影響が出ているのかというのはやっぱり議会として把握しておきたいので、それ休憩中の間でも何とか集計できないでしょうか。やっぱり田上町の教育の日数に新型コロナウイルスがどれだけ影響を与えたかという日数だけでも教えてもらいたいのと。あとここで空気清浄機などを購入しているわけですが、こういうのが効果的だったのかどうかというのも検証したいところです。何か中途半端な台数だなと思っているのですが、これちなみに空気清浄機ってどこに設置された。給食棟かな。ランチルームか、ちょっと中途半端な台数なので、どこに設置されたかというのと、こういうのは効果を生んでいるのかどうか聞かせていただきたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 学級閉鎖の関係の日数については、では休憩中に精査させてみたいと思います。

空気清浄機の関係につきましては、今回、令和3年度で整備した分については教務室と保健室の分で設置してございます。その後、令和4年度に入ってからでございますが、また空気清浄機のほうを購入させていただいておりまして、普通教室に全台入れてございます。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（時田雅之君） 私は、効果的だと思っております。

14番（高橋秀昌君） 関連と思われるので、空気清浄機、全部の教室に入った。伺いたいだけでも、それすごい高価なやつで、宣伝で見るのだけでも、99.8%除去するという、アメリカ製らしいのだけでも、それぐらい高度なものを入れたの。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 具体的に申しますと、ジアイーノという機械だそうですね。高橋委員がおっしゃるのは、テレビでよくコマーシャルしていますメンテナンスフリーというので10万円とかするようなものだと思うのですが、その機種と

は違うやつであります。

委員長（藤田直一君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 質疑はありませんので、4款は終了いたします。

続いて、10款、説明をお願いをいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、10款のほうの説明に入らせていただきます。決算書156ページ、157ページのほうをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、支出済額が1億2,962万9,386円となっておりまして、不用額が327万5,614円ということになってございます。こちらの右側の備考欄のほうを御覧いただきたいのですが、まず教育委員会費でございまして、報酬、4名の教育委員の報酬ですし、8節報償費につきましては、教育委員会点検評価協議会ということで、社会教育委員1名、それから経営大学の先生1名の報償費になってございます。ページをはぐっていただきまして、158、159ページになりますけれども、備考欄一番上段になりますが、費用弁償ということで、こちら教育委員会委員の費用弁償、それから18節負担金補助及び交付金につきましては、外部団体の負担金ということで支出をさせていただいております。

続いて、2目事務局費でございまして、支出済額が5,793万7,297円となっております。こちらにつきましては43万8,703円ということになってございます。こちらにつきまして、まず上段、事務局費になってございますけれども、支出済額5,793万7,297円、先ほどと同額になりますが、職員の給料、それから手当の関係が続く160ページ、161ページまで続いておりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

続いて、160、161ページの3目教育振興費でございまして、支出済額が7,003万5,789円となりまして、不用額については273万9,211円ということになってございます。この不用額の主なもの、2点ほどご説明させていただきますが、まず10節需用費50万8,260円の不用額でございまして、こちらスクールバスの軽油代と修繕料が執行残で余ったということで不用額として残っておりますし、11節役務費43万2,245円につきましては、給食従事者の検便代で11万円ほど、それから教職員の健診手数料で12万円ほど執行残が残りましたので、不用額として計上されております。

それでは、備考欄のほうを御覧いただきたいのですが、まず教育振興費6,760万8,533円の支出をしてございまして、1節報酬につきましては学校運営協議会委員

の報酬ということで、各学校4人の方々に就いていただいております。6万円の支出をさせていただきました。続く地域コーディネーター報酬につきましては、田上小学校と田上中学校、2校で1名、それから羽生田小学校で1名の地域コーディネーターということで支出をさせていただいております。黒ポチ4番目に事務補助員の報酬ということで、こちらスクールサポートスタッフの報酬の関係になりますが、田上小で1名、それから羽生田小、田上中、2校で1名の事務補助員の報酬のほうをお支払いさせていただいております。それから、7節報償費になりますが、講師謝礼で315万4,000円の支出をしておりますけれども、こちらは各小中学校のほうのALT、英語の指導の関係、その関係の経費と、たけの子塾、それから学校司書の関係の経費をこちらのほうに計上してございます。12節委託料になりますが、スクールバス運転業務委託料ということで864万円の支出をしておりますけれども、竹の友幼稚園同様、月額12万円で6名分の支出のほうをさせていただいております。

ページをおはぐりいただきまして、162、163ページのほうをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金4,676万6,456円につきましては、各種外部団体の負担金、それから町PTAの関係の助成金等々の支出をさせていただいております。一番下に学校給食費多子世帯軽減助成ということで655万586円の支出をさせていただきました。それから、19節扶助費につきましては、こちら特別支援の関係の児童生徒に対する就学奨励費のほうを支出してございます。

ひし形の黒ポチになりますが、不登校児童生徒対策事業ということで、田上町に設置してございます適応指導教室の指導員の謝礼、それから教室開設に伴う消耗品の類いの支出をさせていただきました。

教育振興費その他事業につきましては、一般消耗、それから修繕料のほうを計上させていただいております。

続いて、2項小学校費、1目学校管理費のほうに移らせていただきますが、まず主要施策の成果の説明書の54ページのほうをお願いしたいと思います。54ページの上のほうに田上小学校、それから羽生田小学校の児童数、それからクラス数、特別支援の関係の数字と、あと決算額のほうをまとめてございます。児童数につきましては、御覧のとおり毎年数名ずつ減少しているような状況ではありますけれども、減少しても学校運営のほうは滞りなく実施していきたいということでございます。

それでは、決算書のほうに戻っていただきまして、162、163ページですが、1目学校管理費、支出済額が6,667万7,141円となつてございまして、不用額につきましては285万1,859円ということになってございます。備考欄のほうを御覧いただき

いと思いますが、田上小学校管理費ということで1,760万920円の支出。1節報酬につきましては、学校内科医等の支出になっておりますし、ページをおはぐりいただきまして164、165ページに移りますが、12節委託料については年間の保守管理のほうの関係の委託になっております。

続いて、一番下のひし形になりますが、田上小学校整備事業ということで112万8,963円の支出をさせていただきました。ページをおはぐりいただきまして、166、167ページを御覧いただきたいと思います。まず、14節工事請負費でございますけれども、網戸の設置工事ということで12万7,000円、それから防犯カメラの設置工事ということで、こちら児童玄関前になりますが、2か所の防犯カメラのほうを設置させていただきました。金額にして22万円の支出ということになってございます。

続いて、田上小学校その他事業になりますけれども、1節報酬、支援員の報酬ということで、6名の支援員の方からご勤務のほうをいただいております。その支援員の方々に対する共済費、旅費等々支出をさせていただきました。

それから、羽生田小学校管理費につきましては、支出済額が2,509万9,811円となっておりまして、田上小学校同様、1節の内科医等の報酬から、次のページに行きまして、年間の管理委託の関係の経費をまとめてございます。

169ページの下から2つ目のひし形になりますが、羽生田小学校整備事業ということで、こちら防犯カメラの設置のほうをさせていただいております。場所につきましては、児童玄関前に1基、それから職員玄関前付近に1基、合計で2基の防犯カメラをつけまして、19万1,400円の支出をさせていただいております。

一番下、羽生田小学校その他事業919万8,170円の支出につきましては、支援員の報酬ということで、4名の支援員の方からご勤務をいただいております。

ページをおはぐりいただきまして、170ページ、171ページのほうをお願いいたします。上段につきましては、先ほどの支援員4名の方々の共済費等の経費になってございます。

続いて、2目教育振興費になりますが、支出済額300万4,764円の支出をさせていただきまして、23万6,236円の不用額となっております。田上小学校教育振興費ということでございますが、19節扶助費、こちら11名分になるのですけれども、主要施策の成果の説明書の54ページのほうをお願いいたします。先ほどの児童数の下のほうに教育振興費ということで、要保護、準要保護児童就学援助費ということで、右側に表がございます。令和2年度は9名の認定でございましたが、令和3年度につきましては11名の認定ということになってございます。あわせて、要準の関係で

いいますと、羽生田小学校、そのページの一番下になりますが、令和2年度、令和3年度、人数は変わりませんが、支出が若干増えているような形になってございます。

それでは、決算書のほうにお戻りいただきまして、172、173ページのほうをお願いいたします。今度は中学校費になりますが、3項中学校費、1目学校管理費、支出済額3,298万3,602円ということで、不用額が124万1,398円ということになってございます。備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、小学校管理費同様、田上学校管理費につきましては、1節報酬では内科医等の報酬、それからずっと行きまして12節委託料につきましては施設管理の委託の関係がのってございまして、174、175ページのほうに移っていただきまして、中段のほうに田上中学校整備事業ということでございますけれども、215万6,973円の支出をさせていただきました。内容につきましては、体育館のステージ裏窓転落防止柵設置工事ということで27万5,000円、また小学校道路防犯カメラの設置を行いまして、同額の27万5,000円の支出をさせていただいているところでございます。

続いて、田上中学校その他事業になりますが、1節報酬、支援員報酬につきましては、こちら3名の支援員の方からご勤務をいただきました。以下、その支援員の方々に対する経費のほうをずっと記載してございまして、176ページ、177ページに移っていただきたいと思いますが、2目教育振興費になります。支出済額364万3,397円ということで、不用額15万4,603円ということになってございます。こちらは、田上中学校の教育振興費ということで、新入生ヘルメットの購入補助、それから、中越、県大会の出場助成ということで記載してございまして、19節扶助費につきましては、小学校同様、こちら要保護、準要保護の経費になりますが、主要施策の成果の説明書の55ページのほうを御覧いただきたいと思いますが、中段ほどに要保護、準要保護生徒就学援助費ということで、右側の欄には平成29年度からの認定者の推移を記載してございます。令和2年度につきましては11名の認定でございましたが、令和3年度15名の認定ということで支援のほうを行ってございます。

委員長、社会教育費もずっといきますか。

委員長（藤田直一君） では、引き続きやってください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、決算書にお戻りいただきまして、176、177ページになります。4項社会教育費、1目社会教育総務費、3,782万6502円の支出をさせていただきました。不用額につきましては、251万7,498円ということになってございます。備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、生涯学習事業という

ことで1,400万699円の支出をさせていただいており、こちら職員の給料等、経常経費となっております。

決算書178、179ページのほうをお願いしたいと思います。続いて、社会教育事業ということで594万216円の支出をさせていただいたものになりますが、1節報酬、まず社会教育委員の報酬ということで、8名分、19万6,000円。社会教育指導員の報酬、こちら1名分になります。それから、文化財調査審議会委員報酬ということで5名分、青少年問題協議会については5名分、事務補助員の報酬2名分、民俗資料館の清掃報酬ということで2人分の支出をさせていただいております。それから、10節需用費38万3,633円の支出につきましては、こちら保明交流センター、それから民俗資料館等の管理の関係に対する経費となっております。

ページをおはぐりいただきまして、180ページ、181ページのほうをお願いしたいと思います。成人式事業の関係になりますが、支出済額は22万4,476円の支出をさせていただきました。成人式につきましては、令和4年3月20日に交流会館を会場としまして、対象者が150名、参加者につきましては98人、内訳を申しますと、男性が57人、女性が41人の参加をいただいております。

それから、その下、学童保育事業になりますけれども、こちら主要施策の成果の説明書の56ページをお願いしたいと思います。中段から少し下に学童保育の実施ということで、平成29年度から、田上小、羽生田小に分けまして、開設の日数、それから延べ利用人数、登録者数、決算額ということで表のほうをまとめてございます。共働きで放課後児童の面倒を見ることができない家庭の児童を対象としまして、学童保育を開設し、保護者の負担軽減を図ったということで書いてございますが、登録者数はちょっとずつではあります、やはり減少傾向になってございます。

それから、決算書へお戻りいただきまして、182、183ページのほうをお願いいたします。右側備考欄の一番上段になりますが、埋蔵文化財発掘調査事業ということで700万7,454円の支出をさせていただきました。こちら上横場地区の埋文の発掘調査費になりますが、一応令和4年度で終了予定となっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

続いて、2目公民館費になります。支出済額は、2,015万8,987円の支出をさせていただきまして、不用額が155万4,013円となっております。ここから以下、交流会館等の管理費が計上されているわけですが、議会の皆様方におかれましては、令和3年度、交流会館の利用の関係に当たりまして、度重なる全協の開催、それから執行側の説明等々、時間をかなりかけさせていただきました。ようやく今年度に入

り一定の方向性を出ささせていただきまして、利用の方法につきましても一応ホームページのほうにお盆頃に改めて掲載させていただきしました。いろいろ説明不足等、当時あったかもしれませんが、この場を借りておわびさせていただきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、公民館事業費から説明させていただきたいと思えます。備考欄のほうをお願いいたします。公民館事業費、支出済額396万7,150円の支出をさせていただきました。1節報酬、公民館長の報酬になりますし、それから4節、7節等々につきましましては、それぞれ共済費、それから早朝ハイキング等事業の関係の経費が掲載されてございます。

一番下のほうになりますけれども、交流会館施設管理事業ということで、支出済額が1,613万4,637円となっております。こちら交流会館の利用者の推移になりますけれども、右側ホチキスで留めました資料の資料ナンバー2のほうを御覧いただきたいと思えます。令和3年度の交流会館の使用実績ということで、部屋ごとに分けまして、それぞれ午前、午後、それから夜の利用者の実績のほうをまとめてございますということですが、決算書のほうにまたお戻りいただきまして、184、185ページのほうをお願いいたします。上のほうから交流会館の管理に伴う経常経費のほうを記載させていただいておりますし、12節委託料につきましましては管理委託の関係の経費を支出したものを計上させていただきました。

続いて、3目文化活動費になります。支出済額が27万6,892円でございます、不用額は5万5,108円ということになってございます。まず、文化祭事業ということでございますが、27万6,892円の同額の支出になるのですけれども、令和3年11月6日、それから7日にかけて文化祭のほうを開催させていただきました。展示の部につきましましては、展示数201点、それから芸能の部につきましましては18団体の方からそれぞれご披露をいただいております。

それでは、ページをおはぐりいただきまして、186、187ページをお願いいたします。4目コミュニティセンター事業費になりますが、支出済額431万6,504円の支出をさせていただきまして、不用額32万1,496円ということになってございます。右側には、管理事業ということで、維持管理に伴う経費のほうを記載させておりますし、コミュニティセンターその他事業、17節備品購入費につきましましては一般備品のほうの支出を記載させていただいております。

続いて、5目地域学習センター費になりますが、支出済額1,473万2,099円となっております、不用額につきましましては154万8,901円ということになりました。右

側の備考欄をお願いいたします。地域学習センター施設管理事業ということで1,403万4,714円の支出をさせていただきました。資料ナンバー3、それから4のほうを御覧いただきたいのですが、それぞれ地域学習センターの利用実績ということで、資料ナンバー3には貸出し冊数、それから人数等の数字をまとめてございますし、資料ナンバー4につきましては各居室の利用者の実績のほうをまとめてございます。こちら後ほど御覧いただきたいと思います。

それでは、決算書へお戻りいただきまして、188ページ、189ページのほうをお願いしたいと思います。備考欄の中段から下、ひし形のところに地域学習センター整備事業ということで、備品購入費、図書ということで記載させていただいております。こちら図書購入費、336冊の本を買わせていただきまして、金額にしまして59万9,485円の支出をさせていただきました。

それでは、5項保健体育費のほうに移らせていただきます。5項保健体育費、1目保健体育総務費、支出済額が106万9,989円の支出をさせていただきまして、不用額につきましては53万1,011円ということになってございます。こちら保健体育の関係は、備考欄を御覧いただきますと、まず保健体育総務費ということで、1節報酬がスポーツ推進委員の報酬ですが、こちら10名分になってございますし、7節報償費につきましては、全国大会に出場されました方々43人に対する報償費のほうを計上してございます。

ページをはぐっていただきまして、190、191ページのほうを御覧いただきたいと思います。備考欄の18節負担金補助及び交付金になりますが、中越地区社会体育の負担金、それから県スポーツ推進委員の負担金、また県縦断駅伝の負担金等々、支出をさせていただいております。

それから、2目総合体育大会費になりますけれども、支出済額230万2,973円の支出をさせていただきまして、不用額18万4,027円ということになってございます。備考欄を御覧いただきたいと思います。佐藤杯駅伝の関係になりますが、支出済額は23万4,973円ということで、それぞれ関連経費のほうを記載させていただいておりますけれども、こちら11月4日に駅伝大会を開催しまして、11チームの参加をいただきました。表彰の部門としましては、町内の部と、それから女子の部ということで2つの部門で表彰のほうをさせていただいております。それで、今般の議会の一般質問で池井委員よりこの駅伝大会のこれからの方向ということで、マラソン大会とかのご意見等もいただいております。形骸的な実施にならないよう、予算の間までに、時間も少ないのですが、いろいろ検討しまして、来年度以降もこの大会

の在り方について委員会内で協議したいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

それから、各種大会費ということで206万8,000円の支出がございますが、こちらスポーツ協会に委託してございます各種大会の経費の委託料となっておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、3目体育施設費になります。支出済額1,039万9,799円の支出をさせていただきまして、8万6,201円の不用額となりました。またここでも皆様方におわびを申し上げなければなりません。この後、町民体育館の関連経費が記載されております。特に小野澤委員からいろいろご意見いただいております町民体育館の在り方、使用の方法だとか今後の方向性ということになってございますが、昨年度はそれらについてお話をすることができませんでしたけれども、この月末、9月28日の日に社会文教常任委員会の所管事務調査のところで町民体育館の今後の方向性ということをお話をさせていただきたいと今準備しているところでございます。詳細については、そのときにご説明させていただきたいと思っております。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、備考欄のほうを御覧いただきたいと思っております。まず、町民体育館管理費ということで411万3,137円の支出をさせていただきました。こちら町民体育館の維持管理に伴う経費ということで、続く192、193ページにかけましてそれぞれ管理費のほうに記載させていただいております。193ページが一番上になりますが、アリーナ天井調査委託料ということで7万2,600円の支出をさせていただきました。天井材の落下の危険性とかをここで出したわけですが、満足な回答が得られなかったということで、この辺は大変申し訳なかったと思っております。

それから、黒いひし形になりますが、町営野球場管理費ということで476万7,000円の支出をさせていただきました。こちらにつきましても、指定管理に伴います委託料ということで、同額の支出をしております。資料ナンバーの6番のほう、ホチキス留めの資料の一番最後のページになりますが、御覧いただきたいと思っております。こちら羽生田野球場の使用料等をまとめました年度別の総括表ということになってございます。昨年度もお出ししておりますが、平成28年度から令和3年度までの数字をこちらのほうに記載させていただきました。利用者の人数は令和2年度よりも若干増加したかなということで見てございます。こちら後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、4目学校給食施設費になります。支

出済額5,583万5,508円ということで、不用額97万492円の不用額ということになりました。備考欄のほうをお願いいたします。学校給食施設費ということで5,144万2,747円の支出。こちら職員の給料等、経常経費でございますので、説明のほう省略させていただきます。

続いて、194、195ページのほうをお開きいただきたいと思います。ひし形、学校給食施設整備事業ということで19万8,000円の支出をしてございますが、調理機器等の施設備品の購入ということで支出をさせていただきました。

それと、学校給食施設その他事業につきましては419万4,761円の支出でございますが、一般消耗、それから給食センターの修繕費、あとは13節使用料及び賃借料、車の借上料等で支出のほうをさせていただいているところでございます。

簡単ではございましたが、10款の説明をこれで終わりたいと思います。

委員長（藤田直一君） 10款の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（藤田直一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今ほど配りました資料、ご説明をお願いをいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、今ほど池井委員より資料請求のありました令和3年度の小中児童生徒数の関係の表のほうをお配りさせていただきました。それぞれ学校別に1年生から6年生まで、また中学校につきましては1年生から3年生まで児童数のほうを書かせていただいております。学級数につきましては、それぞれ学年の一番左側のところに学級数ということで書いてあります。例えば田上小学校、1年生であれば1学級、2年生2学級、3年生2学級、4年生1学級、5年生2学級、6年生1学級ということで記載させていただいております。羽生田小学校も同様に、1年生が2学級、2年生2学級、3年生2学級、4年生2学級、5年生1学級、6年生2学級。中学校におきましては、1年生2学級、2年生3学級、3年生3学級ということになってございます。合計のところ特別支援員の関係の児童生徒数も内数の中の数字ということで、外数で入れてありますので、そちらも計上してございます。

以上でございます。

委員長（藤田直一君） それでは、質疑のある方お願いをいたします。

12番（池井 豊君） 今、提出ありがとうございました。最終的には総括質疑にしたいと思うのですが、例えば田上小学校の2学年なのに2クラスで31人ということは、1クラス15人、16人という状態になっているわけです。このような状況で、簡単に言えば1クラスでソフトボールの体育の授業をやろうと思ったらできない。対抗戦できないとか、またグループワークをやるにしてもスケールメリットが足りないとか、教育をちゃんと行うというか、教育プログラムを行うにおいて、ある程度のスケールメリットがないと教育効果が出てこない部分もあると思います。そういう弊害が出ていないのかというのを一応局長に聞きますが、出生数30人台、40人以下時代を迎えて、これからそれが小学校に上がってくるのですけれども、教育長に学校の統合に関する検討はどういう状況になったらするのかというところを総括質疑をしたいと思っています。まずは、教育ダイナミクス、スケールダイナミクスというか、どのような感じで、弊害出ていないのか聞かせてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 私も勉強不足なのですが、今、児童生徒数が減少したことによって授業に影響があるかというお話なのですが、私の耳にはまだそこまでは入ってきておりません。例えば今ほどソフトボール等の例を用いてお話ありましたけれども、体育の授業なんかにつきましてはクラスではなく学年でやっているところもございます。科目によってそういった対応をしながら効果を上げているようなことはお聞きしておりますので、今の児童生徒数で問題があるかという、まだそこまでは私は感じていないところでございます。

以上です。

8番（今井幸代君） この表の見方というか、考え方になるのですけれども、例えば羽生田小学校の2年生2クラス、合計数が生徒数33人になっているのですけれども、今低学年は35人以下学級ということで考えても、33人で2クラスだと人数がおかしいなと思って、これって特別支援の対応している子たちもここにプラスされて35人になるということで2クラスという対応になるのですか。その辺りを教えていただきたいというのが1点と。あとすみません、もし分かれば、今日幼稚園の事務局おらないので、竹の友幼稚園の以上児で1号認定の方がどれくらいおられるのかというのがもし分かれば、大半が1号すごく少ないとは思っているのですけれども、若干おられるというふうに話を聞いていたので、その人数と。その1号認定の子とほかの児童が混在するような形だと、その保育の中で、帰る時間が大分差異がありますから、その辺りの対応で課題になっているような点があれば教えていただきたいなと思ったのですが、もし分からなければ改めて課のほうに行きたいと思っていますので、その

ときに聞かせていただければと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） まず最初に、児童生徒数とクラス数の関係でお話しさせていただきますと、新潟県につきましては、小学校2年生まで32人で1学級ということになってございます。よって、羽生田小学校の33人、これが一番よかったといいますが、どういう表現していいかなのですが、これが2クラスになる最小限の数ということで捉えていただきたいと思います。

あと、保育の関係の1号認定の関係、それからまたそこで出てくる問題点等々につきましては、申し訳ございません、私勉強不足で、後ほど事務長より回答させていただきますと思います。

3番（品田政敏君） 今は、そうすると32人学級、一頃、皆さん方は知っていると思うのですが、40人学級、40人学級といったのですけれども、今は、ということは32人学級が基本だということなのですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 32人学級が基本ということではなくて、新潟県の教育委員会で定めた独自のクラス数の人数が小学校2年生までは32人、あとは40人学級ということになっております。2年生までが32人。すみません、間違えました。3年生以降35人です。

2番（小野澤健一君） 今日配られた不登校数といじめの認知数、これについて質問させていただきますけれども、いいですか。これ何か説明するのでしたっけ。どうします。説明今するならしてから質問しますけれども。委員長、どうしましょう。

委員長（藤田直一君） 不登校数とかは関係ありますか。関係ありますか、決算審査に。
（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） いいですか、聞いても。
（何事か声あり）

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、今ほどの不登校児童生徒数といじめの認知件数ということで資料を出させたものなのでありますが、1件1件ごとの内容につきましては私のところまで届いておりません。大変申し訳ございません。年度の数字の推移をご説明させてもらいまして説明に代えさせていただきます。申し訳ございません。

まず、上段であります、不登校児童生徒数ということで各学校別に記載のほうをさせていただいております。4年ほど前から中学校につきましては13人、15名ということで数が多いのでありますが、そこにつきましては、適応指導教室等、指導員のほうで面倒を見たり、あと訪問指導員のほうでご家庭のほうに赴いたりして対

応のほうをさせていただいているようなところでございます。

それから、下のいじめの認知件数につきましては、田上中学校が令和2年度と比べて4件ほど増えておりますが、羽生田小学校は逆に3件減っております。内容につきましては、私、1件ごとは、申し訳ありません、承知はしておりませんが、一応学校のホームページのほうで一番下段に記載させていただいておりますいじめ防止基本方針というのをホームページに載せて、学校でこういう取扱い、運用していますということで周知しているようなところでございます。説明が不足で申し訳ありませんが、以上であります。

2番（小野澤健一君） 詳しいことは聞きませんので。せっかく出された資料で、私はこのほかに今度ヤングケアラーの人数も入れてもらいたい。一般質問の中で1人そういうらしき人がいるかどうかというふうな教育長の答弁だったので、今やっぱりヤングケアラーは結構県のほうも特別な部局というか、担当部局を設置してやっていますので、田上においてないにこしたことはないのですけれども、今後こういう資料は非常にありがたいので、不登校数、それからいじめ、それからヤングケアラー、これ3つをセットにしてもらいたいなど。これも局長がどこまで把握されているか分からないのだけれども、不登校数のいわゆる隠れみものとして30日以上欠席者と、こういう形になっている。そして、29日連続で休んで1日出れば不登校ではないという判断になる。そういった形式的な数字を私云々ではなくて、実態として不登校児童数が、予備軍という言い方はあれだけれども、どれだけいるのか。それから、いじめについても同じように実態として、アンケートにあると書いたから1件だとかというのではなくて、本当にそれ以外にないのかという、やっぱりそういった丁寧な調査をしてもらいたいのです。これ関連性を見ると、不登校数といじめというのはやっぱり因果関係がありそうな感じがするのです、これを見ると。例えば田上小学校の令和3年度の不登校数7、それからいじめ数は2で、これ7と2を足すと9です。羽生田小学校も同様にやると7というふうな形で、大体似たり寄ったりの数字が見える。したがって、この辺の因果関係なんかもやはり、正確には分析できないかもしれないけれども、対策を講じる中で非常に有効だろうと思いますので、このような分析もしていただきたいなというふうに思っております。質問としてみれば、ヤングケアラー、こういったものの記載について今後していただけるかどうか、これお聞きをしたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） ヤングケアラーの関係につきましては、令和4年度に、要保護児童地域対策協議会という会議があるのですが、その中で県が実施し

た田上中のヤングケアラーのアンケート調査の実態というものを出している経緯が
ございます。たしか3年生だったか、全学年だったか、手元に資料がないのですが、
回答数はそんなに多くなかったみたいな話は聞いていますので、次回の資料の提出
時からこのヤングケアラーの関係についてできるだけ内容を書けるように検討した
いと思います。

以上です。

12番（池井 豊君） さっきの質問に関連する、毎年今度から子どもの数出してくださ
い。これから多分出生数40人以下になってきて、学校の維持ができるかどうかとい
うのはこれからずっと議題になっていくと思いますので、出してください。

それから、局長の説明で唯一もじゃもじゃとして分からなかったのが193ペー
ジの例のアリーナの天井の調査。これ何がうまくなくて。状態がよくなかったのか、
調査のやり方がよくなかったのか、数値がよくなかったのか、何がどうだったか
がよく分からなかったのだけれども、そこら辺もうちょっと詳細に聞かせてくださ
い。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 私が感じるところでお話をさせていただきますと、
まず手法がよくなかった。主なものについては目視点検ということで聞いています。
委員の皆様方にお話ししたかどうか分からないのですが、当初、天井の木目板が剥
がれて落ちた際に支えるネットをつけようかという話を委員会の中でしていたよう
なのですが、その関係の目視点検ということでここに上がっているのですけれども、
私が感じているところはその調査方法がよくなかった。目視点検では分からない。
結局、ネットで木目板を押さえようというのは、そのネットを支える支柱が耐えら
れないということで実施は見送ったようなのですが、その辺の調査方法がよくな
かったかなと。答えになっていますでしょうか。

12番（池井 豊君） そんなことを言った時田局長、あなた今年来たばかりだけれども、
ではこの7万2,000円無駄遣いだったということ。そんな調査したら7万2,000円無
駄遣いだったということだし、今の状態でも危険な状態かどうか把握できていな
いということ、また小野澤委員から突っ込まれます。そういう危険な状態なのかど
うなのかが分かっていない状態で使用させているということはどうなのかというこ
とになりますけれども、そこら辺ははっきりと教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） この調査で恐らく唯一分かったものといえますと、
今の木目板の落ちた箇所があるかどうか、例えば、木目板1枚大きいのですけれど
も、その角、角が揺れて干渉し合いまして小さなかけらが落ちている箇所があるら

しいのですが、それが唯一確認できたというところだと思っています。これはおわびするしかないと思っていますので、調査自体悪かったなと私もと思っています。申し訳ございませんでした。

(何事か声あり)

教育委員会事務局長（時田雅之君） 目視点検ですので、そこまでの調査結果は出ておりません。以前私が聞いているところでは、天井に暖房器具が以前設置してありました。それを撤去した際に木目板にビス打ちをかなりの本数打ってあるそうです。ですので、1枚物がばさっと落ちるということはないとは思いますが、先ほどお話しさせていただきましたように、その木目板の1枚1枚は揺れを起こしたときに干渉し合っかけて落ちるという事象はあるかと思っています。

14番（高橋秀昌君） 就学援助に関する事で伺いたいと思います。

子どもたちの数と就学援助を受けている数で計算すると、令和3年度は4.67%で、私がかつて指摘をした頃は新潟県下で就学援助比率が最低だったのです。その後、教育委員会が基準を少し変えたようなのですが、その結果としてこの令和3年度は前進、就学援助率がやや世間並みに進んできたと受け止めてよろしいでしょうか。それとも、基準変えていないのだけれども、たまたま低所得でこういう状態になったというふうに受け取っていいでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 認定の基準は変えてございません。

5番（渡邊勝衛君） 決算書の191ページ、佐藤杯駅伝競走大会費というようなところがあります。そこで役員謝礼というのが、金額は3万8,000円という数字なのですが、これは三条陸協とか加茂陸協の方に支払うお金か。ほかに何かあるものか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） こちらの役員謝礼につきましては、加茂、それから三条の陸協の協力者の皆様、あわせて町内の陸協の方の謝礼ということになってございます。

5番（渡邊勝衛君） それで、3万8,000円というのは数字的にどういう状態だか分かりませんが、数の内容について聞かせていただきたいと思っています。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今ほどの役員謝礼につきましては、まず審判謝礼、三条市陸協で6人掛ける2,500円、それから同じく加茂市陸協へ6人掛ける2,500円、それから田上の陸協については5人掛ける2,000円ということになっております。

5番（渡邊勝衛君） それで、三条陸協、加茂陸協とも6名の方が昨年の駅伝大会に協力されたわけですが、これ両方をお願いした場合、最大でどのくらいの数に

なるか分かりますか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 実際はその両市の陸協の方々の会員数といえますか、人数を把握していないのですけれども、協力依頼させてもらっている人数としては恐らくこれが限界に近いかなとは思っています。

副委員長（中野和美君） 4点ほど質問があります。

スポーツ褒賞の43名いらっしゃるのですが、そのスポーツ内容の、どのようなスポーツに褒賞が与えられたのか。

（何事か声あり）

副委員長（中野和美君） ページ数。189ページ。189ページの下の方の7節のところですか。43名の褒賞があったのですが、スポーツの内訳、野球なのかとか、サッカーなのかとか、その他どのようなスポーツに表彰されたのか教えていただきたい。まずそれが1つ目です。

もう一つは、小学校、学校関係の田上小、羽生田小、田上中と3校に出ているのですが、コンピュータ借上料というのは、これきっとGIGAスクールのタブレットの借り上げ料だと思うのですが、3校合わせますと1,000万円以上になっています。これは国の交付税の対象にもなっているのですが、この借り上げ料がいつまでだったのかと。あと耐用年数が来た場合、その後どのような方針になるのか、その後国のほうで何か方針等が分かったら、それを教えてください。

それと、195ページの給食センターの400万円の修繕費、どのようなところを修繕されたのか教えてください。

そして、もう一つ、今回不登校の話の資料を頂いたのですが、田上でもフリースクールを開催して下さっているところがあるのですが、そのフリースクールの場合、出席した場合、学校の出席扱いになるのかどうか、その辺も分からないので教えていただきたいと思うのですが。

この4点、スポーツ褒賞のスポーツの内訳、コンピューターの借り上げ料はいつまでだったか、耐用年数が来たら国の方針はどうなるのか、給食センターの400万円の詳細、田上でもフリースクールをやっているところがあるのですが、その出席等の取扱いはどのようになっているのか教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） まず、全国大会の褒賞の関係のお話をさせてください。対象競技となるものについては、予選を伴う全国大会出場者に対して1人1万円ということでお出ししております。主な競技としましては、野球、それから水泳、空手などの競技に対して支出のほうをさせていただきました。

それと、パソコンの関連経費で借り上げ料のお話いただいておりますが、これはGIGAスクールとは関係ございません。教師用のパソコンの関係の借り上げ料のほうを掲載させていただいております。

もう一つが給食の修繕料になりますが、400万円ほどということなのですが、すみません、手元に資料を持ってこなかったもので、もしでしたら後ほどお話しさせていただきますと思います。

フリースクールの出席が出席になるかというお話ですが、私そこまで、出欠の適用まで勉強していなくて申し訳ございません。後ほど教育長に聞いてお答えしたいと思います。

副委員長（中野和美君） では、今、野球、水泳、空手に褒賞金を出しているということで、この43名の内訳は、野球は団体だから多いのでしょうか、その辺も大体野球が主体という感じなのでしょうか。もし分かったら、後でいいので教えてください。

あと、ではコンピューターの借り上げ料、これ教師用ということなのですが、そうすると毎年1,000万円以上かかっているということで理解していてよろしかったのでしょうか。

それから、給食センターのそれも後からで、フリースクールのほうも、では後から教えてください。

今答えていただきたいのは、教師用のコンピュータ借上料がやっぱりそうすると小学校2つ、中学校1校で1,000万円以上になるということと、それが耐用年数が来たときは、これも措置があると思うのですが、どのようになるのか教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） すみません。では、パソコンの関係についてお話しさせていただきますが、補佐のほうから説明させていただきます。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 教育委員会事務局長補佐の諸橋です。私のほうから回答させていただきます。

コンピュータ借上料につきましては、3校の学校の先生用、事務用ですね、教務室で使う用のパソコンと、あとはコンピュータールームというのが昔ありまして、そこで使うパソコン。そのほかに、役場にあるのですけれども、サーバー類、大きいコンピューター、学校のデータだとか、あとインターネットサーバーというのが学校にあります。それらに係るリース。そのほかに学校図書などもあります。図書館用のパソコンの借り上げ料。これら合わせますとやはり1,000万円ほどにはなります。

以上です。

(何事か声あり)

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 毎年、5年リースで借りておりますので、サーバー類とパソコン類で若干リースの期間が違うのですけれども、かかる形になります。ただ、今後、GIGAスクールが普及しましたので、パソコン教室というのは整備は必要ないのかなとは思っているのですが、その辺は今後減ってくるのではないかと私は見込んでいます。1,000万円ほどになります。

以上です。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 給食の修繕費分かりましたので。備品と施設の修繕合わせて400万円ということになってございまして、主なものを言いますと、食器消毒保管庫の修繕、こちらで160万円ほどかかっています。それから、給食センターの中に排水を落とすところがあるのですが、そのグレーチングの枠の修理ということで101万2,000円の支出があります。あと、もろもろ、備品の修繕だとか、あと施設の細かな修繕がいろいろございまして、大きなものとしてその2点ということになっております。

今パソコンの関係で補佐から説明ありましたが、サーバーの説明が不足していたということで、もう一度。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 入替えの関係の話でしたが、サーバーについては途切れなく入替えをしていくという形。私、今、何年までのリースだったか手元に資料がないのですが、多分2年ほどたっていると思います。またさらに3年後ぐらいにはもう一回再リース、リース契約をするということで継続していきます。あと、先生用のパソコンについては令和4年8月でリースが終わっております。無償譲渡契約になっておりますので、そのままらい受けるという形になりまして、これについては、いつまでも使えないだろうということで、令和6年度あたりのまた入替えを考えているところです。またそこで使用料がかかるというような形になる予定です。

8番（今井幸代君） それでは、施政方針における主要事業成果一覧の18ページになるのですけれども、まず令和3年度から月ヶ岡の特別支援学校の通学支援が始まりました。冬期間、待合場所を道の駅のほうに少し移動したりとか、冬場、安全対策のためにスクールバスではなくてハイエースを利用したりとか、柔軟に対応していただいたというふうに思っております。利用者の方からも通学支援が始まって非常にありがたいというふうなお声も聞いていますので、引き続き冬場の安全対策、ぜひ

運転手の皆さん方と連携を密にさせていただいて、引き続き対応を今冬もお願いしたいなというふうに思います。それは皆さん方からのご努力いただいて、非常に評価をしておりますので、ありがとうございました。

1点、20ページになるのですけれども、地域学習センターの図書購入費59万9,485円という金額で、実際に皆さん方の評価も図書貸出しの利用等が少なかった感じを受けているというふうな皆さん方のご評価も入っています。実際にこの図書購入費は各学校の図書購入費とほぼ変わりがないような金額です。実際に利用者の方からも地域学習センターの蔵書ですとか図書購入が非常に少ない感じを受けているというふうな声も聞いております。規模を考えれば、この決算の金額ではやはり少ないのだろうというふうに思わざるを得ないのかなというふうに思います。しっかりと一定程度の図書を確保していく、これは生涯学習の推進に大きく関わることだと思いますので、この辺り担当課として、実際に利用の少なさというのを課題に捉えているようですけれども、この辺り今後どのように捉えていくべきか、私は増額をする必要があるだろうというふうに思いますが、この辺りの受け止め方をお聞かせ願いたいなと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、今井委員のご質問であります。施政方針に係る成果の一覧表の18ページの月々岡の関係につきましては、お言葉のとおり、引き続き保護者等と協力しまして送りのほうは続けてまいりたいと思います。

それから、20ページの地域学習センターの図書購入費でございますけれども、令和3年度は60万円ほどの支出でありましたが、予算がこれしかなかったのですけれども、令和4年度は予算額を200万円取っております。大体1,000冊ぐらいいは入れられるのではなかろうかというこちらの試算でありまして、今蔵書数が1万6,000冊から1万7,000冊の間ぐらいいだっただと思います。継続的に200万円の予算をいただいて図書の蔵書数を上げたいなとは考えてはおりますが、ただその方法につきましては昨日小野澤委員からもいただきました。やみくもに図書を増やすのではなくて、うちの蔵書の在り方とか、また町民の方の希望等も含めて整備のほうを今後行っていきたいと思っております。

8番（今井幸代君） 方向性分かりました。ぜひよりよい地域学習センターの図書の在り方を検討していただきたいと思いますなと思います。

最後になのですけれども、各学校のICT関係の関連経費、決算でも出ていますけれども、GIGAスクール、環境整備が始まって令和3年度で3年目を迎える形になると思います。今後、まずは端末の更新時期が約五、六年になってくると思う

ので、耐用年数が、そうするともう目の前に来ているわけです。その方針をどのようにしていくのか、かつて一般質問等でも問いましたが、そのときには、教育長、保護者の負担も一つあるのではないかというようなことも言うておられましたけれども、そろそろこの辺りの方向性も考えていかなければ、多額の費用がかかるわけですから、方針をしっかりと出していかなければいけないというふうに思います。この辺りを今後、まちづくり財政計画ですとか、しかるべきタイミングで教育委員会からしっかりと方針が示されるように、内部での検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今ほごの質問であります、確かに今、児童生徒1人1台タブレットのほうを配付させていただいております。各ご家庭様々な事情がありますので、保護者負担ということになりますと、そのご家庭によっては負担感がすごくあるという家庭もいらっしゃると思うのです。ましてやそれを授業で使うということですので、基本的には、私は公費で賄いたいと。その上で、令和4年度に町村会への要望の中で当委員会のほうから、タブレットの更新に係る国庫補助の創設ということで、要望のほうはさせていただいているところであります。何とか保護者負担を伴わず、こういった授業で使う備品についてはこちらのほうでそろえたいと思ひ、今後頑張っていきたいと思ひます。

8番（今井幸代君） 局長から力強い答弁いただきましたので、ぜひそれが具現化されて、まちづくり財政計画にも必要な経費が計上されるように期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

10番（熊倉正治君） 質問しないでおったのですが、3点ほど。

1つは、大したのではないのですが、学校の学校だより、小学校、羽生田小、田上小、中学校とそれぞれあると思うのですが、私が言うのは羽生田小なのです。前何か辺りの子どもに家へ持たせて配っていました。それが去年ぐらいでしょうか、わざわざ郵送で来るようになりました。学校管理費の役務費を見れば50万円ぐらいそれぞれかかっているみたいなので、それを減らしたところでどうかということはありませんが、多分中学校も田上小も、小学校は学区ごとに配っているのです、羽生田のほうには田上小の分は来ないとは思ひますが、できたら統一をして、事務局に届けるぐらいのやり方で私はいいのではないかなと。回覧も回しているわけですから、そういう意味では、学校が一生懸命しているのは分かりますけれども、別に郵送までして送る必要があるのかなというふうに思ひますから、ぜひ小中学校統一をして、事務局へ届けるのであれば事務局に届けてもらって配布で私はいいのではない

いかなど。公式の入学式とか卒業式の案内は別ですけれども、学校だよりなんていうのはそういう方法でいいのではないかなと思いますから、ぜひ改善したほうがいいと思いますので。

それと、各施設の使用料金、交流会館は4万人近い利用者があるわけですが、これ団体ごとに払っているわけですから、前にも申し上げましたが、窓口、会計課へ持って行って払う方法ではなくて施設ごとに支払いができるようにということで、これは改善はしたようですから、私も言われた人からお礼を言われましたけれども、中を見ると地域学習センターと体育館は入っていないのではないかと思うのですが、要望がないからそれでいいということにはならぬだろうし、今できるのは交流会館とコミセンですか。できたらみんな同じように、体育館も地域学習センターも施設で支払いができるのであればそういうふうにしたほうがいいのではないかと思います。その辺はどうなのかお聞きをしたいと思います。

それと、図書費の関係、今ほど今井委員も言いましたが、私も今年の3月の予算委員会のときに言いましたが、オープンのときに200万円つけておいて、翌年、この令和3年50万円だったはずですが、10万円ぐらい寄附があるから60万円ぐらいの決算になっていると思いますが、蔵書を3万冊と言っているわけですから、年間200万円というのは、そのような考えの答弁もしているようですが、ぜひ3万冊を確保するために来年も再来年も教育委員会は予算確保を頑張ってもらいたいというふうに思いますが、その辺はどうなのでしょう。

あと、その蔵書の種類、アンケートも取っているようですから、それはそれでいいとは思いますが、あそこは図書館ではありませんから、図書館法には規定されたものではないと思いますが、ある程度図書館に準じるのであれば、図書館としての十分類でしたか、あるわけですから、必要なものというのはその中でも、アンケートでいただいたものを買うだけではなくて、どうしても必要なものというのは、司書がいらっしゃいますから分かると思いますが、そういったものの確保もきちっとやるべきだろうというふうに思いますので、その辺はぜひ頑張ってもらいたいというのが1点と。蔵書の内容は、図書館として必要なものというのはそろえていくべきと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

教育委員会事務局長（時田雅之君） まず、学校だよりの関係になりますが、言われるように、郵送であれば、こちらに届けて議員のほうにお配りするという方法もありますので、それは次回の園・校長会のときにご提案したいと思います。

それから、施設使用料金の取扱いの関係ですが、熊倉委員よりお話をいただきま

して、交流センター、コミセンにつきましてはその場で受け取りができるようになりました。ただし、地域学習センターにつきましては、うちの雇用している職員の方の関係で現金の取扱いができないということで、地域学習センターについては、申し訳ありません、そこでの収受はできません。

次に、図書費の関係でございますけれども、先ほどもお話ししましたが、言われるように3万冊の蔵書を目指して令和4年度予算額であります200万円を継続して確保ができるようにこちらも要求してまいりたいと思いますし、それから蔵書の種類、それらについても、アンケートを実際我々取ってはいるのですが、その種類はそんなに多くはありませんので、ある一定の教育委員会の方針というのを定めなければ駄目だと思います。そういった観点からも、それらを整理しながら、図書の増冊について今後やってまいりたいと思っています。

10番（熊倉正治君） 地域学習センターの職員がいないというのは分かりますが、本来的に言えば館長のようなものを置くべきだろうと私はずっと申し上げたと思いますし、いたほうがいいのだろうと思います。それが職員の兼務であろうが、あれだけの施設なわけですから、司令塔になる人間が兼務であっても私は必要なのではないかと。そうすれば現金の扱いもできるわけですから、そういったこともぜひ今後、あれだけの施設なわけですから、検討も必要なのではないかなというふうに私は思いますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

あと、図書の関係は、ぜひそういったことで200万円を守っていただいて、3万冊を目指して頑張ってもらいたいというふうに思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 確かに言われるように、地域学習センターについては、正職の兼務でもいいので1人欲しいところは欲しいところが本音なのです。人事担当課にこの後要望しまして、委員会の所管の施設、交流会館をはじめ、それから地域学習センター、新しくなった施設がめじろ押しになっていますので、その辺、管理をする上で、人数的なものの要求というものは、今後人事担当課にしていきたいと思っています。

委員長（藤田直一君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（藤田直一君） では、以上で質疑を打ち切ります。

先ほど追加資料が出ていますので、説明をお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、池井委員より資料請求のありました新型コロナウイルス感染症に伴う登園自粛、それから学年閉鎖、学校閉鎖等々の令和

3年度の状況について、拾い上げて一応表にしてまいりました。資料の右方の令和4年、9.20になります。それと、竹の友幼稚園、上段に表がございいますが、その表の一番下に「あひり」と書いてあるのですけれども、これ「あひる」の間違いですので。申し訳ありません。手書きで訂正させていただきました。

幼稚園の状況でお話しさせていただきますと、各対象年齢児に自粛期間いろいろございまして、大体1回当たり2日間程度の自粛期間を設けて、全部で6回の日付を記載させていただいているかと思えます。田上小学校のほうは学年閉鎖がございまして、令和4年3月15日から16日の2日間、それから羽生田小学校につきまして、こちらは今度学校閉鎖です。令和4年3月3日から3月7日までの5日間のほう閉鎖させていただきました。中学校については閉鎖期間ございません。

資料の説明は以上になります。

委員長（藤田直一君） では、よろしいでしょうか。

では、以上で第10款終了いたします。

続きまして、産業振興課より資料の提出がありますので、説明をお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 改めて、おはようございます。大変お疲れのところ、また時間がないところ申し訳ございません。これより産業振興課のほうから、追加の資料ということで今2枚お配りいたしましたので、ご説明のほうをいたします。

まず、1枚目のほうになります。地域資源活用事業、東京藝術大学との連携事業ということで、先日、金曜日でしょうか、ご説明したところですが、口頭での説明がほぼほぼだったので、なかなか話のほうは見えない部分がございましたので、改めて活字あるいは表のほうにいたしましたので、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、上のほうから、これまでの概要ということで、経過概要なのですが、こちらに関しましては、これまでの決算あるいは当初予算の委員会等でご説明もしてきたところですが、令和2年度から本格的に着手する予定でございました。一方で、新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響もありまして、中ほどの表にもございますけれども、予算額に対する執行については令和2年度はほぼできなかったというのが状況です。その後、令和3年度の感染症の状況は変わらなかったのですが、大学のほうからも、このままにしていると進まないというところもありましたので、やり方を変える中で令和3年度進めて、令和4年度、今現在また学校のほうからも教授、助手のほうは来ておりますけれども、制作、設置のほうを行っているところでございます。

先日のお話の中で当初予算額というお話もありましたけれども、当初、大学側の作品の構想あるいは設置場所などが不確定な中で全体での金額の積算だとか精査という部分は、正直できてはおりませんでした。そうした中で、おおむね予算額は年間300万円といったような形で進めてきております。それをまとめたのが中の表になりますけれども、令和2年、令和3年はそのような予算額、規模になっておるのですけれども、令和4年に関しては、これまで大分、令和2年、令和3年と進捗はしていない部分がありましたので、令和4年度で完成まで持っていくといったような形で向こうのほうも考えており、内部での査定の中でもそのような話をさせていただいて、予算計上のほう、こちらのほう、ぐっと大きくなりますけれども、させていただきます。

その下になります黒丸になりますけれども、想定予算額との乖離ということでご質問も何回かいただいたかと思うのですけれども、先ほど申し上げていましたように、大学側との話としては、目安として300万円という金額の部分の話はしておいたのですけれども、毎年協議の上、予算化をこれまでの間させてもらっております。そのため、繰り返しかもしれませんが、具体的な総額で幾らというような話の部分はございませんでした。その理由になるのですけれども、①、②とあるのですが、今回大学側と検討を行ってはきたのですけれども、当初の段階での大きさだったり、設置場所等についての積算ができなかったという部分、また②番のほうは今度町のほうの側になるのですけれども、今回のような芸術品の事業実施の経験というものがなくて、積算のほうがなかなか難しいという部分でこれができなかったというのがあります。あと、その下、3点目になりますけれども、これは先日のお話の中でもございましたけれども、今段階、間違いなく計画が変わった部分ということでお話ありましたが、具体的には、石の行ったり来たり陸送をさせてもらっているのですけれども、こちらから向こうへ、10トン車だったと思うのですが、3台、向こうからこちらへ1台ということで、1台1回、片道ですけれども、大体20万円ですので、80万円は当初の計画外の部分で出ています。

一番下のほうになりますけれども、今後につきましては、やはりこのモニュメントの制作、作成をもう一つの区切りとした上で、改めて大学のほうと協議した上で、今後の取り組みについてまた検討した中で、また皆様のほうへご説明、お話のほうをさせていただければというふうを考えてございます。

このまま次の資料の説明してよろしいでしょうか。

(何事か声あり)

2番（小野澤健一君） 私が発端でお作りいただいた資料なのですけれども、私が言っているのをまだ理解をしていないのかなという気がするのです。今の説明だと予算って一体どうやって積算したのですかという話だ。当初、これ私だけのイメージかどうかわからないけれども、東京藝術大学と連携いたします、田上町の宝物というか、大沢石であるとか、陣ヶ峰の瓦だとか、こういったものを使って何かを作りますと、こういう話からスタートしていったと私は思うのだ。それにもかかわらず、あの足形を作るのに年間300万円予算やっていますから、その中で全部賄ってもらえるのですなんていう話になると、そもそもどんな契約をしたのという話。例えばそういうモニュメントを作る、調査をする、あるいはどこどこに設置をする、だから全部で幾らかかります、それから教授であるとか学生が田上に来るその宿泊代とか、あるいはその工賃だとか、そういったものを含めて幾らになります、そういう積算の契約をするのが私は普通だと思うのだけれども。要はこれ当初の、私聞きたいのは、当初の契約書を見せてもらいたい。どういう契約をしているのか。

それからもう一つ、一番最後の黒ポチを見ると、これから永遠に東京藝術大学と連携をしていきますというふうに取れるのだけれども、これ議会に対してそういう説明をしたのか。私は、このモニュメントができて一くくりで、これである程度の終わりなのかというふうに思ったのだけれども、これ見ると、要は今後の取り組みについて検討なんていう話になると、ずっとこれいくのかという話。ずっと東京藝術大学と連携して行って、今度何を作ってどうするのかという話。例えば、西蒲区だったかな、武蔵野美術大学と何か連携して稲わらのこういうものを作って、あれは年に1回だから、それはそれで、終われば壊すのだろうけれども、そういうものではない。だから、そもそもこの地域資源活用事業の東京藝術大学との連携事業、これについて非常に私なんかは不信感を逆に覚えてしまう。だから、さっき言ったように、あの足形を作るのに、東京藝術大学だって、いや、作ってみないうちはわかりませんなんていう話でやってきたわけではないでしょう。例えば大沢石、田上町が用意するのにただというわけではなかった。それとも、どこか落っているのを拾ってきたのか。そういったものも、その事業が幾らかかって、幾らで終わったかというそんなものを示さなかったら、我々、結果が出てきたっていいとか悪いとか何も言えないではない。そういうことを言っているわけ。あなたたちが年間300万円盛っています、だから何なの。では、その根拠って何。契約書にちゃんとそれが盛ってあるのかという話。そこを言っているわけです。したがって、残念ながら、申し訳ないけれども、私、例えば芸術なので事業実施の経験がなく積算ができなかつ

た、こんなこと許されるのかという話。では、経験がなかったら何でもかんでも予算計上していいのかという話になるではない。そんなの駄目だという。私は、この内容では満足しません。

委員長（藤田直一君） 今小野澤委員の言っていること分かりますか。要は、産業振興課が出したこの資料では、なかなか私ども議会の当初計画が、連携するのは分かりました。当初の予算は300万円ほど計上されました。でも、初年度は新型コロナウイルスの関係で30万円ぐらいしか使えませんでした。今後どういうふうにしていくかの説明は当初からあったのかということなの。どれぐらいの金額を予定して、いつまでに完成をする、それで全体の金額はどのように、概算でもいいですけども、検討され、進めているのですかということなのです。だから、経過から見れば、最終金額が幾らになり、概算ですよ、あわせて期間がいつまでかかっている、そういう計画がしっかりとされてきたのですかということなのです。この説明でいいですか。小野澤委員。

2番（小野澤健一君） いや、簡単に言って、あの足形を作るのに、あなたたちは幾らと見込んでいて、結果として幾らかかったのですかと、こういうわけだ。ただそれだけ。非常に簡単なことなの。石をただで手に入れたものであれば原材料費はただでしょう。東京藝術大学だって作成費は請求していると思うのだ。制作費というか。学生だってやっぱり、幾ら自分の学業のためと言っている、派遣になれば日当を払うかどうか分からないけれども、それについてどういう、教授がまとめてもらっているのか、あるいはゼミというか、そういうもので得ているのか分からないけれども、あれだって田上の町民の財産になるわけだ。財産になるわけ。だから、それについて詳細が分からないなんていうのは、それは無責任過ぎるのではないのかということ。だから、今委員長からも言っていた、それを簡単に言えば、当初幾らと見込んでいて、最終的に幾らかかったのですかと、こういうこと。その中であまりにも莫大にかかり過ぎていけば、それってその間に議会に対して説明があったのかという話。そういうことを問題にしているわけ。そういうことです。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） すみません。説明のほう、また資料のほう意図に合わなかった部分ですみません。もともとこの事業、大学のほうからは3か年でというふうなお話もございました。そう考えますと、3か年、300万円と考えると、900万円という数字がおのずと出てくる数字になります。ただ、実際、また言い訳になるかもしれませんが、やってみてという部分もありますので、その辺の部分で既に石の行ったり来たりの部分だったり、そういう部分も増嵩していますので、今申し上

げた900万円という部分では今収まってはいない状況でございます。あと、あわせてまして今後の部分、すみません、表現の部分がうまくなかったのです。一番最後のところですけども、今後の取り組みという部分ですけども、確かにそのとおりで、今後もやっていきたいというお話は今までも何回かしたような記憶はあるのですけれども、具体的にいつまでといったような話は確かにしておりませんので、その辺は、当然相手もある話ですので、向こうとも話をした中で協議のほうをして、やめるならやめる、続けるなら続けるという話になろうかなというふうに思います。

委員長（藤田直一君） 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時59分 再開

委員長（藤田直一君） では休憩前に引き続き、再開をいたします。

今ほど補佐から話を聞きますと、令和2年、令和3年、令和4年の3か年で計画をおおよそ900万円できてきたのだそうです。しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルスの関係上でほとんどできなかつた。そして、令和3年、令和4年、令和5年という形で産業振興課は一応令和5年も含めた中での3年間でやり抜きたいというふうな考えをお持ちなのです。要は900万円に対して、ここに出ている数値は1,200万円ほど、1,200万円弱来ています。この数値は令和5年度を含めた計画で……

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 令和4年の中に入れてありますが、令和5年度をもって一応完成としたいと。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） 令和4年度で完成をしたいと。だから、この件につきましては全協か何かを開いて改めて説明を伺いたいというふうに思います。それでよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

委員長（藤田直一君） では、以上で本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆さん、大変お疲れさまでございました。委員の皆さん、しばらくお待ちください。

本日の審査報告ですが、質問数と総括質疑について副委員長から報告をお願いします。

副委員長（中野和美君） それでは、質問数は28件、総括質疑1件です。

総括質疑では、池井委員のほうから両小学校の統合の検討はという。内容としましては、田上小学校、1学年25人、女子9人、少人数の状態に突入しました。出生数40人以上が続いています。

（以下の声あり）

副委員長（中野和美君） 40人以下でした。以下が続いています。統合の検討はいつ入るのか。どのような状態になったらするのか。出生数、平成29年41人、平成30年43人、令和1年43人、令和2年33人、令和3年36人。どう教育体制を組んでいくのかが質問内容となります。

そうしますと、この決算審査特別委員会の質問数、最終的に合計137件、総括質疑5件となります。

委員長（藤田直一君） それでは、午後1時15分から……

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） いいですか。早い。

（何事か声あり）

委員長（藤田直一君） それでは、午後1時30分、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

委員長（藤田直一君） より総括質疑を行います。

では、閉じます。

午後零時07分 休憩

午後1時30分 再開

委員長（藤田直一君） 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

傍聴に三條新聞のほうから申出があります。許可しております。

決算審査特別委員会に付託されました8案件、3日間審査し、委員の皆さんから137件の質疑、5件の総括質疑がございました。

それでは、総括質疑を行います。

2番（小野澤健一君） では、総括質疑をさせていただきます。

私の質問事項は、予算の執行管理の徹底についてであります。監査委員による決算審査意見書の審査意見として、不用額の多さが指摘されました。その背景として、予算の執行管理体制に何か大きな問題点があるのではないかと危惧しています。予算は補正予算により更新され、決算に近いものとなるのが一般的です。予算執行に

より事業や施策が実行されることに鑑みると、不用額の多さは、本来的事业や施策の実効性を損ねているのではないかと懸念します。無駄遣いを推奨するものではありませんが、不用額のタイムリーな把握（予算執行のタイムリーな把握）をもってすれば、さらなる事業、施策の展開による行政サービスの拡充、拡大が可能となります。また、不用額の把握は事業、施策の進捗管理の徹底が前提となることから、それらがなされれば、PDCAを通じてそれらの実効性も高まります。

そこで質問をいたします。1番目、予算の執行管理は具体的にどのように管理されていますか。

2番目、毎年監査委員の指摘を受けておりますが、具体的に改善してきていることはありますか。町長として具体的に改善の指示はしていますか。

3番目、町長自ら予算の執行状況の把握はしていますか。

以上、質問3点でございます。

町長（佐野恒雄君） それでは、大変お疲れさまでございます。まず最初に、小野澤委員の質問にお答えしたいと思います。

予算の執行管理の徹底についてであります。まず、1点目の執行管理の具体的な方法につきましては、基本的にはそれぞれの課、局において日々執行状況を確認しながら、必要によって補正等を行っております。

2点目の監査委員の指摘に対する改善策につきましては、例年監査委員による決算審査後に提出を求められるその他意見において、昨年度、不用額の対応について指摘を受けております。その対応策として、庁議におきまして私のほうから、常日頃から事業の進捗状況をしっかりと把握し、補正等の対応を行うよう指示をいたしました。結果的に昨年度より金額は減額したことから、監査委員による決算審査において、かなり改善はされていますが、まだまだ多い科目があることから、今年度も審査意見書に改善を求められました。正直なところ、3月議会の議案の締切りが2月上旬ということもあり、その時点で見込むことから、科目によっては減額できずに不用額となるものもありますが、改めて庁議において、常日頃から事業の進捗状況をしっかりと把握し、補正等の対応を行うよう指示してまいります。

最後の予算の執行状況の把握につきましては、これまで私自身が直接管理はしておりませんけれども、必要に応じて各課長から報告を受けておりました。今後につきましては、先ほども申し上げたとおり、各課長に指示するとともに、監査委員の指摘を踏まえ、私自身といたしましても、庁議において主要な事業の進捗、予算執行状況等について定期的に報告を求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

2番（小野澤健一君） なぜこの予算の執行管理の徹底についてということで総括質疑をしたかということは、先ほど質問のところで述べました。なかなか行政のほうにはないのでしょうけれども、資金効率というふうな考え方はやっぱり持っていかないと駄目だと思うのです。ましてや行政運営上最も大切な予算の執行状況について、残念ながら、言葉が過ぎるかもしれませんが、把握をしていない、あるいは把握をしようとしなない。こういったことは、やはり役場庁内あるいは田上町内で起きている、いわゆる現場に関して関心がないというふうに言われてもしょうがないと思うのです。町長は今ほど反省の弁というか、今後こうやりますということで述べられました。私は、それを補佐するナンバーツー、いわゆる副町長、町長がそういうことを言わざるを得なかったものに対して恥だと思ふべきだ。町長以上に副町長がもっとグリップを利かせて自分のところにそういった情報を集める、いわゆる一元管理をしなかったら、今現在田上において全体を俯瞰できる人間が一人もいないということだ。町長言われたように、課長に任せます。課長に任せた結果がこうなっている。したがって、町長自らが一々聞いてこいとは言いませんけれども、それを要は仕組みづくりの中で情報が集まってくるようにするのがナンバーツーの大きな役割だ。不用額をゼロにすることは、これ実質的にはできないと思います。今言われたように時期的な問題が当然ありますので、それは私そこまでは言うつもりありません。ただ、あまりにも人に任せる、人に任せるのは全て悪いとは言いませんけれども、誰か1人だけでもそういった情報を一元管理できる、そういった人を置いてもらいたい。田上町で今何が起きているか、あるいは役場の庁内でどういう今状況になっているのか、この人に聞けば全部分かるのだよという人が残念ながらいない。我々も各課長のところに回って、どうだ、ああだ、どうだ、ああだという形で聞くしかない。したがって、こういった流れの中で予算管理。予算を実行しなければ施策が具現化できないわけですから。監査委員の意見書にも、リップサービスありますけれども、職員の皆さんが一生懸命やったおかげでお金が余ったのだと、こういう言い方になりますけれども、実際その余らせること自体がどうなのかという話。流用をばんばんすれとか、そういう意味ではない。こういうものをやりたいので、この予算を編成をします、承認してくださいと。では、やってくださいという中で事業あるいは施策を実施するわけですから。例えば経済政策であれば、1,000万円の予算を盛ったけれども、チケットが売れなくて800万円でした、200万円余りましたでは困る。1,000万円を市場に投下しようとしているわけですから、徹底的に投

下できるような、そういった努力をしてもらいたい。そういったことがひいては地域経済の活性化、それから住民の皆さんの暮らしの安定、こういったものにつながるわけですので、私が再度言いたいのは、今役場の庁内で物事を俯瞰できる人が一人もいないと。一人もいない。それは町長にやれというのではない。上に立つ人間はいろんなことをやらなければ駄目なので、それを町長がやれないのであれば副町長がしっかりとやらなければ駄目だ。副町長に聞けば全て分かるのだと、こういう状況で持っていないと町長が所信表明で言われたガバナンスの構築なんていうのは夢のまた夢です。ぜひとも現場を知って、そしてその現場に基づいた施策あるいは事業、こういったものをしっかりやる、そしてその中で予算を有効に使うというやり方をぜひとも構築してもらいたい。座して待っても何も残らない。座して待つというのは、座して待って死ぬよりは、出て行って活路を見いだせと、こういう文言の中での一句であるわけですから、ぜひとも今こういった厳しい新型コロナウイルスの状況、あるいは物価高の状況、町民あるいは事業者が非常に困窮をしている、こういった困窮をしているそういった状況をちゃんと理解をして、速やかに予算が実行でき、その効果が発揮できるように体制を構築をしていていただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

町長（佐野恒雄君） 予算を100%執行、これはなかなか難しい話ではあります。しかしながら、予算に対してどれだけの執行状況であるかということは逐一課長、局長から報告を受けております。実際問題、なかなかそうした予算を的確に実行していくこと、このことはどうしても必要なわけですがけれども、なかなか100%執行するわけにいかない。しかしながら、そうした執行できないそういう状況把握、これには私も副町長も努めておるつもりです。そうした報告を受ける中で課題を捉えて、それはまた庁議なり対策を考えた中で手を打っている、そういう努力はしているつもりであります。

以上であります。

2番（小野澤健一君） 町長からおやりになるということなので、ぜひともさっき申し上げたように、ゼロにはできないにしても、前期よりも今期、今期よりも来期ということでそういった不用額が減って行って、真の事業であるとか施策、こういったものができるように。保健福祉課のように、金が大量に余っているにもかかわらず全く上のほうが理解をしていない、あるいは認識をしていない、そんな状況では困りますので、そして課長任せというのはやっぱり駄目です。やはり自分のところに

情報が入ってくるような仕組みづくりや何かをしなければ、課長が言わなかったら分からないという話になりますから。それは課長に対しての信頼感とかそういうものではなくて、それは上に立つ人間のある意味では責任放棄だろうと私は思います。したがって、今後、過ちは過ちで起きてしまったのはしょうがないにしても、今後そういったことがないような仕組みづくり、こういったものを庁内的にやっていただきたいと。PDCAというのは、本当にどの役場の場合、プランと実行はするけれども、チェックとアクションが何もしていないと、こういうふうに私は思っておりますので、予算管理の前提である各事業、施策の進捗管理、これらについても徹底をしていただきたいと思うし、適宜町長のほうから適切なご指示を出して、政策、事業、こういったものがいかに実施できるような体制を構築していただきたいというふうに思います。

私は以上です。

町長（佐野恒雄君） 今後とも予算の執行状況、これらについてはしっかりと把握をしながら各課に指示をしていきたいなと思っております。

委員長（藤田直一君） 以上で小野澤委員の総括質疑を終わります。

続きまして、池井委員。

12番（池井 豊君） ふるさと納税の評価と今後の目標ということで総括質疑をさせていただきます。

私、予算委員会の中でも、非常に目標値は低いのではないかとということで、2億円ぐらいの設定でみたいな話をしてきた経緯や、一般質問でもお尋ねしてきた経緯がありますので、あえてこの令和3年度決算を見ての町長の感想といいたいでしょうか、イメージと、これからの取り組みについて聞きたいと思っております。

令和3年度、当初予算1,200万円に対して、実績として2,467万円と2倍以上の実績でございました。数字を見るとまずまず頑張ったと思っております。町長としての評価はいかがでしょう。

しかしながら、私の質疑ではないのですが、同僚議員の質疑の中で室長に目標値を尋ねると、前年を割り込まないようにするというような非常に後ろ向きな目標宣言でした。やればできるのに、目標が低い。今年の取り組みでは新規返礼金1万3,000円を設定したら人気が高かったという、こういう経験を積んでいるわけなのです。やればできるのに、目標値を低くしてそれに取り組まない。今後はもっと高い目標で取り組むべきだと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） それでは、池井委員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の評価と今後の目標について、まずふるさと納税の評価のご質問であります。令和3年度の当初予算では、これまでの動向から、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛により、人気商品であります温泉利用補助券の返礼品申込みが減少するということが想定されましたため、令和2年度と同額を計上いたしました。しかしながら、コロナ禍で県をまたいでの旅行ではなく、近場での旅行が好まれたこともあり、県内在住者からの温泉利用補助券の申込みがコロナ禍前の状態まで戻ったことや、新規返礼品として他市町村でも人気がある工業製品の追加によって寄附金額が伸び、令和3年度の寄附額は過去最高額を更新したところがあります。私の評価としては、職員が各事業所へ直接呼びかけを行い、新規参入事業者の出品に結びついたことや、ポータルサイトを2つ増やして多くの方の目に触れるようにしたことなど、職員の地道な努力が実を結んだものと評価をしているところであります。

次に、今後の目標について、高い目標で行うべきとのご指摘であります。私自身も、委員がおっしゃるとおり、しっかりと目標を定めて取り組んでいくべきであると考えておりますが、現在の令和4年度の8月末までの寄附金額の実績を見ると、前年同月までと比較いたしますと低調になっている状況であることから、高い目標設定は非常に厳しいというふうに判断をしております。そういう点を踏まえて、政策推進室では前年度を割り込まないようにというふうに回答したというふうに理解をしております。しかし、委員ご指摘のように、目標設定もなく取り組みするよりは、ある程度目標を持ち推進していくほうが効果的であると私自身も考えております。そこで、令和4年度に入り、引き続き返礼品の新規登録の声かけを行ったり、小家族向けにも気軽にお試しできるように小分けにした商品のラインナップを追加したり、人気のあるお米を定期便として提供したり、または寄附者に好まれるような工夫を行いながら、寄附額増加に向けた取り組みを行ってまいります。現状では大変厳しい状況ではあるのですけれども、過去最高を上回る約3,000万円の目標を掲げ、その達成、目標値に近づけるように推進していきたいというふうに考えております。

以上であります。

12番（池井 豊君） 了解しました。3,000万円という、何かちょっとは大きな金額だと思うのですけれども、南魚沼市、燕市とまではいかなくても、2億円ぐらいのふるさと納税があって、それで1億円の新規事業ができるというぐらいのそういう夢

があつていいと思いますし、このふるさと納税、ふるさとを思う、商品が欲しいからというのものもあるのだろうけれども、田上を応援したいという思いで皆さんがふるさと納税してくれると思うので、そのお金によって、クラウドファンディングではないけれども、護摩堂山に山頂トイレができたとか、または竹あかりこれからやりますけれども、それが定例化できるとか、また福祉、心起園に代わる福祉の何かのサービスができるとか、そういうような縛りがないといいましようか、お金で寄附というか、来るわけですから、それを活用していろいろな事業ができるという、そういうスタイルをつくってもらいたいと思います。ぜひ大きな目標値でやっていただきたいということをお願いして、終わります。

委員長（藤田直一君） 池井委員の総括質疑は終わります。

続きまして、今井委員。

8番（今井幸代君） 皆さん、お疲れさまでございます。それでは、私のほうからは産業振興課の労働環境について質疑させていただきたいというふうに思います。今回産業振興課というふうに申し上げておりますけれども、言わば全体にも関わってくる話なのだろうというふうにも思います。

令和3年度、産業振興課所属の職員の退職が続いたりということもありまして、新型コロナウイルス関連の業務ですとか事業、また公共交通ですとか道の駅の業務等、大型事業が重なって、これは令和2年度も同様な状況であったというふうに思います。こういった業務過多と思われるような状態が非常に長期化をしている、そういった中での労働環境というのは非常に懸念される状態であるというふうに捉えています。業務過多の状態が長期化すれば職員の心身への影響もあるのではないかとこのように捉えています。そういった中で令和3年度を振り返った中で、こういった事業の各課への振り分けですとか、または人員配置等で改善できる点であったりとか、改善すべき点があったのでは、できる点等も含めてあったのではないかとこのようにも捉えるのですけれども、その辺りの町長ご自身の受け止め方がどのようになっておられるのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

あわせて、今年度も先般の6月定例会において同僚議員からもこういった職場の環境ですとか人材育成等の一般質問もありましたけれども、そういった中で、町長のご答弁では、職場の風通しですとか、明るい職場づくりを念頭に職員との面談をしているというふうなご答弁がありました。こういった問題は令和3年度も継続的に引き続きやってきた、積み重ねてこられたことなのだろうというふうに理解をしておるのですけれども、こういった職員との面談をする中で、町長自身が捉えてお

られる労働環境ですとか職員が働く職場環境における課題というものが、どういったものが存在するのか、また適正な業務量というのはどういったものになってくるのかというのをお聞かせ願いたいというふうに思います。職員皆さんそれぞれが、町長も同僚議員も言われていたとおり、人財、人の財産として、人財として個人のそれぞれの資質の向上や、モチベーション高く業務に取り組める、そういった環境づくりをぜひぜひ進めていただくために、町長の令和3年度における職場環境、労働環境の捉え方というもの、また改善すべき点があったのかどうか、その辺りの見解をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 労働環境についてのご質問であります。これまでの職員の定数の考え方としては、国からの通知に伴って職員数の削減を余儀なくされる中で、機構改革等を実施をしながら削減してきましたが、ある時点において、これ以上の削減は厳しいと判断し、退職補充を基本とすることといたしました。しかし、町が取り組む事業も日々変化をするなど、業務量の増加などにより職場環境も大きく変化してきております。

そうした状況下、退職補充の基本的な考え方は変えてはおりませんが、必要に応じて採用数を増やす等の措置を行うなど、課における業務内容に応じた職員配置を行ってきたところです。ちなみに、産業振興課についても増員はいたしております。しかし、年度途中における職員の退職、職員の休職等、予期せぬ事態等によって職員の不足等が発生していることも事実であります。その際の対応といたしましては、臨時職員等での対応や、または全庁挙げて協力体制を築いてきたところでもあります。

いずれにいたしましても、その時々状況に応じて採用数を増やす等の措置を行うなど、課における業務内容に応じた適正な人員管理に努めていきたいというふうに考えております。

次に、労働環境や職場環境の課題につきましては、先ほど職員の退職等、若干触れましたけれども、令和3年度は特に町の将来を担う若手、中堅職員が希望退職する事例がございました。これからの活躍を期待していただけない、非常に残念でなりません。退職理由につきましては、それぞれの事情によるものでありましたけれども、職場環境や人間関係が影響している面も確かにあったかと思っております。こうした問題の課題等は様々あるわけではありますが、まずは私自身が直接職員の生の声を聞くことが重要であると考え、令和2年度より定期的に全職員と懇談する場を設け、より風通しのよい職場になるよう、職場環境の向上、改善に取り組んできたところ

であります。

また、管理職に対しては、常日頃から日常の業務や人事評価による個人面談などの場を通じて課員や係員の体調を把握し、予防や早期発見に努めるように指示をいたしております。特に今年度は新規採用職員も多いことから、十分注意をするように併せて話をさせていただきました。

次に、適正な業務量はどのようなものかにつきましては、一概にこの量ですと言うことは正直難しいというふうに考えております。

最後に、人財に関するご意見につきましては、以前、熊倉議員の一般質問でも人は会社の経営資源における貴重な財産である、このことは、町を発展させていくためには、職員の人財確保というのが最重要課題であるというふうに回答をさせていただきました。今後もこの考え方を持ち続けながら、一方で風通しのよい職場になるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

8番（今井幸代君） 人員配置に関しては、増員はしたということですがけれども、数だけそろえば業務がしっかりと進むかといえば、決してそうとも言えない部分もあると。確かに数も必要かと思えますけれども、実際に新人職員を2人つけるのと中堅の職員を兼任させるのでは業務の進め方というのはやはり大きく異なってくる部分もあるのだろうというふうに思います。そういった数だけを合わせるということではなくて、やはり全体の業務量や、そういった部分をしっかりと勘案していただいて、ある一方の課だけが非常に業務過多の状況にならないように、その辺りはしっかりと管理職の皆さん方で注意をしていただきたいなというふうに思います。令和3年度は、管理職と言われる課長級の方の体調不良等で長期の療養が必要になるようなケースもありましたし、そうなってくるとやはりその課内を取りまとめていくところの体制というのなかなか難しい部分も出てくるのだろうというふうに思います。そのときにやはり、副町長しかり、町長の2人がしっかりと状況を見ながら、適正な人員配置や人的なサポートを年度途中でも対応できるような体制をしっかりと構築していただいて、こういった職員の退職等が続かないような、しっかりとした職場環境を構築していただきたいというふうに思います。特段、今いただいた答弁で理解はしておりますので、ぜひそういった部分よく捉まえていただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（藤田直一君） 今井委員の総括質疑は終わります。

続きまして、渡邊委員。

5番（渡邊勝衛君） それでは、私のほうから、質問事項として、宝の山、護摩堂山の管理についてお聞きします。

私も宝の山、護摩堂山には孫と毎月登り始めてから3年がたとうとしております。産業振興課の皆様のご努力により、登り口にある休憩所も春先の大掃除できれいになり、登山道もあじさいまつりの前に細かい砂利、碎石を入れていただき歩きやすくなっております。残念なことに、今年のアジサイの花は、タケノコの収穫時期と重なり予防の時期が遅くなり、登り口付近と頂上手前の手洗い場付近の日が当たらないところは花が咲いておりません。予防の時期が遅れたのが原因とけあーずの職員は言われております。

質問1番目、昨年の決算審査特別委員会で小嶋議長が護摩堂山の草刈りの頻度について質問されております。延べ3回の草刈りの実施をしておりますとの答弁でした。アジサイの管理は、防除、剪定をしていますとの答弁でした。残念なことに管理がされていないときがあります。産業振興課も多忙かと思いますが、工程表とチェックリストを作成し、対応していただきたいと思っております。今後の対応について町長に尋ねます。

2番目、山頂のトイレの件ですが、藤田議員から一般質問されております。汚いトイレの護摩堂山です。登山をする方にも必要のトイレです。今後の対応について町長に尋ねます。

以上の2点です。

町長（佐野恒雄君） では、渡邊委員の質問にお答えいたします。

宝の山、護摩堂山の管理についてであります。1点目のあじさい園の管理についてです。令和3年度の管理は、これまでに引き続いて、町内事業所のけあーずに管理を委託してきたところですが、春の除草から始まって、予防、剪定、冬囲いと大まかなスケジュールは例年決まっております。ただし、年によっては、気候の変化もあり、多少前後しますが、業務内容についてはほぼ変わりません。地元事業所ということもあって、施業内容や時期について柔軟に、かつ早めの対応をしていただいております。ただ、一方で、面積が広いことから、登山者の方々からのご指摘を受けてからの対応となって、結果、後手に回っているケースもございます。今後とも、職員による巡視と並行する中で、事業所と連絡を密にしながら、年間の工程表の作成、作業に入る際、終了した際の連絡などの方法について改めて協議し、改善を図ってまいります。

2点目の山頂トイレの件であります。さきの12月定例会の一般質問で、このトイレの件に関してご質問をいただいております。現在、工法や金額等について検討いたしておりますが、まだ最終的な結論を出すまでには至っておりません。この件に関しましては、いましばらくお時間をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

5番（渡邊勝衛君） それで、この前の日曜日ですか、私、護摩堂山へ孫とハイキングに行ってきました。その中において、一番頂上のところに広場があるのです。そこに行ったら、草がもうこのくらいまで伸びているのです。ラジオ体操する場所。上のところの広場。ちょうどそのときに一番小さい子が小学校1年生の子でした。とても体操できる状態ではなかったのです。それは今日、近藤課長補佐にお願いして、何とか草刈りしてくれということをお願いしておきましたので、それは解決できるかと思えます。それが本当にいい方向での繰り返しではなくて悪い方向でなかなか、さっき町長も話ししました。何とかいい方向に持っていきたいというような話ししてくれたのですけれども、U字溝の中の砂利とか、そういうところがやはり多くなって、今年救急車で運ばれた方もいると聞いております。それを考えれば、職員1人の方が頂上に行くのではなくて、代わりばんこに私職員のほうから上がってもらいたいのです。そうすることによって、護摩堂山は本当に町長は宝物と言われておりますので、私もそう思っております。そうした場合、産業振興課の職員の方が忙しかったら、私、他の課長から行ってもらってもいいと思えます。それを見てもらえれば現状というのが非常によく分かると思えます。先日も、金曜日の日、庄瀬の小学校の生徒が70人ほど行ったそうでございます。また、来月になると田上小学校の3年生が行くという話も聞いております。特に団九郎の関係で田上小学校の3年生は今一生懸命に勉強しております。そこで、昔、護摩堂山の城はどこにあったのだと、それは先生から聞いて初めて分かるわけです。そうすることによって、大きくなった場合、ここに、護摩堂山のところに城があったのだよというような時期が来ると思えます。そのためには必ず行ってもらって、そこにおいて、先ほど町長も何とかして早く洋式のトイレを造ってやりたいということをおっしゃったけれども、そこを少しでも早く私は進めていってもらいたいと思えます。令和3年度、町も約820万円ほど護摩堂山に投資しております。その投資が本当に100%うまくいって、この護摩堂山に約820万円の金を使ったのだなという、本当にその現実分かるように私になってほしいと思えます。7月のときに護摩堂山に登ったとき、私より1歳上の女性の方がちょうど帰りに、私、孫と必ず頂上で御飯を食べて帰っ

てくるわけだけれども、途中のところの便所があるところの休憩所で御飯を食べていました。おまえさん、何でそんなところで御飯食べているのだねと私言ったら、頂上に便所はあるのだけれども、とても用を足される場所でないということ言われました。私も三条の社長ですか、私の高校の仲間なのですからけれども、やっぱり1年に1回ぐらい護摩堂山で会うのです。彼も一生懸命、私も高校時代のときに8人ぐらい仕事していたのだけれども、今三条では450名ぐらいの従業員を使って約100億円の売上げをして、非常に伸びた会社の社長でございます。いい山だねと言っているのですけれども、やはり洋式便所がないのが寂しいと言っております。これから検討されるということで、結論がどこに出るか分かりませんが、何とかして町のためにも護摩堂山を宝の山にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 護摩堂山の管理、しっかりやっていきたいと思ひます。それこそ本当に大勢の方々から愛されている護摩堂山ですので、しっかりと管理していかなくてはならないなと思ひしておりますし、担当課においても時々登って、そうした不備なところというふうな形で登ってもらっているわけですが、やはり毎日登っておられる方、それこそ本当にあの山をよく利用されて、護摩堂山を利用されておられる方、そういう方々の意見というのは非常に貴重なご意見だなというふうに思ひしておりますので、そうしたご意見をいただいた中で、適切にひとつ管理をしていければなというふうに思ひしております。トイレについては、もう本当に申し上げることもないのですが、もうしばらく時間をいただきたい。できれば本当にあの中で深呼吸ができるような、そんなトイレにしたいなというふうに思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（藤田直一君） 渡邊委員の総括質疑は終わります。

続きまして池井委員。

12番（池井 豊君） 両小学校の統合の検討について教育長にお伺ひしますが、場合によっては町長からも答弁してもらいたいと思ひております。

令和3年度、田上小学校、第1学年は、ついに25人、1学年25人、そのうち女子、1学年が9人という少人数状態に突入したと言ひていいと思ひます。出生数40人以下が続ひています。統合の検討はいつ入るのでしょうか。統合というとは相当難しい作業があると思ひますし、私は出生数70人前後でいくなれば統合は必要ないと思ひていましたけれども、やっぱりどう考えても教育のスケールの大きなメリットが必

要になると思います、人数も。そのような、いつから統合に入るのか、またはどのような状態になったら統合を検討する必要があるのかお伺いするとともに、出生数、平成29年が41人、平成30年が43人、令和元年が43人、令和2年、ついに33人、令和3年36人という、この40人前後がもう小学校に上がってくる時期になります。この少人数でもし田上小、羽生田小、2つに分けられたなら、その中でどう教育をしてくるか。さっき冗談で言っていましたけれども、例えばソフトボールを体育の授業でやろうと思ったら、1つの学年でできないのです。18人いないと。だから、ではソフトボールをやめてバスケットボールにしますよというような形ではかわいそうなので、また大勢のグループワークの中で、グループダイナミズムの中でいろいろな教育を展開していくというのは子どもの学びに必要なだと思います。そういう意味でどういうふうな教育体制を組んでいくのか質問をいたします。

教育長（安中長市君） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

両小学校の統合の検討についてのご質問ですが、田上小学校、羽生田小学校については、令和3年度の児童数が田上小学校で216人、羽生田小学校で251人となっています。現在、年間の出生数が40人程度であり、残念ですが、10年後の児童数は現在の半分になる見込みです。今後、児童が学習する上での学校の適正規模と、それから建設から約40年を経過した校舎の維持管理の両面から議論、研究していかなくてはならない課題だと考えております。しかし、両小学校とも創立から150年前後の歴史があり、地域に根づいた伝統ある学校です。丁寧な慎重な対応が必要だとも考えております。

具体的にいつからどのように始めるかは今すぐお答えはできませんが、しっかりと考えていきたいと思っています。私の考えですが、まずは教育委員の皆さんといろいろな考え方を議論をして深めていきたいと思っています。

以上です。

12番（池井 豊君） 教育長、シュッショウ数のことをシュッセイ数なんて間違えるようでは問題ですよ。現実に来年、再来年、途中、移住とかがあったりしてこんなに40人ではないかもしれない、50人ぐらいだとは思いますが、50人の子どもが上がってくるのです。その上がってくるのに今検討していなくて、これから検討していきますなんていうと、その新しく小学校に入ってくる50人、40人の子どもたちは不遇の教育環境を強いられることになるのです。そういう子どもたちが上がってきたときに今までの子どもたちと同じような教育環境を整えてやるというのが町の責務だと思いますので、そこはしっかりとちゃんとした教育が行われるような体制を

早急に検討してください。教育長については、今の話で早急に検討するかどうかということを質問するとともに、町長に、多分教育部局は、財政面のこともあって、なかなか問題視しづらいと思っているのです。町長は、教育の効果のほうは別として、財政として校舎の老朽化も含めてどのような感じで捉えているのか、それもお聞かせいただければと思います。

町長（佐野恒雄君） この学校の統合問題、これは大変難しいといえますか、重い課題です。ですから、それはもちろん財政的な面もありますし、教育的な立場での議論も必要だと思います。そうした中でこれから本当にどういうふうにするべきなのか、それはしっかりとこれから研究していきたいと思っております。

教育長（安中長市君） 残念ながら、さっき言いましたように、10年後には半分になるという現実がありますので、その中でしっかりとした教育活動ができるかどうか検討していきたいと思っております。人数が半分になったら十分な教育ができないかという、それは言い過ぎなのです。120人だって、120人の学校もしっかりやっています。ただ、活力がないということに関して言えばそうかもしれません。ただ、少ない人数のほう为国が行っている全国調査とかMR Tが高くなるという結果も出ています。そういったことも全部踏まえて、確かに生徒数が少なくなっていくわけですから、教育委員会として池井委員がおっしゃったことを心にして前に進んでいきたいと思っています。

委員長（藤田直一君） 池井委員の総括質疑は終わります。

それから、教育長よりご連絡があります。

教育長（安中長市君） この場を借りてお話しさせていただきます。

10月1日に中学校の運動会があります。10月8日に小学校の運動会があります。去年もおととしもだったのですが、残念ながらまた学校のほうでも非常にコロナ禍が収まりません。大変申し訳ありませんが、議員の皆様にはご案内を差し上げません。ただ、見に来ましたら、テントには幾つか席を用意しておきますので、ぜひ声をかけていただいて、そこで御覧になれるようにしておきますので、お願いします。また、11月2日の町のいじめゼロスクールも同じようにご案内しませんが、大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

委員長（藤田直一君） 執行の皆さん、大変お疲れさまでした。委員の皆様、しばらくお待ちください。

これより本委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8案件につきまして、順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号 令和3年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

14番（高橋秀昌君） 私は賛成の立場で討論に参加しますが、詳しいことは本会議で言わせてもらうということで、それだけでよろしいでしょうか。皆さん、いいですか。

（はいの声あり）

委員長（藤田直一君） ほかに。

しばらくしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言をお願いします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより、認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(藤田直一君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

最後に、認定第8号 同年度水道事業会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長（藤田直一君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

本会議における委員長報告につきましては、副委員長と相談の上、取りまとめを行いたいと思いますので、委員長にご一任願います。

これで本日の会議を閉じます。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時30分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年9月20日

決算審査特別委員長 藤 田 直 一